

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 1 0 日) (金曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 2 号平成 2 7 年度日置市継続費繰越計算書の報告について	1 0
日程第 6 報告第 3 号平成 2 7 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	1 0
日程第 7 報告第 4 号平成 2 7 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1 0
宮路市長	1 0
池満 渉君	1 1
宮路市長	1 2
日程第 8 同意第 1 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて ..	1 2
日程第 9 同意第 2 号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて ..	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
日程第 1 0 承認第 5 号専決処分 (日置市税条例等の一部改正) につき承認を求めることについ て	1 3
日程第 1 1 承認第 6 号専決処分 (日置市国民健康保険税条例の一部改正) につき承認を求め ることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
富迫総務企画部長	1 4
池満 渉君	1 5
前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 5
山口初美さん	1 6
日程第 1 2 承認第 7 号専決処分 (平成 2 7 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 4 号)) につ き承認を求めることについて	1 7
日程第 1 3 承認第 8 号専決処分 (平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)) につき承認を求めることについて	1 7

日程第14	承認第9号専決処分（平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて	17
日程第15	承認第10号専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて	17
日程第16	承認第11号専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて	17
	宮路市長提案理由説明	17
	池満 渉君	19
	瀬川産業建設部長	19
	松田教育総務課長	19
	池満 渉君	19
	松田教育総務課長	19
	山口初美さん	20
日程第17	議案第48号市有財産の取得について	21
	宮路市長提案理由説明	21
	富迫総務企画部長	21
日程第18	議案第49号日置市職員の退職管理に関する条例の制定について	22
	宮路市長提案理由説明	22
	富迫総務企画部長	22
休 憩		22
日程第19	議案第50号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	22
	宮路市長提案理由説明	23
	富迫総務企画部長	23
日程第20	議案第51号日置市税条例等の一部改正について	23
	宮路市長提案理由説明	24
	富迫総務企画部長	24
	池満 渉君	25
	前田税務課長兼特別滞納整理課長	26
	池満 渉君	27
	銚之原財政管財課長	27
	池満 渉君	27

銚之原財政管財課長	27
日程第21 承認第52号日置市診療所条例の廃止について	28
宮路市長提案理由説明	28
野崎市民福祉部長	28
山口初美さん	29
日程第22 議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正について	29
宮路市長提案理由説明	30
冨迫総務企画部長	30
日程第23 議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）	30
日程第24 議案第55号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	30
日程第25 議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	30
日程第26 議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）	30
宮路市長提案理由説明	30
田畑純二君	32
堂下企画課長	33
東福祉課長	34
平地社会教育課長	34
池満 渉君	35
宮路市長	35
日程第27 陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情	36
日程第28 陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について	36
日程第29 陳情第5号熊本地震を教訓として「川内原発の定期検査の前倒しと避難計画の見直し」を求める陳情	36
日程第30 陳情第6号飲食店等の禁煙化の更なる促進について	36
散 会	36

第2号（6月20日）（月曜日）

開 議	40
日程第1 一般質問	40
坂口洋之君	40
宮路市長	40
田代教育長	41

坂口洋之君	4 2
田代教育長	4 2
坂口洋之君	4 2
田代教育長	4 3
坂口洋之君	4 3
松田教育総務課長	4 4
坂口洋之君	4 4
田代教育長	4 4
坂口洋之君	4 4
田代教育長	4 5
坂口洋之君	4 5
宮路市長	4 5
坂口洋之君	4 5
宮路市長	4 6
坂口洋之君	4 6
宮路市長	4 6
坂口洋之君	4 6
宮路市長	4 7
坂口洋之君	4 7
宮路市長	4 7
坂口洋之君	4 7
宮路市長	4 7
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 8
坂口洋之君	4 8
宮路市長	4 9
坂口洋之君	4 9
宮路市長	4 9

	坂口洋之君	4 9
	宮路市長	4 9
	坂口洋之君	4 9
	今村総務課長	5 0
	坂口洋之君	5 0
	宮路市長	5 0
	上園哲生君	5 0
	宮路市長	5 1
休	憩	5 2
	上園哲生君	5 2
	銚之原財政管財課長	5 2
	上園哲生君	5 2
	宮路市長	5 3
	上園哲生君	5 3
	宮路市長	5 3
	上園哲生君	5 3
	宮路市長	5 4
	上園哲生君	5 4
	宮路市長	5 4
	上園哲生君	5 4
	宮路市長	5 4
	上園哲生君	5 4
	宮路市長	5 4
	上園哲生君	5 5
	宮路市長	5 5
	上園哲生君	5 5
	宮路市長	5 5
	上園哲生君	5 5
	宮路市長	5 5
	上園哲生君	5 5
	宮路市長	5 6
	上園哲生君	5 6
	宮路市長	5 6
	上園哲生君	5 6
	宮路市長	5 6
	上園哲生君	5 7

	宮路市長	5 7
	上園哲生君	5 7
	宮路市長	5 7
	上園哲生君	5 8
	宮路市長	5 8
	上園哲生君	5 8
	宮路市長	5 8
	大園貴文君	5 8
	宮路市長	6 0
	大園貴文君	6 0
	宮路市長	6 1
	大園貴文君	6 1
	宮路市長	6 1
	大園貴文君	6 1
	宮路市長	6 1
	大園貴文君	6 1
	宮路市長	6 2
休	憩	6 2
	大園貴文君	6 2
	宮路市長	6 2
	大園貴文君	6 2
	堂下企画課長	6 3
	大園貴文君	6 3
	宮路市長	6 3
	大園貴文君	6 3
	宮路市長	6 3
	大園貴文君	6 3
	宮路市長	6 3
	大園貴文君	6 3
	宮路市長	6 4
	大園貴文君	6 4
	宮路市長	6 4

大園貴文君	6 4
宮路市長	6 4
大園貴文君	6 4
宮路市長	6 4
大園貴文君	6 5
宮路市長	6 5
大園貴文君	6 5
宮路市長	6 5
大園貴文君	6 6
宮路市長	6 6
畠中弘紀君	6 6
宮路市長	6 7
田代教育長	6 7
畠中弘紀君	6 8
豊永学校教育課長	6 8
畠中弘紀君	6 8
豊永学校教育課長	6 8
畠中弘紀君	6 8
豊永学校教育課長	6 8
畠中弘紀君	6 9
豊永学校教育課長	6 9
畠中弘紀君	6 9
豊永学校教育課長	6 9
畠中弘紀君	6 9
豊永学校教育課長	6 9
畠中弘紀君	6 9
田代教育長	7 0
畠中弘紀君	7 0
今村総務課長	7 0
畠中弘紀君	7 0
今村総務課長	7 0
畠中弘紀君	7 0

今村総務課長	7 0
畠中弘紀君	7 0
今村総務課長	7 0
畠中弘紀君	7 1
今村総務課長	7 1
畠中弘紀君	7 1
宮路市長	7 1
日程第2 議案第58号日置市一般会計補正予算(第4号)	7 1
宮路市長提案理由説明	7 1
散 会	7 2

第3号(6月21日)(火曜日)

開 議	7 6
日程第1 一般質問	7 6
留盛浩一郎君	7 6
宮路市長	7 7
留盛浩一郎君	7 8
宮路市長	7 8
留盛浩一郎君	7 8
宮路市長	7 8
留盛浩一郎君	7 8
宮路市長	7 8
留盛浩一郎君	7 8
宮路市長	7 8
留盛浩一郎君	7 8
宮路市長	7 9
留盛浩一郎君	7 9
宮路市長	7 9
留盛浩一郎君	7 9
宮路市長	8 0
留盛浩一郎君	8 0
宮路市長	8 0

留盛浩一郎君	8 0
宮路市長	8 1
留盛浩一郎君	8 1
宮下農地整備課長	8 1
留盛浩一郎君	8 1
宮路市長	8 1
留盛浩一郎君	8 2
宮路市長	8 2
留盛浩一郎君	8 2
宮路市長	8 2
留盛浩一郎君	8 2
東福祉課長	8 2
留盛浩一郎君	8 3
宮路市長	8 3
留盛浩一郎君	8 3
東福祉課長	8 3
留盛浩一郎君	8 4
東福祉課長	8 4
留盛浩一郎君	8 4
宮路市長	8 4
留盛浩一郎君	8 4
宮路市長	8 5
留盛浩一郎君	8 5
東福祉課長	8 5
留盛浩一郎君	8 5
宮路市長	8 5
留盛浩一郎君	8 5
宮路市長	8 6
出水賢太郎君	8 6
宮路市長	8 7
休 憩	8 8
出水賢太郎君	8 8

宮路市長	8 8
出水賢太郎君	8 8
宮路市長	8 9
出水賢太郎君	8 9
宮路市長	9 0
出水賢太郎君	9 0
宮路市長	9 0
出水賢太郎君	9 1
宮路市長	9 1
出水賢太郎君	9 2
堂下企画課長	9 3
出水賢太郎君	9 3
堂下企画課長	9 3
出水賢太郎君	9 3
宮路市長	9 4
出水賢太郎君	9 4
宮路市長	9 5
出水賢太郎君	9 5
宮路市長	9 5
山口初美さん	9 6
宮路市長	9 8
田代教育長	9 9
休 憩	9 9
山口初美さん	9 9
橋口商工観光課長	9 9
山口初美さん	9 9
橋口商工観光課長	9 9
山口初美さん	1 0 0
橋口商工観光課長	1 0 0
山口初美さん	1 0 0
宮路市長	1 0 0
山口初美さん	1 0 0

今村総務課長	1 0 1
山口初美さん	1 0 1
今村総務課長	1 0 1
山口初美さん	1 0 1
宮路市長	1 0 1
山口初美さん	1 0 2
篠原健康保険課長	1 0 2
山口初美さん	1 0 2
篠原健康保険課長	1 0 2
山口初美さん	1 0 2
篠原健康保険課長	1 0 2
山口初美さん	1 0 2
宮路市長	1 0 2
山口初美さん	1 0 2
前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 0 2
山口初美さん	1 0 3
前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
今村総務課長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
宮路市長	1 0 3
山口初美さん	1 0 3
今村総務課長	1 0 3
山口初美さん	1 0 4
今村総務課長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
今村総務課長	1 0 4
山口初美さん	1 0 4
宮路市長	1 0 5
山口初美さん	1 0 5

	田代教育長	1 0 5
	山口初美さん	1 0 5
	田代教育長	1 0 5
	山口初美さん	1 0 6
	松田教育総務課長	1 0 6
	山口初美さん	1 0 6
	田代教育長	1 0 6
	田畑純二君	1 0 6
	田畑純二君	1 0 9
	宮路市長	1 1 0
休	憩	1 1 2
	田畑純二君	1 1 2
	宮路市長	1 1 2
	田畑純二君	1 1 2
	宮路市長	1 1 2
	田畑純二君	1 1 3
	宮路市長	1 1 3
	田畑純二君	1 1 3
	宮路市長	1 1 3
	田畑純二君	1 1 4
	宮路市長	1 1 4
	田畑純二君	1 1 4
	宮路市長	1 1 4
	田畑純二君	1 1 4
	宮路市長	1 1 5
	田畑純二君	1 1 5
休	憩	1 1 5
	田畑純二君	1 1 5
	宮路市長	1 1 5
	田畑純二君	1 1 6
	宮路市長	1 1 6
	田畑純二君	1 1 6

宮路市長	1 1 6
散 会	1 1 6

第4号（6月22日）（水曜日）

開 議	1 2 0
日程第1 一般質問	1 2 0
花木千鶴さん	1 2 0
宮路市長	1 2 1
花木千鶴さん	1 2 2
川畑消防本部消防長	1 2 2
花木千鶴さん	1 2 2
宮路市長	1 2 3
花木千鶴さん	1 2 3
宮路市長	1 2 3
花木千鶴さん	1 2 4
宮路市長	1 2 4
花木千鶴さん	1 2 4
宮路市長	1 2 5
花木千鶴さん	1 2 5
宮路市長	1 2 6
花木千鶴さん	1 2 6
川畑消防本部消防長	1 2 6
花木千鶴さん	1 2 6
川畑消防本部消防長	1 2 6
花木千鶴さん	1 2 7
宮路市長	1 2 7
花木千鶴さん	1 2 8
東福祉課長	1 2 9
花木千鶴さん	1 2 9
東福祉課長	1 2 9
花木千鶴さん	1 2 9
東福祉課長	1 2 9

花木千鶴さん	1 3 0
東福祉課長	1 3 0
花木千鶴さん	1 3 0
宮路市長	1 3 0
下御領昭博君	1 3 1
宮路市長	1 3 1
重水農業委員会事務局長	1 3 2
休 憩	1 3 3
下御領昭博君	1 3 3
重水農業委員会事務局長	1 3 3
下御領昭博君	1 3 4
重水農業委員会事務局長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
重水農業委員会事務局長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
重水農業委員会事務局長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
重水農業委員会事務局長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
重水農業委員会事務局長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
重水農業委員会事務局長	1 3 5
下御領昭博君	1 3 5
久保農林水産課長	1 3 5
下御領昭博君	1 3 5
久保農林水産課長	1 3 5
下御領昭博君	1 3 5
重水農業委員会事務局長	1 3 5
下御領昭博君	1 3 6
重水農業委員会事務局長	1 3 6
下御領昭博君	1 3 6
宮路市長	1 3 7
下御領昭博君	1 3 7
宮路市長	1 3 7
下御領昭博君	1 3 7
平田地域づくり課長	1 3 7

下御領昭博君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
下御領昭博君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
下御領昭博君	1 3 8
桃北建設課長	1 3 9
下御領昭博君	1 3 9
桃北建設課長	1 3 9
下御領昭博君	1 3 9
桃北建設課長	1 3 9
下御領昭博君	1 4 0
桃北建設課長	1 4 0
下御領昭博君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
下御領昭博君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
下御領昭博君	1 4 1
宮路市長	1 4 2
休 憩	1 4 2
久保農林水産課長	1 4 2
黒田澄子さん	1 4 2
宮路市長	1 4 3
田代教育長	1 4 4
黒田澄子さん	1 4 5
宮路市長	1 4 5
黒田澄子さん	1 4 5
宮路市長	1 4 6
黒田澄子さん	1 4 6
宮路市長	1 4 8
黒田澄子さん	1 4 8
宮路市長	1 4 8
黒田澄子さん	1 4 9

宮路市長	1 4 9
黒田澄子さん	1 4 9
桃北建設課長	1 4 9
黒田澄子さん	1 5 0
桃北建設課長	1 5 0
黒田澄子さん	1 5 0
桃北建設課長	1 5 0
黒田澄子さん	1 5 0
桃北建設課長	1 5 0
黒田澄子さん	1 5 0
宮路市長	1 5 0
黒田澄子さん	1 5 1
桃北建設課長	1 5 1
黒田澄子さん	1 5 1
宮路市長	1 5 1
黒田澄子さん	1 5 1
田代教育長	1 5 2
黒田澄子さん	1 5 2
田代教育長	1 5 2
黒田澄子さん	1 5 2
田代教育長	1 5 2
黒田澄子さん	1 5 3
田代教育長	1 5 3
黒田澄子さん	1 5 3
田代教育長	1 5 3
黒田澄子さん	1 5 3
田代教育長	1 5 4
黒田澄子さん	1 5 4
田代教育長	1 5 4
黒田澄子さん	1 5 4
田代教育長	1 5 4
散 会	1 5 5

第5号（6月30日）（木曜日）

開 議	160
日程第1 議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	
並松総務企画常任委員長報告	160
日程第2 議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）（各常任委員長報告）	
並松総務企画常任委員長報告	161
坂口文教厚生常任委員長報告	163
出水産業建設常任委員長報告	165
日程第3 議案第55号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	167
日程第4 議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	167
坂口文教厚生常任委員長報告	168
日程第5 議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）	169
出水産業建設常任委員長報告	169
日程第6 議案第58号平成28年度日置市一般会計補正予算（第4号）（総務企画各常任委員長報告）	170
並松総務企画常任委員長報告	170
休 憩	171
日程第7 陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情	171
並松総務企画常任委員長報告	171
漆島政人君	172
上園哲生君	173
日程第8 陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について	173
坂口文教厚生常任委員長報告	173
池満 渉君	174
坂口文教厚生常任委員長	175
池満 渉君	176
畠中弘紀君	178

日程第9	意見書案第2号教育予算拡充に係わる意見書(案)について	178
	坂口文教厚生常任委員長提案理由説明	178
	池満 渉君	179
	畠中弘紀君	179
日程第10	議案第59号平成28年度日置市一般会計補正予算(第5号)	179
	宮路市長提案理由説明	180
日程第11	閉会中の継続審査申し出について	180
日程第12	閉会中の継続調査申し出について	181
日程第13	議員派遣の件について	181
日程第14	所管事務調査結果報告について	181
日程第15	行政視察結果報告について	181
閉会		181
	宮路市長	181

平成28年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月10日	金	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月11日	土	休 会	
6月12日	日	休 会	
6月13日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算関係）
6月14日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算関係）
6月15日	水	委員会予備日	議会運営委員会 議運結果報告、議案等発送
6月16日	木	休 会	
6月17日	金	休 会	
6月18日	土	休 会	
6月19日	日	休 会	
6月20日	月	本 会 議	一般質問、追加議案上程
6月21日	火	本 会 議	一般質問
6月22日	水	本 会 議	一般質問
6月23日	木	休 会	
6月24日	金	休 会	議会運営委員会 議運結果報告、議案等発送
6月25日	土	休 会	
6月26日	日	休 会	
6月27日	月	休 会	
6月28日	火	休 会	
6月29日	水	休 会	
6月30日	木	本 会 議	委員会審査結果報告・質疑・表決 追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 2号	平成27年度日置市継続費繰越計算書の報告について
報告第 3号	平成27年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 4号	平成27年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 同意第 1 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 2 号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 承認第 5 号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 6 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 7 号 専決処分（平成 27 年度日置市一般会計補正予算（第 14 号））につき承認を求めることについて
- 承認第 8 号 専決処分（平成 27 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））につき承認を求めることについて
- 承認第 9 号 専決処分（平成 27 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 4 号））につき承認を求めることについて
- 承認第 10 号 専決処分（平成 28 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号））につき承認を求めることについて
- 承認第 11 号 専決処分（平成 28 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号））につき承認を求めることについて
- 議案第 48 号 市有財産の取得について
- 議案第 49 号 日置市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 50 号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 51 号 日置市税条例等の一部改正について
- 議案第 52 号 日置市診療所条例の廃止について
- 議案第 53 号 日置市営駐車場条例の一部改正について
- 議案第 54 号 平成 28 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 55 号 平成 28 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 56 号 平成 28 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 57 号 平成 28 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 58 号 日置市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 59 号 平成 28 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）
- 陳情第 3 号 日置市議会議員の定数を 22 人から 20 人に関する陳情
- 陳情第 4 号 教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について
- 陳情第 5 号 熊本地震を教訓として「川内原発の定期検査の前倒しと避難計画の見直し」を求める陳情
- 陳情第 6 号 飲食店等の禁煙化の更なる促進について

意見書案第2号 教育予算拡充に係わる意見書（案）について

第 1 号 (6 月 1 0 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 2号 平成27年度日置市継続費繰越計算書の報告について
日程第 6	報告第 3号 平成27年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 4号 平成27年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 8	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 9	同意第 2号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第10	承認第 5号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第11	承認第 6号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第12	承認第 7号 専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについて
日程第13	承認第 8号 専決処分（平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
日程第14	承認第 9号 専決処分（平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて
日程第15	承認第10号 専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
日程第16	承認第11号 専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
日程第17	議案第48号 市有財産の取得について
日程第18	議案第49号 日置市職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第19	議案第50号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第20	議案第51号 日置市税条例等の一部改正について
日程第21	承認第52号 日置市診療所条例の廃止について
日程第22	議案第53号 日置市営駐車場条例の一部改正について
日程第23	議案第54号 平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 4 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 陳情第 3 号 日置市議会議員の定数を 2 2 人から 2 0 人に関する陳情
- 日程第 2 8 陳情第 4 号 教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について
- 日程第 2 9 陳情第 5 号 熊本地震を教訓として「川内原発の定期検査の前倒しと避難計画の見直し」を
求める陳情
- 日程第 3 0 陳情第 6 号 飲食店等の禁煙化の更なる促進について

本会議（6月10日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君
上下水道課長 丸 山 太美雄 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 満 留 雅 彦 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 平 地 純 弘 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから平成28年第2回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、花木千鶴さん、並松安文君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの21日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議足と認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの21日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査の報告であります。平成28年1月分から平成28年4月分までの例月現金出納検査の監査結果及び平成28年2月18日実施分の随時監査結果について報

告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月13日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

2月11日に鹿児島労働局と雇用の創出に関する支援について、雇用対策協定の締結式を行いました。

次に、2月26日に、株式会社南日本銀行と、地域活性化に向けて連携した取り組みを行うため、地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定を結びました。

次に、3月7日に、平成28年日置市自衛隊入隊予定者の壮行式を開催し、10名の入隊予定者の門出をお祝いいたしました。

次に、4月4日に、市内にある5つの金融機関と、空き家対策について、官民一体となって課題を解決するため、空き家対策協定を結びました。

次に、4月5日に、平成28年春の全国交通安全運動出発式を開催し、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の最重点項目に掲げ、交通安全パレード及びキャンペーンを行い、期間中の交通安全を呼びかけました。

次に、4月17日、平成28年度行政嘱託員市政説明会を開催し、事業の説明及び事務の取り扱いについて説明を行いました。

また、同日、マタニティボックスの第1号の贈呈式を行い、新たな子育て支援策としての取り組みを始めました。

次に、4月27日、地域防災力の強化を目的に、日置市防災講演会を開催しました。気象災害や原子力発電など災害時の対応について講演をいただき、自治会長初め民生委員等約200名の方々に防災意識の普及啓発を図りました。

次に、5月17日、平成28年熊本地震に伴う被災地見舞いのため、熊本県宇土市を訪問いたしました。被災地では、多くの人命が失われたほか、家屋等に多大な被害が発生し、多くの方が避難生活を余儀なくされており、改めて防災対策の充実の必要性を認識させられたところでございます。

以下、5月20日までの主要な行政執行については、報告書を提出してありますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで行政報告を終わります。

-
- △日程第5 報告第2号平成27年度日置市継続費繰越計算書の報告について
 - △日程第6 報告第3号平成27年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
 - △日程第7 報告第4号平成27年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第5、報告第2号平成27年度日置市継続費繰越計算書の報告についてから、日程第7、報告第4号平成27年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第2号は、平成27年度日置市継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成27年度日置市継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

平成27年度において、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて逓次繰越により歳出予算の経費を平成28年度へ繰り越しました。

一般会計の総務費の総務管理費で、庁舎整備事業に2億4,870万9,000円、土木費の都市計画費で伊集院駅周辺整備事業7,088万円、消費費で防災行政無線整備事業607万6,000円、教育費の小学校費で、伊作小学校校舎改築事業9,226万円を繰り越したものであります。

次に、報告第3号は、平成27年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成27年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成27年度において、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、繰越明許費により歳出予算の経費を平成28年度へ繰り越すものであります。その概要については、平成27年度の国の補正予算に伴う事業や道整備交付金事業、土地区画整理事業などについて主要な手続を行いました。

一般会計の総務費の総務管理費では、再生可能エネルギー等導入推進事業2,545万1,000円、情報管理費6,299万6,000円、情報セキュリティ強化対策事業2,927万5,000円、集落間防犯灯設置事業285万2,000円。

衛生費の保健衛生費で吹上温泉施設整備事業2,733万円、浄化槽設置整備事業1,232万4,000円。

農林水産業費の農業費で青年就農給付金事業450万円、新産業創出支援事業5,803万2,000円、住環境整備費事業3,400万

3,000円、農業基盤整備促進事業5,336万2,000円、林業費で県単補助治山事業489万円、林道維持管理費134万4,000円、水産業費で広域漁港整備事業費157万7,000円。

土木費の道路橋梁費で一般道路整備事業1,209万3,000円、辺地対策事業185万7,000円、道整備交付金事業2億8,291万1,000円、活力創出基盤整備事業3,189万6,000円、橋梁修繕事業1,027万2,000円、防災安全交付金事業3,043万3,000円。

都市計画費で、土地区画整理事業のうち湯之元第一地区で交付金事業等1億3,566万5,000円、公園整備事業で3,022万4,000円。

消防費で災害対策費1,134万円。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費で4,817万1,000円、公共土木施設災害復旧費で現年補助、公共土木施設災害復旧費1,457万4,000円、文教施設災害復旧費で現年単独小学校災害復旧費335万4,000円をそれぞれ平成28年度へ繰り越したものであります。

温泉給湯事業特別会計では、温泉給湯事業の給湯管理費で、吹上温泉施設整備事業2,733万円を平成28年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第4号は、平成27年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成27年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、工事の着工時期の延伸、年度内の完成が困難となったことによる工期延長等によりそれぞれ平成28年度へ繰り越したものであります。

資本的支出の建設改良費で市道中伊作田鉦口線配水管布設替工事280万円、県道養母長里線配水管布設替工事469万円、野下地区配水管布設替工事251万円。吹上下与倉地区水源試掘工事1,000万円、吹上北部浄化槽改修工事489万2,000円。市道中原線送配水管布設替工事520万円、市道隠山線配水管布設替工事180万円をそれぞれ28年度へ繰り越したものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから3件について一括して質疑を行います。

報告第3号について発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

報告3号ということですが、2号、4号ということも含めてというような形になるかもしれません。

ただいまありました繰越明許費の総額が一般会計で9億4,000万円ほど、それに温泉給湯事業、それから水道会計といったようなものでおよそ10億円ぐらいになるわけがあります。さらに、継続事業として4億円ぐらいを継続でやるわけですが、もちろん、27年度の3月補正、ついこの前の補正での決定でございましたので、当然繰り越になるだろうということはわかります。

しかしながら、今度は新しい28年度の当初予算と比べると非常に大きな、相当な事業量になるんじゃないかということをお心配しております。逆に多くの事業ができるということは、市民の要望に応えられるということで嬉しいことでもありますけれども、またそれを順次発注をしていく時期などにも当然よりますけれども、私は、担当職員の健康管理なども含めてその職員の体制をお心配しております。技術職の職員など数が足りないとい

う話もありますし、なかなか無理をしてというところもあるんじゃないかという気がいたしますが、担当職員の健康管理も含めて、職員体制は十分なのかということをお伺いいたします。

それからもう一つ、あわせて、仕事をする市内の事業者の方々、業者の方々、梅雨どきとかいろんなときに、これまでは仕事が切れたとかなんとかというのがありましたけれども、繰り越しによって、年間を通して、通年で仕事ができるという喜びはございますが、事業量が膨大になってくると、業者の方々もかなり無理がいくんじゃないかというような気もいたしますが、その職員の体制と業者に対する配慮と申しますか、そこ辺についてはいかがでしょうか。その2点についてお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございました繰り越し、特に27年度から28年度に繰り越しをした分が大変多かったというのも事実でございます。職員の健康管理、これは一番大事なことであろうかというふうに考えております。特に、この一、二年におきまして、新しい新採の職員もいっぱい入れまして、ベテランの技術員に負担がかかっているのはもう十分認識しております。

そういう中におきまして、基本的に、さっきご指摘がございましたとおり、業者のほうからいたしますと、平準化というものの中におきましては、特に4、5月、仕事がない時期でございますので、この繰り越しをしていただければほんとに助かるというのもお聞きしております。

この事業費のパイだと思っております。平準化しながら仕事をしていくことが負担もないわけでございますけど、えてしてやはり2月、3月になりますと集中してきます。そのような中におきまして、職員を指導して

るのはなるべく平準化した発注というのを考えていかなきゃならないというふうに考えておりますので、今後、健康管理にも注意しながら、まだまだちょっとこの二、三年、特に技術者の入れかわりというのが大変多い時期になりますので、そこあたりも十分に配慮した中で仕事をしていくように指導していきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これで、報告第2号から報告第4号までの報告を終わります。

△日程第8 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第9 同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第8、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて及び日程第9、同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

平成28年6月10日をもって任期満了となるため、引き続き公認委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

内村友治氏の経歴につきましては資料を添付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第2号は、日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

平成28年7月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

新倉哲郎氏の経歴につきましては、資料を添付してあります。

以上2件をご審議よろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号及び同意第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号及び同意第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第10 承認第5号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第11 承認第6号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第10、承認第5号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第11、承認第6号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第5号は、専決処分（日置市税条例等の一部改正）について承認を求めることにつ

いてであります。

地方税法等の一部を改正する等の法律の一部が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例等の一部を改正したものであります。

次に、承認第6号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）について承認を求めることについてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部が平成28年4月に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

以上2件につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

それでは、承認第5号専決処分（日置市税条例等の一部改正）について、別紙によりまして補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年法律第13号地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、緊急を要したため専決処分したものでございます。

第1条のくくりの中の第56条、第59条の改正は、独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構へ変更するものでございます。

その下の附則第10条の2の改正は、第18項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項、第7項を追加し、それに伴い項の整理を行うもので、第18項は、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置の規定でございます。

現在、本市においては、該当する施設はご

ざいせん。

それから、第10項から第14項につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置を設けるもので、第10項が自家消費型太陽光発電設備、第11項が風力発電設備、第12項が水力発電設備、第13項が地熱発電設備、第14項がバイオマス発電設備に関する課税標準の特例措置の規定でございます。第7項は、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の規定でございます。

次の附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。法律改正にあわせての条文の整備でございます。

次に、第2条のくくりのところでございます。

日置市税条例の一部を改正する条例、平成27年日置市条例第31号の附則第5条市たばこ税に関する経過措置部分の一部改正でございます。法律改正に伴う語句等の規定の整備になります。

次のページ、改正条例附則でございます。

第1条で、施行期日を平成28年4月1日としております。

第2条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

第1項で、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとし、第2項から第9項で平成29年度以降の年度分の固定資産税について適用すると規定しております。

続きまして、承認第6号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、別紙により補足説明を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部が平成28年4月1日から施行されたこ

とに伴い、緊急を要したため専決処分を行ったものでございます。

条例第2条の改正は、基礎課税分の課税限度額を52万円から54万円へ、後期高齢者支援金の課税限度額を17万円から19万円へ引き上げるものでございます。

ちなみに、この影響額といたしましては、最終的な本算定が7月1日でございますので、昨年の本算定時の限度額超過世帯を見てみますと、基礎課税分で94世帯、後期高齢者支援金分で113世帯、介護納付金分で24世帯となっております。

第23条の改正は、基礎課税分、後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げによる改正と、同条第2号で、減額措置に係る5割軽減判定所得の算定方法の加算金額を26万円から26万5,000円に引き上げるものでございます。

第3号では減額措置に係る2割軽減判定所得の算定方法の加算金額を47万円から48万円に引き上げるものでございます。

こちらのほうでは、昨年の本算定時の基礎課税分の軽減世帯で見えますと、7割軽減世帯が2,707世帯、5割軽減世帯が1,284世帯、2割軽減世帯が908世帯、合計4,899世帯が対象となっております。国保世帯数7,797世帯のうちの62.8%が軽減世帯ということになっております。

附則としまして、第1条で、この条例は平成28年4月1日から施行するとし、第2条で、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上2件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、2件について一括して質疑を行います。

承認第6号について、発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

ただいま部長から説明をいただきました。具体的に影響のある世帯数などについても大体説明をいただいたところでありますが、ご承知のように、平成30年から国保会計については県で一本化して事業を進めていこうというような話もございます。各市の負担割合とかなんとかという具体的なことも決められていくんでしょうけれども、しかしながら、今あるそのいろんな基準というのは引き継いでいくのかもしれませんが、国保の会計そのものが非常に厳しい、そして国保税が高いと。負担感があるという話はよく聞いておりますが、実際に最高限度額、ここまで課税していいですよ、変な言い方ですが、これを超えてはいけないというところですけども、今回の2万円の引き上げによって、あるいは後期高齢者の支援金の2万円、ここら辺の引き上げによって影響額というか、ふえる額というのはどれぐらいなんでしょうか。保険税収入の中でふえる額というのは、算定をしにくい部分もあるでしょうが、およその額で結構でございます。

それから、軽減の算定額を引き上げました。ここで、軽減額がこの改正によって幾らか上がるのか。例えば、軽減世帯の全体の軽減額が少し改正によって上がるのか、いやむしろ下がってしまうよというようなことになるのか。5,000円と1万円という金額でございますので、そこ辺がどう影響するのか、大体の金額の予想についてお示しをいただきたいと思っております。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

限度額超過世帯なんですけれども、基礎課税分につきましては、平成27年度の末しか現在のところ持ち合わせていないわけですね。

れども、その基礎課税分の限度額超過世帯は94世帯ということになっておりますので、その世帯が全て2万円を超える世帯に該当するとした場合は188万円程度になるということになりますけれども、實際上、限度額を超えた世帯がどのあたりに集まるかというのは、ちょっとはつきり、今回の税制改正に基づきまして本算定を7月1日ということで行っていますので、その時点ではつきりするというような状況になってございます。

それと、2番目の質問でございましてけれども、今回の改正は、経済動向等を踏まえまして、平成27年度に引き続き改正を行うものでございます。軽減世帯につきましては、生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けられるようにするというものでございます。ですので、大きく軽減世帯が算定基準から外れるようなことはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号及び承認第6号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号及び承認第6号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第6号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、承認第6号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて反対討論を行います。

これは、国の改正によってということでございますので、私が1人ここで反対をしたからといってどうなるものでもありませんが、この専決処分は、緊急を要するというところで議案として出されているものですが、最高限度額の引き上げ、これは先ほどの説明でもありましたように、52万円の、2万円引き上げて54万円に、そして後期高齢者支援金等の課税額が現行の17万円を19万円に引き上げる。この点について、市民の負担がふえるということで私は、これ以上市民の負担をふやすことに反対ですので、反対をいたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、承認第6号専決処分（日置市国民健康保険税条例）の一部改正につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-
- △日程第12 承認第7号専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについて
 - △日程第13 承認第8号専決処分（平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
 - △日程第14 承認第9号専決処分（平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて
 - △日程第15 承認第10号専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
 - △日程第16 承認第11号専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第12、承認第7号専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについてから、日程第16、承認第11号専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについての5件を一括議題とします。

5件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第7号は、専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについてであります。

平成27年度一般会計歳入歳出予算の地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び市債の確定並びに総務費、民生費、農林水産業費及び教育費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,396万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ267億6,990万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、地方消費税交付金で、交付決定に伴い4億2,973万7,000円を増額計上いたしました。

地方交付税では、特別交付税の交付決定に伴い、3億6,211万4,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、個人番号カード交付事業費補助金交付決定に伴う減額、地方創生加速化交付金の交付決定に伴う減額等により3,998万3,000円を減額計上いたしました。

県支出金では、経営体育成支援事業費県補助金の交付決定に伴う減額等により1,094万1,000円を減額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で歳入歳出予算の調整に伴う減額等により3億8,540万円を減額計上いたしました。

市債では、事業費の確定に伴い、1,220万円を減額計上いたしました。

歳出では、総務費の総務管理費で施設整備基金積立金、土地開発基金積立金の増額等により3億8,301万3,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、経営体育成支援事業費の負担金の減額により1,111万円を減額計上いたしました。

教育費の教育総務費では、教育指導費の委託料、備品購入費等の減額により2,853万円を減額計上いたしました。

次に、承認第8号は、専決処分（平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の国庫支出金の確定並びに保険給付費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,070万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億9,498万9,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で療養給付費等負担金の交付決定により6,070万円を増額計上いたしました。歳出では、保険給付費の療養諸費で一般被保険者療養給付費負担金の増額、高額療養費で一般被保険者高額療養費負担金、退職被保険者等高額療養費負担金の増額により6,070万円を増額計上いたしました。

次に、承認第9号は、専決処分（平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてであります。

平成27年度公衆浴場事業特別会計歳入歳出予算の使用料及び手数料、諸収入の確定並びに公衆浴場費及び予備費の執行について緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,216万6,000円とするものであります。

歳入では、使用料及び手数料で、入浴料の

増額、諸収入の雑入の減額により11万3,000円を増額計上いたしました。歳出では、公衆浴場の浴場費で、浴場管理費の増額、予備費の減額により11万3,000円を増額計上いたしました。

次に、承認第10号は、専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてであります。

平成28年熊本地震の被災者の支援に係る総務費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ239億7,900万円とするものであります。

歳入では、繰入金で、歳入歳出予算の調整のための財政調整基金繰入金を700万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費の災害支援事業費で、被災者の生活支援に要する経費248万4,000円、職員派遣に係る経費451万6,000円を増額計上いたしました。

次に、承認第11号は、専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてであります。

平成28年5月の豪雨により災害が発生し、その復旧に係る災害復旧の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,583万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240億3,483万9,000円とするものであります。

まずは、歳入では、繰入金で、歳入歳出予算の調整のための財政調整基金繰入金を5,583万9,000円を増額計上いたしました。次に、歳出では、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で農道、水路の施設維持修

繕等の増額、公共土木施設災害復旧費では市道、河川の施設維持、修繕料や工事請負費の増額、そのほか公共施設・公用施設災害復旧費で、鶴丸地区公民館の施設維持、修繕料の増額により5,583万9,000円を増額計上いたしました。

以上5件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから、5件について一括して質疑を行います。

承認第7号について、発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

この承認7号ですが、27年度の最終ですよ。決算に近い状態でありますから、国・県の支出金の確定などで基金の繰入金の減額あるいは市債の減額といったような調整をされたんだろうと思いますが、ここで2点だけ伺いいたします。

1つは、農林水産業費の経営体育成支援事業の負担金を1,111万円減額をしております。それからもう一つ、教育費の地方創生加速化交付金2,850万円が不採択になったということで減額をしておりますが、この2つの事業が減額あるいは不採択になったその理由と、これからこの事業についてはどのようにフォロー、取り組んでいくのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○産業建設部長（瀬川利英君）

この経営体支援事業費ですけれども、国の平成27年の最初の補正で予算がつくというふうなこともありまして、地元の同意等を取りまとめまして要求をしておったんですけれども、最終的に鹿児島県に対する割り当てがなかったというふうなことで、不採択というふうになった関係で、事業ができなかったというふうなことでございます。

この部分については、農家のほうとも話を

してありまして、結構有利な事業でありますので、今後も予算化のほうにまた期待をしたいというふうに思っております。

○教育総務課長（松田龍次君）

教育費の減額につきまして説明を申し上げますと、国の平成27年度追加補正で地方創生加速化交付金という補助率100%の採択事業に事業提案いたしましたが、事業が不採択になり減額したものでございます。

提案をしました事業内容としましては、企業、自治体、高等学校、いわゆる産官学が連携して電子教材Webシステムの開発事業としまして社会科副読本の電子教材ソフトを共同開発することで、仕事の創生や地元高校生の地元へ就職率を高めると、そういったことを目的として提案をしたものでございます。

今回は残念ながら不採択となりましたが、今後、有利な補助事業が出てきた場合には再度事業提案を行う予定でございます。

○18番（池満 渉君）

教育費の件ですが、不採択になったその理由というんですか、そこについては、例えば応募してきた自治体のいろんなアイデアのほうのうちよりもまさっていたといったようなことに尽きるんでしょうか。いかがですか。その不採択の理由などについては確認はされておりませんか。

○教育総務課長（松田龍次君）

今回は、総額で1,000億円という予算の中で、応募があったのが1,200億円というふうに聞いております。今回、どうして不採択になったかという理由につきましては伺っておりません。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第7号から承認第

11号の5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号から承認第11号までの5件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第7号から承認第11号までの5件について、一括して討論を行います。

承認第8号について、反対討論の発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

7番。私は、承認第8号専決処分（平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて反対討論を行います。

先ほど承認6号のところで反対討論を申し上げました。その最高限度額の引き上げなどの盛り込まれた予算であるということで、私は負担がふえる市民がおりますので、その点について反対をいたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号専決処分（平成27年度日置市一般会計補正予算（第14号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、承認第8号専決処分（平成27年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては承認することに決定しました。

これから、承認第9号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第9号専決処分（平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから、承認第10号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第10号専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから、承認第11号を採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第11号専決処分（平成28年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しまし

た。

△日程第17 議案第48号市有財産の
取得について

○議長（成田 浩君）

日程第17、議案第48号市有財産の取得
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第48号は、市有財産の取得について
であります。

自治体情報セキュリティ強化対策に要する
パーソナルコンピューター等を設置するため、
物品売買仮契約を締結しましたので、地方自
治法第96条第1項第8号及び日置市議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得または処
分に関する条例第3条の規定により提案する
ものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明
させますので、ご審議よろしくお願いたし
ます。

○総務企画部長（富迫克彦君）

議案第48号市有財産の取得について、補
足して説明を申し上げます。

番号法に伴います情報提供ネットワークシ
ステムによる情報連携に向け、情報セキュリ
ティ強化対策に必要な備品を鹿児島県市町村
行政推進協議会が実施する電算用機器共同調
達により購入するものでございます。

議案書によりご説明いたします。

市有財産の取得について、市有財産を次の
とおり取得する。取得物件は、パーソナルコ
ンピューター機器一式、取得価格は2,786万
760円、相手方は、鹿児島市易居町1番
33号、富士電通株式会社、代表取締役社長
福川修二でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います
す。資料といたしまして、入札の結果をおつ

けしてございます。

去る5月9日に入札がされておまして、
入札参加事業者は5社でございます。その中
で富士電通株式会社が総額1億6,564万
1,544円で落札をしております。そのう
ち、日置市分の機器等が2,786万
760円でございます。日置市の取得物件で
ございますが、デスクトップ型パーソナルコ
ンピューター本体が320台、ソフトウェア
が367式、その他の機器一式の取得という
こととなります。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから、本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第37条
第3項の規定により、委員会付託を省略した
と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、
委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第48号について討論を行いま
す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。お諮
りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第
48号市有財産の取得については、原案のと
おり可決することに決定しました。

△日程第18 議案第49号日置市職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第18、議案第49号日置市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第49号は、日置市職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長（富迫克彦君）

議案第49号日置市職員の退職管理に関する条例の制定について、補足してご説明申し上げます。

別紙をお開きください。

第1条は趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正によりまして、第38条の2の規定に基づき、職員の退職後の管理に必要な事項を定めるといたしており、第2条では、再就職者のうち部長または課長に相当する職として5年前の日より前についていたものは、離職前、5年前の日より前の職務に関しまして、離職後2年間はその職務上の行為をするように、またはしないように要求する。または、依頼してはならないという規定を設けてございます。

第3条では、部長または課長であった職員が再就職した場合、離職後2年間営利企業等の地位についた場合は、離職時の任命権者へ届け出なければならないというふうにしてございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということになります。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（成田 浩君）

これから、議案第49号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号日置市職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第19 議案第50号日置市職員

の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第19、議案第50号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第50号は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

議案第50号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足してご説明申し上げます。

別紙をお開きください。

学校教育法の一部改正、第49条の2に義務教育学校、いわゆる小中一貫校の規定が設けられたことに伴う関係条例の一部改正でございます。

第1条は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第2条は、日置市放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にそれぞれ義務教育学校に関連する部分を追加しようとしてご提案するものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから、議案第50号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第20 議案第51号日置市税条例等の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第20、議案第51号日置市税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第51号は、日置市税条例等の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

議案第51号日置市税条例等の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、自動車取得税の廃止に伴い、平成29年4月1日から軽自動車税の法体系が環境性能に応じて税率が決定される環境性能割、これにつきましては、当分の間、県が賦課徴収を行います。

それから、従来の市町村が賦課徴収しております軽自動車税が種別割に改正されることに伴い、日置市税条例との関連部分を改正しようとするものでございます。

第1条のくくりの中の第18条の3の改正は、法律改正にあわせて種別割を規定する語句の整理でございます。

第19条の改正は、環境性能割の申告納付についての規定が新設されたことに伴い、条文中に第81条の6第1項を規定するもの並びに年7.3%の延滞金を加算する期間について指定している1号から4号を、1号から6号までに規定を整備するものでございます。

第34条の4の改正は、法人住民税に関する法人税割の税率を100分の9.7から100分の6.0とするもので、平成26年度の税制改正に引き続き市町村間の税源の偏在化を是正するため、国において法人住民税

を地方交付税の原資として繰り入れるための率の改正でございます。

第43条、第48条、第50条の改正は、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する期間を規定する項を追加するものと及び条文の整理でございます。

第80条から第91条までの改正規定は、自動車取得税の廃止に伴う法律改正にあわせて、軽自動車税に環境性能割を設けるとともに、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とすることによる条文の整理になります。

第80条の改正は、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整理になります。

第81条の改正は、法規定の新設にあわせての改正で、所有権を留保している場合等の軽自動車税のみなし課税について規定を新設するものでございます。

第81条の2の改正は、これまで第80条の2で日本赤十字社が所有する軽自動車税の非課税規定を、第81条の2として規定するものでございます。

第81条の3では環境性能割の課税標準について、第81条の4では環境性能割の税率について、第81条の5では環境性能割の徴収の方法について、第81条の6では環境性能割の申告納付についての規定を新設するものでございます。

第81条の7では、条例において規定することとされている環境性能割に係る不申告等に関する過料について、第81条の8では、環境性能割の減免についての規定を新設するものでございます。

第82条、第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条の改正は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備になります。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費

を支払った場合の医療費控除の特例の規定を新設するもので、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り適用します。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定を新設するものでございます。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所、所在の県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとしております。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例について、規定を新設するもので、知事が減免するとしております。

附則第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告等の特例について規定を新設するもので、申告納付については当分の間県知事としております。

附則第15条の5は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付について規定を新設するもので、徴収取扱費として県に交付するとしております。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定を新設するものでございまして、当分の間、100分の2を上限としております。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備になります。

次に、第2条のくくりのところでございます。

日置市税条例の一部を改正する条例、平成26年日置市条例第10号に関する一部改正でございますが、軽自動車税を種別割に名称変更するなどの条文の整理になります。

第3条のくくりのところでございますが、日置市税条例の一部を改正する条例、平成

27年日置市条例第31号の附則第5条、市たばこ税に関する経過措置部分の一部改正でございます。これについては、法律改正に伴う条文の整理でございます。

今回改正する条例の附則第1条でございます。改正規定の施行期日を第1条第1号で平成29年1月1日、第2号で平成29年4月1日、第3号で平成30年1月1日といたしております。法人税割の税率及び軽自動車税に係る部分は、平成29年4月1日から施行になります。

第2条は、市民税の延滞金に関する経過措置でございます。

第3条は、軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する経過措置ということになります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、議案第51号について質疑を行います。発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

○18番（池満 渉君） この議案は即決となっておりますので、非常に複雑で、説明を聞いただけではなかなかわかりづらい。議案を市の税条例と照らし合わせてもなかなか理解しにくいというところがございます。

詳細にというのは時間の関係もございまして、2つぐらいに絞って質疑をさせていただきます。

まず、軽自動車税についてであります。いわゆる軽自動車税というのは日置市独自の課税自主権があつて、市が徴収するわけがあります。そして、自動車取得税、今回廃止されますが、これは鹿児島県が地方税として徴収をして、その一部を自治体に取得税交付金として配備してくれるというようなことで、市と県が二手に分かれてやっているわけがあります。

ところが、今回は、この取得税がなくなつて、軽自動車税を環境性能割と種別割の2つ

に分けてということでしたが、まずは境性能割はという、環境性能ということについて、わかりやすく言えば、どげなことになるかということをおひとつご説明いただきたいと思っております。

それから、県が、知事が徴収義務者というた。県が徴収する、あるいは市が種別割についてはこれまでと同じように徴収するといったような、県と市のかかわり方、仕組みということをおわかりやすく、できれば説明をいただきたいと思っております。

28年の当初予算では、もちろん当初の見込みでございますが、軽自動車税を1億8,000万円日置市は見ているわけでありまして。そして、県からの自動車取得税の交付金を1,700万円予定をしておりますが、この1,700万円という部分が今後なくなっていくわけですが、軽自動車税をうちで予定していたものが、環境性能割ということと分かれてしまうと、丸々日置市としてこれまでのように軽自動車税というものが入らないんじゃないかというちょっと心配をするんですが、そこ辺は問題ないんでしょうか。いかがでしょうか。この3点でしたでしょうか。質問したこともわからなくなるぐらい、とにかく軽自動車税の仕組みが変わるということについて、県と市のかかわりの関係、それから環境性能割と言えば一概にどのようなことなのかということ、そして、これまでと同じような軽自動車税の額というのが保障、非常に変な言い方ですが、徴収できるのかということをお伺いいたします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

まず、環境性能割の中身ということなんですけれども、非課税になる車というのが電気自動車と、あと平成32年の燃費基準プラス10%達成車という形で規定されております。

それと、1%の税率を掛ける分が平成

32年の燃費基準達成の車ということになっております。2%の税率の部分平成27年の燃費基準プラス10%達成車という形になっております。それ以外の車については、2%、当分の間2%という税率になっておまして、環境性能割ということをございますけれども、最初の政府の税調の議論の中では、燃費基準割みたいな形の言葉でなっていた分が環境性能割という形に変わっているものでございます。

経営トラック等につきましてはまた基準が別な基準でございまして、非課税につきましては電気式自動車等でございます。

それと、平成27年の燃費基準プラス20%達成車という形になっております。

それと、1%の税率の分が平成27年燃費基準にプラス15%の達成した車という形になっております。2%の分が平成27年燃費基準に10%達成した車という形になっております。それ以外の車については、2%の税を掛けるという形になっております。

それと、県と市の役割ということをございますけれども、環境性能割を課税するシステムというのが市町村においてはまだ持ち得ておりませんので、どうしても県のほうで賦課徴収を行っていただいて、全額を市町村へ交付するという形になっておまして、市町村はそのかわり、徴収取扱費の5%を事務費として県へ払い込むというような役割分担ということになってございます。

それとこの環境性能割というのは、三輪以上の軽自動車税の取得者というふうになっておりますので、そのときに税を掛けて支払ってもらおうという形になりますので、金額がどれぐらいになるかというのは、ちょっとデータ自体は現時点でも持ち合わせていませんので、ちょっと計算することができないという状況でございます。

以上で終わります。

○18番（池満 渉君）

詳しくということじゃなくて、ざっくりと
いうか、わかりやすいようにというふうに言
いますと、例えば、これまでの取得税を、車
を取得したときの税はなくなるけれども、取
得したときに環境性能割の税みたいなものが
かかるというような考え方ではいいんですか。
そういうことですね。その徴収については県
が徴収をするけれども、全額市に来ると。た
だし、その手数料5%を県のほうにはお支払
いをするというような考え方でいいわけです
よね。わかりました。実際に走り出してみれ
ば、少し状態が見えてくるんだろうと思いま
すが。

それともう一つ、法人税でございます。こ
れも当初予算で、日置市の法人税を2億
5,500万円予定を見込みとしております
が、その中で、いわゆる均等割9,100万
円です。今回対象になる法人割が1億
6,300万円と計上しております。この
1億6,300万円の部分が9.7という率で
ありましたが、これを6%に下げようとい
うことですので、大体減収を、ざっとこの数字
から計算すると6,000万円ぐらいが減収
になるのかなという気がします。もちろん見
込みでありますし、法人税というのは事業の
活動の結果でありますから、なかなか算定し
にくいというところはございます。

で、説明を受けた中で、国税として地方法
人税を徴収して、それを市町村間の平準化の
ために交付税措置するその財源、原資とする
ということに説明を受けましたけれども、実
際、市がこれまでのように例えば9.7で徴
収していたところと、地方交付税の原資として
組み入れられたものが果たしてそれと同じぐ
らいの交付税措置がされるんだろうかとい
うことを心配するわけです。どうも私たち素人
から見ると、交付税は、もちろんいろんな縛
りはございます、算定の基礎はございますけ

れども、何かうやむやな感じがして市町村に
配られるような気がするんですが、そこ辺の
減収になる額というのは、交付税をしっかりと
その額を交付税でカバーするよといったよ
うな国からの通達などはどうなんでしょうか。
その減収分についてのご感想をお伺いいたし
ます。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

地方法人税の国のほうからの平準化の仕組
みなんですけれども、地方交付税の原資の中
身としまして、所得税の33.1%、法人税
も同じく33.1%、消費税が22.3%、酒
税は50%で、今ございました地方法人税、
これは100%をこの地方交付税の原資とな
るということになりますので、その額が仮に
ふえても減っても、この額の100%は必ず
交付税の原資として入れるということでの平
準化ということでございますので、最終的に
は団体の基準財政需要額と収入額の差し引き
ということで、それがどういうふうに配分さ
れるかというのは、あくまでも団体の事情に
よりますけれども、その平準化というのはあ
くまでも交付税の原資として100%入れる
ということが平準化ということの捉え方とい
うふうに考えております。

○18番（池満 渉君）

最後に確認いたしますが、交付税の原資に
入れて平準化のためにということであれば、
例えば、全国の自治体の中で日置市が減収分
を補償されるということはないかもしれない。
ほかのところ少ないところがあれば、日置
市の分で少し減ってそっちにいくかもしれな
いという平準化というふうに捉えていいんで
しょうか。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

日置市の場合で、例えば税収が減ったとい
うことになると、基準財政需要額に対す
る収入額の減というのは当然交付税措置さ
れるということになりますので、この法人市民

税以外の固定資産税であれ、個人市民税であれ、それぞれの基準財政収入額のここの積み上げが差し引き需要額に対しての不足分というのは交付税で措置されるということでございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号日置市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第21 議案第52号日置市診療所条例の廃止について

○議長（成田 浩君）

日程第21、議案第52号日置市診療所条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第52号は、日置市診療所条例の廃止についてであります。

日置市診療所を民間に移管するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

議案第52号日置市診療所条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

日置市診療所につきましては、平成24年4月から平成29年3月までの5年間、指定管理者制度を導入し、運営してきたところであります。

その中で、民間移管における処分も考えているが、その場合は経営状況等を加味した上で総合的に判断することとしていました。

その経営状況等、専門的な見地に立って審査することにより、診療所等のサービス水準の向上及び適正な管理の担保を図るため、診療所及び青松園運営審査委員会を設置し審査してまいりました。その審査会での主な意見としまして、診療所の入院及び青松園の入所については順調、サービス面についても前向きに取り組まれている。診療所は毎年赤字で、青松園と一元的にやるのが重要。診療所は、青松園の重症化した患者を受け入れ、長期入院等で良心的にやればやるほど診療報酬は減る。危機的な状況の中で構造的な問題を検討すべき時期にある。日置市の実情を考えると、有床診療所を残すことは有意義である。などの意見をいただいております。

このような意見をいただいたことから、市では、平成27年4月に日置市診療所及び特別養護老人ホーム青松園あり方検討委員会を設置し、診療所等の今後のあり方に関するこ

とを協議していただきました。

そのあり方検討委員会からは、診療所及び青松園についての市民の要望は、どちらも存続してほしいということであるが、診療所は赤字経営、青松園は老朽化での建替が必要であり、市財政への多額の負担が考えられ、市民に負担を課すことにつながる。このような課題があることから、両施設を存続させる方法としては、民間への譲渡が最善策であるという提言をいただきました。

市としましては、このあり方検討委員会からの提言を踏まえまして、日置市診療所の民間移管を決定したところでございます。

今回の条例廃止につきましては、10カ月程度の期間がございしますが、行政財産では財産処分ができないため、まず条例の廃止を行い、普通財産として財産処分の事務を進めるものでございます。そして、次期開催の議会には市有財産の譲与ということで議案を上程したいというふうに考えております。

それでは、別紙をお開きください。

日置市診療所条例は廃止するとしております。

附則としまして、1項で、施行期日を平成29年4月1日から施行するとしております。2項の日置市部設置条例の一部改正、3項の日置市職員の定年等に関する条例の一部改正、4項の日置市職員の給与に関する条例の一部改正、5項の日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、6項の日置市国民健康保険条例の一部改正までは、診療所の廃止に伴うものと条文整理による改正でございます。

以上が補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、議案第52号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第52号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第52号日置市診療所条例の廃止について反対討論を行います。

民間移管するために条例を廃止するもので、私は民間移管そのものに反対をいたします。

診療所は市民共有の貴重な財産であり、公立の病院として市が責任を持って運営していくべきであると考えます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、議案第52号日置市診療所条例の廃止については原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第22 議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第22、議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第53号は、日置市営駐車場条例の一部改正についてであります。

日置市営伊集院駅北口駐車場を設置するため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○総務企画部長（富迫克彦君）

議案第53号日置市営駐車場条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、伊集院駅北口のロータリー部分に、時間単位で利用できる駐車場を整備することから、それあわせて条文の整理と供用時間や使用料等、所要の改正をしようとしてご提案するものでございます。

別紙をお開きください。

第1条と第2条は、条文整理になりますが、この中で、これまで湯之元駅前の駐車場を第1と第2と分けて設けてございましたけれども、区画整理事業にあわせて、第2駐車場が使えなくなっておりますので、日置市営湯之元駅前駐車場に名称を変更してございます。

第3条は、供用時間になりますが、今回整備する駐車場は、コイン式の時間利用となりますことから、24時間利用できることとなります。それから、第8条は使用料を定め、30分以内は無料、1時間以内は100円、以降、1時間につき100円で、上限は500円といたしております。

附則で、この条例は公布の日から起算して六月を超えない範囲内で、規則で定める日から施行することといたしております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、議案第53号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

議案第53号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第23 議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）

△日程第24 議案第55号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第25 議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第26 議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第23、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）から日程第26、議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

4件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第54号は、平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億504万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億3,988万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の減額、農林水産業等の産業基盤の整備、市道等の社会基盤の整備など投資的経費を中心とした予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものとしまして、分担金及び負担金では、農林水産業費分担金などの増額により561万円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、国庫補助金の農林水産業費国庫補助金で農地耕作条件改善事業費国庫補助金等の内示に伴う増額、土木費の国庫補助金では、道整備交付金や社会資本整備総合交付金等の内示に伴う増額などにより、8億6,557万3,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、県負担金の土木費県負担金で、公共施設管理者県負担金等の増額、県補助金の民生費県補助金で保育所等整備交付金等の内示に伴う増額、農林水産業費の県補助金で活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金等の内示に伴う増額、災害復旧費県補助金で過年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額などにより3億5,811万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、西酒造株式会社からの寄附金の増額などにより648万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出の予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額などにより5億2,206万7,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、雑入で、コミュニティ助成事業の採択に伴う増額、地域海洋センター修繕助成事業補助金の内示に伴う増額などにより

2,199万6,000円を増額計上いたしました。

市債では、総務債で、基金造成事業債の増額、農林水産業債で農地耕作条件改善事業債等の増額、土木債で、市道整備事業債や土地区画整理事業債等の増額などにより7億2,520万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で企業誘致のための下水道管渠敷設工事に伴う工事請負費の増額、地区公民館における花火打上委託料の増額、コミュニティ助成事業採択に伴う助成金の増額などによる2億1,650万4,000円を増額計上いたしました。

民生費で、伊集院幼稚園新築工事に伴う負担金、補助及び交付金の増額などにより2億5,209万円を増額計上いたしました。

衛生費では、人事異動等に伴う人件費の減額、温泉給湯事業特別会計への繰出金の増額などにより2,508万8,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費等の内示に伴う増額、矢筈岳、諸正岳ロマンふれあいロード整備に伴う工事請負費等の増額、県土地改良事業団体連合会賦課金、県営事業負担金の増額などにより3億4,974万1,000円を増額計上いたしました。

商工費では、吹上地域の観光案内看板の整備に伴う施設維持修繕料の増額などにより124万9,000円を増額計上いたしました。

土木費では、道整備交付金事業費、社会資本整備総合交付金事業費等の内示に伴う工事請負費等の増額などにより15億9,101万6,000円を増額計上いたしました。

消防費では、水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴う備品購入費の増額、耐水性貯水槽設置に伴う工事請負費の増額などにより5,326万円を増額計上いたしました。

教育費では、B & G 東市来海洋センターのプール防水塗装工事や給排水設備改修工事に伴う工事請負費の増額、学校施設環境改善交付金の内示に伴う日吉武道館耐震化工事の増額などにより6,599万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第55号は、平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,079万2,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の増額を計上いたしました。歳出では、国民健康保険事業費納付金等算定標準システム改修に伴う委託料の増額を計上いたしました。

次に、議案第56号は平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,829万3,000円とするものであります。

歳入では、使用料及び手数料で、下水道使用料の減額、繰入金で一般会計繰入金の減額計上いたしました。歳出では、人事異動に伴う人件費の減額を計上いたしました。

次に、議案第57号は、平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,531万3,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金の増額を計上いたしました。歳出では、温泉給湯事業費で補償金の増額を計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。

まず、議案第54号について、発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○17番（田畑純二君）

議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）について質疑させていただきます。

私は、私の所属する産業建設常任委員会に属する以外の案件について、4点ほど質疑させていただきます。答弁する各担当課長は、できるだけ細かく、具体的にわかりやすく、誠意をもって答弁してください。

まず1番目、説明資料の21ページでございます。企画費節13委託料、その他委託料交通政策費、補正、地域公共交通調査事業（計画策定事業）業務委託に伴う補正899万1,000円とありますが、この調査事業、計画策定事業の具体的な事業内容をまずお知らせください。

2番目に、この事業を実施する正確な目的、3番目にこれらを本市の地域住民の足を守る政策にどう結びつけ、市民のためにどう役立てるつもりかお答え願います。

以上3点。

2番目に、22ページの企画費、工事請負費単独事業、企業誘致対策費、補正、企業誘致のための配水管布設工事に伴う補正、配水設備2,400万円とございますが、まず1番目に、具体的場所と、この工事の具体的な目的、2番目に、どんな企業を何のために誘致するのか。3番目に、これによって市民にどんな好影響を期待しているのか。4番目に、このほかの本市の企業誘致計画の具体的な内容を知らせてください。

以上4点。

3番目に、37ページの児童福祉総務費、

節19 投資的経費のもの、保育所等整備事業費、伊集院幼稚園の改築に伴う補正2億705万4,000円とございます。

まず1番目に、この改築の具体的内容と計算の根拠。幼稚園分と保育園分についてそれぞれに分けて説明願いたい。

2番目に、この改築により日置市と日置市民にどんな好影響を期待しているのか。

3番目に、この伊集院幼稚園の運営の今後の見通しと日置市として今後どのように対処し、関与の仕方をどう考えているのかお知らせください。

4番目に、この伊集院幼稚園のほかに幼稚園、保育園の整備事業の計画は日置市内であるのかどうかお聞きいたします。

最後の4番目は76ページ、文化財費、節13 委託料、文化財保護事業費、補正、日吉庁舎内資料展示設置業務委託に伴う補正590万円とありますが、まず1番目、この資料展示の具体的場所と業務委託先。

2番目、この設置業務の目的と具体的な事業内容。

3番目、これにより市民にどんな好影響を期待しているのか。

4番目、日置市では、このほかにどんな文化財保護事業を行っているのか。また、どんな計画があるのかお知らせください。

以上、質疑いたします。

○企画課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

まず、21ページの企画費交通政策費の委託料899万1,000円とございますけれども、地域公共交通網形成計画の策定に向けたものでございます。

計画の内容、基本方針等につきましては、地域公共交通会議で協議していくこととなりますけれども、市民ニーズ、実態調査等の分析や、現況から見える将来の交通体系構築に向けた専門的・多角的な見地からの提案など、

専門的にノウハウを提供してもらい、支援をもらうものでございます。実態調査や市民アンケート調査等を実施しながら、地域特性や現状を把握して計画策定に取り組んでいきます。

現在、市内の公共交通体系は、幹線道路を通る路線バスとコミュニティバス、あるいは乗合タクシーを組み合わせたものが基本となっておりますけれども、利用者が減少傾向にある路線や市全域への地域間の移動手段の確保など、課題となっている部分がございます。

交通体系の見直し再編に向けまして計画を策定するもので、地域のニーズや実情に即して市全体を見渡した総合的な公共交通のネットワークの構築に生かしていきたいと考えているところでございます。

次に、22ページの企業誘致対策費の工事請負費2,400万円の計上ですが、セイカ食品株式会社の誘致に伴う新工場建設に当たりまして、上水道の配水管敷設工事費になります。

立地場所であります飯牟礼地区の城西高校のグラウンドに隣接する工場用地から市がボーリングを行いました水源地までの約555mの配管になります。

企業誘致につきましては、就業機会の創出、雇用の増加といったことが一番でございますけれども、工場建設によります投資効果や所得の増加、さまざまな波及効果が考えられ、地域の活性化につながっていくものと考えております。セイカ食品株式会社のように大規模な企業になりますと、その影響もとても大きなものになると期待しているところでございます。

このほかの企業誘致計画ということですが、現在の社会情勢の中で、新たな企業の進出はなかなか厳しい状況であると認識しております。現在、立地、操業している企業を定期的に訪問しながら、相談に応じて、将

来の増設計画だったり、あるいは取引企業の立地動向などの情報を得ることに努めまして、新たな立地につなげていこうと取り組んでいるところでございます。

以上です。

○福祉課長（東 幸一君）

説明資料の37ページの部分でございます。伊集院幼稚園の改築等に係る補助金の関係でございます。

1点目の具体的な内容と計算根拠をとということでございます。今回の整備計画につきましては、平成28年度の安心子ども基金総合対策事業費補助金によりまして改築を行うものでございます。計算根拠につきましては、認定こども園の施設整備のために、幼稚園部分とそれから保育園部分に分けて計上する必要がございました。伊集院幼稚園の見積もった総事業費に対しまして、幼稚園部分であります定員の120名分、それと保育園部分であります定員の30名分、この部分に事業費を分けまして、その上で安心子ども総合対策事業費の補助金の補助基準の額、それぞれのいずれか低いほうで計算をするということで、今回の見積もり額になっております。

それから2点目でございます。どんな好影響を期待するかというようなことでございます。伊集院地域における保育園等の待機はございませんが、そういったものの解消、それから放課後児童クラブ等の設置もお願いをしております。こういったところで、利用者の待機の解消が期待できるものと思っております。

それから、3点目につきましては、日置市のかかわりはというようなことでございました。平成29年度から認定こども園というふうに移行をする予定でございます。他の保育園等と同様に、適切な運営ができるように、市としても指導してまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、日置市内、伊集院幼稚園のほかに整備の計画はあるのかというようなご質問でございます。現在のところ、お話として幼稚園、それから保育園、各1園ずつ話は来ておりますが、まだ具体的なものも上がってはおりません。一応そういった計画をしたいというような意向があるというふうに考えております。また今後協議等があるものと思っております。

以上でございます。

○社会教育課長（平地純弘君）

ご質問にお答えします。

説明資料75ページの委託料の件ですが、1点目の資料展示の具体的な場所と業務委託先ということですが、今回整備されました日吉支所庁舎2階に歴史資料室として整備を計画しております。今後、入札等により、実績のある専門業者等を選定していきたいと考えております。

2番目の設置業務の目的と具体的事業内容ですが、この歴史資料室を「ひよしの歴史探訪」拠点施設として、また情報発信の拠点として位置づけ、ひよしの歴史を学べる場とすることを目的としております。県地域振興推進事業を活用しての事業でありまして、日置島津や明治維新期の歴史や人物にかかわる所蔵品等や県歴史資料センター黎明館に寄託しております小松家に伝わるよろい等の展示を予定しております。

このよろいにつきましては、室町時代のものですので、当初、現物展示を考えておりましたが、保存等を考慮して、レプリカを作成して展示することとしました。

あわせて、総合案内板や史跡の案内板等も作成設置し、日吉地域内の史跡等を探訪する環境づくりに努めたいと考えております。

3点目に、これにより市民にどんな好影響を期待しているのかというご質問ですが、日置市内の日吉という地域における歴史的人物

や史跡等について再認識をしていただき、あわせて郷土の歴史を知ることによって地域の伝統・風土、また地域のよさを知っていただきたいと考えております。

そして、市民の皆様にも、日置市の魅力を市外に発信していただき、行ってみたい、住んでみたいと思われるような日置市を目指し、結果として交流人口の増加の一助になればと考えております。

4点目の日置市ではこのほかどんな文化財保護事業を行っているのか、またどんな計画があるのかというご質問ですが、市では、市文化財保護審議委員による保護パトロールや市指定文化財管理清掃委託、また、民俗芸能等伝承活動支援事業等を実施しております。

今後はカウントダウン事業として、今年度、薩長同盟150周年ということで講演会やバスツアーを計画しております。その後は、平成30年の明治150周年や島津忠良没後450年等に係るイベント等を計画し、日置市をアピールし、情報発信に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

12時が来ておりますけど、あと少しでございますので、このまま審議を続けていきたいと思っております。よろしく協力のほどお願いいたします。

次に、池満渉君の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

詳しくは委員会で審議をしてみたいと思いますが、総括的な感想といいますか、見通しということだけをお伺いしたいと思っております。

当初予算が国・県の支出金、さまざまなものが不確定な中で240億円ということで上程をされました。そして今回、12億円近い国・県の支出、補助金があって、それに見合う市からの繰り入れ、起債の積み増しということをして12億円、25億円の補正をして

265億円となります。まだこれから9月、12月、3月と補正機会もございますけれども、この時点で大体当初予算、実際の当初予算というような考え方もできるんじゃないかということで質問をいたします。

ご承知のように、市の事業は総合計画に沿って3年ごとの実施計画をスパンを切ってローリングをしながらやっていくわけですが、この28年度の現在の補正時点、今の時点で、28年度に計画をしている実施計画等、あるいはそのほかの事業が対応できるような事業、予算の内容になっているかと。もちろん途中でいろんな補正があったり、突発的な補助金が出たりということはありますけれども、現時点でこれからのこの1年間の各種事業内容に十分対応できる予算になっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、25億円程度の補正を出していただきました。基本的に、議員がご指摘ございましたとおり、ある程度確定したものでございますので、これが基本的には当初予算という考え方の中でいただければいいのかなと思っております。

総合計画のほうの単年度実施計画の中におきまして、今回の予算の中におきまして大方が網羅されているという認識をしております。

今後におきましても、国庫補助金のものと単独のもの、差別化した部分をやっていかなきゃならないというふうに考えております。特に、単独事業につきましては、十分精査をしながら、優先順位をつけながらやっていこうという考え方を持っておりますので、今回の補正を含めた総合計画とは今全体的には一致しているというふうに認識を持っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第55号から議案第57号までの3件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第54号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第55号及び議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第56号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第27 陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情

○議長（成田 浩君）

日程第27、陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第3号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第28 陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について

○議長（成田 浩君）

日程第28、陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情についてを議題とします。

ただいま議題となっております陳情第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第29 陳情第5号熊本地震を教訓として「川内原発の定期検査の前倒しと避難計画の見直し」を求める陳

情

○議長（成田 浩君）

日程第29、陳情第5号熊本地震を教訓として「川内原発の定期検査の前倒しと避難計画の見直し」を求める陳情を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第5号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第30 陳情第6号飲食店等の禁煙化の更なる促進について

○議長（成田 浩君）

日程第30、陳情第6号飲食店等の禁煙化の更なる促進についてを議題とします。

ただいま議題となっております陳情第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。

6月20日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後0時10分散会

第 2 号 (6 月 2 0 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（11番、9番、14番、2番）
日程第 2	議案第58号 日置市一般会計補正予算（第4号）

本会議（6月20日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 涉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会計管理者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

おはようございます。

28年度6月定例議会、一般質問、初日1番目立たせていただきます。

私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で2点について質問をいたします。

まずは、1点目であります。

本市の奨学金制度の今後のあり方について4項目について質問をいたします。

今、経済的な格差が広がり、若い世代の雇用が不安定化しています。子どもを持つ保護者も賃金がふえない中、家計に占める教育費の割合が年々増加しています。子どもが4年制大学に進学した場合、51%以上の家庭が何らかの形で奨学金を借りなければならないという数字が示されています。

日本育英財団の貸付金額の平均が300万円を超えて、卒業後10月以降に返済が始まります。新卒者が300万円の借金を背負い、社会に飛びたつという現実があります。28年度予算について、当初、安倍首相は奨学金の給付制度について前向きな発言がされていましたが、5月13日には今後の検討課題ということで先送りになっております。そういう状況について、本市の考え方を伺います。

1つ目は日置市の奨学金制度の利用と返済状況はどうか教育長に伺います。

2つ目、経済的に厳しい状況で5割以上が奨学金を貸与しなければ、大学進学はできない状況にあります。そのような現状をどのように認識しているのか市長、教育長に伺います。

3つ目に鹿児島県が新たに、日本学生支援機構の第1種奨学金制度を設けて、各市町村、経済団体に基金への支援要請がありますが、本市としての考え方を、市長にお伺いいたします。

4つ目です。昨年9月議会で地方創生について、12番議員の一般質問に対して、市長は地元の若者が残れるよう日置市独自の奨学金の構想について答弁されました。その後の市長の考え方を伺いいたします。

次の質問をいたします。

障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりについて3項目について質問をいたします。

1つ目は、4月から施行された障害者差別解消法について本市の基本的な考え方を伺いいたします。

2つ目に、制度が始まり2か月間が経過しましたが、新聞マスコミ等でも余り周知されておらず、知らない市民も多い現状があります。本市の市民への周知、具体的な取り組みは何なのかお伺いいたします。

3つ目でございます。熊本地震でも障がい者の長期避難が課題となりましたが、原発災害、大規模災害時の障がい者の避難に関するマニュアル、避難所設置、訓練等のあり方を検討すべきではないか。

以上、2点について質問をし、1回目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君） 1番目の本市の奨学金制度の今後のあり方についてということで

ございまして、1と2については教育長のほうに答弁させまして、私のほうは3から答弁させていただきます。

県の給付型奨学制度の支援の要請につきましては、本市の財政状況を踏まえ、県内各市との足並みなどを勘案しながら検討する必要があると考えております。先般の件、市長会においてもこの制度について市町村振興宝くじ収益金の財源もございまして、これを活用すれば出捐するといった結論に至っております。

今後は、この内容を県が判断することとなりますが、将来の県内産業や地元企業の担い手の育成に結びつくよう本市においても独自の取り組みを検討したいと考えております。

4番目でございます。

5月に開催いたしました日置市総合教育会議では、給付型奨学金の創設についても協議がなされ、給付対象者を推進産業に特化するか、給付額をどの範囲まで支給するかなどの課題もあり、引き続き制度内容を検討し、また市の選考委員会の意見も伺いながら、次回11月の総合教育会議で諮ってまいりたいと考えております。

2番目の障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりについて。

その1でございます。

本市といたしましては、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いをしてはならないと思っております。県の「障害のある人もない人もともに生きる鹿児島づくりの条例」の趣旨を踏まえ、交流をする機会を提供する等、障がいに対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進していく考えでございます。

2番目でございます。

これまでの取り組みといたしましては、お知らせ版での周知や自立支援協議会等での協議を実施してまいりました。

今後におきましても、自立支援協議会権利擁護部会を、法に規定される障がい者差別解消支援地域協議会と位置づけ、編集や事例検討を行いながら、各市機関へ障がい者の差別解消について情報発信していく考えでございます。

また、9月に日置市障がい者福祉大会を開催いたします。大会において、市民や業者に対する理解促進に努めるとともに差別の解消についても推進してまいります。

3番目でございます。

障がい者の避難については、各種災害に応じて、発令基準を設けており、1人で避難することのできない要配慮者には避難準備情報の発令により、早めの避難を促しております。避難所設置につきましては、平成28年4月に8法人11施設と福祉避難所の協定を締結しており、避難所生活に支障が生じないような体制を整えたところでございます。

訓練につきましては、避難行動要支援者宅の訪問や福祉施設の避難誘導訓練など、各種災害に応じた訓練を継続的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○教育長（田代宗夫君）

日置市の奨学金制度についてお答えをいたします。

1番目、本市の奨学資金の貸与状況につきましては、現時点で大学進学者3名、高校進学者3名の計6名が利用されており、総額288万円を貸し付けております。

また、返済状況については、平成28年度3月末現在で、返済総額2,517万5,000円に対し、42人の方々が843万2,000円返済しており、返済残額は1,674万3,000円となっております。

2番目です。

日本政策金融国庫が調べた近年の状況では、

学費は増額傾向にある中、家庭からの仕送りは減少しているとのことであります。よって奨学金に頼らざるを得ない傾向が表れております。このような状況を踏まえ、さきの総合教育会議でも議論がなされ、貸付額を増額する方向で結論が出されましたので、貸付にかかわる所要の整備を行い、実施に向けて準備中であります。

○11番（坂口洋之君）

市長、教育長に奨学金制度の問題と障害者差別解消法の2点についてご答弁をいただいたところでございます。

いよいよ6月22日から参議院選挙が始まります。今回の参議院選挙におきましてもこの奨学金制度の問題についても新聞等で現状や課題について掲載をされていると思われま。また、今回、私は子どもの貧困、誰もが安心して平等な教育を受けられるという、そういった観点で奨学金制度の問題点について質問をいたしましたけれども、今回は3番議員も、この子どもの貧困問題について質問をしております。

そういう状況で、まず奨学金制度の現状について再度質問をさせていただきます。議長に許可をいただきまして、事前に市長と教育長に奨学金の現状、また鹿児島県の大学の進学率の状況について資料を配布させていただいたところでございます。

そこで、まず、基本的な考えをお聞きいたします。

鹿児島県は文部省2015年学校基本調査によりますと、4年制大学の進学率が13年連続で、全国で最下位35.1%であります。東京都72.1%の半分以下でございます。全国の状況を見ますと、4年制大学の進学率が東京を初め、首都圏、太平洋ベルト地帯の進学率は高い一方、東北、九州、沖縄、こういった地域の4年制大学の進学率の状況が非常に低いわけであります。

大学に行く、行かないは個人の自由であり、そのことについてどうこうとは申しませんが、都道府県、住んでいる地域によって、これほど大学進学率に差があること自体が大きな問題ではないかと、私はまず思っているところでございますけれども、鹿児島県が全国で最下位であるという、そういった状況について、教育長はこのことについて把握をされていたのか。また、その要因はどうであったのか、お伺いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

本県が全国で最下位であるということですが、いろいろ情報誌等によって認識はいたしておりました。

その理由については、さまざまなことがあるのではないのかなと思います。ちなみに、ある県が高校生の大学進学に対する意識調査をした結果によりますと、生徒の側と保護者の側と両方調査をしているようですが、主に1番目は、やはり、生徒保護者ともに就職を希望していると、自分から。

2番目が専門学校、あるいは短大、そういう4年制大学以外の進学をしたいという希望。それから、特に普通課や芸術課等を目指す子どもにとっては、一番目には経済的な理由があったりするようであります。

そのほか、自分のやりたいことをやるんだと。あるいは大学へ行っても、役に立つかわからないからとか、個々それぞれさまざまあります。それぞれの理由によって、選択をしてるんじゃないかなとそのように理解をしたところでございます。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

鹿児島県の状況を見ますと、自衛隊に行かれる方も多いです。また看護等、専門的な職種につかれています方もいらっしゃるという状況も把握はしております。しかしやはり、1つ、鹿児島県は雇用先が、有効求人倍率が

全国で下から3番目という、そういった状況の中で、経済的な状況の中で選択肢が狭まっているんじゃないかということ、私は認識しているところでございます。そこについては、教育長が答弁されましたので、このことについては了承したいと思っております。

次に、日置市の奨学金制度の利用状況について、再度お尋ねをします。

これまで奨学金も上限借入れの方もいらっしゃるれば、一部借入れの方も多いです。先ほど述べられたとおり、近年、奨学金を利用する方が非常にふえております。私は、28年前に大学進学をしましたがけれども、その当時の奨学金の利用率は約2割でした。そして、今では、2014年の数字で51%ですので、恐らく、この奨学金の利用率はまだまだ割合としてはふえ続けるのではないかということをおもっております。

一方、大学の学費が非常に上がっております。国立大学の授業料が20年でほぼ1.7倍か8倍、かつて50万円ぐらいで入れた国立大学が、鹿児島大学で入学金、授業料だけで85万円程度要するというので、国立大学に入学するのも100万円近くかかるんじゃないかと思っております。私学は110万円から120万円ということで、とにかく一定のお金がなければ、まず、4年制大学に進学できないというそういった状況になっております。

先ほどの答弁の中で、奨学金制度、日置市の場合は今後見直すという答弁がありました。そういった中で、私は鹿児島県内の奨学金の状況について調べてまいりました。薩摩川内市は、高校生の奨学金は地元で生活し、自営業や農業者に就職した場合の給付型の制度もございます。

また、県内の状況を見た場合、鹿児島市が公立で1万8,000円、私立で3万円。大学が4万円。私立で10万円と幅広です。始

良市が高校で1万5,000円、大学で、専門学校で3万円、霧島市が高校で1万8,000円、大学が4万4,000円でございます。本市の貸与金額を見ますと、高校生が1万円。大学が2万円ということでございますので、ひとり親世帯とか、非課税世帯の方については、この金額では非常に借りづらいんじゃないかなということ、私は認識しておりますけれども。

市として、各地域の奨学金の事業内容、金額等をどういう形で把握されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

県内の状況につきましては、毎年、教育長会、あるいは総務課長会がございまして、その中でお互いの市町村の情報等については共有いたしておりますし、なおまた、全国市町村大学と、あるいは財団法人等の奨学金等については、ホームページ等を見ながら、全国の状況については把握しているつもりでございます。

○11番（坂口洋之君）

先ほど、市長が述べられたんですけども、日置市の場合は高校生で1万円という奨学金でございます。今、実は大学の奨学金の問題も非常によく報道をされておりますけれども、高校の奨学金を借りる方も実はふえています。所得によってなんですけれども、今、授業料について、原則、公立高校の場合は無償化されていると思っておりますけれども。

6月17日付、読売新聞を見ますと、都道府県など高校生らに貸与する高校奨学金の返済滞納総額が、2014年時点で159億円に上ったことが読売新聞の調査でわかりました。高校では授業料無償化などの負担軽減策がとられておりますが、非正規雇用の拡大や、長く続いた就職難で高校生においても奨学金を返済できない人が多いと見られております。

都道府県に対する国の支援も2014年度

未で終了をしており、奨学金に充てる資金の不足を懸念をするという、そういった声がございます。まず先ほど、教育長に奨学金の利用状況についてお聞きしたんですけれども、返済状況については、返済残額が1,674万円3,000円という、そういった答弁があったんですけれども、全国で、こういった形で高校生の奨学金でも、非常に滞納がふえているという状況なんですけれども。

日置市の奨学金制度の滞納の状況というのはどうなのか。その点についてお尋ねいたします。

○教育総務課長（松田龍次君）

滞納額のことですが、高校生、大学生と分けておりませんので、総額といたしまして、197万円が現在のところ滞納となっております。貸付総額に対する割合は、7.8%であります。

○11番（坂口洋之君）

先ほど、滞納の状況について、ご説明をいただいたところでございます。

全国的にも、やはり、この奨学金の問題については、借りる人が非常にふえていると同時に、借りる意識の欠如というのも、一方では問題視されているのも、そういった事実でございます。

先ほど答弁の中で、日置市の奨学金制度については、今後見直しも検討すると、そういった答弁ありますけれども、じゃあ、教育長自身はこの奨学金制度をどういった種類、どういった金額、具体的に考えがあられるのか、そこら辺の教育長自身の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど、県内の状況等も調べてみたということをご報告申し上げたところでございますけれども、現在、県内の貸与額という、その平均を見ますと、およそ、月3万円ぐらいから4万円ぐらいの間を推移しているようで、

平均的にはなっておりますので、基金の状況等を見ながら、検討させていただきたいなとも思っております。

また一方、給付型の奨学金につきましては、対象者としては、やっぱり、将来の県内産業や地元企業の担い手として就職される方やあるいは第1産業の担い手になれる方々などに給付が適当ではないのかなと考えておりますけれども、これは県の奨学金制度が、今、いろいろ議論になっておりますので、そのようなものを見ながら、今後、奨学金制度を考えていきたいと考えています。

○11番（坂口洋之君）

奨学金制度については、そういった平均額を見ながら、事業も含めて見直すという答弁がありました。今、参議院選挙もありまして、給付型の問題も今後、大きな争点になると思いますので。その一方では国の動向を見なければならぬと思います。そういった動向の中で、今後、金額適正な事業を実施していただければと思っております。

当然、この奨学金制度については、基金がまず必要であります。本市の奨学金の基金を見ますと、現在、1億200万円であると理解をしております。この基金は全て税金であります。今後、ますます厳しくなるのではないかという、そういった厳しい経済状況の状況を考えれば、1つは貸与額を見直すということは、今、教育長が述べられましたけれども、この日置市の奨学金については、原則、無利息という、そういった状況でありますので、金額をもう少し上げれば、借りたい方もふえていくんじゃないかと思っております。

そういう状況で、やはり、市の奨学金制度の基金の拡充も一方では考えていかなければならないと思います。当然、安易に基金に税金だけをどんどん導入しろということは、私も申しませんが、やはり、今、こういったご時勢ですので、より多くの市民の方に

も、また、この奨学金制度に関心を持っていただきたいと同時に、日置市の子どもたちは、日置市民みんなで育て、学ばせるといふ、そういった意識が必要だということを、私は伝えたいと思います。

そういった中で、日置市の現在の基金は1億200万円なんですけれども、より幅広く市民の方々に、例えばふるさと納税とか寄附とか、そういったのを募りながら、基金をより積み増すようなことを考えてもいんじゃないかということを、私は提案したいわけでございますけれども。この基金の幅広い支援についての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほども、お答えいたしましたけれども、今後、貸し付けの奨学資金制度、または給付型のほうも検討中ということでお答えしておりますけれども、やはり、今後、給付型の奨学金等も入ってくるとなると、やはり本来ならば、これは一過性のもではなくて、やはりできることなら継続的に実施することが大変重要ではないかなと思っております。

ご指摘のとおり、そのためには基金をもう少し積んでいかないと実施はなかなか困難でございますので、あらゆる観点から財源の確保というのを、今後、検討しなければならないと考えております。

現在は、いろいろございますけれども、企業版のふるさと納税なども、今後、あるようございますが、そういう幅広い視点からこの基金をどう積み立てたらいいのか、みんなで検討をしていきたいなと考えております。

○11番（坂口洋之君）

3つ目の、鹿児島県が新たに日本学生支援機構の第1種の給付型奨学資金制度を設けて、各市町村、経済団体に基金への支援の要請のことについて、市長にお伺いしたいと思っております。

この制度は、県育英財団の奨学金の返還を免除する制度で28年度から創設されております。大学や大学院時代に借りた奨学金を支援する制度であり、卒業後、県内に就職予定の学生、社会人などを対象であり、28年度で100名募集をしております。

まず、この制度について、市長はどう評価されているのかお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

この制度については、先般、市長会があったとき、県の教育委員会のほうから説明をいただき、また、教育長のほうからもじきじき、このことについての制度の支援については、話していただきました。先ほどもお答えしましたとおり、それぞれの課題もたくさんございます。100名募集をして、どこの市町村の方が、どれだけするのか、それもまだよくわからない部分であります。

そういう中において、市長会の中で意見が出たのも、各市町村に、人口割りでも抛出する、その方法はみんな否定的な考え方を持っておりましたので、さっきもありましたとおり、宝くじ振興協会のこのお金を使う以外しか、市長会としては賛成はしかねないという意見でございました。

○11番（坂口洋之君）

この制度についても、私も鹿児島市の状況とか、ほかの自治体の状況についてもお聞きいたしました。

県内に在住するにしても、鹿児島市に住む割合が多いということで、ほかの市町村であれば、結局、お金だけ出して、最終的にどこに住むかとなると、県内という枠組であれば鹿児島市に住む割合は高いということで、そういったデメリットもあるということもお聞きしております。

鹿児島市も3月議会の中で、実は予算が計上されまして3,500万円という予算を計上されました。10年間で3億5,000万

円ということなんですけれども、これもなかなか県内の各自治体の長の理解も得なかったということで、最終的には出捐金の要請についても見直しという、そういったことをお聞きしているところでございます。

次に、本市独自の奨学金制度についてお伺いをします。

先ほどの答弁を見ますと、5月に開催した日置市総合教育会議での給付型奨学金の創設ということも検討されておりますけれども、市長自身はこういった流れの中で、もう少し具体的にはどういった考えを持っているのか、そこら辺がもし、考えがあれば、お答え願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

さきほども教育長のほうが答弁いたしましたとおり、この奨学金については若干、高校生、大学生の貸付の額を上げる。これは一番最初だと思っております。

また、この給付型につきまして、いろいろと論議をしていかなきゃならないというふうに考えております。特に、今、言いましたように国、また県、どういう形の中で、この給付型の制度を確立していくのか。その中において日置市として、国、県に当たらないものについていろいろと手を伸ばしていかなきゃならないということでございますので、県、国の、いろいろ制度を見ながら、私ども日置市におきましても、この給付型というのは考えていかなきゃならないというふうに考えております。

○11番（坂口洋之君）

今、全国の自治体の中でも、この給付制度を導入しているという自治体もございます。鹿児島県の状況を見ますと、長島町がぶり給付金ということで、ぶり1本につき1円ということで年間250万円。そして、地元の商工会とか、また、ふるさと納税などを活用しながら給付制度を設ける、そういった動きが

ございますけれども、全国のこういった動きについて、市長自身は把握されているのか、そこら辺の状況をお聞かせ願いたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、この財源の中でふるさと納税を使う部分もありますし、また各企業にお願いしてする部分があるかと思っております。

給付型になっていきますと、やはり、その財源が少しずつ減っていきますので、それに対応することを考えなきゃならないということでございますので、県か、また全国的な事例も、今、さっきございましたように総合教育会議の中で出てくると思っておりますので、十分、そこあたりも認知しながら進めていきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

奨学金については、この質問で終わりたいと思うんですけれども、やはり市長が今回、子どもの未来を応援する市長会議ということで貧困問題の市長会議にも加入をされておりました。先週の南日本新聞でしたか、これに日置市が加入されているということで、そのことについては高く評価されておりますので、この質問については3番議員がされると思えますけれども、子どもの貧困を含めた奨学金の問題については十分、現状と課題を認識していただければと思っております。

次に、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりについて再度質問いたします。

4月1日より、障害者差別解消法がスタートされました。この法律は障がいのある人もない人もお互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることをめざしております。不当な差別的な取り扱いを禁止し、自治体や事業者に対して、障がい者に対して合理的な配慮の提供を求めています。本市においても、障がい者手帳のある方が現

在約4,500人です。私たちからも見える障がい、見えない障がいがありますが、誰もが安心して暮らせる差別を解消することは大変重要でございます。

そこで再度、質問いたします。

日置市に障害者福祉計画が27年度から始まりました。このアンケートの中で、障がい者差別のことについて掲載をされております。3割の方が障がい者差別があると感じております。具体的には、雇用、就職、職場、買い物、公共交通を利用した場合の差別、嫌な思いを感じるという結果がありましたが、障がい者差別の市民アンケートの結果について市長はどのように認識をされているのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君） アンケートの中で差別、嫌な思いがあったかという部分もございました。その中で特に、この多岐にわたっておりまして、就労に関しても、企業の求めと障がいのある方の働き方にミスマッチがあったと、そういうこともありますし、特にコミュニケーションの不足、こういうものもそれぞれあったという認識を持って、アンケート結果にもそのようなことが伺えておるといふふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

よく、障がいのある方が、非常に差別を感じたという話を聞くときに、よくバスとかタクシーの利用をした場合、運転手さんと当事者の方との、いろんな問題があるというのを、私自身も相談を受けているわけでございますけれども。

例えば、バスとかタクシーは公共交通なんですけれども、そういった方々の障がい者への理解と配慮について、市としてどのような要請やお願いをされているのか、そこら辺の状況についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、特にタクシー、

バスにおきまして、コミュニケーションもできない、また障がいでない方と一緒に行動する中で、時間的にもきちっとしていかなきゃならない部分があったりして、大変、障がい者の方々に不利益、そういうのもあったとお伺いしております。

そういう中におきまして、市といたしましても、特にそういう交通機関の方々にも、こういうことも十分配慮した中で運営をしてくれということも話をしておりますし、障がい者差別解消支援地域協議会というのもございますので、ここあたりでも、それぞれの交通関係の方も来ていらっしゃると思いますので、情報共有をして今後、指導していかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

こういった問題は、アンケート結果では、こういった形で出ておりますけれども、アンケートに答えていない、そういった問題もありますので、今後とも、こういった問題を解決していただければと思っております。

今回、障害者差別解消法につきましては、4月21日付の日置市のお知らせ版にも掲載されておりました。その中で今回の障害者差別解消法のポイントは合理的配慮の提供、国や県、市町村等からの行政機関、会社、店舗等の事業者が、障がいのある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。具体的には、この合理的な配慮の提供というのはどういった内容と理解をしてよいのか。

またこの法については、行政もなんですけれども、具体的には、会社、店舗、事業者への周知も必要であるんですけれども、こういった店舗、事業者などの周知については、市としてどのように取り組まれたのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に障がいのある方の特性について、会議等の座席を決めるなど、障がい者の種別、生活の場面からさまざまなことが想定されています。

過重な負担の考え方は事務事業の影響や費用負担への程度、人的な制約をも考慮いたしまして、過重な負担に当たると判断された場合は、障がいのある方に理由を説明し、理解を得る必要があるというふうに考えております。

○11番（坂口洋之君）

合わせて、今回の法律については、身近な相談窓口として、先ほど市長述べられたんですけれども、障がい者差別解消支援地域協議会の設置が自治体に求められております。

毎日新聞が3月に調査をしております。4月現在で、障がい者差別解消支援地域協議会の設置が全国で6%、全国で約112の自治体にとどまっております。地域協議会は障がい者の相談を受け解決するのが本来の目的でありますけれども、本市の現状はどうか、また、設置された場合の委員の人数、どのような方々が委員になるのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

既存の会議体に協議会の機能を付加することができることから、日置市自立支援協議会の権利擁護部会を障がい者差別支援地域協議会と位置づけをして設置をしております。障がい者等の団体や障がい者福祉施設、警察、消防、行政機関の14名が委員になっております。

○11番（坂口洋之君）

本市の差別解消支援協議会については、権利擁護部会が兼ねるということでございます。あわせて、今回の法律の施行によって、自治体に義務づけられている職員向けの対応要領というのがございます。

現在、鹿児島市、始良市、霧島市、大和村

にだけが作成をされております。本市の作成はどうか。また、この対応要領では、自治体で暮らします、障害者や関係者に意見を聞いた上で、対応要領を作成することが規定されております。本市として具体的にどのような形で作成されているのか。また当事者の声は、この内容に反映されているのか。そこらの状況をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

その職員向けにつきましても、障がい者差別支援地域協議会の中で意見をいただきながら、特に総務課のほうで取りまとめ等しながら、職員の中の周知をやっていきたいというふうに思います。

○11番（坂口洋之君）

具体的には、いつぐらいに設置がされる予定なのか、その具体的な日程がわかればお答え願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、具体的な日程がまだ把握しておりませんので、今後、早急に総務課のほうから、そのような要領等をつくりながら職員のほうに配付できるような形をやっていきたいというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

次の、大規模災害時における福祉避難所の設置について再度、お伺いいたします。

今回、4月にあのような大地震が熊本で発生をいたしました。日置市も熊本市に物資を派遣し、宇土市に人的派遣をされているようでございますけれども、やはり、この災害での課題といたしましては長期避難した場合の障がい者の避難が課題でありました。胃ろうでチューブを利用する2歳児の障害児は医療用具の不足、余震も続き、大きな声を上げたりする発達障害児、体が不自由でトイレや入浴に不便を感じる障がい者の状況も問題視されております。熊本市では、福祉避難所につきましては176の施設の中で、実際、

34施設しか対応できておりません。

大規模災害時の障がい者の避難も課題となっております。今回の地震における障がい者の避難について、本市としてどのような教訓があったと考えるのか、市長に考え方を伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

特に、避難行動、要支援者という中におきまして、基本的にはリストをつくっていかなきゃならないというふうに考えておきまして、特に民生委員の皆様方には、その地域におきますそういう方々のリストもお渡しをしていかなきゃならないというふうに思っております。

今、ご指摘がございましたとおり、避難体制の中で、障がい者の方が十分に避難できる環境でない部分もあるというふうには認識しております。今後、大きな大災害や熊本地震等起こった場合につきましても、さっきの話ございましたとおり、特に福祉施設の皆様方も、十分、受け入れ態勢というのもお聞きをしておりますので、そういう方々については、一般の避難所じゃなく、そういう福祉施設等に優遇しながら、配備をしていく必要があるというふうに考えております。

○11番（坂口洋之君）

市長は、先ほど、福祉避難所のことについて触れておりますけれども、では、日置市が実際、福祉避難所があるのかというと、私も把握しておりませんが、福祉避難所につきましても、阪神大震災のときに、一応こういった設置がさて、また東日本大震災の中に具体的に設置のことが、基本的には小学校区単位という形で示されていると思っておりますけれども。

日置市の現状はどうか。また、具体的にはこういった事業者との、今後考えていらっしゃるのか。そこら辺の状況をお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

公共施設の中におきまして、その避難所が福祉対応できるところは、若干しかないというふうに認識しておりますので、特に、さっきも申し上げましたとおり、8法人11施設、例えば、特別老人ホームとか、そういう福祉施設で受け入れる体制の人数も把握しておりますので、そういうところにそういう方々は優先して避難をしていただく。そういうことで、特に福祉施設を、うまく活用しながら、やっていく必要があるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

先ほど市長が、8法人11施設140人という具体的な数字を示されたところでございます。熊本も176施設中、実際、避難が受けられたところは34施設ということで、非常にまだまだ課題があったと思っておりますけれども、市長も熊本市に行かれたかもしれません。宇土市に行かれたかもしれませんけれども、福祉避難所の課題と情報を把握されておれば、お答え願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

特に、福祉施設が被災された、そういうことも想定できまして、ここあたりが、どこでどういう地域に被災が起こるのかわかりませんので、今回の熊本の中においても福祉施設も被災をされたところもありまして、大変だったということも伺っておりますので、ここあたりを、今後の1つの課題としながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

当然、今、日置市は原発の避難計画が作成されておりますけれども、障がい者の避難所については、具体的には、この計画には盛り込まれていないと思っておりますけれども、今後、盛り込まれた内容の計画はいつごろ作成される予定なのか。そこら辺の状況をお聞かせ願いたいと思っております。

○総務課長（今村義文君）

原発のほうでの要避難者の避難ということですが、今、原発の避難計画の中にも要配慮者の避難計画ということで県のほうの避難調整システムというので、避難を計画しておりますので、また、この福祉避難所の指定を4月にしておりますので、そこの協議のほうもまた、進めていきたいと考えているところでございます。

○11番（坂口洋之君）

最後の質問をいたします。

訓練につきましては、先ほど、避難行動要支援者宅の訪問や福祉施設の避難誘導訓練など各種災害に応じた訓練を継続的に取り組んでいるという、そういった答弁がございました。

特に、在宅の障がいのある方々の避難というのが大きな課題になっております。今回の地震も、障がいのある方も、避難所に避難しても、一般の方々と一緒に避難した場合、いろんな課題が生まれてきたと思います。

そして、原発の避難についても、もし地震があった場合は家で待機というのが、現実的に非常に難しくなってきたと思います。そういった中で、早急な実効性のある福祉避難所の設置が求められるわけでございます。

最後に市長のこのことについての決意をお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

この福祉避難所の指定というのも、大変限られたところになるかというふうに思っております。それには相当の施設整備も必要という部分がございますので、この点につきましては、時間をいただきながら検討していかなくちゃならないというふうに思っています。

○議長（成田 浩君）

次に、9番、上園哲生君の質問を許可します。

〔9番上園哲生君登壇〕

○9番（上園哲生君）

さきの通告に従いまして、平成24年4月に国から要請をされ、先般、策定されました公共施設等総合管理計画について、具体的な対応について質問をいたします。

合併後10年経過し、地方交付税の算定がえの期間が終了して、厳しい財政運営が予測される中、高度経済成長期に建設された、さまざまな公共施設の老朽化が進み、更新の対応を迫られております。これまでも計画的に、年次的に進められてきました。このたび、公共施設の全体像を把握し、将来的にどのような対応が一番望ましいのかという観点から、公共施設等総合管理計画が策定されたと認識をしております。

平成26年度決算時において、建物系公共施設、いわゆる箱物が379施設、1,127棟、土木系公共施設、いわゆるインフラにおいては道路1,275路線、延長75万7,894メートル、農道239路線、林道30路線、橋梁245か所、河川144か所など、さらに、企業会計施設も上下水道など、おおむねの全体像が把握できる数値が示されました。

同時に、そのための更新費用も含めた維持管理費用を総務省の更新費用試算ソフトを活用しながら、シミュレーションした結果も示されました。今後40年間の公共施設全体の更新費用を2,770億円、その内訳を箱物で約1,184億円。道路・橋梁等のインフラで約625億円。企業会計施設も上水道で834億円、下水道で127億円と試算をされております。あくまでも、この試算は1つの目安でしょうけれども、将来的な行政目的財産としての役割を、それに伴う維持管理費の負担を勘案しますと、将来世代に対して、極めて重い責任を感じます。

そこでまず、平成28年度から37年度までの10年間の計画が策定され、基本的な考

え方、基本方針に対する目標値が示されました。基本的な考え方は、保有総量の縮小による負担額の軽減。長寿命化の推進によりライフサイクルコストを低減し、更新建てかえまでの期間を60年から70年に延ばし、さらに指定管理者制度や民間活用により、維持管理コスト削減策を検討実施するという問題であり、考え方としては、よく理解ができます。

しかしながら、国の指針とはいえ、保有面積32万5,815m²の保有面積に対して10%の削減の目標計画というのでは具体性を欠くように感じます。建てかえする場合には公共施設のコンパクト化を目指しつつも、多岐の複合化を加味していくと保有面積もふえていくことも予測されますが、市長はこの計画をどのように捉え、進めていかれるお考えかお伺いいたします。

次に、本年4月に、先ほど、同僚議員の質問にもありましたように、連続して発生した熊本地震、16日の未明に発生したときにはマグニチュード7.3を記録しました。これは、阪神大震災と同規模です。何度も強い揺れに見舞われ、多くの避難者が避難所に溢れました。このような災害に対し、本市は防災の拠点となる庁舎や避難所に指定された建物がいまだに旧耐震基準のものが数多くあります。市民が安心して避難できる避難場所であればなりません。

平成25年3月日置市耐震改修促進計画を策定し、優先的に耐震化を促進していますが、どのような取り組み状況でしょうか。さらに地震等の大災害となると、避難所での生活が長期間に及ぶ状況もあります。国は道路の寸断される大規模地震に備えて、公的備品を促していますが、備蓄量や備蓄の方法について明確なルールを設けていません。本庁はどのように取り組んでいかれるのか、市長の考えを伺います。

今後の財政運営と市民の生活にかかわる大

事なことでありますので、わかりやすい答弁を期待しまして、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の公共施設の総合管理計画が作成されたが、今後の具体的な対応という、その1でございます。

本市の公共施設につきましては、建築後50年以上経過した建物や高度経済成長期に集中して建設された施設も多く有しており、大規模修繕や建てかえが大きな課題でございます。

施設の廃止、建てかえ、大規模修繕等の選択につきましては、耐震性、物理的耐用年数、構造体の健全性、コスト比較など、さまざまな角度から慎重に判断すべきであると考えております。

財源確保の面でも地方交付税の段階的縮減によって財政環境が一層厳しくなりますので、計画的な点検、修繕による予防保全型の維持管理や長寿命化を図るとともに、長期的な視点で計画的な修繕や建てかえを行い、財政負担を平準化することが重要であると考えております。

2番目の大規模災害に備えた対応その1でございます。

現在、市内で指定している避難所は46か所ありますが、うち5か所の建物の耐震性が確認されておられません。今後耐震性の確認されていない建物については耐震診断の実施や避難所の変更を行うなど検討して行きたいと考えております。

また、日置市耐震改修促進計画の作成の市有建築物の耐震化率は75.8%。本年5月末現在の耐震化率は78.5%と約3%上がっております。今後も引き続き、耐震化の推進に努めていくことにしたいと思っております。

2番目でございます。

5月末現在で、アルファ米2,450食、飲料水20入りペットボトル1,524本、緊急避難用キット252セットを備蓄しております。また、本年度、アルファ米4,500食を購入する予定でもおります。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の、開議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

上園哲生君の質問を許可します。

○9番（上園哲生君）

ただいま、市長より、ひととおりの答弁をいただきましたけれども、まず、この公共施設と総合管理計画の中身、具体性について、質問をさせていただきます。

この考え方というのは、よく理解はできるんです。先ほど述べたとおり。しかしながら、国が全体の数値を捉えたいということで、こういう基準で要請があったから、こういう計画ができたんだろうとは理解をいたしますけれども、余りにも具体性が欠けてよく理解ができない。

まず1番目には、それぞれのはやっぱり地域性というのがあります。そしてそこに歴史的経緯で建てられた公共施設というものもあります。ですから、これを具体化していくときには、そこの地域の地元の皆さん方のご意見も聞いたり、手順を踏みながらやっていかなきゃならないだろうと思います。

そこで、重責なことにかかわりますけれども、1つの目標といたしまして、これからの建物の耐用年数を、これまでの60年から70年にしたいと。気持ちはよくわかるんです。しかし、そこにどういうやり方で10年

延長していくのか。

今現在も、吹上支所の設計が始まりました。あるいは日吉支所はもう完成が間近です。こういうところなんか、10年、耐用年数が延びるような設計段階での指示があったのか。そういうところの根拠をどういうふうにご理解されているのかお尋ねをいたします。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

現在建設をしております日吉庁舎、それから、これから建設をいたします吹上支所庁舎、今、ご指摘があったような、例えば、建物の耐用年数を延ばすための具体的なものとしての設計を盛り込んでいるかということにつきましては、それはございません。

この耐用年数を延ばす方策ということにつきましては、例えば施設の維持修繕、あるいは点検、こういったものは当然、施設ごとに保守管理等の委託をしているわけですが、そうした点検等の指示、例えば必要な修繕の指示とか、そういったものに関して、手遅れにならないように早めの修繕をしていく。いわゆる予防保全型の修繕をしていくということで、当然、維持管理をしていく中で、修繕等につきましては、大分傷んでからの修繕というのは費用も高くつきますし、規模も大きくなっていくというようなことから、早めの段階で修繕をしていくということで、耐用年数を延ばすんですけれども、なかなか、それを具体的に数字でということになりますと難しいところはございます。

○9番（上園哲生君）

今、答弁がありましたけれども、要するにつくる段階で60年から70年に10年間延長をする工法的な科学的根拠があるんじゃないかと、その後の使い方、いわゆる修繕なんかの管理の仕方で長寿命化、延ばしていくんだという答弁でございましたけれども、実際に、今から70年使うものを、今、計画をしてつくっているという状況になりますと、将来

世代の人たちの使い勝手であったり、いろいろなことを勘案せざるを得ないわけですが、先ほども申しましたように、これからはいろんな機能を、それこそ避難所としての機能もあるでしょう。

あるいは複合化した施設でやっていこうと。1つでもその施設の中で、これまで住民の方々が要望しとったものを完結をさせてあげたいという考え方はわかるんですけども。そしてそれを早め早めの予防型で管理をしていく、修繕をしていくということになると、どうも、将来世代への負担も大きくなるような感じがするんですけども、市長、どういう感想をお持ちになりますか。

○市長（宮路高光君）

今、話がございましたとおり、この長寿命化、技術的には、そういう10年延期をするような技術というのは大変難しいというふうに思っております。今後、今、庁舎の問題が出ましたけど、ほかのいろんな施設につきましても、今後あり方ということを考えなきゃならない、ひょっとすると廃止せざるを得ない部分が出てきますし、それをほかの部分に機能を移していかなきゃならない。基本的に一番、このことで大きく問題化しているのは、やはりこの人口減少、その地域におきますそれぞれの利用度も大きな基準になってくるというふうに思っておりますので、一概に、大変このことについて申し述べるのも難しい部分がございますので、やはり、ケースバイケース、こういうことも大事な1つの選択の中で進んでいかなきゃならないというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

1つの考え方の中で、もう1つ先ほども述べましたけれども、保有面積の削減、そして10年間で10%の削減、私は余り、この保有面積の削減と、そしてこれからの維持管理費の関係というのが、マッチした考え方と思

い浮かばないんです。それよりも、要するに将来の方々が、やはりその使い勝手のよさであるとか、それだけの負担はしても、よく理解ができるというような、建物の行政目的であったり、作り方であろうと思うんですけども。

この1つの目標として、保有面積の10%削減、このことについて、市長はどういうふうにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この利用度の頻繁、基本的にあと20年、30年、40年したら、私ども日置市の人口というのは、大分減っていくのは見通しております。

そういうことを考えた中で、トータルの中で、今ある施設の中の10%程度は少なくしましょうと。これは1つの目標値でございますので、またそういうものを大事にしながら、さっきも言ったように目的に応じて保有面積というのは、一概に全部10%はできませんけど、やはりそれぞれの、さっき言いましたように、使用頻度を含めた、また複合にした場合、いろいろと考えられてくると思っておりますので、今後、そういう建物がいっぱい、公共施設の場に出てきますので、それぞれ十分、いろんな調査をしながら、またいろんな設計の段階でいろんな打ち合わせをしていく必要があるというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

1つの考え方ということで、理解をしておきます。

次に、財源の問題についてお尋ねをします。

これが、財源確保というのが一番重要なところになるかと思っておりますけれども。私どもはこれまで、施設整備基金という基金を積んでまいりました。そして、それを取り崩しながら、一つ一つの個別の事業に充ててまいりました。

全体としまして、大体、25億6,000万

円ぐらいあったわけですからけれども、今年度も4億円ぐらいを取り崩してというような形になっておりますけれども。そして現に、伊作小学校の建てかえでありますとか、あるいは日吉庁舎の建てかえでありますとか、そういう事業に使ってるわけですからけれども、この施設整備基金というのは、大体どのくらいまでが一応、この計画におきまして45年以上の老朽化した建物の具体的なものが示されておるんですけれども、どこらあたりまでを、この財源でという。あるいは今後、そのこの施設整備基金を積んでいく場合に、やはりその事業計画との整合性をどのようにお考えになってますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この施設整備の基金の中におきまして、それぞれの目的の中で基金を積むわけでございますけれども、要するに10億円は必要とする施設の中において、基金の中から、この半分以下の中でしていかなきゃ、それを全部基金から出してしまったら、ほかのものはできませんので、その半分以下を基金から出して、そのほかについては起債とかいろんなものの優遇をして、整備をしていかなきゃならないというふうに考えております。

この施設基金が何億円あったら大丈夫という部分はございませんけど、5年、10年の計画をする中において、それぞれの基金のあり方、積みましをしていく、その額、これは毎年それぞれ見直しをしながらやっていく必要があるというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

今、市長の答弁の中にも起債のことが出てきましたんでお尋ねしますけれども、我々にとりまして、有利な起債として合併特例債と。この合併特例債を利用して、いろいろな施設の改善、あるいは、建てかえ等もやってきたわけですからけれども、これもいよいよ平成32年までの、今年度入れると、あと5年で、

これも切れるわけですからけれども、そこらあたりのことはどういうふうに勘案されておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特にこういう施設、建物というのは特別な補助金があるわけでもないし、この合併債が使える時期にある程度の大きなものについては使っていかなきゃならないと。その後については、そういう大きな1つの合併債以上の起債というのはありませんので、あれば過疎債ぐらいですけど、今、過疎債の場合も、大変、枠が縮まっているのは事実でございます。

そういう中において、あと5年の中におきます特例債の、まだ見直しもやっていかなきゃならないし、今、ありましたとおり、どの部分をこの5年間の中で大規模改修していくのか、ここあたりが一番大きな、重要なことであるというふうに認識しております。

○9番（上園哲生君）

なかなか、財源確保というのの先々を考えますと難しい状況があるわけですからけれども、この中で、例えば学校の建てかえも、これは統廃合を前提にしたりするところもあるわけですからけれども、そうした場合に、その地方交付税の算定の中に財政需要額で測定値がありまして、その積算の起算根拠になってところが、本来の目的を失っていった場合に、例えば、地区館とか、そういう形になったときに、その地方交付税の測定値には対象になっておりません。そうしますと財政需要額も減っていくんじゃないかと思うんですけど、そこらはどういうふうにお考えになってますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今、学校施設、1校あたりの人員、これによって大分、需要額が違います。なくなっていけば、それだけ需要額がありませんので、大変、この交付税が減ってくる。これはそういうことは否めません。

今後、やはりこの跡地の利用という部分という中も、大変いろいろと苦慮してくるというふうに、財政需要額の中に入らないという部分がございますので、交付税は減ってしまう。学校は廃校をしていく。だけど跡地をどうにかしなきゃならない。やはり、そういう大きな矛盾をした部分がいっぱいございますので、やはり今後財政計画というのも十分、練り直しをしながら進めていかなきゃならないというふうに考えております。

○9番（上園哲生君）

それでは具体的に入っていきたいと思うんですけども。時間の関係もありますんで、今回の質問は、建物系の公共施設、いわゆる箱物に絞ってお尋ねいたしますけれども、まず、45年以上築年数がたっている、更新の対象になっている建物、随分進んできました。そこでやはり気になるのが、公営住宅なんです。公営住宅、先ほどの補正でも、松山団地が上がってきておりましたけれども。

この公営住宅の整理、そこらあたりについて、我々は小規模校を維持するために新規で70戸建てた経緯もあったりするものですから、そこらあたりをどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

住宅のマスタープランを作成いたしましたして、今、そういう年数の古い部分から、また建て替えという部分を考えていかなきゃならないというふうに思っております。特に、この中におきまして、既存が10戸あった場合、全部10戸そこに建てられるかというような、これは若干人口と需要の問題で違ってくると思っております。

特に、私ども新規で10戸つくりましたけど、やはりまだ入っていないところもございまして、この公営住宅のあり方も十分、今後検討をしていかなければ、市営住宅っていうふうにつくるわけでございますけど、入居が

大変困難な場所もございますので、一概に建てかえという部分には該当しない。ひょっとすれば廃止せざるを得ない。

そういう部分でこのマスタープランの今後の見直しというのもやっていく必要があるというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

私どもは最初マスタープランを示されたときに、やはり年次的にこういうふうな建てかえとか改修がされていくんだらうと思っておりましたけれども、途中で中断をして、そして今、市長が答弁の中にありましたように新規の公営住宅をつくって、そしてこのマスタープランも、その需要、利用者の状況を見ながら、見直しをしていくという答弁でございましたけれども、結局、先ほどの保有面積を10%削減をしていくという目標値に一番貢献するのが、その部分ではなかるうかと思うんですけども。

そうしますと、早めの1つの基本方針というのを検討すべき時期が大事じゃないかと思うんですけども、そこらはどういうふうにお考えになられますか。

○市長（宮路高光君）

全体的に、10%という削減というのは変わりません。ですけど、さっき言いましたように需要と供給の問題、やはりここあたりも十分そのものによって考えていかなきゃならない。特に、公営住宅の場合は、やはりそういうことが一番いえる建物であるというふうに思っておりますので、今後、今、松山のほうはですけど、また次にいくときも、本当にそれだけの入る方がいらっしゃるのか。アンケートとかいろんなことも調査もしながら、やはり一つ一つの建てかえをするときにいろんな調査を十分してから、やっていかなきゃならないというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

それでは公営住宅の次に、行政系の施設に

についてお尋ねをいたします。

これは次の質問とも重なってくるんですけども、本庁舎の問題であります。

やはり、大きな災害になってきたときに、一番防災の拠点となるのは、何といたってもこの本庁だろうと思うんです。そうしましたときに、この本庁は残念ながら、旧耐震の状況で建てられております。ここらあたりについて、今後、どういうふうな検討をされていくのか。市長の今の段階ですけれども、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

本庁の庁舎のあり方、このことがやはり、今後考えていかなきゃならないというふうに思っています。今、吹上まで来まして、特に、今、考えているのは、産業建設、いつまでもあそこにおるわけもいかない。あの庁舎はまだ、ここよりも大変な耐震でございますので、ゆくゆく、時期が来ましたら、特に産業建設、教育委員会、これがばらばらになっておりますので、こういって、一番する災害用という部分の中を、いつか、この場所につくらざるを得ない。時期はまだわかりませんが。とりあえず、吹上まで終えて、さっき言いましたように基金の問題、いろんな問題が財政的な裏づけがきちっとできる中において、そういう、まだ分散しておるところがございますので、そういうものもこの本庁舎のどこか近くにつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

今、市長が、産業建設部が鹿児島地域振興局に間借りしている状況のことも答弁にありましたけれども、確かに合併をするときには、総合支所方式ということで同意をして合併を進めたわけですけれども、ほぼ10年たち、そうしますと、イントラネットを始め、情報を共有できるような施設もでき上がっておりますし、そうした場合に今後の本庁支所機能

のあり方として、その総合支所方式から分庁方式。

例えば、産業建設部を新しくできる吹上支所のほうにおいて、そしてその部門がやっぱり、そこを中心にして動き出す。その部門長が支所長を兼ねるといような、新たな組織の改編、機能そういうところはどうかふうにお考えになられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この合併したときに総合支所方式でいくということでございますのでその分庁、そういうことは考えておりません。

基本的に、やはり総合支所といえば、それだけの規模で日吉のほうもつくりましたし、また吹上のほうも、その規模において、建物をつくる、コンパクトにつくる予定でありますので、基本的にはさっき言いましたように、総合方式、または総合方式の中でも支所のほうは若干、また再編を伴っていくというふうに考えております。

○9番（上園哲生君）

やはり、その新しい市庁舎ができましても、周辺の町は大分、市の職員もそれぞれのところは少なくなりまして、それが全ての影響とは言いませんけれども、やはり、少し活気が薄れているような感じがするわけです。

そうしたときに、新しい建物のもとで、新しい酒を入れると、新しいやり方をやるという考え方もあるんじゃないかと思うんですけれども、やはり、そのそれぞれの機能のあり方を、これまでどおりにずっとやるといくという答弁でありましたけれども、検討の余地は全くありませんか。答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

そういう効率的な部分、意味はわかります。各支所が分庁をしていけば、それぞれ機能はいんですけれども、今後、集約していかなくちゃならない。これが大きな1つの課題。分庁してそれぞれして、地域はよくなるかもしれ

ませんが、行政というのは皆さん方もご提言ございますとおり、やはり集約化しながら、削減をしながらやっていかなきゃならない。そういう大きな使命がございますので、このことについては基本的な考え方は変わっておりません。

○9番（上園哲生君）

今のやり方で、そして建物だけはやり変えていくという、簡単に言うとそういう答弁でありますけれども。私は、やっぱり今後は、いろいろなやり方が、これだけ情報を共有できるような設備が整ってきますとあるんじゃないかなと思ったりをいたします。

次に、この防災に対しまして、先ほども答弁がありましたけれども、避難所の指定を受けながら、避難所が旧耐震の基準でまだそのままというところがありますけれども、見直しをしたりというようなことも答弁の中にはありましたけれども、ここら辺の避難所のあり方ということについて、市長の考えをもう一度伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的には避難所指定は46か所でございます。通常、第1、第2、第3次という分でございますけど、基本的には第1次ということで、各旧町ごとに1か所。その第2次というのが地区館ごとに1か所ということで、46ですんで、まだ、たくさんあるということでございますので、基本的には1次の避難所の状況、2次の避難所の状況、そういうものを、十分、また、検討をしながら、46指定してありますけど、今後、そこあたりの耐震にあわない分については解除していかなきゃ、基本的にはそれぞれ、26地区館がございまして、地区館ごとに1か所はどこかに避難所を設定していきたいと思っておりますので、今、46のこの避難所の指定の中につきまして、十分、また担当課の中で、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○9番（上園哲生君）

やはり市民が避難をするところですから、安心して避難ができる場所でなければならぬわけですね。それと同時に、今、先ほどもいろいろ質問が出ておりましたけれども、いろいろなところで、大きな、これまで、考えられなかったような災害が起きております。そういうものに対して、どういうふうに対応していくか。申しわけないですけど、人のところの大変な思いを1つ教訓にして、本市に生かしていかなきゃならないわけですね。そうした場合に、この避難所の安心感の1つにいろいろなものの備蓄ということについて、国のほうもいろいろ調査を始めておりますけれども、本市は本市の実情にあわせて。

先ほどもアルファ米のことなんかの答弁もありましたけれども、基本的にどうのお考えで、今後推進していかれるつもりかお尋ねをします。

○市長（宮路高光君）

災害時におきます備蓄、今も私どももしている備蓄では十分じゃないというふうに思っております。

その災害の種類にもよりますけど、特に一番基本的に備蓄していかなきゃならないというのは水です。これはやはり十分、今回の熊本の災害でもわかりました。この災害によって、日々いろいろなことが変わっていく。最初は水が必要、その次食料、また、その次に医療、いろんなそういうもの。いろいろ変わってまいりますので、何をどういうふうにして備蓄していけばいいのか。今後いろいろと検討もする必要があろうかというふうに考えておりますので、今の私どもの備蓄では、大きなのがきたときは足りないという認識は持っておりますので、今後、年次的でも、そういう部分を備蓄しながら、またそういうときについては、今回も熊本のほうにいろいろなものをお送りしましたが、また新しく変えて

いけばいいというふうに思っておりますので、まだ、全国どこで地震、津波が起こるかわかりませんので、そういう状況で、今後、備蓄のあり方についても十分検討していきたいと思っております。

○9番（上園哲生君）

今後、備蓄のあり方について検討していくということをございましたけれども、本当に、この備蓄のあり方というのが、大事な問題になってきてます。1つには災害で避難をする時間が長期化する可能性がある。そういうことになってきますと、そのアルファ米とかも必要になるんですけれども、どうしてもエネルギー源になる糖類、どっちかという栄養の偏りのような備蓄があると。やはり、人間の体を考えますと、たんぱく質、魚類とかかそういうものの缶詰であったりとか、あるいはレトルト商品であったり、なかなか保存のローテーションが難しいんでしょうけれども、そういうことも踏まえて、今後の検討をしていただきたいと思えます。

そうした場合に、また、検討しなければならないのは財源の問題でありますけれども、今、九電が原発を再稼働しまして、そして防災交付金みたいな形で、本市の場合であれば年間2,000万円。10年間で2億円交付されてくるわけですけれども、この財源の中から、少しでもそういう備蓄費に、そして市民の皆さんが安心していただけるような状況を満たすということについては、市長どういうふうにお考えになられますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘がございましたとおり、年間2,000万円という、ことしの予算の中でも、その中から備蓄という部分の中でやってまいります。

特に今回の、去年は消防のほうの整備をさせていただきながら、今後はやはり、備蓄もですけど、避難所の改修をこのお金の中で年

次的にやっていく必要があるかというふうに考えております。

○9番（上園哲生君）

市長と私の考え方は一緒なんですけども、私はできることならば、避難所に備蓄ができるスペースを勘案して、新たに構築するところがあれば、検討の課題に入れていただきたいと思うことです。

今、私どもは、先ほどの計画は一応40年間の計画で目標値を設定してきましたけれども、恐らく、もうここにおられる方はほとんどおられないと思います。そこまでいかなくてもおられないと思うんです。それだけに、これからの将来世代に対しまして責任が重いと。

将来世代の人たちが、余り負担増にならないように。そして、ああ、先輩たちがいい所に築いていい施設に建て替えてくださったなというふうにつながるような、やはり、これからのことを考えながら、一つ一つの事業を進めていかなければならないと考えますが、市長に、そこらあたりの決意を伺って、そして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

いまから未来へ、過誤も残さない、財政的な負担もございますけど、こういうことも十分、配慮した中におきまして、こういう公共施設の管理のあり方を含め、また新しい施設等をつくる場合につきましても十分いろいろご意見を拝聴しながら、進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、14番、大園貴文君の質問を許可します。

〔14番大園貴文君登壇〕

○14番（大園貴文君）

私はさきに通告してあります質問事項2点について、市長に質問をいたします。

平成27年10月に作成された日置市ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略は本市の人口減少や少子高齢化の進行、地域間格差の拡大など、大きな変革期を向かえ、現状の課題を十分認識し、改善する重要な施策であると考えます。

あわせて、4地域のあらゆる分野での特性や、逆に弱点も洗い出し、積極的な魅力ある施策によりグローバル化の急速な進展に立ち向かう地域リーダーの判断が求められています。基本目標として掲げる働いてよし日置、住んでよし日置、訪ねてよし日置、ふれあい溢れる町日置を実現に向けての視点でお尋ねいたします。

1点目は、主要地方道路県道22号谷山伊作線改良についてであります。

初めに現状の実態について申し上げます。

本路線は道路交通情勢調査によりますと、日置市管轄内における昼間12時間自動車類交通量は1日4,681台となっています。その中で平成26年、7年の2か年で60件の人身、物損事故が発生しています。本路線は南薩をつなぐ主要地方道路として位置づけられる重要な路線であり、これまで昭和40年代に一時改良が始まり整備が進められてきましたが、いまでも本市側の峠2.6キロの区間には19のカーブがあり、路面も波打ち、ハンドルをとられる状況。

利用者からは通勤・通学にバイク、乗用車、大型トレーラーが行き交う中、女性ドライバーからは何とか安心して利用できる道路にしてほしいとの声や、鹿児島市に通勤しているけど、峠が怖いから市内に移り住んだ、夜は怖いから運転をしない。

また、吹上の住民からは、以前から峠にトンネルを掘って、近距離化をアピールしてベッドタウンにすべきであるなどの声が多くあります。先般、私は、社会基盤である道整備を一刻も早く進め、改善に向けて管理者である県に強く2次改良の要請をすべきであると

質問いたしましたして、市長も要望をしていきたいと答弁されました。

その後、6か月が過ぎましたが、どのような対策をされたのか質問要旨に沿ってお聞きいたします。

1、本路線について市長答弁で2次改良していかなければならない場所だと十分認識し、今後、県のほうに要望をしていかなければならないと発言されましたが、その後の進捗状況はどうかお聞きします。

また、本路線の管内事故について原因究明のために警察消防との協議はなされたのかお聞きいたします。

3番目、あわせて、隣接市である鹿児島市との協議を図り、改善に向けた改良を進めるべきではと考えますがどうでしょうか。

2点目は、吹上浜アスリート森づくり整備計画についてお伺いします。

第2次総合計画は、今後どのような計画で財源を含め進められるのかお聞きいたします。

1点目、その中で、平成26年12月、一般質問で提案したキャンプ村跡地活用に外周はクロスカントリーの整備を。内にはパークゴルフ場建設について交流人口の増加に十分期待でき、商工業の波及効果も高められると期待できる答弁され、検討委員会に提案すると言われましたが、その後どのように進んでいるのかお聞きいたします。

2番目。吹上浜公園は年間を通して、スポーツ大会やイベントが開催され、好評を得、施設の機能が十分発揮されつつあると考えます。その中で利用者からは駐車場の不足により苦情が発生し、各種団体から何とか駐車場の整備をお願いできないのかと要望が出てきていますが、整備計画はないのかお聞きいたします。

3番目。今後の吹上浜アスリート森づくり整備計画の年次的計画についてお聞きし、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の県道 2 2 号谷山伊作線改良、その 1 でございます。

県道 2 2 号谷山伊作線の赤仁田鹿児島堺は連続する急カーブ、急勾配であり、これまでに鹿児島地域行政懇話会や土木事業連絡会などで改良の要望はしてまいりました。このとき、県の回答ということでございますけど、この区間につきましては 2 次改良済みの区間という回答もいただいております、大変、先般の議会で申し上げましたことにつきまして要望はしたわけでございますけど、県の回答はそのような回答でございました。

2 番目でございますけど、原因究明の協議は特に行っておりませんが、死亡事故発生時には日置警察署と連携し、その都度現場診断を行い、減速マーキング等を設置して再発防止策を講じております。

3 番目でございます。今後も谷山伊作線につきましては土木事業連絡会等で鹿児島市と連携し、舗装修繕、区画線補修、防護柵整備など維持工事や交通安全施設整備についての要望をしていきたいと考えております。

2 番目の吹上アスリート森づくりの整備計画について、その 1 でございます。

吹上山キャンプ村の跡地活用につきましては、吹上浜キャンプ村あり方検討委員会を開催し、それぞれの委員から幾つかのご提言がなされたところでもございます。

その中の 1 つで将来的に交流人口の増加に見込みのあるパークゴルフ場の整備といったような提言もいただいております。現在、キャンプ村跡地の周辺一帯につきましては人工芝のサッカー場の整備ということも県のサッカー協会からも来ておりますので、今後、一帯的な計画を策定する中で地元や関係機関とも十分話し合いをして検討してまいりたいというふうに考えております。

2 番目でございます。

吹上浜公園で開催される大きな大会等にあつては、年に数回ご指摘のような苦情が寄せられております。その対策として現在、旧吹上浜キャンプ村の駐車場を臨時駐車場としておりますが、これまで整地や除草等の管理が十分になされているとはいえ、収容できる台数の 3 分の 1 程度しか確保できない状況になっております。今後においても広大な旧キャンプ村の駐車場を大会前に簡易的でも整備を行っていく予定でおります。

3 番目でございます。

昨年度、策定いたしました過疎自立促進計画の今後の 5 年間の自主計画において吹上浜アスリートの森づくりに係る吹上浜公園旧キャンプ村周辺の整備。2020 年度の鹿児島国体を見据えた事業等を掲載しているところでございます。

以上でございます。

○14 番（大園貴文君）

今、市長のほうから答弁をいただきました。まず初めに先般の一般質問の後に市のほうで県道の協議をなさっていただいたことには敬意を表するところでございます。

さて、市長の答弁の中にもありますように、非常に連続する急カーブ、急勾配、こういったもの等について県の見解はそうあるかもしれません。そこで、実際に事故が起こっているということは間違いないかと思っています。

鹿児島県の伊藤知事の広報の中に、このようなことが書いてありました。

鹿児島県は安全安心安定を掲げ、県民の皆さんが安全な県土のもとで生涯安心して働き、安定した生活を送れることができるよう進めているとしています。

そのような中で、本市の若い世代の著しい転出超過を抑制するとともに、通勤通学の状況から見てみ鹿児島市への 30% 近くを占める割合や農村部に企業誘致が進まない現状を

考えるとき、インフラ整備は必要不可欠ではないでしょうか。

市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、やはり、インフラ整備、特にこういう鹿児島市に隣接した中におきます中に置きましては、特にこの県道、国道があるわけでございますけど、こういう整備というのは十分不可欠なものというふうに認識しております。

○14番（大園貴文君）

そういった中で、今、市の担当の方々は、鹿児島地域行政懇話会もしくは土木事業連絡会などを通じて協議をさせていただいてると思います。

市長のほうにおきましては、知事とやはり直談判しながら、現状、ここに、私、2番目に上げてあります事故の調査結果、そういったものと、やはり消防、警察と分析をしながら、その旨、知事と市長が協議を、そこに話の、舞台にもっていくべきではないかというふうに考えてますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますように、やはりトップ同士の信頼関係というのも大事なことでございます。そういう中におきまして、絶えず、私のほうも県との、特に知事とのパイプを持ちながら、今後、また、いろんなご要望というのもやっていく必要があるというふうに考えております。

○14番（大園貴文君）

市長のほうも、また、知事のほうと話をしていきたいという答弁でございます。

また、あわせて、先般の街路灯についてありますが、道整備の中、このように、市長が答弁されております。県に聞いたところ、道路照明は道路照明施設設置基準に基づき、交差点または横断歩道、夜間の交通上、特に危険な場所などに設置しているようですと答

弁されています。

これだけの事故がこの短い2.6キロの区間であるということは、私はこの交通上、特に危険な場所に値するのかと考えております。2.6キロの間に私も数えてみました。19か所のカーブがあります。小さい大きいは別にして。

そうすると、そこに小動物が出てきてハンドルを切り損ねて自損事故をしたり、いろいろなことが起こっております。このこともあわせて、知事のほうと市長、話をさせていただけることはできるものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきからお話申し上げておりますとおり、知事との問題もありますけど、やはり要は、基本的には地域振興局、こういう担当の中でも十分話をしていかなきゃならないというふうに思っております。その中、先般ありました懇話会でも、このことについて私のほうからも究明されましたけど、振興局の話ではこの道路については2次改良も終わってるんだと。そういう、微々的な、軽微的なものについてはやるけど、全体的な、この路線については、もう改良済みという回答がまいりましたので、私どものほうも、やはり、それ以上は何も突っ込めなかったというのも事実でございます。

いろいろと、そういう課題がある部分については、また軽微な変更という中において県のほうにご要望していかなきゃならないというふうに思ってます。

○14番（大園貴文君）

総合計画の中の施策の方向性というところで、吹上地域でこのようなことが書いてあります。鹿児島市内への通勤通学の大きな支障となっているのが、伊作峠の幹線道路であります。冬季には積雪凍結などによる交通障害があり、また公共交通の便数も少ないことから、県への要望や公共交通機関への働きかけ

を行うとともに市独自の交通網の構築を推進します。このように掲載されております。

私もこういった基本的な部分から検討していくことが大事なのではないかということで、市長と知事が話をするのがいいのかなのかは別にして、県の方々と理解を求めていけるような懇話会、そういったものに進めていかないといけないかと思っております。

薩摩川内市のほうでは、スマコミライト、街路灯を独自で特許を出しながら、今、設置をしている状況でございます。ぜひ、そういった、地域の課題に取り組んで、また、独自のものをつくり出していったらいい。そういったところの検討の余地があるのではないかと思います。

市長もそういったこと、日置市も新エネルギーを使った事業所がたくさんあります。そういった方々と連携をしながら進めていく考えは、また、研究していく考えはないかお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいましたとおり、街灯の問題。特に、子ども、市の中は特に市道、農道。今、ご指摘の県道という分がございまして。ここあたりは県議のほうにも働きかけをしながら、進めなきゃならないというふうに考えております。

今後はやはり、そういう街灯のところにつきまして、今回、またLED化という部分の中におきまして、特に市道じゃなく、集落道を含めた防犯灯の整備もやらせていただきますので、そこあたりが、住む中において、特に県道との設置の問題については、特にいろいろと市が独占的に進めるわけにはいかない部分もございまして、ここあたりはさっきもお話のとおり、県と十分話をしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。

つぎの会議を13時ちょうどいたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大園貴文君の質問を続けてください。

○14番（大園貴文君）

午前に引き続き質疑を行いたいと思います。

県道22号谷山伊作線の改良について、3問目でございます。

隣接市である鹿児島市との協議を図り、改善に向けた改良を進めるべきではないかとの質問に対しまして、今後も谷山伊作線につきましては、土木事業連絡会等で鹿児島市と連携し、舗装、修繕、区画線補修、防護線整備など、維持工事や交通安全施設整備について要望していきたいと考えますと書いてあります。

その中で、先にお聞きいたしましたんですが、鹿児島市との広域中枢連携について、今、どのような状況になっているのか。また、主体的立場は鹿児島市のほうだと思いますが、その中で、協定の内容、計画、財源等目的に沿ったものをお示しをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

広域連携の鹿児島市の問題について、今、話し合いの中におきまして、本年度中に締結ができればいいというふうに思っております。また、事業の内容といろんなものについては、今後、詳細な部分の中でし、それはどうしても議会の議決というのが必要でございまして、そういう運びになりましたら、議会の皆様方にも事前にいろいろと打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

その中でこれから1年の間に協定を結ぶ中身も詰めていきたいという答弁でございましたけど、日置市としては、どのようなことを

基本的に計画をしていきたいと考えていらっしゃるかお聞きします。

○企画課長（堂下 豪君）

個別の事業につきましては、今、関係する所管課同士で話し合いを進めて、大体まとまってきてるところではございますけれども、当面1年目につきましては、既存事業で連携できる部分を協議している最中でございます。公共施設の相互利用であったり、あるいは観光の広域的な連携であったりということで、今話し合いをしているところでございます。

○14番（大園貴文君）

そうですね。日置市の中での魅力というもの、十分ここを出していかないといけない。地理的、条件、いろんなものを出していかないといけないと思っておりますけれども、その中で、まち・しごと・ひと創生事業の中で、やはり、そういう道整備のインフラ整備によるベッドタウン機能の強化充実といったものとも、こちらに掲げてありますけれども、そういったもの等もやはり、この協定の協議の中に入れ込んでいくべきだと考えますが、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回、個々の日置市と鹿児島市、そういうこともございますけど、今回の連携というのはいち串木野市、日置市、鹿児島市、始良市、こっちが入るんです。こういう部分で、今、言ったように、そこで全体的に2者じゃなく、全体で広域的にどう取り組むのか。これが恐らく、この広域連合の連携の中核的な考え方になるというふうに認識しております。

○14番（大園貴文君）

そのような、大きなくくりの中で協定を結ばれていくと思います。その中で、景気の活性化を進めることが目的だと考えております。今の日置市の現状を見ますと、過疎化、高齢化とか、いろんな課題が山積しております。

ぜひ、協定の中でそういったことを改善の方向に、一歩でも進めるように進めていくべきだというふうに日置市としては提言すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

前、広域連携という部分の中で、今ありました9町、これは、加治木からずっと入っておるわけなんですけど、これが、今回、この中枢連携の中で、特に鹿児島市を中心とした、やはりこういう移動、通勤、また昼間の人口とか、そういうものに関しまして、鹿児島市のほうもやっといこうという方向でございますので、さっきございましたように、具体的なのは今後、出てまいりますので、いろいろどういうテーマをしていくのか、担当レベルの中で、十分打ち合わせをしているところでございます。

○14番（大園貴文君）

非常に大事なことではないかなと思います。議会の議決も必要だということになっておりますけれども、やはり日置市の現状を十分踏まえた中での広域的な協定が結ばれることを、また進展状況についても議会にも報告をしていただきながら、できていけるようにお願いしたいと思います。

それでは、2問目の吹上浜アスリートの森づくり整備計画についてをお聞きいたします。

パークゴルフ場の整備について、市長の考えはどのように進めていきたいと考えていらっしゃるかお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

委員会のほうからも提言をいただいておりますけど、さっきもございましたとおり、駐車場整備、また基本的には人口芝の問題もございまして、今のできる面積的な要件というものもありますので、その中で、このパークゴルフを入れられるかどうか、そこあたりは、今のところは未定という部分であります。

○14番（大園貴文君）

この答弁の中に、人口芝のサッカー場の整備計画ということがありますけれども、鹿児島でもサッカーが大分盛んになってきて、そのはしりといいですか、吹上のほうではかめの子サッカー、代々続いてきております。

その辺の駐車場についても、来場者を抑制しながらの大会となっていると聞いておりますが、その辺についての駐車場と大会の役員さんたちが広いところを草払いして、非常に大変だということとなっております。

きょうの答弁の中では、そういった大きなイベントのときには、そういったところも前もって整備をしていきたいというふうにあります。その辺に間に合うように計画をされているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回のかめの子サッカーでございますけど、大変、多くのチームが参加していただきまして、このときに、いろいろ苦情もいただいているのも事実でございます。

そういう中におきまして、さっきもございましたとおり、この吹上浜アスリートの森の整備計画全体の中で、今、過疎計画の中でも5年間入れてございますので、ここあたりを、また、財源とも十分打ち合わせをしながら、この計画を進めていきたいというふうに考えております。

○14番（大園貴文君）

そういった市の簡易的に駐車場ということになっておりますけれども、今後、その場所に、人工芝のサッカー場をつくる計画が県を通じてあるのかと思いますけれども、どのくらいの規模で計画をされているのか、そういった話が進展しているのかお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

まだ、具体的にどういう、基本的な設計もしておりませんので、今後、そういう基本的な設計をし、どれだけの事業費もかかるのか、今のところわかりませんけど。

特に、旧吹上町におきました営林署から買った場所でございますので、そのときに、この吹上浜アスリートのという計画がありましたので、それを継続しながら、今後、駐車場の問題も含めて整備をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

スポーツの町として、あの周辺一帯が、そういった整備がされることは非常にいいかと思うんですけれども、この事業は県が主体的にするのか、市が主体的にするのか、どちらでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、市のほうで計画を立てて進めていかなきゃならないことだと思っております。

○14番（大園貴文君）

市のほうの計画だという確認がとれましたので、次に、今、サッカーが盛んに、鹿児島でも行われておりますけれども、そういった昇格していくときの条件等が、スタジアムの広さとか、そういったものとも関係してくるかと思うんです。

日置市の1つの大きな目玉としても、非常に友好的な考え方ではないかなと思います。規模と予算もあることでしょうけれども、市長の考えにはそういったスポーツの誘致等も入れ込んで考えていく考えがあらわれるか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、サッカー協会のほうからも、いろいろ陳情が上がってきてるのは、特に県として、サッカーの大きな大会もしたい。特にこの吹上、また南さつま、また、健康の森そこあたりの連携をきちっとしながら、いろんな対応をしたいという考え方で、そういう整備という要望も上がってきたというふうに思っております。

その中で、本当に大きなスタンドをつくっ

たり、そういうものは、私は大変無理だというふうに思っておりますので、特に中学生、高校生、そういうクラスが、こういう地域で大会し、また少しでも宿泊が、基本的には交流人口、交流人口というのはやはり、宿泊をしていただける、これを一番大きな、主体的なものに考えておりますので、そういう観戦、大きな大会をする施設という部分ではいかないというふうに考えております。

○14番（大園貴文君）

類似施設の、サッカー場、いろんなところあるんですけども、そこを集約できるような、同じつくるんだったら、やはり、鹿児島県地として計画をして、どういったものが必要なのか、どれぐらい予算がかかるかわかりませんが、やはり、そうしていかないと、その周辺で小さなイベントがありました。その中で、この日置市で総大会が行われる、そこからまた、新しく次のステップに進んでいけるような場所づくりというのも非常に日置市にとってはいいのではないかなと考えます。

市長の考え方も1つですけども、そういった広い目線、また、そういう場所に進めていくのもいいのかなというふうに考えます。

そうなるにつれて、いよいよ駐車場が、今、ここ二、三年は遊休地を使えるかもしれませんが、今後としては、どうしてもその駐車場が不足してくるというふうに考えますが、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、特に、私も2020年国体ということで、レスリングというのも決まっております。その中におきまして、基本的には体育館におきます冷房の施設も改修もしなきゃならない。それに伴います、さっき言いましたように、旧吹上町で買いました営林署との確書の確約の中に

において整備をするということでしたので、それに向けて、駐車場もある程度、今、簡易な形で当分やっていきますけど、そういう整備をするときに一緒に駐車場としての機能が果たせるように、その位置づけをつくっていく必要があるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

そういった整備の計画の中に、土地の有効活用ということで、1つ提言させていただきたいと思います。

今ある駐車場も決して、常に不足しているわけではない。また、新しく土地を買うにしても財源が非常に厳しい。私は今ある駐車場に、中2階の立体的な駐車場を、できる範囲の中から進めていくことによって、場所的にも非常にいい場所に駐車場は設置されていると考えています。その辺を友好的にしながら、グラウンド内に入ってしまうと、グラウンドが傷んでしまいますので、そういったことを1つ検討できるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、吹上の海岸、体育館を含め、陸上競技、野球場、いろんな施設がいっぱいございます。駐車場もそれぞれ点在しております、年に二、三回、大きな大会のときには駐車場が不足するというので、吹上の方向とか、いろんなところに分散してるのも事実でございます。

その中で、全部を集約して駐車場整備というのも難しい。土地の問題もございまして、やはり今、既存のそれぞれの市にある、市の土地の中において、活用をどうしていくのか、駐車場が何台ぐらい必要なのか。まず、設計も何もしておりませんので、ある程度、アスリート構想におきます5年間ぐらいの、後の質問にも関連しますが、5年ぐらいの中において、きちっとそういうものも計画的に駐

車場、またサッカー場の施設整備、体育館の改修、こういうものもきちっと入れながら財源と打ち合わせをしながら進めておきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

せっかく、このすばらしいアスリート計画は前向きに進んでいきながら、日置市の進むべき1つの方向性を十分発揮できるように、今後計画を進めていただきたい。そのように考えます。

また、来られる方々が、また寄ってみたい、この日置市をつくっていくために、ある程度の周辺の整備というものも大事かと思っておりますので、駐車場の確保だけではありませんけれども、そういった部分を一体的に考え、計画の中に推進していただきたいと思っております。

市長の考えを聞いて、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的に、さっきもお話しましたとおり、2020年というのが1つのめどでございますので、この間にできるものからやっていきたいし、このところに、私ども営林署と長いこと確約の中で、何もできなかった事実がございますけど、合併して10年過ぎまして、どうにか、その方向性に、吹上の地域におきます1つの目玉になってくるし、基本的には、吹上地域はあれぐらいのすばらしいスポーツ施設を持っておりますので、どうしても定住人口というよりも交流人口をふやし、また宿泊していただく。こういう1つの大きな拠点に、今後なっていくような施設整備をやっていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、2番、畠中弘紀君の質問を許可します。

〔2番畠中弘紀君登壇〕

○2番（畠中弘紀君）

私は、さきに提出した通告書のとおり、

2つの項目について、市長と教育長に質問をいたします。

まず、初めに日置市の小中学校の事件発生等に伴う緊急連絡網についてお伺いします。

本来、最も安心安全な場所であるべき学校現場で不審者侵入事件や自然災害、そして学校施設にかかわる事故が各地で発生しており、通学路においても、不審者情報や声かけ事案が発生しております。

文部科学省においては、これまで防犯対策に関する報告書やパンフレットの作成等による安全対策指導が行われてきており、当然各学校とも安全対策には万全を期して対応されてきたはずですが、しかしながら、不審者侵入等が後を絶たないという状況はずっと続いており、悲惨な重大事件や事故の情報は日常的に、私たちの茶の間にも入ってきており、社会的にも深い憂慮と関心が高まっています。

そこで、各学校の安全対策については対処療法的な、一時的対応にとどまらず、組織的、継続的な対応が求められています。その実効性ある取り組みを推進するためには、定期的な点検を実施し、点検にかかわる課題を計画的、継続的に改善していく点検改善システムを確立することが重要ではないでしょうか。

また一方、通学路における子どもの安全の確保を初め、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整えるための取り組みや実践的な安全教育の推進が大切であると考えます。

これらの問題点を踏まえ、数ある課題の中から、本日は特に日置市の小中学校の事件発生等に伴う緊急連絡網についてお尋ねするわけですが、本市にとっても課題となっております緊急時のメール配信システムのことも含め、通告書の質問の要旨の順に、1つ目に各学校における緊急連絡網の状況と課題。2つ目は警察、消防等、関係各機関との連携体制。3つ目として、メールによる緊急連絡網の整備について。最後の4つ目は、

今後、日置市として、どのように緊急連絡網を整備していくつもりか。

以上、4点、教育長にお尋ねします。

次は、日置市職員の各種休暇制度についての質問であります。

ご存じのように、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境変化が著しい社会状況の中で、次世代の社会を担う子どもたちを育成する家庭に対する支援と子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり、社会全体で取り組むことを目的として、平成15年7月に次世代育成対策推進法が成立し、国の各省庁や地方公共団体等に当たる日置市は特定事業主としての職員の子育てと仕事の両立支援が義務づけられました。

また、このことに取り組むことにより、職員一人一人が仕事中心から家庭生活や地域活動にも目を向け、職場全体でも時間についての意識改革や事務の効率化を図ることによって、生活と仕事の両立しやすい環境づくりを目指すワークライフバランスを保つことにもつながると言われております。

私は今回、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育てられる環境整備をみずから取り組む特定事業主としての日置市が、職員の子どもたちの育成環境の整備の充実を目指すことを目的とし、子育てにかかわる休暇制度を中心に質問いたします。

そこで、通告書の質問の要旨の順に1番目の子育てにかかわる休暇制度とその利用状況。2番目に男性職員の育休制度等の利用状況。3番目として各種休暇制度を利用する上での課題。最後に今後、職員の各種休暇制度を利用しやすくしていくために日置市としてどのように取り組んでいくのか、市長のご見解と方針をお聞きしたいと思います。

以上で、第1回目の私の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の小中学校の事件発生等に伴う緊急連絡網については教育長にほうに答弁させます。

2番目の、日置市の職員の各種休暇制度について、その1でございます。

子育てにかかわる休暇等、平成27年度の利用状況は女性の産前及び産後休暇が100%、男性の妻の出産に対する休暇が58%、育児参加のための休暇が25%で、そのほか必要に応じて取得できる休暇である保育休暇、子の看護休暇があります。

2番目でございます。

男性の職員の育児休業の取得者はこれまでもありません。

3番目でございます。

結婚、出産そのほかの特別な事由による休暇について、十分な理解が得られていないことが課題であると考えております。

4番目でございます。

毎月19日を育児の日と定め、休暇制度の周知を行うなど、各種休暇制度の理解が得られるように努めてまいります。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

小中学校の事件発生等に伴う緊急連絡網についてお答えをいたします。

1番目ですが、緊急時における主な連絡手段については、メールが18校、電話が7校となっております。事件に係る情報を保護者に対していかに迅速に、かつ正確に伝えられるかが課題となっております。

2番目です。不審者、災害等の事件が発生した場合、学校は関係各機関と情報内容を確認、共有した上で保護者に情報を提供いたしております。

3番目です。メールによる連絡網については、整備に係るコスト面や保護者の了解等の課題があり、各学校で連絡体制が異なってい

るのが現状であります。

4番目です。不審者、災害等の情報については、正しい内容を迅速かつ確実に保護者に伝えることが大切であると考えます。学校規模や保護者の就業状況、通信手段の状況等を考えると市内一律に整備を図るのは難しいところであります。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま、緊急連絡網の現状等について教育長からお伺いすることができました。

それでは、次に再質問に入ります。

ただいまの状況と課題を答弁いただきましたが、各学校における緊急連絡網には昔ながらの電話での連絡、文書での配付、メールでの案内など、さまざまであります。それらについて、なかなか統一はできないということではありますが、いいお考えがあればお聞かせください。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

緊急連絡網を流す際に配慮すべきことはメールにせよ、電話にせよ、保護者と情報を確実に共有することと考えます。

各学校では、警察や教育委員会から提供された情報については、メール、電話、文書等、各学校への実情に即した手段で確実に流すこと。また、保護者に対して、情報の確実な受信や電話であれば次の方への確実な連絡など、連絡体制を見直した上で、周知するなどの対策を講じるよう各学校に指導しており、今後も継続してまいります。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま答弁いただきましたが、伊集院小学校のようにブログでのお知らせをしている学校も、中にはあります。学校の規模や形態、また使用用途等により、連絡網の選択はあるかと思いますが、何かのときにきちんと伝達ができるよう、よりよい連絡網の整備に努めていただければと思います。

次に、設問の2番目の消防・警察等の関係機関との連絡体制について再質問をさせていただきます。

現在、警察、消防等との連携はとっているとのことでしたが、連携をとる上で、普段から心がけていることがあればお聞かせください。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

不審者情報等、各学校から報告のあった事案については、警察等との情報の共有状況や保護者や関係団体への情報提供との是非を確認した上で、市内各学校に情報を流しております。不審者等の事案については、社会教育課と連携し、市P連、外指連等の団体にも協力を依頼しております。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま答弁いただきましたが、私のほうが平成28年3月に警察署を訪ねました。日置市内で発生している不審者情報、声かけ等の事件について、警察署長と担当者の方にお聞きしましたところ、発生件数はふえている傾向にあるけれど、他の都道府県で起こっているような命にかかわるような重篤な案件については、幸い、日置市では起こっていないということで安心しました。

今後とも、さらに、関係各機関との連携を強め、子どもたちの安全のため協力していただければと思います。

次に3番、メールによる緊急連絡網の整備について再質問をさせていただきます。

5月24日に伊集院小学校の保護者宛に案内がありました、まちCOMIメールの登録率は、既に8割から9割程度と聞いております。まちCOMIメールを採用している学校が多いとお聞きしていますが、採用している理由と簡単な説明をお願いいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

平成28年度から導入しております公務支援システムを扱う事業所のほうから、まちCOMIメールというサービスが昨年度末、各学校に紹介されました。

現在、18校ある学校の中で、まちCOMIメールを使っている学校が7校、そのほかのメールを使っている学校が11校あります。既に、この学校のメールシステムを導入、または次年度から導入を考えてる学校や、他社のシステムでメール配信を実施している学校等もあることから、学校規模や各学校の実情を考慮し、教育委員会としては同じメールシステムで全学校一斉に導入する考えは今のところ、ないところです。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま、答弁いただきましたように、なかなか、メールシステムがまちまちで統一はできにくいというお答えでした。

先に導入した各学校の登録率というのはどの程度あるのでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

25校中、メール配信を実施している18校の中で、メール登録が100%終わっている学校が4校、それから7割以上の登録されている学校が13校の状況です。したがって、7割以下が5校あるということが現状です。したがって、100%登録に至っていないということであるところです。

○2番（畠中弘紀君）

現在、お聞きしました登録の100%が4校ということでしたが、70%以下のところが13校ということで、こちらの登録できていない主な理由のほうをお尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

100%登録に至らない理由の多くとしましては、個人情報の観点から知られたくない

という理由から、登録に協力できないというものが主な理由になっております。

○2番（畠中弘紀君）

個人情報の観点から、なかなか登録が進まないところがあるということですが、登録の管理としてPTAが主体のところ、それから学校が主体のところ、両方あわせてしているところと3通りあるようですが、登録上の苦労やトラブル等、問題点があればお聞かせください。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

登録業務については、教頭やPTA担当者等が登録する学校や保護者がマニュアルに従って登録する学校など各学校でその形態は異なっているところです。学校規模や採用するシステムによるのが現状となっております。

メールシステムの運営管理は学校が主体となっております。現在のところ、登録上のトラブル等はございません。

○2番（畠中弘紀君）

今お聞きしまして、登録上のトラブルはないということで安心はしました。

平成28年3月に教育委員会が行った、先ほどの保護者向け一斉メールの状況調査で、先ほどの報告がありましたように扇尾小学校を含め、当時は26校ありました。小中学校。その中でメール配信の採用している校が13校とちょうど当時は50%の採用率でした。しかし、28年度6月の10日付で調査をしていただいた結果、扇尾小学校を除いた25校中で18校が採用をしており、メールによる緊急連絡網を採用している学校が5校もふえております。

さらに今後、採用予定である、住吉小学校と日吉中学校の2校を加えると25校中で20校となり、80%の採用率となります。これは非常に評価ができるものであります。さらに採用率100%を目指して努力してい

ただきたく思います。

緊急連絡網について、お考えを聞くことができました。最後にいままでの答弁を踏まえて、今後の日置市の小中学校の事件発生等に伴う緊急連絡網の整備や警察等との連絡について、いま一度教育長のお考えをお聞きして、1問目の質問を終わりたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

不審者や事件等の情報をですね、いかに早くつかむかということが大事だと思いますので、この3者による連携を密にしながら、必要な情報をいかに早く伝達するか、このことが大変大事になってくると思います。なお、先ほどからお答えしておりますように、メールの整備が大分進んできております。メールは早く、一斉に相手に届くという利点はあるんですけども、先ほどから課題になっておりましたが、携帯を持っていない人、あるいは持っても登録しない人、あるいは登録していてもメールを開かない人などなどいるようでございますので、やはり、大変重要なものについては複数の伝達媒体等を活用をするなどして、確実な伝達が保護者等にできるように今後も努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

教育長からご答弁をいただきました。今後とも、ますます普及をしていただくように努力をしていただければと思います。

それでは次に、日置市職員の各種休暇制度の再質問について行いたいと思います。

1番目の質問として、子育てにかかる休暇制度とその利用状況を、先ほどお聞きしましたが、こちらにお答えをしていただけていないもので、何か休暇制度の利用状況がわかるものがあればお知らせください。

○総務課長（今村義文君）

そのほかの休暇制度ということでは、年次

有給休暇、それから病気休暇、特別休暇、それと介護休暇、組合休暇等がございます。利用状況として把握しております年次有給休暇につきましては、平成27年度の取得実績は1人平均で9日でございます。

以上です。

○2番（畠中弘紀君）

有給休暇については9日ということでした。

こちらに関しては、職員ということで、お尋ねをしましたが、非正規職員についての有給についてはどうなってるのでしょうか。お答えください。

○総務課長（今村義文君）

臨時職員の休暇は年次有給休暇と特別休暇でございます。

平成29年度から日置市一般職員の非常勤職員等の任用勤務条件に関する条例に基づき、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇というふうになる状況でございます。取得状況については、いまのところ、把握はしてございません。

○2番（畠中弘紀君）

29年度から、一応、非正規職についても少し待遇がよくなるということのお話だと思いますが、次の質問で育休制度の目標値としては何%の目標になっているのでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

日置市の特定事業主の第3期の中に男性職員の育児休業の取得率ということで目標を定めております。これにつきましては、13%。それと、配偶者出産及び育児参加のための休暇取得率につきましては100%を目標に掲げてございます。

○2番（畠中弘紀君）

一応、2番の男性職員の育休の取得者が、これまでゼロということですが、こちらについてはなかなか取得ができていない理由についてお聞かせ願えますか。

○総務課長（今村義文君）

男性の育児休暇の取得がゼロということで、これにつきましてもは現在、仕事を途中で抜けるのが非常に難しいというのも、気が引けるというのがあるかと思えます。

また、育児休業につきましてもは、無給、給料が出ないというのも1つの原因かと思えますので、その辺で取得をためらう職員が多いのかなというふうに捉えております。

○2番（畠中弘紀君）

仕事を、なかなか、周りの方のことを思うと休みづらいというのがあるかとは思えます。できるだけ、これに関しては、取得をできる環境整備が最適ではないかと思うんですが、この問題を解決するためにはどうしたらいいかお考えでしょうか。お聞かせください。

○総務課長（今村義文君）

先ほどの市長の答弁でもありましたように、毎月19日を育児の日として制定しております。そういった中で、現在、回覧板等で、制度の周知、そういったのを図っております。また、職場全体での理解、それから協力体制の推進を図り、安心して育児休業を取得できる職場づくりが大切であると考えておりますので、今後、さらに推進していきたいと考えております。

○2番（畠中弘紀君）

日置市は日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において週休日、勤務時間、週休日の振りかえ、時間外勤務、育児または介護を行う職員の勤務、休暇の種類などを定めております。

しかし、休暇をしっかりと、子育て世代の職員が仕事、家庭、地域活動等を不便なくできるようにするには、やはり仕事場の理解、協力なしではできない状況であります。

また、そういうこともあわせての休暇のとりやすい環境整備が必要だと思われませんが、今までの答弁を踏まえて、最後に市長に職員の休暇制度を利用しやすくするためには、ま

た、そのための方向やお考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今総務課長のほうから話ございましたとおり、この毎月19日が育児の日ということでございますので、まだ取得してない部分もありますので、また、課長を通じた中におきましても、職員の皆様方に通知を徹底していこうというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△日程第2 議案第58号日置市一般会計補正予算（第4号）

○議長（成田 浩君）

日程第2、議案第58号日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第58号は、平成28年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,779万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億5,767万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は熊本地震の被災者の支援に伴う総務費の執行、並びに一般財団法人地域総合整備財団の平成28年度ふるさとのづくり支援事業の採択に伴う商工費の執行について、所要の予算を編成いたしました。

まずは、歳入では、繰入金で歳入歳出予算の調整のための財政調整繰入金を779万1,000円増額計上いたしました。諸収入では、一般財団法人地域総合整備財団から平成28年ふるさとのづくり支援事業補助金1,000万円増額計上いたしました。

次に、歳出では総務費の災害支援事業費で、職員の派遣に係る経費 779万1,000円増額計上いたしました。商工費で竹チップを使ったリサイクル堆肥の開発に伴う補助金を1,000万円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

議案第58号は総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。

あす21日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時47分散会

第 3 号 (6 月 2 1 日)

本会議（6月21日）（火曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	吹上支所長	大園 俊昭 君
総務課長	今村 義文 君	財政管財課長	鉾之原 政実 君
企画課長	堂下 豪 君	地域づくり課長	平田 敏文 君
税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君	商工観光課長	橋口 健一郎 君
市民生活課長	田淵 裕 君	福祉課長	東 幸一 君
健康保険課長	篠原 和子さん	介護保険課長	福山 祥子さん
農林水産課長	久保 啓昭 君	農地整備課長	宮下 章一 君

建設課長 桃北清次君
教育総務課長 松田龍次君
社会教育課長 平地純弘君
監査委員事務局長 地頭所 浩君

上下水道課長 丸山太美雄君
学校教育課長 豊永藤浩君
会計管理者 満留雅彦君
農業委員会事務局長 重水秋則君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、3番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔3番留盛浩一郎君登壇〕

○3番（留盛浩一郎君）

皆さん、おはようございます。

私は、さきに通告してあります2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めのため池の管理等についてであります。

近年、公共施設の老朽化につきましては、社会的な問題となっております。本市においても、将来の公共施設等に係る建てかえや改修などの更新費用が増加することが予測されます。

さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後、高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用需要が低下していくことも予測されます。

道路や橋梁、庁舎といった公共施設は、公設公営であり、行政として管理すべきものであり、計画等も立てやすいですが、一方、民設民営、公設民営といった形の公共施設であるため池の管理も、今後重要となってくると思われます。

1問目は、本市での公共施設等総合管理計画を策定した中に、池、沼の記載がありますが、ここでは、ため池と言わせていただきます。

地域ごとの箇所数はどうなのか、お伺いをいたします。

2問目は、この計画外で本市の把握しているため池が何カ所あるか、お伺いをいたしま

す。

農業就業人口の減少、従事者の高齢化、耕作放棄地の増加から、農業用水の供給という本来の役目を終え、これまでのようには管理が十分にできていないため池が全国各地に増加している可能性が考えられることから、3問目は、本市のため池からの受益地での耕作放棄地の現状はどうなのか、お伺いをいたします。

ため池は、小規模とはいえダムであり、日常の管理を怠れば、いざというときに下流に甚大な被害が生じてしまうことにもなりかねません。これまでも、豪雨や大規模地震等により多くのため池が被災し、大きな被害が生じていることを踏まえ、国は、平成25年度、26年度の2カ年で、全国のため池の一斉点検を実施したところですが、4問目は、本市における結果がどうだったのか、お伺いをいたします。

2項目めは、児童虐待の防止等と、子どもの貧困対策についてであります。

児童虐待の防止等に関する法律は、2000年11月に施行されました。

もともと日本には、子どもの福祉を守る法律として児童福祉法があります。18歳までの児童を対象としており、この中には、子ども虐待に関して、虐待を発見した者は児童相談所などに通告する義務がある通告の義務、虐待が疑われた家庭や子どもの職場などに立ち入ることができる立ち入り調査、保護者の同意を得ずに子どもの身柄を保護することができる一時保護、家庭裁判所の承認を得て、被虐待児を施設入所などさせるための申し立て、家庭裁判所への申し立てが盛り込まれています。

しかし、児童虐待防止法ができる以前は、これらは余り有効に行使されていませんでした。

大多数の国民が、虐待を発見したときには

児童相談所等への通告の義務があることを知りませんでしたし、児童相談所は立ち入り調査には積極的でなく、家庭裁判所への申し立ては、申し立ての手のやり方がわからないなどの理由から、皆無に近い状態が続いていました。

1990年代に入り、子ども虐待の存在が社会問題化し、メディアによる報道や民間団体による防止活動が活発化したことなどから、1990年度の児童相談所における虐待に関する相談処理件数は1,101件であったものが、2014年度には8万8,000件に上り、24年連続で過去最多を更新しております。

こうしたことを踏まえて、1問目は、本市における児童虐待相談対応件数はどうなのか、また、内容や原因をどのように分析しておられるのか、お伺いをいたします。

我が国では、低所得者の割合を示す指標として、相対的貧困率を用いています。貧困率を算出する方法は、平均的所得の半分未満の所得層割合を指標としています。子どもの貧困率については、親の所得等を用いて、子ども全体のうち貧困世帯に属する子どもの割合を指標としています。

このことから、2問目は、本市における相対的貧困率の推移と、全国的な状況をどう捉えていらっしゃるのか、また、子どもの貧困率はどうなのか、お伺いをいたします。

3問目は、貧困の連鎖を断ち切るために、経済的に苦しい家庭の子どもに対して学習支援を行っておられますが、その成果はどうなのか、お伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のため池の管理について、その1で

管理計画に記載しているため池の地域ごと

の箇所数でございますけど、東市来が7カ所、日吉が14カ所、吹上が7カ所で、計28カ所でございますが、このほかに伊集院地域に3カ所あり、計31カ所になっております。

2番目でございます。計画外では、圃場整備事業で設置した小規模のため池が、伊集院地域で6カ所、東市来地域で21カ所、日吉地域で14カ所、吹上地域で8カ所の計49カ所でございます。そのほか、個人や組合で設置し、茶畑の防霜用として共同で利用しているため池が、東市来地域に2カ所ございます。

3番目でございます。受益地での耕作放棄地でございますが、ため池によりましては、耕作放棄地が発生しているところもあり、中には全受益地が耕作されていないため池も見受けられるようでございます。

4番目でございます。日置市では、県の発注により、平成25年度に27カ所、平成26年度に3カ所のため池の点検を実施しております。うち6カ所についてはのり面の侵食、一部破損、漏水等の異常が確認されております。

異常のあったため池を含め、周辺部への影響や補修規模等を考慮し、軽微なものは団体営事業で、規模の大きなものは県営事業等の導入により、整備を進めていきたいと考えております。

2番目の児童虐待の防止等と子どもの貧困対策について、その1で

本市における児童虐待の相談件数につきましては、平成26年度は11件、平成27年度は8件という状況でございます。児童虐待の相談内容につきましては、蹴る、たたく等、身体的虐待が多く、虐待に至る原因につきましては、生活環境が安定していないことや夫婦の不和など、さまざまだと思います。

2番目でございます。厚生労働省が平成24年に実施した国民生活基礎調査によりま

すと、相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%になっており、都道府県や市町村別の貧困率につきましては示されていない状況でございます。本市といたしましても、貧困対策の一つとして生活困窮者自立支援事業を実施し、関係機関と連携を図っているところでございます。

3番目でございます。本市が27年度から取り組んでいる学習支援事業につきましては、平成27年4月にスタートした生活困窮者自立支援法の中の任意事業であり、経済的に苦しい家庭ということではなく、現在は生活保護世帯に対して行っている事業でございます。

成果としてはすぐに出るものではなく、将来につながるものであると考えております。

以上で終わります。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいまご答弁をいただきました。

再質問をさせていただきます。

ため池の箇所数を伺ったところですが、合計31カ所ということであります。このため池の設置してある土地の名義等はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

このことについては、伊集院地域において市の名義というのが2カ所、個人名義が1カ所、計3カ所でございます。

東市来については、市名義が6カ所、個人名義が1カ所、7カ所。日吉地域につきましては、市名義が11カ所、土地改良区が1、個人名義が2、計14カ所でございます。吹上地域につきましては、市名義が7カ所。

以上のように、市名義とか、個人名義、また土地改良区名義、さまざまであるようでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま名義等はお伺いをしたところであります。このため池のそれぞれの管理者及び所有者といたしますか、設置者はどのようにな

っているか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、土地改良区があるところにおいては土地改良区が管理をしますし、土地改良区がない地域については水利組合というのをつくってございまして、それぞれの地域の皆さん方が共同で管理をしているのが実態でございます。

○3番（留盛浩一郎君）

ため池は、管理体制の整備について指針や手引があると思えますけれども、ただいまの答弁で、管理者は土地改良区あるいは水利組合ということでありました。管理マニュアルが策定されていたり、非常時の連絡網の構築など整備されているため池の把握を、本市はされているのか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、マニュアルというのはまだ策定されておられません。それぞれのときにおいて随時、豪雨とか、台風とかあるときに、責任者を決めて、転倒井堰とか、そういうものを含めて、ため池全体もですけど、水利水系によっても、全体的にみんなで管理しているということで、そのようなきちとしたマニュアルは今のところつくっておりません。

○3番（留盛浩一郎君）

全国のため池において事故が発生した際は、速やかに地方農政局を通じて農林水産省へ報告することになっております。

平成15年から23年にかけて、水難事故で167名の死亡が確認されております。本市での過去におけるため池等での事故等はなかったのか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

合併した後において、ため池等で何か事故があったというのは、今のところお聞きしておりません。

○3番（留盛浩一郎君）

富山県では、ことし6月4日に、農業用た

め池で転落した男児を助けようとして、70歳代のご夫婦が溺れて亡くなられたという痛ましい事故がありました。幸いに男児は別の人に助けられて無事だったという報道があります。

以前は柵があったようですが、約15年前に老朽化で壊れてなくなり、事故当時は、池の周辺に子どもの侵入防止を呼びかける看板が設置されているだけだったということでもあります。

今から一番の農繁期でありますし、水難事故の多く発生する時期でもあります。この事故の報道を受けて、本市では、管理者等に安全面の指導、または、その他の対策等を行ったのでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、さきも申し上げましたとおり、それぞれに管理しているのは、土地改良区とか水利組合でございます。その中におきまして、看板や、また柵の設置とか、そういうものをしておりますし、また、年1回には、ため池におきます清掃等もやっておりますので、そこあたりの一斉点検というのを、今後とも、安全点検ということでやっていただきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

年1回の清掃等でありますけれども、十分に本市としても管理者に周知徹底をされたいというふうに思っております。

先日、本市のため池三十数カ所見てまいりました。行く先々で、その地域の方々には親切に場所を教えてください、ときには現場まで案内してくださり、要望等も伺うことができました。本当にありがたいことでした。

現場を見る中で、東市来の柿之迫のため池にはボートが用意されております。救命用のほか、水草の除去、清掃用にも使用しているとのことでした。

その他のため池では、救命用道具はなく、柵に鍵がついていても施錠されていなかったり、また、全く柵が設置されていないところが、東市来で2カ所、日吉で1カ所、吹上で2カ所ありました。

この件については、早急に柵の設置あるいは全部のため池には脱出補助施設や救命道具の設置が必要かと思われませんが、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、水土里サークルで、それぞれの地域の皆様方が管理もしておりますし、そのような状況があった場所については、また、市のほうからそういうご指摘もさせていただきたいというふうに思っています。

○3番（留盛浩一郎君）

早急に救命道具等の対応は望むものであります。

6月11日に伊集院の飯牟礼にある池も見ているときに、多くの人が集まっておられましたので尋ねてみますと、かごしま探検の会理事の東川隆太郎氏が来られ、矢筈岳、諸正岳に、昨年、登山道と駐車場、縦走路の整備がなされた後にメディアの取材を受けておられました。

その付近には、上池、古池、下池があります。自然植物案内板等も設置され、飯牟礼環境保全会や水利組合の方々管理され、よく整備されている池であります。本年度は看板の設置等も予定されており、登山道の整備が充実することにより、この池にも多くの方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

池周辺を、今月25日には、市長も参加されて、県の振興局、市の職員、建設会社、地元有志の方々で清掃されるとお伺いしております。

市長、いかがでしょうか、この清掃に関して、市長も参加されますけれども、ほかの31カ所、市内にはございますけれども、市

長が率先して、皆さんと一緒に年に1回されるというお考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

飯牟礼の場合は、これはもう20年ぐらい前から自発的にやっております、そこに、振興局、またそれぞれの、ここを整備した業者の皆様方、そういう部分の今までの慣例的なものがございましたので、私も毎朝行って約1時間程度清掃をしております。

ほかの地域も、そのように全体的に清掃とか、いろんなものができればいいのかもわかりませんが、それぞれの土地改良区、また水利組合の方々と清掃のあり方について今後検討していきたいというふうに思っています。

○3番（留盛浩一郎君）

よく整備されると、地域の憩いの場になって、皆さん大事にされるのではないかとと思うところでもあります。

東市来にある鹿丸ため池は、上野の棚田を潤しているため池であります。そこで釣りをしている方がおられましたので話を伺ったところ、釣り仲間では知る人ぞ知るヘラブナが釣れる穴場であるということで、県内各地から来られるということでありました。

しかしながら、柵がないので、危ないから柵が必要ではないですかとお話をしましたら、釣りができなくなれば困りますという返事でありました。

ため池の事故は、釣りや水遊び等の娛樂中に多く発生しております。安全対策の検討を行う上で、部外者の立ち入りを禁止することが最も効果的ではあります。

しかしながら、ため池が持つ多面的機能を活用するには、地域において、景観、水に親しむことなど、多目的に利活用することはため池の保全にもつながると思うところであります。

このため、安全対策を検討する際は、ため

池の利活用状況を把握した上で、今後どのように活用するのかを、地域住民や管理者とともに十分に話し合いをされ、責任の所在を明確化し、安全対策を検討することが重要ではないかと思うところです。

さきの柵の設置とは矛盾をしておるところですけれども、参考としてお聞きいただき、市長のお考えをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

池にも地理的な場所があったり、いろんな条件のところに池が設置されております。その中におきまして、特に池の場合は、しゅんせつと申しますか、五、六年たちますと池の機能を失くなってしまいます。そういうときにおきましても、どこに柵をして、柵が邪魔になって入れなかったりしますので、ここあたりについては、十分地元の方ともお話をしながら、本当に危険なところという、崖のあるようなところとか、危険じゃないところとかあると思いますので、今後、地権者を含めまして、それぞれの管理している方々と十分協議をしていきたいというふうに考えております。

どこの地域にも、コイを入れたり、ウナギがおったり、いろいろと昔から、池ではそういう水遊びをしていた時代もございましたけど、近年になりましたら、やはりある程度、近代化の中での池管理というのをしていくべきであろうというふうに考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

十分に検討されて進めていただきたいと思うところでもあります。

3問目の受益地での耕作放棄地の現状でありますけれども、先ほどの答弁の中に、全く受益地が耕作されていないため池も見受けられますという回答でありました。

ため池は、受益者である農業関係者あるいは水利組合によって管理がなされております。しかしながら、受益者が誰もいない、あるいは受益者が少なくなったため池は管理がなさ

れていないか、または管理が十分にできていないのが現状のようであります。

こうしたところのため池の管理は、今後どのようにして、市として指示、あるいはしていかれるおつもりなのか、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に荒廃した場所もあるというのも認識しております。

さきもちょっと申し上げましたとおり、市の名義のところにおきましては、ある程度やりますけど、これがそれぞれ個人名義とか、いろんな名義になった場合は、若干そこまで手は入れられないという部分がございます。

今後、やはり今ご指摘ございましたので、40以上ありますので、大小あるというふうに考えておりますので、もう一回総点検をしながら、今後の政策といいますか、ため池に関します問題、新たな事業等も入れていかなければ、いろいろとため池があっても水がたまっていない部分があって、だんだん耕作放棄地になったり、これはやはり迫田のほうは、大いにそういう場所があらわれておりますので、このことについてまた担当課と十分打ち合わせをして、今後進めていきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

先ほどの計画外での回答の中に、ため池の数が49カ所ということでありましたけれども、この49カ所についての安全対策等は把握しておられるのか、お伺いをいたします。

○農地整備課長（宮下章一君）

計画外の49カ所のため池の安全対策でございますが、この49カ所は圃場整備事業で新設されました小規模な池でございます。周囲はフェンスで仕切りまして、関係者以外の立ち入りができないような構造になっているところでございます。

また、管理者には、鍵のかけ忘れ等がない

ように周知したいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（留盛浩一郎君）

小規模とはいえ、やはり水がたまっていると危ないので、十分に周知をされたいと願うものであります。

先ほどの答弁の中に、その他のため池が東市来に2カ所あるということでもございました。

これは、梅木地区の畑かん利用組合が、昭和58年度当初、21戸の組合員であったものが、現在11戸と半減し、また、田代畑かん利用組合では、平成元年当初、33名の組合員が現在4名ということで、ため池の管理等に大変苦勞されていると伺ったところであります。

管理計画外で、しかも、それぞれの畑かん利用組合のため池ではありますけれども、最近の豪雨や大規模地震等により、ため池の決壊による被災等を大変心配されておられるところであります。

そこで、震災対策農業水利施設整備事業等でのハザードマップなどの作成ができないものか、また、大阪府が行っている観測システム、雨量計や水位計とあわせ、カメラのGPS、こういうのが設置された、温度計などの機能を有しているスマートフォンを活用したため池の監視システムを構築することはできないでしょうか。

豪雨や地震等の災害に対する安心安全や監視体制の強化、また、市民の生命財産を守る意味からも、よい取り組みと思われましても、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ございましたとおり、それぞれの事業の目的の中でため池を設置したという経緯がございます。

その中におきまして、特に維持管理等についても、やはり地元がするという事になっ

ております。今ご指摘ございましたとおり、受益者が少なくなったというのも事実でございます。

いろいろとこういうスマートフォン等利用した形の中で管理していくこともよろしいかもしれませんが、基本的には、維持管理、維持コスト、こういうものも大変かかってくるということも事実でございます。また負担が出てまいります。

そこあたりを含めて、今後、やはりそういう組合と、またそういう団体とも十分協議をして、そういうスマートフォンにしても、監視システム体制をつくれるのかどうか、また、新しい補助事業あるのかどうか、いろんなまた今後におきましても課題が残っておりますので、十分協議をさせていただきたいと思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

ぜひ、これは組合員の方と協議をされて前向きに検討されたいと望むものであります。

耕作放棄地等の問題も今後ふえることが予想されることから、関係各課と連携を密にし、公共施設等総合管理計画のため池版を策定し、個々のため池の概況や点検で明らかになった状況をデータベース化し、今後の計画に活用されるお考えはないか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

今話がございますとおり、公共施設等総合管理計画は、特に公共施設とか主でございます。ご指摘ございました、こういうため池等につきましては、そこまでの管理計画というのはつくっておりません。

今後、やはりそれぞれの担当課におきまして、また特に土地改良連合会の中におきましても、やはりすばらしい管理システムがございますので、ここあたりとも協議をしていく必要があるというふうに考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

連合会さんとも十分協議をされて、前向き

に対処願いたいと思うところであります。

次に、児童虐待についてであります。

児童虐待の定義は、殴る、蹴る、一室に閉じ込めるなどの身体的虐待、子どもへの性的虐待、食事を与えない、病院に連れていかないなどのネグレクト、言葉でおどす、兄弟間で差別的扱いをするなどの心理的虐待という4種類に分類されるようであります。

先ほどの答弁の中で、本市では、26年度11件、27年度は8件、また、内容は、殴る、蹴るの身体的虐待が多い、原因については、生活環境が安定していないことや夫婦の不和ということの答弁でありました。

この分析によりまして、本市独自の傾向や課題がどのようなものがあるのか、お考えでしょうか、市長のお考えはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、そのように、心理的虐待が多いようでございます。

市の独自のというお考えでございますけど、特に今、子ども支援センターを中心に、基本的には早期発見、早期対応、これが一番大きな一つの対策ではないかなというふうに思っておりますので、関係機関と十分打ち合わせをして進めていきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

児童虐待に関する相談体制や初期対応、個々の相談ケースについての情報共有、あるいは虐待を受けた子どもの支援などについて、国、都道府県、警察、市町村の役割分担、あるいは連携体制はどのようなになっているか、お伺いをいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

連携体制はというようなことでございます。

本市は、日置市子ども支援センターを設置しておりますので、児童虐待の相談につきましては、常に受けられる体制が整備されております。

また、困難なケースにつきましては、適切な支援を行うため、ケース会議や検討会を実施しております。状況に応じて、児童相談所や警察等関係機関の協力をいただいているような状況でございます。

○3番（留盛浩一郎君）

子ども支援センターについては、後ほどまたお話をしたいと思っております。

ある新聞に、一歩間違えば自分も同じことをしていたかもしれないという記事が載っておりました。

これは、北海道の林道でしつけとして親から置き去りにされた小学2年の男児が、6日後に無事保護されたというニュースでのコメントであります。

このことについては、しつけのあり方をめぐって、海外でも波紋が広がっているようでもありますけれども、このことについて市長はどのようにお考えになるでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

私のほうも、そういう報道を新聞等で見ました。

親としては、しつけという一つの中におきまして、そのような置き去りをやったという部分があったというふうには感じておりますけど、あのように大変大がかりの捜索をしなきゃならなくなったということが現実であったようでございます。

特にしつけのあり方という部分については、やはり親のほうがかちとした心得を持った中でやらなければ、あのような悲惨な事故といえますか、そういうものに発展していくという部分が、しつけが事故になってしまうという部分でございますので、今後、やはり親のほうもきちっとそこあたりの整備をしていくべきであろうかというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

本当に助かったのが奇跡ではないかと思うぐらいのことと思います。

しつけに関しては、その家庭家庭でなかなか線引きも難しいところではあるかと思うところでもあります。しつけと虐待、これは紙一重ではないかというふうに、私も思っているところでもあります。

児童虐待相談件数が、先ほど8万8,000件に上る、この件数の増加は、厚生労働省が平成25年に出した数値で、虐待の被害児童に兄弟姉妹がいる場合、あるいは、その兄弟らも心理的虐待を受けているとみなして対応するように求めたことや、子どもの前で配偶者に暴力を振るう面前DVに関する警察からの相談や通報がふえたことなどが原因とされております。

また、有識者からは、家庭の経済格差や複雑な家族関係、都市化による家庭の孤立が背景にあるという指摘も出ております。

そこで、虐待の通報や相談を365日24時間受け付ける児童相談所の全国共通相談ダイヤル189「いち早く」の運用が平成27年7月から開始されたところでもありますけれども、この全国共通相談ダイヤル189を、学校の児童生徒にも積極的に認識させる必要があると思うところでもあります。

福祉課長もつけられてるかとは思いますが、オレンジリボンですけれども、栃木県小山市に伺ったところ、小山市がオレンジリボンの発祥の地であると、これは、子どもへの虐待を防止し、また、虐待を受けてしまった子どもがこれから幸せになれるようにという願いが込められたリボンであるそうです。

そこで、このオレンジリボンの印を通報用のカードあるいはポケットティッシュの配布などで、啓発活動を子どもに行ってはいかかと思うのですけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

啓発活動をとというようなことでございます。

県のほうが中心になりまして、毎年11月を児童虐待防止推進月間というふうに位置づけ、社会的喚起を図るために、集中的な広報、啓発活動も行っております。

市といたしましても、このタイミングで、お知らせ版等を活用いたしまして周知を図りたいというふうに考えておるところでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

今のご回答は、お知らせ版等で周知ということでありましたけれども、ティッシュあるいはリボンがついた通報カードを使用するお考えは今のところないというふうに理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○福祉課長（東 幸一君）

市として単独でというのは、まだ現在のところ考えてないところでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

ぜひ子どもも少なくなっておりますけれども、前向きに検討されたいというふうに思っております。

豊かな日本社会のようではございますけれども、子どもの貧困問題が深刻化しております。先ほどの答弁でもありました。昨年厚生労働省が発表した相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は過去最悪の16.3%に上り、6人に1人の約325万人が貧困に該当するようでありまして。先進20カ国のうち4番目の高さであります。

都道府県別の子どもの貧困率で、鹿児島県は20.6%、47都道府県の3番目の高さであるようで、これはゆゆしき事態だと私は思うところであります。

また、ひとり親家庭の貧困率は54.6%、およそ2人に1人の割合と極めて深刻な調査結果が出ております。この数字をお聞きになりまして、市長、どう思われましたでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

いろいろと、この実体の中の数字、大変深刻であるというふうに考えております。

そのような中、今回、私ども、全国に子どもの未来を応援する首長連合会というのが設立されてるといふ文書をいただきました。

その中で、私ども日置市のほうも、これに参加して、全国のいろんな事例等も学びながら、また、日置市に対応できるものは何であるのか、こういう部分の中で、この数字が大変な数字であったという認識の中、今回、首長連合のほうに参加させていただいたということでございます。

○3番（留盛浩一郎君）

今回、6月9日の新聞に載っております、子どもの貧困で首長連合会ということで、本市も伊佐市も参加されて、全国161の市町村長が参加されるという記事が掲載されておりましたけれども、今市長が答弁されました。

市長みずから、今回のような、積極的に子どもの虐待や貧困問題に取り組まれている姿勢が、本市の子ども・子育て支援事業にもあらわれているように思うところであります。

ちなみに、この計画の中に、子ども支援センターでの取り組みが載っております。福祉課、健康保険課、学校教育課による3課との連携をさらに強化され、今までの県の事業で行っていたスクールソーシャルワーカーを単独事業で実施し、また、アドバイザー、教育専門員、教育相談員、保健師、カウンセラーなどを設置する先進的な取り組みをいち早く行い、他の市町村からも研修視察に来られることは、とても素晴らしいことというふうに思っているところであります。

また、先ほど言われました、子どもの未来を応援する首長連合の会が今後ますます実りある会と発展するように願うものであります。

この首長連合会の成り行きですけれども、最終的に私個人の考えですと、子どもの貧困

対策、これは決して自治体のサービスの過当競争にならないように願うものでありますけれども、日本全国の底上げという意味で、市長は今後どのようにこの首長連合の会に参加していただくお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先般は設立総会というだけでございまして、今後におきましては、それぞれの市町村のそれぞれの事例等の発表もございまして、また、行く行くはやはり国にいろいろな政策として提言し、また、私どもが、基礎自治体がそのことを実施していく、まだ若干財政的な面がまだ伴われてない部分がございますので、各市町村におきましても、それぞれ温度差があるというのが実情でございます。

そのようなことを含めて、国のほうにも、それぞれの事例等をする中におきます経費等の問題も検討しながら、また国に要望する事項等もまとめていかなきゃならないというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

充実した会になり、子どもたちのためになるように期待するものであります。

3問目の、すぐに成果があらわれないということで、これ、生活困窮者自立支援法の中の任意事業で行われているということでございました。このことについて、本年度はどのように進めていかれるおつもりなのか、お伺いをいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

本年度の事業についてということでございます。

本年度は、夏休みから始めたいということで考えております。

現在、被保護世帯のほうに、この対象者がいらっしゃる世帯、そちらのほうに事業説明を行っているところでございます。

事業成果につきましては、また今年度も、

昨年度と同じようなふうに考えておるところでもございます。

○3番（留盛浩一郎君）

長い目で見ていただいて、子どもが成長する姿を楽しみにしたいところであります。

先ほどの栃木県小山市は16万5,000人の人口でありますけれども、昨年、子どもの貧困問題の解消に、子どもの貧困撲滅5カ年計画を策定をされました。

子どもの貧困対策推進法では、都道府県による計画策定を努力義務としておりますけれども、市町村には求めているようで、全国的にも珍しいということではございますが、28年度は国の補助等の関係もあり、かなりの自治体で策定されているとお話でありました。

子どもの貧困に社会全体で取り組む必要がある中で、先ほどの鹿児島県20.6%の子どもの貧困率を踏まえ、本市でも子どもの貧困撲滅プロジェクトなるものを設置し、計画策定を行っていくというお考えはないでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほどからお答えしておりますとおり、今この現実の中において、子どもの貧困撲滅プロジェクトをつくることよりも、いろんな各地域の情報をきちっと得た中においてつくっていかなくちゃならないというふうに考えてございまして、現時点でそういうプロジェクトをすぐつくるといことは今のところは考えておりません。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいまの市長の答弁で、地域の情報等を得ていくという言葉が出てまいりました。

最後の質問といたします。

私たちは、これからの未来を子どもたちに託していかなければなりません。天然資源の少ない我が国では、子どもという人的資源に投資することが大切ではないかと思うところであります。

児童虐待と子どもの貧困は非常に関連性が高いと言われております。虐待を未然に防ぐためにも、また貧困の連鎖を断ち切るためにも、子どもの貧困を少しでも解消していくことが重要だと考えます。

平成24年6月の一般質問の中で、ひとり親世帯の実態調査について、市長答弁の中に「いろいろと踏み込んだ形の中で、そういう調査が必要なのか、ここあたりが大変ちょっとデリケートなところもございます」という答弁がありました。

さきの小山市職員の方も、同じような話をされましたけれども、これは避けて通れない問題でもありますと言われてました。私も、敏感で、微妙な問題であると理解をしているところであります。

しかしながら、あえて提案いたしますけれども、沖縄県では、子どもを取り巻く貧困の実態や貧困が生活に与える影響の把握を目的に、アンケート調査を実施しておられます。

この調査は、貧困ライン未満の経済困窮層に限定をしております。子育て世帯の保護者、子ども、双方を対象として実施しているのが特徴であります。

この調査をすることにより、貧困の連鎖や経済的貧困という事象が、子どもの成長、発達、子どもの意識、子どもの生活、経験にどのような影響を及ぼすのかを解明することは、政策立案の基礎的データとして、さきのプロジェクトを計画策定にも大いに有用であると考えるところであります。

先ほどの答弁でありました、地域の情報を得ていくという観点からも有用であると思っておりますけれども、市長のお考えをお聞きしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、ひとり親の世帯の実態調査というのは大変デリケートであると思っております。いろんなケースがご

ざいまして、それで、そういうデータをとって一つの政策をしていくということもいいんですけど、逆にプライバシーというもののなかでどこまでそういう個人的な調査ができるのかどうか、大変ここあたりが難しゅうございますので。

いろいろとこういう特定した方々だけで調査をしていくことも大変難しい部分がございますので、ほかのところもどういう形でこのような実態を、基礎的なものをしているのか、こういうものを、ほかの市町村の実態調査等もやりながら、現時点でこのひとり親の実態調査をするということはちょっと難しいというふうに思っておりますので。

本当に、お互いがこういうデリケートなものにつきましては、やはり当たらない形のほうが、一番よりよい中ですけど、やはりそういう貧困率というここあたりの実態というのは、やはり私どもは認識しながら、今後行政を進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔8番出水賢太郎君登壇〕

○8番（出水賢太郎君）

おはようございます。私は、さきに通告をいたしておりました地域公共交通のあり方について質問をいたします。

地域の大事な足である公共交通は、マイカーの普及や人口減少のあおりを受け、利用者数が減少傾向にあり、地域密着の公共交通、生活路線の維持存続が大変厳しい状況に陥っております。

過疎化、高齢化が進む日置市では、お年寄りの大切な足を守り、また、地域コミュニティの維持をすることが求められております。

今後、買い物難民がふえたり、お年寄りの引きこもりも懸念がされます。

そのような観点からも、地域公共交通のあり方については常日ごろから考えなければならぬと考えております。

日置市における地域公共交通の問題は、平成18年のいわさきグループが打ち出したバス路線廃止問題から始まり、廃止代替路線や生活路線維持の赤字補填が行われております。

また、各地域のコミュニティバスは、地域によって便数や利用者数に偏りがあり、その平準化を図る意味合いからも、平成23年4月から予約制の乗り合いタクシーが開始されました。

また、これらの地域公共交通の問題を解決するために、道路運送法の規定に基づき、平成20年度に地域公共交通会議が設置されました。

現在、日置市の公共交通のあり方については、この地域公共交通会議で協議がなされ、方針が決定されております。

さらに、日常生活などに必要不可欠な交通手段の確保、まちづくりの観点からの交通施策の促進、関係者相互間の連携と協働の促進などを規定した交通政策基本法が平成25年に制定されるとともに、地域公共交通活性化再生法の改正が行われ、地方公共団体が中心となって、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するというところで、国の方針が示されました。

私は、平成23年の9月議会におきましても、この地域公共交通の問題について質問をいたしました。地域公共交通を含む市の重要事項や予算を決定する私たち議会の立場から見て、地域公共交通会議での協議の内容や、また、市の公共交通の決定事項、政策方針などがまだよく見えない点もあると考えます。

さらに、私の質問から4年以上がたちましたが、国の政策の方針が、先ほど述べましたように、さまざまな形で変わってきて、また、地域の公共交通を取り巻く環境も、年を追う

ごとに環境が変わっているため、今回、3点の質問をさせていただくことになりました。

それでは、質問に移ります。

1、日置市の地域公共交通の現状と課題についてどのように分析をしていますか。

2、交通政策基本法の制定と地域公共交通活性化再生法の改正に伴い、地域公共交通網形成計画の策定をできると国のほうでは明記されておりますが、本市での考え方はどうでしょうか。

3、地域公共交通の維持には、地域の実情や利用者のニーズのほか、まちづくりや観光の視点も必要と考えますが、今後の方針はいかがお考えでしょうか。

以上、3点について市長の見解をお伺いいたします。誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の地域公共交通のあり方、その1でございます。

本市の公共交通は、JR鹿児島本線を初め、民間バス事業者が運行する路線バス、市が旧町ごとに運行するコミュニティバスと乗り合いタクシーの公共交通体系となっております。

また、市民生活に必要な交通手段の確保を図るため、廃止代替バスの運行等に対し補助金を交付し、運行を支援しているところでございます。

コミュニティバスは3地域で運行を行っていますが、一部で利用者が減少してきており、乗り合いタクシーも利用者数が伸びない路線や利用者が少ない地域もあります。

今後、それぞれの地域ごとの対応にとどまらず、市内全域を見通し、総合的かつ効率的な公共交通体系を構築し、持続可能な交通政策の推進が課題と捉えております。

2番目でございます。地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画の策

定のため、地域公共交通調査事業の活用を国土交通省に申請し、5月に交付決定を受け、計画策定に係る経費を6月補正予算に計上しているところでございます。

公共交通実態調査やアンケート調査等実施し、市全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通会議で検討しながら、計画策定に取り組んでいきます。

3番目でございます。第2次総合計画においても、市民ニーズと魅力ある観光ルートづくりの観点から、公共交通の整理に取り組むこととしております。

地域公共交通網形成計画は、地域特性に応じた公共サービスの組み合わせのほか、まちづくり、観光振興策等の一体性も確保することが求められております。JRの3駅を発着する観光客の観光施設へのアクセスについても検討し、計画的に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って、2問目以降、質問させていただきます。

先ほど、(1)の現状と課題について、どのように分析をされていますかということで、コミュニティバスについては一部で利用者が減少している、乗り合いタクシーについても、利用者が伸びない路線、少ない地域もあるという答弁をいただきました。

これなぜ、そういった減少傾向にあるのか、

具体的に利用しづらい理由というのがあると思うんですが、その辺はどのように分析をされていますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの路線で違うわけでございますけれども、一つはやはり推移的なのは、高齢者の方々が減少したという、人口減少という一つのこういう波でもあるというふうに思っております。

特に、乗り合いバスについても、まだ周知が徹底してない部分もあるというふうにも認識しておりますので、そういう現状課題を、今回それぞれアンケート調査もしながら、今後、総合的、ちょうど10年、いろいろと交通会議で改革をしてまいりましたけど、またこの中で10年の結果を踏まえて、また新たなそういう体系というのを今後構築していくべきだというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

いわさきバスが撤退すると言ってから、もう10年以上たつわけですが、あの時代からまたニーズも変わってきてますし、合併してもう10年たちますが、観光の視点だったりとか、いろいろ状況も変わっております。

それと、私も地域の方とか、あとバスの運転手さんなどにもいろいろお聞きするんですが、その中でよく出てくるのが、病院とか、スーパーとか、あと市役所に何でバスが乗り入れないのかというお話をよく聞きます。

やはり利用しやすい環境づくりというのが必要なんじゃないかなと思います。

あと住宅街、例えば私が住んでるつつじヶ丘もそうですけれども、妙円寺は比較的中まで入ってますが、例えばひまわり台だったりとか、中まで入って、その中のほうで、自分の家から近いところでバスに乗りたい。

特に高齢化が進んでくると、私どものつつじヶ丘でいいますと、国道3号線まで出ていくのに大体15分ぐらい、歩いてかかるんで

す。ずっと上り坂下り坂です。ですので、かなり高齢者の方々には負担が多い。

かといって、乗り合いタクシーを使えばいいじゃないですかといえば、予約をしないといけない、お金も高い、使い勝手が悪い、それと今市長が言われたように、どうして利用していいかわからない、周知がないからよくわからないといった形で、非常にお年寄りの方々からは不満の声がかなり上がっているのも事実であります。

そういったのを今度の会議でしっかりと協議をしていただきたいわけですが、そういったのは、しかしながら、今までの会議でもかなり意見が出てきてたんじゃないかなと思うんですが、その辺は、どのような形で今までされていたんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり、いろいろ使い勝手が悪いとか、もう少し中に入れてくれとか、いろいろその原因もあります。

一番問題はバスの小型化、ここが一番大きな問題で、そういうところにも入れないという部分もありまして、いろいろと私どもは、基本的には、バスを小型化してくれという要望は今までしてきましたけど、これは、運営を委託しているところがそういういろんな事情があって、それはできないとか、いろんなミスマッチングをした形の中で、交通会議に出るんですけど、最終的にいい案がおさまってなく、今までこのようないろいろと不満がある中で、コミュニティバスがいろんなことが起こっているもの事実でございます。

特に今いろいろと、前もいろいろと議員からご質問がございまして、基本的にはまだ旧町ごとのルートの中できちっとやってきた部分がございました。

これも、今後やはり広域的な部分の中でどうしていくのか、これも一つの課題でもあるのかなと。

もう一つは、やはり経費の問題もあります。経費の中におきまして、最小限で最大のサービスをするという、大変いい文句があるんですけど、ここあたりがうまくマッチングしない部分もあるという部分もございますので。

いろいろと市民から100%満足される部分では大変難しいという部分がありますけど、少しでもそれを解消できるのがどういうものなのか。

また、さっきもありましたとおり、そういう計画をつくりながら、交通会議等でもいろいろご意見をいただいて、よりよい形で一步步つ前のほうに進んでいけるような計画をつくっていくべきであるというふうに思っています。

○8番（出水賢太郎君）

今市長がおっしゃったように、バスの小型化、この後、質疑でしょうと思ったんですが、これが一番の問題になってくるかと思えます。

特に、市街地の住宅街が道が狭いので、しかし、そういうところに、やはり人口が集中していますし、高齢者の方々も結構いらっしゃる。使いたくても使えない、このもどかしさというのが、今まで、四、五年の間の話だったかと思えます。

国のほうが、バスの購入に当たって、公設民営というんでしょうか、市のほうでバスを購入して、民間のほうに運行は委託する、こうした場合に、バスの購入に対して、小型車両ですと、補助の対象が、限度額で1,200万円、このバスはどういったバスかといいますと、7m以下で、かつ乗車定員が29人以下を、もし買う場合は補助しますよと、補助率が2分の1ということになっております。

補助は、例えばバスの購入費に対しての補助もありますし、あとは、減価償却の部分での補助も考えられますということで、これも、今から計画を策定して、そして、事業をどういうふうに行っていくのかという計画をちゃ

んと策定した段階で、バスのこういった補助が出るというような仕組みになってるようですが、その辺の検討というのはいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までも、そういうような検討もさせていただいた部分がありました。

今回、今もありました、10年たって、そういう公設民営といいますか、そういう部分も一つの手段としては考えられるというふうに思っておりますので、今回、いろんなご意見をいただいて、そういう民営で委託する部分と、そういう公設民営の中で委託する部分、いろんなそういういろんなとおりがあろうというふうに思っております。

一番問題としているのが、それでも基本的にはやはり空バスが走っているというイメージが強い、実際、本当に何便か走っている中では空で走っている。

そのことをどう解消できるのかどうか、ここあたりが、やはりさっきも言ったように効率的な運営の中で、一つ大きな課題でございますし、また、市民の皆様方も、このことについては大変大きな関心を持ってるといふふうに思っています。

○8番（出水賢太郎君）

今市長おっしゃってた空バスという表現、確かによく言われます。

前回の議会でも、同僚議員からもご指摘がありました。空港バスにしてもそうです。空気を運んでいるようなものじゃないかという、市民からもご指摘もあります。

しかしながら、私、4年半前の、平成23年の9月議会でも申し上げたんですが、一度こういうのは廃止してしまうと、もとに戻すことは非常に難しい、これは、鹿児島県内、いろんな公共交通機関が廃止されてきました。例えばローカル線、それからフェリー、山川・根占のフェリーもありましたが、こう

いったものを復活させるというのは非常に難しい。

ですので、そういう交通機関がなくなってしまうと、ますます過疎化が進んでしまうという、バスも走ってないところに人が住むはずがないというふうになってきますので。

やはりこういったのは、住民の皆さんも含め、理解を得られるような施策をとっていかないといけないというふうに考えております。

そこで、やはり市のほうが積極的にバスの重要性、公共交通というのは守らないといけないものなんだよと、多少税金投入してお金がかかっても、地域を守るためには必要なだよと、そしてプラスして、ただ空バスではなくて、例えば、中国地方だったと思うんですが、宮崎もあったと思うんですが、バスに直売所に出す野菜とかを積んで、バスが直売所まで持って行って、野菜を下ろしてくれるという、そういったサービスもされているようです。

いかに地域を守るためにバスが必要なのかという視点で、もっと市民の方々にも訴えていくべきだと思うんですが、その辺の取り組みについてはどうお考えか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

議員がご指摘のとおりだというふうに考えております。

その中で、今言うように、効率的な部分をどうしていくのか、一旦いろんな交通体系を廃止してしまうと、再開するのは大変難しいという部分があります。

それが一つの要因かどうかわかりませんが、なお過疎になってしまうというのものもあるというのも十分認識しております。

ここあたりをどういう、市民にも、税を投入した中において、それぞれどれだけのご理解をいただけるのかどうか、これもさまざまであるというふうに思っております。

特に、住宅にしても、車を持っているとき

は郊外でもいいわけなんですけど、鹿児島市の場合も、恐らく今マンション化している。なぜそういうところに行くのかというのは、一番いいのは病院がある、買い物が歩いてできる、そういうもので、そういう人の移動というものが起こっております。

ここあたりをやはり安心していける交通体系という部分で、それもやはりどれだけの投資でそれだけのものが安心が買えるのか、ここあたりは大変いろいろと難しい部分がございますので、いろんな調査等もしながら、また、いろんなご意見をいただきながら、投資と安心、安全もですけど、ここあたりの部分をどう図っていくのか、本当に数の問題ではなく、やはり気持ちの問題という、感情の問題もございますので、今後十分検討させていただきたいと思います。

○8番（出水賢太郎君）

今市長おっしゃったように、病院通院、買い物、これが日ごろの生活で一番大事なところになってくるかと思えます。

ただ、今のコミュニティバスのバス停の場所とかも考えますと、その辺の利便性がやはりちょっと欠けているなということですので、できれば、今度23日の日ですか、公共交通会議開かれる予定ですがけれども、そういったダイヤとか停留所の問題、ここを身近な、これは予算かかりませんから、すぐ変えるだけですので、そういったところから、見直せるところから順次見直していただきたいなというふうに思っております。

特に、病院の前につけば、今、病院で送迎してくれるところもありますけれども、よく言われるのが、病院にバスがつけば目の前だからいいよねとか、タイヨーとかニシムタの中に入ってこれればいいのになとか、よくそういう話も聞きます。

チェスト館なんか見てますと、鹿児島市のあいばす、鹿児島市のコミュニティバスが中

まで入ってきてくれます。ああいうの見てると、ああやっぱりいいよなというふうに思います。

そういう身近に使いやすいバスにかえていただきたいというふうに思います。

先ほど、私が、市民の皆さんに向けて、やはりそういう啓発とか、理解をしていただくためのということだったんですが、国の今回の地域公共交通網形成計画、これを策定して、それに基づく事業で、利用促進のための経費を支援するというところで、これも国の2分の1の補助が出るというふうに聞いております。

例えば、公共交通の地図。日置市全体でどういったところにどういったものが走っているのか、その時刻表、そういったものを作成したりとか、あと、先ほど観光の視点で私申し上げたんですが、例えば日置市内で、今後観光周遊のバスを走らせたいとか、それからあと、空港バスも含めてなんですが、日置市に人が来れるような、そういった企画の切符、割引切符だったり、周遊切符だったり、それに、例えば観光地を見るところのクーポン券をつけたりとか、そういった企画の切符。

それから、住民の皆さんと一緒に参加して、実際に使っているダイヤだったり停留所の問題をいろいろ議論する場をつくるワークショップみたいな、そういった場所をつくる、そういった経費にも何か充てられるようがございます。

今の公共交通会議を見てますと、一部の方々だけで話し合いをしておりますので、自治会長の代表の方も参加されてますけれども、実際に26地区館の中でじゃあバスのことが話されてるのかということ、そうではありません。

やはり26地区それぞれの意見を吸い上げていくようなシステムにさせていただきたいと思うわけですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、それぞれの地域でいろいろな交通体系を話し合いするのは大事なことであろうかというような認識しております。

この取りまとめをしていく中で、そしたら、どういふご意見の方々をいただくのか、恐らく千差万別であるというふうには思っております。

ただ意見として上がるけど、全体的にまとまっていくには、やはりそういう地域のいろいろなエゴというのがきちっと出てくるというのは十分わかります。

そこあたりで、やはりこういう交通会議等においても、いろいろな有識者がおりますし、高齢者の方々も、婦人の方々も入っていらっしゃいます。

いろいろと、そういう地区の地区館とか、そういう意見は集約しますけど、やはり会議をどういふ方、これ短期間でまたやらなきゃ済まない、今言ったように二、三年後できるもんだったらまだいいんですけど、恐らく本年度中に、こういう策定しなきゃならないという部分もございますので。

なるべくいろいろなご意見というのはいただく形はしていきたいというふうに思っておりますけど、そこあたりも、この策定の中においても、もう限られた時間の中で、本年度中につくらなければ、さっきおっしゃったように、そういう補助事業とか、そういうものも織り込んでいかなきゃなりませんので。

ちょっと時間もない部分もございますけど、担当のほうで、幅広い意見をどう集約できるのか、これも一つ課題でございますし、また、議員の方々も、それぞれの立場の地域の方がみんないらっしゃいますので、議員としての立場として、またご意見をいただく機会、計画を出したときは、皆様方にも全協等でもお知らせをし、また、それも少しでも反映できるような方向に進めていきたいというふう

に思っております。

○8番（出水賢太郎君）

そのような形で、意見を吸い上げる形をとっていただきたいと思っております。

（2）の地域公共交通網形成計画、今市長が言われた、時間がないわけですがけれども、この計画策定の中で、公共交通実態調査やアンケート調査を実施するというので、今おっしゃってます。

そこで、参考にしていただきたいのが、薩摩川内市の策定です。薩摩川内市は、ことしの3月に、薩摩川内市地域公共交通活性化協議会というところが主体となって、地域公共交通網形成計画というものを策定されております。

これを見ますと、調査の内容が非常に細かく、各路線ごとの人数もですが、それぞれのお客様、乗っている利用者、そして運転手、事業者、そして地域の公民館の方々、自治会の方々にも全部アンケートをとっております。

そして、その中で、例えば先ほどから出てる病院とか、買い物の時間の問題とかも細かく、ダイヤのことまで、全部網羅されております。その中でどうあるべきかというのをたたき台として出しているというような流れになっております。

ぜひ、今後時間もないことですので、こういう近くの自治体でいい計画をつくられておりますので、参考にしていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどの2番目の回答の中で、地域公共交通会議で検討をするというふうに市長のほうで答弁があったんですが、この国のほうの計画を見ますと、これを計画策定するのは、協議会、薩摩川内市でも出たんですが、地域公共交通活性化協議会という組織をつくって、そこで計画策定を行うというふうに国のほうも言われております。

この辺は、公共交通会議と中身が同じよう

に見えるけども、名前も違いますので、その辺の制度的な部分はどうなってるのか、よろしくお願いたします。

○企画課長（堂下 豪君）

この公共交通網の形成計画を策定するに当たりましては、活性化再生法の中で位置づけられた協議会ということになっているところではございます。

ただ、本市の場合は、地域公共交通会議というのを設置しておりまして、大体、多くの自治体では、この公共交通会議を設置しているところは、活性化再生法に基づく法定協議会の機能でほぼ兼ねておりまして、本市も設置要綱を一部見直しして、この法定協議会として位置づけて計画策定に当たるということにしているところではございます。

○8番（出水賢太郎君）

もう一つ確認したいんですが、公共交通会議の委員の方々というのが、先ほど私も申し上げたんですが、どちらかというと、バスを利用していない方々もいらっしゃいますし、その中でも、いろいろ空バスの意見も出たということだったんですが、ぜひ利用者の視点というのが非常に必要なんです。

ですので、例えば学生なんかも、中学生、高校生はバスを、特に高校生はバスを利用することが多いですし、あとお年寄り、通院、買い物に使うお年寄りの代表、利用者の代表というのをやはり入れてほしいなという気持ちがあります。

その辺のメンバーの構成というのはどのようにお考えでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

今現在のメンバーでございますけれども、国や県との関係、あとはバス事業者、運転手の組合、市民の場合は、高齢者クラブ、身障者協会、あるいは自治会長だったりというような方々が入っているところでございます。

今お話がありましたように、今回策定しま

す公共交通網形成計画というのは、いろんな立場の人の意見を反映させながらつくっていかなくちゃいけないと思っているところではございますけれども、アンケートのほうで、いろんな多面的な角度から、利用実態だったり、ニーズの把握、あるいは今現在利用されていない方でも、市民が利用するに当たっての動向調査、把握っていったものをきちっとした上で、計画を策定していきたいと思っております。

また、この公共交通会議は必要に応じて委員というのを参加、オブザーバーとか、あるいは委員として市長の認めるものを参加させることはできますんで、計画を策定させる中において、必要な意見を聞くような機会、必要に迫られましたら、またそのときは検討していきたいと考えているところです。

○8番（出水賢太郎君）

あと、国の法律にも出てるんですが、公共交通の維持改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、今回の改正法の趣旨であるんですが、まちづくりと観光、これコンパクトシティの部分も絡んでくると思うんですが、そういったさまざまな分野の中での公共交通の位置づけをどうしていくのかというのを決めなさいという国の方針があるかと思えます。

例えば生活路線をどう守っていくのか、そして、先ほど言われた観光の視点としてバスをどう活用していくのか、あと災害時のバスの活用をどうするのかとか、そういったいろんな視点での検討がなされるべきだと思います。

そういった中で、先ほどから言われている、観光客のバスの利用をどう促進していくかということで、アクセスについても検討し、計画に反映させたいと、市長答弁あったんですが、JRとの接続の問題、あと空港バスでありますと、航空会社とのダイヤの問題、接続の問題、これが利用のしやすいかしくいか

で決まってくるかと思います。

この辺の連携というのが今までの公共交通会議では余りなされていなかったと思います。例えばJRのダイヤ改正、毎年3月にJRがダイヤ改正しますけれども、それに対してコミュニティバスだったりとか路線バスのダイヤ改正が伴ってるかといったら、伴ってません。

あと、空港バスでいいますと、最終便に時間を合わせるばかりに、一番利用が多い、夕方東京から帰ってくる便、6時半ぐらいに着く便で帰ってきても2時間ぐらい空港で待たないといけないということで、利用がしづらい。

こういったのも、非常に実態と伴ってない。各業者ごと、事業者の連携がとれていない。というのが非常に問題じゃないかなというふうに思います。

それは、例えば買い物、病院にしても、買い物をする場所にバスが乗り入れられるのかどうか、病院の中にバスが乗り入れられるのかどうか、その中にバス停を設置していいのかどうか、その辺の連携も必要かと思います。

そういったのも公共交通会議で話し合いをしていただきたいわけですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおりだというようには思っております。

さきもお話したとおり、私ども、コミュニティバスというのは、生活重視といいますか、車を持ってない方が病院とか買い物に行く、そういう時間帯というか、そういうものを優先しております。

そういう中において、観光という部分もございまして、観光については、この公共交通じゃなく、別の中で観光はやっておりますけど、これを一緒くたにして、どこを重視していけば、また今度は、そういうものの便数

もありますし、観光をしたら、距離的なものもあるし、時間的なものもある。その使徒で大分違うんです。

そういう部分も多岐にわたっておりますので、どこを再優先した中において交通網をつくるのか、時間を設定するのか、ここあたりが大変難しいことがあって、いろいろと交通会議でも出ます。

航空バスとJRとも合っていないとか、それに合わせたら、今度は買い物をするとか、そこあたりの方々と病院と違う、本当にみんなを網羅できた交通体系だったら一番いいことだというのは十分わかっておりますけど、ここあたりをどこにウエイトを持ちながらやっていくのか、その問題については別途に考えてやるのかどうか。

そういうものをやはり仕分けをしていかなければ、さっき言ったように、委託料を含めた中で、財政的なものも出てきますので、大変、今ご指摘なのは十分よくわかりますけど、ここあたりが一番難しい視点であるというふうに認識しております。

○8番（出水賢太郎君）

市長がおっしゃるとおり、非常にいろんなニーズがありますから、難しいというのは重々理解できます。

しかしながら、そのニーズ調査というか、ニーズの把握というのがまだ足りないんじゃないかなという部分があります。

例えば、実際に企画課の職員の方々がバスに乗って、そういった調査をする。あと、実際に、例えば、前、いわさきバスの問題のときもそうだったんですが、地元の方々、地域の方々が、いざバスが廃止するとなったら、ええって、聞いてないよそんなの、日ごろ使わないんですけども、そういった話になって、バスがなくなったら困るよと、そういった状況にならないと、皆さん、バスの重要性というのがわからない。

やはりそういったところで、先ほども言ったように、地域の方々、住民の方々への啓発というのもやっぱり必要になってくると。

いろんなアンケートをとった中での最大公約数じゃないですけども、落としどころというのを決めていくのが、この交通会議の仕事だと思います。

ただ、そのためのやはり下地というか、調査というのは必要ですので、前、いわさきバスの廃止問題があったときは、当時の企画課の方々、一生懸命バスにも乗って、そしてバス停にも立って、調査もされました。

部長がそのときいらっしゃったんですけど、総務部長が、バス停とかにも立って一生懸命調査もされました。

私たちも、ダイヤの、妙円寺団地とかもでしたけれども、いろんな何時台のバスがどうしてほしいのか、細かいところまで聞いて、その上で、皆さんが納得するようなダイヤをつくっていった、そういった経験もしました。もう一回汗をかくことがやっぱり大事ななというふうに思います。

国の計画策定は、非常に時間が足りない部分があって、難しい部分もありますけれども、やはりこれは長い目で、地域の足を守るという視点で、長い目でやっていただきたいと思いますが、その辺のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりでございます。

いろいろと職員のほうも、バスに朝夕乗ったり、やりました。

その後、今の現状の中で、この最近やってない部分もございますので、そういうものをしなきゃならない。

アンケートをしてみても、本当にばらばらであるというのは十分わかっております。

今議員がおっしゃったように、最小最大限の公約の中でどう意見を吸い上げて、組み合

わせをしていくのか、大変これは、言うことはやすいことですが、つくって実施することは大変難しいことであるということも、市長のほうも認識しておりますので、なるべくいろんなご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思います。

○8番（出水賢太郎君）

これで最後の質問にしますが、先ほど、公設民営でバスを購入する話をしました。

今のコミュニティバスを見てますと、日置市を代表するとか、日置市をアピールするとか、日置市で利用しやすい雰囲気、住民が利用しやすいというようなカラーリングとか、目立つバスじゃないですよ、ただ走っていると、路線バスと同じ色で走っているというような感じがするんです。

やはり地域住民と密着型のバスというか、そういうのがあったほうがいいんじゃないかなど。

前、政務調査で行ったところの自治体では、ソラマメだったと思うんですが、そこの特産品のソラマメか何かをデザインしたちょっと派手な緑色のバスが走っていました。これ何だろうと思ったら、コミュニティバスでした。

例えばひお吉くんみたいなのを載せたりとか、そういうのもいいかと思うんです。何かとにかく目立って、これはコミュニティバスだ、みんな使わないといけないんだと思わせるようなラッピングとか、そういうのも必要かと思うんですが。

そういったのも含めた新しいバスの購入も必要かと思いますが、その辺のお考えを最後にお伺いいたしまして、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

いろいろと各地域には華やかなバスがあり、南さつまには、水上と海とまた行ける、いろんな車も、列車も、終わったらまた路線も走るとか、いろんなバスがあるのも事実でございます。

おっしゃいましたとおり、このバスを購入するか、補助事業をいただきながら、委託でいくのか、ここあたりは、十分コスト計算もした中で、購入もしていかなきゃならない。

その中で委託を受けられるところが、そういう部分でいわさき交通と話をする中において、いつも言われることは、自前で買いなさいと、買って、それは私どもが使って、運営はすると、このことで大型を小型化するという方向はいつも言われております。

言われておりますけど、どこのところにどれだけの台数が要るのか、そこあたりが、今はある程度低コストの中で委託をして、大きなバスも走っております。

そういうのも交通会議にも出ましたけど、今後も、購入については、やはりそこあたりも十分論議をさせていただきながら、補助事業が使えるものがどういうものであるのか、ここあたりも今回の策定した中で、計画の中に入れていかなきゃならない。

また、そうすれば、いろいろと子どもたちからでもいろんな募集をして書いていけば、ひお吉くんが走っているような形の中でもいいのかと思いますので、ひとつ検討させていただきます。

○議長（成田 浩君）

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

○7番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず初めに、店舗リニューアル助成制度を実施できないか、伺います。

地域経済を循環させ、業者の仕事をつくるため、店舗リニューアル助成制度、いわば住宅リフォーム助成制度の商店、工場版を実施できないでしょうか。

全国55の自治体で実施中であることが、

全国商工新聞の調査で明らかになりました。あわせて調査しました住宅リフォーム助成制度の実施自治体数は603自治体でした。2つの制度を合わせると658自治体になります。

業者も地域も元気にする制度は、経済効果の点でも注目されています。この2つの助成制度の広がりが見せているのは、企業誘致一辺倒ではない、地域に目を向けた循環型経済への転換です。

住宅リフォーム助成制度は、本市でも好評実施中であります。その商店、工場版であります、店舗リニューアル助成制度を実施できないか、市長に伺います。

次に、市職員の非正規と正規職員の賃金格差と労働実態について質問します。

まず、今安倍首相もよくおっしゃっております、人間らしい働き方、同一労働同一賃金について、市長の見解を伺います。

また、市職員の働き方について、労働基準法は守られているかということで伺います。

次に、高過ぎる国民健康保険税についての質問です。

高過ぎる国保税は引き下げが必要ということ、毎回の一般質問で取り上げてまいりましたが、今議会の初日に、最高限度額が逆に引き上げられてしまいました。

所得がそれほど高くなくても、家族が多かったり、資産割のある世帯で値上げになり、ますます払うのが大変になる方もおられると思います。

国保の納税通知はこれから送付されるようですので、また、窓口相談に見える方がふえることも予想されます。

さて、現在、資格証明書の発行はどうなっているか、伺います。

次に、短期保険証の期限ごとの発行数をお示しく下さい。

また、短期保険証の未交付があるのでしょ

うか、お答えください。

余りにも高過ぎる国保税、市民は苦勞して一生懸命払っています。何とか引き下げることができないのでしょうか、お答えください。

次に、脱原発について質問します。

4月14日に熊本地方の日奈久断層帯を震源として、マグニチュード6.5の地震が発生し、益城町で震度7、最大1,580Galを観測しました。これを前兆として、16日未明には布田川断層帯を震源として、マグニチュード7.3の本震が発生しました。その後、連日余震が続いてきました。

地震のとき、真っ先に気にかかったのが、全国で唯一稼働している川内原発のことでした。

市民の中には、九州電力や鹿児島県、原子力規制庁に直接電話をして、川内原発をすぐとめてほしいと要請した人もおりました。

今回の熊本地震の現状を見れば、屋内退避など無理なことや、避難することもできないということがわかりました。

改めて地震災害時の原子力防災は、避難計画は実効性のないものだということが誰の目にも明らかになりました。

熊本地震を受け、原子力災害時の避難計画の見直しが必要と考え、1問目としまして、屋内退避ができない場合の避難をどうするのか、伺います。

2問目は、内部被曝を防ぐための安定ヨウ素剤は、事前に配布しておく必要があるのではないかと考えます。停電や道路の寸断、土砂崩れや倒木、橋の決壊など、また、倒壊した建物からの救助などで、安定ヨウ素剤を配布することも、取りに行くことも困難と考えます。

3問目は、川内原発には、約束していた免震重要棟もありませんので、いざというとき事故対応ができるか不安です。この点、どのように市長はお考えでしょうか。

4問目としまして、高齢者や入院患者、施設入所者、障がい者など、要援護者は避難できるのでしょうか。

もし、受け入れ先が地震の被害などで受け入れ不能になったらどうするのでしょうか、お答えください。

最後の質問は、学校給食費の無料化についてです。

子どもの貧困が問題になる中、全国で、45の自治体で、学校給食の全額補助、無料化、無償化が実施されていることがわかりました。

全日本教職員組合は、4月6日、各自治体独自の給食費補助制度の調査結果を発表しました。

全国の2割の自治体で何らかの保護者負担軽減を実施し、ここ数年で、実施に踏み出す自治体がふえていることがわかりました。

子どもの貧困の広がりや背景に、負担軽減が行政側の関心事になり、保護者や住民、教職員の願いが後押しして、取り組みが進んでいます。

全員対象の全額補助、いわゆる無償化制度は45自治体、全員対象で半額補助や2割補助などの一部補助は84自治体、多子世帯への補助は40自治体でした。調査は2015年11月に実施され、1,740市区町村・広域連合中1,032が回答しました。

沖縄県では、子どもの貧困が全国一ということもあって、県で給食費無償化を、ことし4月から実施されているようです。

さて、日置市において、給食費を払えない状況はどうなっているのでしょうか、親の貧困が子どもの貧困に直結することから、保護者の所得の状況はどうなっているかについても伺っておきたいと思えます。

日置市で学校給食費の無料化を実施する考えはないかを最後に伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の店舗リニューアル助成制度を実施できないかということをございます。

地方創生事業を取り組む中で、本市も、創業者に対するスタートアップ支援として、創業時における助成制度を検討しております。

しかし、県産業支援センターも同様の助成制度を実施していることから、市の助成方法などについても、ほかの自治体との取り組み状況を参考にしながら調査研究をしたいと考えております。

また、既に創業されている方が店舗等のリニューアルを行う際には、全国商工会連合会が実施する小規模事業者持続化補助金の助成制度があることから、既創業者に対する市単独の助成制度は考えておりません。

2番目の市職員の非正規と正規の賃金格差と労働実態についてということをございます。

その1でございます。同一の職務内容の職に任用され、職務の責任・困難度が同じである場合には、職務の内容と責任に応じて報酬を決定するという職務給の原則から、報酬額は同一と考えていますが、同一労働同一賃金については、現在議論されているところでもあり、今後、国等の助言に基づき対処してまいりたいと考えております。

2番目でございます。地方公務員における労働基準法は一部適用除外でございます。職員の労働条件については、地方公務員法第24条第5項の勤務条件条例主義に基づき適切に運用していると考えております。

3番目の高過ぎる国民健康保険税について、その1でございます。

平成28年の6月10日現在で、被保険者資格証明者につきましては、41世帯、58人となっております。

2番目でございます。平成27年度における期限ごとの短期保険証の発行数は、1月当

たりで見ますと、1カ月期限が283人、2カ月期限が53人、6カ月期限が173人、計509人となっております。

3番目でございます。短期保険証は、納付相談に応じて、次の納期までの1カ月もしくは2カ月の保険証を発行してはありますが、納期を過ぎても納付されない方は資格証明書の対象となります。

なお、18歳未満の方には、全員、6カ月間の短期保険証を交付し、救済をしております。

4番目です。現在の国保会計の状況は、国保税の引き上げをせず、一般会計からの法定外繰出金を繰り入れて運営している状況でありますので、現状において国保税の引き下げは困難であることをご理解していただきたいと思っております。

4番目の脱原発について、その1でございます。

原子力災害対策指針では、重大事故が起きた場合、UPZでは、原則、屋内退避で、1時間に20マイクロシーベルトを超えた場合には、1週間以内に避難となっており、避難には十分時間があるものと考えております。

また、地震、津波の自然災害については、まずは、その応急対策であり、事態の進展に合わせて、より安全な場所へ避難していただくこととなります。

2番目でございます。安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制委員会が服用の必要性を判断した場合は、県からの服用指示が出ます。服用に当たっては、保健師及び薬剤師が問診し、過敏症など服用が不適切な方がいないか判断をいたします。

事前配布は5km圏域が対象となっておりますが、3歳未満には内服液を調整する必要があるため、事前配布はできないとされております。

なお、事前配布された薩摩川内市では、転

出者等からの回収ができない状況もあり、管理面からも課題があるようでございます。

3番目でございます。仙台原子力発電所では、重大事故に対する対処のために、指揮命令等諸機能を備えた代替緊急時対策所を設置しております。将来的には、新たに耐震構造の緊急時対策棟を設置する予定で、九州電力には引き続き安全対策に万全を期していただきたいと考えております。

4番目でございます。医療施設や社会福祉施設の避難先の調整については、県の避難施設等調整システムを用いて避難先の調整を行い、安全な場所へ避難することとしております。

私のほうからは以上でございます。5番目については教育長のほうが答弁をいたします。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校給食費の無料化についてお答えいたします。

1番目ですが、平成27年度分の調査では、小学生では2,665人中19人が未納で、全体に占める割合は0.7%です。中学校では1,380人中8人で、割合が0.6%、小中学校合計では、4,045人中27人で、割合は0.7%となっております。

2番目です。全保護者の所得については知り得る状況にありませんので、わかりかねますが、就学援助申請世帯について回答いたしますと、平成28年度就学援助の認定者は、小中学校合計で457人となっており、平成27年度と比較して37人の減となっておりますので、単純に比較はできませんが、該当者が減っている状況であります。

3番目です。学校給食費の食材費については、学校給食法第11条第2項の規定により、児童生徒の保護者が負担すると定めてあります。

しかしながら、全国では、無償化を実施している自治体もあるようですが、県内では実施している自治体は、今のところ聞いておりません。

本市といたしましては、今のところ無料にすることは考えておりません。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時ちょうどといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（山口初美さん）

この店舗リニューアル助成制度の問題は、一昨年9月議会でも取り上げさせていただきました。

先ほどのご答弁にありました創業者に対するスタートアップ支援として、創業時における助成制度を検討していますというご答弁でございましたが、この助成制度は、地元業者への発注が条件となっているのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

お答えいたします。

本事業につきましては、現在のところ、検討段階でございます。近隣の自治体等とも研究をしながら、今後、日置市のニーズに合った形で実施していきたいというふうに考えております。

○7番（山口初美さん）

もう一方の既に創業されている方に対する助成制度、小規模事業者持続化補助金、この助成制度は、どのくらいの割合が補助されるのかについてお聞きしたいと思います。補助の割合をお示してください。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

お答えいたします。

本事業につきましては、商工会連合会が窓口になって実施する事業でございます。

本年度につきましては、震災の関係もございまして、直接被害を受けたところに対しては上限200万円と、通常でございますと、本市の場合には上限50万円と、ただし、雇用をふやすというふうな取り組みについては上限100万円までというふうな事業になっております。

○7番（山口初美さん）

検討をされる中で、私が提案をいたしました店舗リニューアル助成制度は、県内で、薩摩川内市や奄美市、それから志布志市、さつま町などで実施中でありまして、そういうところも参考にして、ぜひ日置市でよりよい制度となるように検討していただきたいと思います。

住宅リフォーム助成のほうも、水回りのやはり発注が多いと聞いておりますが、かなりこういう店舗のリニューアルというところも、トイレの合併浄化槽などの要求もかなりあるように聞いております。

日置市でも、合併浄化槽、3分の2以内で上限が50万円というようなことなんですけど、それに市が上乗せをするような補助制度、そういうことは検討はできないものでしょうか。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

現在のところ、市の助成制度、こういった既創業者に対しての助成制度については検討をしてないところですが、ただ、先ほど市長のほうでご答弁申し上げましたとおり、地方創生事業を取り巻く昨今の事情の中で、どうしても目標を達成するという意味では、創業者をふやす、住みたい働きたいまちにするという意味では、新しい方々が、IJUターンを含めて、この日置市に定着してもらおうという意味で、スタートアップという意味での助成を念頭に入れながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○7番（山口初美さん）

ぜひ、地域経済を循環させて、業者の仕事をどんどんつくっていく、そういう制度に期待をしていきたいと思っております。

次の市職員の非正規と正規職員の賃金格差と労働問題ということで伺ってきたいと思っております。

日置市でも、正職員のかわりに非正規の職員がふえてまいりました。

実際のところ、官製ワーキングプアの問題が本当に大きな社会問題になっているわけです。

所得200万円以下の官製ワーキングプアの問題、これに該当する職員がかなりいるのではないかというふうに考えるのですが、その点は、市長はどのように見ておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

正職員の中だったら少ないと思っておりますけど、非正規の方は、200万円以下というのは、大変多くの方がそのような状況であるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

労働基準法、全138条あるんですが、第1条に「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならない。」、2項として「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」、第2条には「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである。」という、このように定められております。

人は働いて収入を得て暮らしていきます。生きていかななくてはならないわけです。一人一人の収入がふえれば、個人消費も上向いて、地域経済も循環して、だんだんよくなってい

く、特に、公共の場で働く人は全体の奉仕者です。そこに大きな格差が現在存在をしているわけですが、そういう格差があるのであれば、是正していかななくてはならないと私は思うわけです。

市長、市役所で働く職員の中でどれだけの賃金の差があるのか、調査してみる考えはありませんでしょうか。

また、ほかの自治体との比較などもしてみ必要があるというふうに考えますが、例えば鹿児島市や南さつま市、いちき串木野市などと比較してみる考えはないでしょうか、その点を伺いたいと思います。

○総務課長（今村義文君）

先ほど市長のほうの答弁にもありましたように、職務の責任、困難度が同じである場合は、同一賃金という考えでおります。

そういったことで、正規職員等については決まっておりますけれども、非正規職員については、勤務内容に見合っただけの賃金というふうに捉えております。

また、各自治体の状況ということでは、時間単価、筆耕賃金の時間単価というのは全て把握しておりますので、これからまた調査するという必要はないかと思えます。

○7番（山口初美さん）

同じ仕事をしているのに、女性の賃金が男性の賃金よりも低い、あるいは非正規の賃金が正規の賃金よりも低いといった賃金差別や格差をなくすためにつくられた原則が、同一労働同一賃金です。

同じ仕事をしているのであれば同じ賃金を保障するという原則で、国際労働基準となっております。

例えば、1948年の世界人権宣言第23条の2項では、「すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤務に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。」と明記されています。

これは、私たちが理想として目指すべきものではないかと考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

同一労働同一賃金推進法というのが昨年の9月に可決、成立をしている状況です。

これについては、正規の名前については、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律というのが正式名称でありまして、これについては、当初、施策後に1年以内に講ずるというふうにならなれておったんですが、ちょっと改正がありまして、3年以内に法律上の措置を講ずるというふうな文言になっております。

先ほど、1回目の答弁で申しましたように、国の今後の助言に基づいて対処をしてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（山口初美さん）

社会全体の中で、今、格差と貧困が広がっていますが、市民の暮らしや福祉、子育てなどを守るとりでの役割、防波堤の役割を果たすことが自治体には求められるわけです。

その一方で、非正規の雇用が大半を占めるようになって、そこで働く人たちの中でも格差と貧困が広がっている、これをそのまま放置していいとは、私はどうしても思えません。

どこかでやはり歯どめをかけて転換をしていく必要があるのではないのでしょうか、そのことについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

同一労働同一賃金、これは本当に守っていかなくちゃならないというふうに思っております。

私ども、この職場においても正規、非正規という部分がございます。基本的に全員正規にすることは、大変そこにまた人件費の問題とか、いろんな問題が出てまいります。

ここあたりをうまく、そこあたりの人的な

配慮ということはしていくべきであるというふうには思っております。

○7番（山口初美さん）

非正規の方はどうしても給料が少ないです。期限が来たら次の仕事を探さなくては行けないので、やはり不安です。

みんな、できれば安定した仕事につきたいし、収入も多いほうがいいと思っています。正社員が本当に当たり前のそういう社会にしていくことが必要だと私は考えます。

先ほど申し上げましたように、現実の賃金格差の実態調査をされることを要求して、次に質問に移りたいと思います。

国保の問題ですが、資格証明書の発行数41世帯で58人、これは、長い間固定化している数字と見ていいのでしょうか、数字の変化はどのようなふうになっているのでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

ここ数年、若干減少気味にあると認識しております。

○7番（山口初美さん）

この短期保険証の発行数は、合計で509人というふうになっておりますが、この数字の変動はどういう状況になっておりますでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

例年の数字はちょっと把握しておりませんが、減少傾向にあるというふうに認識しております。

○7番（山口初美さん）

国保の保険証の未交付の状況については、数字では示していただけていないんですが、ないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

未交付というのは、短期保険証の未交付ということでございますよね。

その分につきましては、未交付というより

も、むしろ資格証明書のほうの対象になるということでございます。

○7番（山口初美さん）

国民健康保険の保険税が高いということでもなかなか払えないという人たちが生まれて、実際、短期保険証が発行されていても、うまく切りかえができなければ、やはり資格証明書の発行になると、資格証明書というのは、医療費は全額払わないといけませんので、やはり医療を受けられない人たちというか、受けにくいというか、そういうことに進展していくんじゃないかというふうに理解しております。

資格証明書の発行や短期保険証の発行の問題は、私は、医療を受ける権利と直結する問題だと考えておりますので伺っているわけなんです。

今の仕組みを市長はどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの資格という部分の中で、権利、義務、やはりこれは私は伴ってくると、納税した方に対しまして、みんな納税していなければ、そういうものの場面が起こってくる、やっぱある程度納税という義務を果たして権利という部分がありますので、ここあたりはやはり最低限でも守っていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

収納率を上げることももちろん大切だと思っておりますが、まずは市民の命を守る、医療を受ける権利を保障することが大切ではないかというふうに私は考えております。

本当に、今回も最高限度額の引き上げなどがあったわけですが、今年度の納付書がもうすぐ送られると思うんですが、その発送の準備などは、今どのようになっているのでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

納付書の発送につきましては、普通徴収分ということで、6月10日に発送している状況でございます。

○7番（山口初美さん）

6月10日に発送済みであれば、窓口のほうには相談の方がそろそろ見えているんじゃないかと思うんですが、どのような状況でしょうか、窓口の状況。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

国保税に関しては、特にどうこうということは今現在では聞いておりません。

○7番（山口初美さん）

わかりました。私のところに、滞納して差し押さへの通知書もらったという方からご相談などが来て、差し押さへのそういう通知が送付されてきたという、これはもうちょっと前の話なんですけれども、本当に払えない事情がいろいろおありだったようです。

生活費で精いっぱい状況で、税金が払えずにいたところ、そういう文書をいただいたということで、やはり安易な滞納処分を行わずに、納税者の側に立った税務行政を、私にそういう声を届けてほしいというようなことで伺ったわけです。

安易な滞納処分ということはないとは思いますが、その点について、どのように実際されているのか、伺いたしたいと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

差し押さえをする場合というのは、こちらからいろいろ連絡をとっても無反応という形で、電話もされないというような状況につきまして、最終的な手段として差し押さえという形でしております。

特に、安易な形での差し押さえはしておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

わかりました。相談に見えた方には、やはりその人の立場に立って対応をしていただきたいと思いますとおっしゃりたいと申し上げておきたいと思っております。

次の脱原発についての質問に移りたいと思っております。

私のところには、熊本地震の後、かなり多くの市民からも、電話や、直接お会いしたときに、川内原発は怖いと、地震がちょっとおさまるまでとめてもらえるように頑張ってくれとか、そういう声はかなり寄せられたんですけども、市長のところにはどうだったでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

担当課のほうには、そういった電話等は来てはおりません。

○7番（山口初美さん）

市長のところにはどうだったんでしょうか。何人か、そういう不安だとか、心配だとかっていう、そういう声は届きませんでしたでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そういう話は聞きましたけど、とめてくれと、そこまでは。今ありましたとおり、地震には不安である、そういう声はあちこちに行ったとき、お聞きはしております。

○7番（山口初美さん）

9月2日に原子力防災を含めた避難訓練などを含めた訓練が計画されておりますが、県と協力して日置市も行うことになっているということなんです、具体的にどういった設定で避難訓練になるのか、その訓練の内容についてわかっている点をお示しいただきたいと思っております。

○総務課長（今村義文君）

今、9月の2日というふうに議員のほうからおっしゃいましたが、9月の2日の訓練につきましては、県の総合防災訓練、それと日置市の総合防災訓練を共催でやるというよう

な、通常の総合防災訓練でございます。

原発の避難訓練ということについては、年を明けて予定を、まだはっきり日時等決まっておりませんが、年明けになるかと思えます。

そのときに、避難の訓練、昨年12月に行いました、同じような訓練になるかと思えます。そういった訓練を予定をしているところでございます。

○7番（山口初美さん）

9月2日の訓練は原子力は関係ないということで、理解をいたしましたけれども、年明けになるという、去年は12月末に行ったわけですが、少しでもやはり早くする必要があるというふうに私は考えるわけですが、年明けという設定になった、そののところをもう少し詳しくご説明をいただきたいと思えます。ちょっと納得がいかないです。

○総務課長（今村義文君）

この原子力防災の避難訓練につきましては、まだ、先ほども申しましたように決定しておりませんので、12月になるのか、年明けになるのか、その辺も詳しくは、県のほうからはお聞きしておりません。

そういったことで、こちらがいつごろというものははっきりは言えない状況で、県のほうの担当から若干聞いたのが、年明けになるようなふうだというふうな、あくまでも予定ということで、こちらは捉えているところでございます。

○7番（山口初美さん）

非常に何かあってからでは遅いと私は思っています、本当に少しでも早く、具体的にそういう訓練もしておく必要があるというふうに考えますので、またそこは、県のほうとも詰めていっていただきたいと思えます。

地震が今も続いているわけですよ、川内原発のことを本当に心配して、原発さえなければ自分たちは安心して暮らせるのにという、そういう声もたくさん本当にあります。

そういう中で、人ごとのように、余裕のある、県の対応もそうですけれども、もっと緊迫感を持って、そういう訓練の計画など、こちらからどしどし提案するとか、そういうことはできないんでしょうか、市のほうとしては。

○総務課長（今村義文君）

議員のおっしゃるように、要望というのは、こちらからは要望はしていきたいと思えます。

○7番（山口初美さん）

市民の安全を守るという、そういう立場にしっかり立っていただいて、県もどンドン動かしていただきたいと思えます。

熊本の被災地は、また雨も降ったりして、本当になかなか先が見えない状況が続いています。そういう中で、私たち自身がそういう被災をしたときに、原発の事故が重なったときに、市民は逃げ惑ったり、どういうふうにしたらいいかわからなくて、本当に困った状況になると思えます。

特に、いろいろな責任を持って暮らしている人たち、民生委員さんとか、地域の自治会長さんとか、周りの人たちの安全も考えながら行動しなければいけない人たちは、本当に不安に思っています。

何かあったときに、自分が逃げるだけでなく、周りにいる人たちの安全も確保してやっていかなければならない。それはもう、市役所の職員の人たちも一緒だと思います。

本当に緊迫感を持って、老朽化した原発を、伊藤知事も、きのうは政策発表の中で、まだ原発を20年延長して使うというようなことまでおっしゃっております。

本当に市民感情を逆なでするような、市民の命や安全をどういうふうに思っておられるんだろうかと疑いたくなるような、そういう政策を言っておられるんですが、市長は、伊藤知事の20年延長という、そういう政策はどのように受けとめられますでしょうか。

市長は、やはり段階的に廃炉にしていくべきだと、原発は。そういうふうこれまでずっと繰り返しおっしゃってきたわけですが、その点について一言伺っておきたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

今までも答弁いたしましたとおり、今後段階的に、何十年という、そういうものは大変難しい部分がございますので、なるべくそれにかわる代替エネルギーがございましたら、やはり原子力というのは廃止していくべきだというふうには考えています。

○7番（山口初美さん）

それでは、最後の学校給食費の無料化のことで伺いたいと思います。

前回、やはりこれも一昨年9月の議会でも取り上げて、そのときも教育長にご答弁をいただいております。

食材料費について、学校給食法の第1条の2項の規定により、保護者が負担するというふうになっているということで、おっしゃっております。

私、調べてみましたら、そのことについて、文部科学省のほうが、そういうことではないんだということで、言っておられる文章を見つけました。

学校給食法では、給食に係る経費の負担区分を定めています。原則として保護者負担、しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は設置者の判断で保護者の負担を軽減、負担なしも含む、軽減することは可能とされている。

この解釈は、学校給食執務ハンドブックの質疑応答、学校給食の保護者負担の中に説明にある。保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手續論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる。

こういう回答をもらって、法的に問題ない

として、いろいろなところで給食サービス事業の補助金の交付要綱を設定したり、そういうことで無料化が進んだりしているわけです。

このことを教育長はご存じでしたか。

○教育長（田代宗夫君）

制限はしないけれども、負担は保護者ですよと言ってるわけですから、私どもは常に法律に基づいて仕事をしております。

したがって、負担を、こちらから出す分については悪いとは書いてございません、確かに。

しかしながら、ちゃんと法律には負担の区分はしてあるわけですから、それに従って私どもは仕事をしているということでございます。

○7番（山口初美さん）

子どもたちが未来の日置市を支える存在になることを考えたときに、今の大人たちに、私たちに何ができるかを真剣に考える必要があります。

市民が一番に望む本当に必要な施策は何かを考えたとき、加速する少子化、子どもの貧困など、その対策は急ぐ必要があると考え、多くの市民がそのように望んでいるのではないのでしょうか。

保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために、地域社会全体で子育てを支える方策として、給食費を無料化することは意義深く、大きな価値のあることではないのでしょうか。

このことについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

おっしゃることはそのとおりだと思いますけれども、ただ、そこにはやはり市の財政とか、いろんな問題が絡んでくるわけですから、その中でバランスをとりながら行政をやっていくわけでございますので、私どもの日置市においては、現在そういうことで進めており

ます。

○7番（山口初美さん）

本市で無料化をもし実施した場合に財源が幾ら必要なのか、試算をお願いしてたんですが、幾らになるでしょうか。

○教育総務課長（松田龍次君）

幼稚園を含めると、小中学校合わせて1億9,000万円ほどの食材費がかかります。

○7番（山口初美さん）

半額補助はその半分、2割補助はその2割ということで理解をいたしました。

憲法は、第26条で、義務教育はこれを無償とすると規定し、学校給食法は学校給食が教育の一環であるとしています。

全ての子どもたちが教育としての学校給食を保障されるためにも、国が責任を持って無償化することが必要と考えます。

市長には市長会の中で、また、教育長には教育長会というのがあるのかどうか分かりませんが、そういう会の中で、これをぜひ国に提言をしていってほしいと考えます。

やはり自治体によって差があるのではなくて、国の制度としてきちんと学校給食費の無償化、位置づけてやるように提言を行ってほしいと思うのですが、最後に、市長と教育長にこのことを伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど、義務教育は無償であるとおっしゃられたこと、憲法にうたわれておりますが、このことは、憲法を受けまして、教育基本法の中で言われているのは、義務教育については授業料を徴しないと、つまり憲法でうたっている無償というのは、授業料を徴しないということと理解するのが、現在では妥当であると言われております。

したがって、授業料は徴収しないということでございますから、授業料以外はお金が要

ると、裏を返せば、いうことになると思います。

したがって、現在教科書は無償になっておりますが、これは、そういうことが新たに、その後、教科書は無料にしたいという国の制度で、義務教育諸学校の教科書の無償に関する法律というのを昭和37年制定して、新たに無償にしているわけであります。

だから、議員がおっしゃるようなふうにするには、このように新たに、学校給食の食材費は無料にするという法律をつくっていくと、うまくいくんじゃないかなと思います。

これは、国会の場で論議をしていただいて、あるいは先ほど出ました、学校給食法の食材料費は保護者が負担すると、こういうあたりを改正すると、国が見てくれるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（成田 浩君）

次に、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして一般質問をいたします。

今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私なりに私の立場で一般質問をいたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、合併した旧4町についてであります。

1番目、日置市も合併して11年が経過し、日置市政第3期目も残すところ1年以内となりました。

我が日置市は、合併当初から築いてきた基礎にさらに積み上げて、市民全員の共存共栄のもと、市政をさらに浮上進化発展させ、これから本当に市民の全ての皆様方をなお一層幸せにする、安心安全快適利便で温もりがあ

り、さらに旧4町の個性も生かした均衡ある発展と、一体感のある災害に強くて魅力にあふれ、市民が元気で心と躍動感にあふれ、頑張りがいがあり、夢と希望を持って、心豊かに安心して暮らせる日置市を、さらに力強く築いていくべき段階にあると、私は思います。

合併後11年間、ずっと継続して日置市政をつかさどり、運営して来られた市長は、現時点での日置市合併効果をどう捉え、認識され、不十分で足りないと思っておられる点は、今後の日置市内の中でどうされていくつもりなのでしょうか、具体的に詳細にわかりやすく教えてください。

2番目、平成の大合併によって誕生した自治体の合併自体の評価はいろいろと考えられます。

我が日置市でも、合併によって、周辺に位置することになった旧3町が廃れたとの評価は否定することのできない事実だと思います。

自治体を廃止し、その区域にどのように地域コミュニティを整備しても、それはあくまでも自治体内の住民自治組織であり、参加と協働の単位にとどまります。

合併後の地域自治の充実策は重要であると思われま

す。市長は、合併後の地域自治の充実策を強化するため、合併した旧4町の自治力、職員力をどう捉え、評価し、現在の日置市政にどう生かしていますか、市長の具体的、明快なる答弁を求めます。

3番目、都市内分権とは、都市自治体が都市内の地域に対して分権化することと言われております。

本市のように、都市部と農山村部のカップリングで形成された合併都市自治体では、自治体内部、都市部と農村部の地域間交流を実現できる点で、多くの合併効果が期待できます。

市長は、都市内分権と合併旧4町のあり方

をどう考え、どう実行しているか、わかりやすく明快に答弁願います。

4番目、合併を契機として、住民自治の基礎基盤を目指し、総合型の地域コミュニティ運営組織を設置している自治体は、全自治体の20%強の350自治体以上になってきており、さらにふえつつあります。

市長は、地域コミュニティと合併4町のあり方をどう考え、実行し、今後とも、住民自治の強化にどう取り組んでいかれるつもりでしょうか、市長の考え方、見解と今後の方針を率直に、明快に答弁してください。

5番目、平成の大合併の後、急速に廃れた周辺部の旧市町村への支援が日本全体の課題となっております。現在の日本の790市のうち、平成の大合併で何らかの合併を経験した市は、半分以上の427あります。

減っていく人口、高齢者のための医療や介護、福祉、少子化対策、子育て支援対策などにも、全市レベルの対応しか行われな

いし、また、全市レベルでしか行うことができないのが現実であります。市長は、合併した旧4町への支援策をどう考え、実行しているか、市長の見解と本心を具体的にわかりやすくお知らせください。

第2点、近隣の自治体間連携についてであります。

1番目、人口減少、少子高齢化、行財政改革、災害協力、地域力向上など、さまざまな観点から、今日本全体で自治体間連携が進められております。

制度も次々と整備され、2014年には、地方中枢拠点都市や地域協約の仕組みも創設されました。

さらに近年では、大規模災害時に備えた遠隔地との相互応援協定や多彩な目的に向けた自治体連合など、縦走的な連携が始まっております。

官と民とのパートナーシップを、PFIの

ように資金調達に限定せず、民間部門が持つ経営ノウハウにも広げて、積極的に公共部分に活用しようと展開されているのがPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップであります。

英国では新しいPPP、官官連携、パブリック・パブリック・パートナーシップのことをNEW PPPと表記します。

地方創生にも、NEW PPPの発想が求められております。私も、過去4回、合計6年間の海外のインドネシア駐在員生活の経験からしても、自分のまちだけを見て満足してはいけないと思います。

ときにはまちを出て、国、日本を出て、片言の英語で、片言の現地語で、国際的に生き抜く苦勞をするのもよい経験であります。

一人旅では無理でも、自治体間職員有志でネットワークを形成し、市費で海外自治体の調査を企画するのもおもしろいやり方だと思われれます。そうすることで、NEW PPPの本質が見えてくるかも知れません。

市長は、自治体間連携に、新たなPPP、官官連携の時代をどう捉え、今後、本市行政の中でどう取り組んでいくつもりか、市長の見解と今後の方針を具体的にわかりやすく、詳細に答弁願います。

2番目、人口減少、少子高齢化、設備の老朽化、雇用機会の減少などは、地域が直面する課題であり、小手先の解決策では乗り越えることはできません。

今後の自治体が目指すべき道は、自治体がチーム力を強化し、それによって行政イノベーションを牽引することです。

市長は、地域を救う選べる広域連携を今までどう実践し、今後どう強化していくつもりでしょうか、市長の見解と今後の方針をお聞かせください。

3番目、我が国は、長く被災自治体はほとんどの災害対応業務を行ってきました。

しかし、想定される大規模広域災害では、被災自治体だけでなく、自治体間連携が中核となって、関係者を含めて災害対応をしなくてはなりません。その連携システム構築は急ぐ必要があります。

市長は、大規模災害と自治体間連携をどう捉え、日置市民を大規模災害からどう救っていくつもりであるか、市長の意気込み、熱意と具体的方策、手段をわかりやすくお示してください。

4番目、水道事業広域化の最大のメリットは、水の融通による余剰安定水源の有効活用と小規模脆弱水源施設の廃止、休止等のダウンサイジング、それに伴う減価償却費や施設のランニングコスト等の縮減による経費の効率化によって、投資財源の減少に対処できることでもあります。

インフラ系公営企業の将来には、非常に厳しいイバラの道が待ち受けておりますが、広域的統合はそれに対処する手段として非常に有効であり、最大限のインパクトを持っています。

本市では、人口減少社会に対応した水道事業の垂直統合による広域化を、どう図り、また、今後どう推進していくつもりでしょうか、市長の考え方、見解と今後の方針、方策をわかりやすくはっきりとお示してください。

5番目、埼玉県東北部の9市町で構成する埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会は、医療情報を共有するネットワークシステム「とねっと」を構築し、地域医療の質の向上に役立てております。

その取り組みを成功させたのは、地域の医療課題に対する共通した問題意識と、合併合意形成のための地道な意見交換にあったと言われております。

本市でも、地域医療の質の向上に役立てるため、近隣自治体と連携協力して、このような協議会を構築するため、今からでも努力し

ていくべきだと私は思います。

市長は、自治体と医療機関が広域連携し、広域での医療情報の共有をどう実現していくつもりでしょうか、これに対する市長の考え方、見解と、今後の取り組みの方向、取り組みの方針、方策等を具体的にはっきりと教えてください。

第3点、最後であります。本市の住民の足を守る政策についてお尋ねします。

先ほどの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますけれども、私は私の事情で、また改めて質問するものであります。

1問目、3月議会での同僚議員の本市の公共交通の今後のあり方についての一般質問で、市長は次のように答弁されました。すなわち……

○議長（成田 浩君）

田畑さん、ちょっとゆっくり読まないとわからないかも。

○17番（田畑純二君）

すなわち、16人の委員で構成する地域公共交通会議を昨年度は2回開催し、運行状況やコミュニティバス、乗り合いタクシー、空港バスを含めた廃止代替バス運行事業について議論していただいている。そして、28年度、全体的に本市の地域公共交通体系の見直しをやっていく。

そして、先ほども話がありましたように、平成28年6月補正予算で、地域公共交通調査事業、計画策定事業、業務委託に伴って、補正899万1,000円を計上されています。

ここで改めて質問いたします。

地域住民の足を守るため、本市は、どんな政策をどう実行し、その効果はどうだったのでしょうか、また今後、どうしていくつもりでしょうか、市長の忌憚のない、率直で、内容のある、誠意ある、具体的で、わかりやすい答弁を求めます。

2番目、持続可能な公共交通ネットワークの形成の取り組みを着実に維持するためには、公共交通の効率化と並んで、利用者利便の向上などによる利用者の確保も不可欠です。

そのあたりは先ほども話があったんですけども、地域公共交通網形成計画等策定する際、利用者の参画を図ることなどを通じて、利用者や住民のニーズを的確に把握するとともに、公共交通についての当事者等の意識を醸成していくことが不可欠だと思います。

市長は、地域の特性に応じた公共交通の確保に向けて、何をどう実行し、その効果はどうですか、お答えください。

3番目、28年度、本市の地域公共交通体系の見直しは、今後、地域公共交通会議の中でいろいろと議論されていく、先ほども答弁があったんですけども、その中で、あえて私が要望したいのは、次の2点を要望したいと思います。

まず、地方行政、公共交通事業者、地域や市民の3者が手を取り合ってパートナーシップを形成すること。その鍵を握るのは、地域公共交通の確保、維持、改善に関して、主体間相互の責任分担、リスクや役割の分担を明確に定めることでもあります。

2番目に、地方行政と公共交通事業者だけでなく、地域や市民と三位一体となって、地域のお出かけを支える仕組みを構築することです。このための市長の理解と、見解と、今後の方針、方策をお伺いいたします。

市長は、地域公共交通を変革する責任分担と関係者の三位一体をどう考え、実践し、強化していくつもりでしょうか、答弁願います。

最後です。乗り合いタクシー事業は、高齢者を初めとする、交通弱者の交通手段の確保と乗り合いバスや鉄道などの市内の交通機関につなげる役割を担っています。本市での、伊集院町、吹上町、日吉町、3町での乗り合いタクシーの現状と課題の対応策を、市長は

どう考え、実行しているか、お答えください。

以上申し上げ、各々に、具体的で明確、内容のある、誠意あふれる答弁を期待しまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目に、合併した旧4町について、その1でございます。合併効果につきましては、職員配置の適正化と行財政改革による行財政運営の効率化や、地区公民館の充実による住民自治、地域力の強化、充実などが上げられると考えます。

一方、広域化したことにより、少子高齢化と過疎化の進行による人口減少から生じる周辺地域の活力低下などが課題と考えております。

今後、地方交付税の合併算定替が縮減される中、引き続き行財政改革に取り組みながら、地域間のバランスを考慮し、効果的な政策を進めるとともに、新たな行政課題にも適切に対応してまいります。

2番目でございます。旧4町の自治力、職員力について、それぞれの手法で自分たちのことはみずからの責任において処理するという能力は非常に高まったと捉えております。

日置市となり、その能力を融合させ、協働による地域づくりの推進や市民の立場で市民と協働できる職員の育成に大いに寄与していると考えています。

3番目でございます。日置市にとって、旧4町で育てられた地域特性を生かしつつ、市としての一体感の醸成を推進してまいりました。その原動力の一つとして、共生・協働による地域づくりを、26地区公民館とともに進めております。

さきに策定されました、日置市共生・協働のまちづくり指針に基づき、地区公民館を受け皿とした地域内分権を推進しているところでございます。

4番目でございます。住民自治の強化による地域自治の自立が不可欠だと認識しております。しかしながら、少子高齢化等により一部の活動を維持できない場合など、補完機関としても地区公民館は機能しています。

第3期地区振興計画策定要領は、類似地区同士の連携も呼びかけ、旧町域を越えたコミュニティの協働で、地域づくりを展開することも進めております。

5番目でございます。これまで第1次日置市総合計画に定めた7つの分野別振興方向と4地域ごとの振興方向に基づき、まちづくりを進めてまいりました。

第2次総合計画においても、地域別計画を定めており、市全体の均衡ある発展はもとより、4地域それぞれの課題や実情を踏まえ、地域の特性や多様性を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。

2番目の近隣の自治体間連携について、その1でございます。現在、鹿児島市、始良市、いちき串木野市、本市において、連携中枢都市圏の構築に向けて協議を行っているところであり、この圏域構築のための連携協約が新たな官官連携に該当するものと考えております。

この連携中枢都市圏において、広域的に実施することが有益であると考えられるものを選択して連携していきたいと考えております。

2番目でございます。これまで、いちき串木野市と連携し、物産館をネットワーク化して誘客する取り組みや、薩摩半島地域で観光や半島振興の分野で目的を同じとする自治体と連携し、協議会を組織して活動しております。

今後におきましても、農業や環境等の分野でも他市との連携を図り、また、自治体のみならず、民間企業や金融機関、大学等との連携を強化していきます。

3番目でございます。大規模災害時に備え

て、鹿児島県と県内市町村との間で、物資、人員派遣、施設の提供等に関する災害時相互応援協定を締結しております。

また、国土交通省九州整備局や土木、建築、水道、ガス、衛生など、各団体とも協定を結んでおり、災害時の応援体制の整備に努めているところでございます。

4番目でございます。これまで、簡易水道事業の上水道事業への統合や技術職員の本庁集約化など、効率化を進めてきたところから、本市の水道事業はおおむね健全な運営状況であると考えております。

しかしながら、今後も人口減少が進み、将来の水道事業の採算性が危惧される状況が続くようであれば、近隣市町との広域連携も検討する必要があると考えております。

5番目でございます。本市の医療も隣の鹿児島市の医療機関に依存している部分が大いわけでございますので、医療機関の機能分担や緊急時対応から考えますと、他県の先進地事例のように、広域的な患者医療情報が共有されることは望ましいこととあります。

しかしながら、実現するためには、中核となる医療機関の存在や医師会の理解、セキュリティの問題など、大きな課題があることは事実でございます。

鹿児島県では、患者の医療情報は含まれておりませんが、「せこどん」という名称の地域医療情報データベースがございます。また、災害時の医療機関情報としてのEMISも、今後、加入医療機関が拡大される見込みでございます。

3番目の本市の住民の足を守る政策について、1と2は関連いたしますので、一緒に答弁させていただきます。

現在、東市来、伊集院、吹上地域において、コミュニティバス、また、伊集院、日吉、吹上地域においては、乗り合いバスをそれぞれ運行し、延べ4万7,171人の利用があり、

地域住民の生活に必要な交通手段として活用されていると考えております。

また、廃止代替路線バス等の運行に対し、運行費の一部補助、公共交通の確保に努めております。

本年、地域住民のニーズの把握や実態調査を行い、地域公共交通網形成計画を策定してまいりますので、その方針に沿って、地域の実情に即した公共交通の確保に向けて取り組んでまいります。

3番目でございます。地域公共交通を支えるには、公共交通事業者と行政だけでなく、利用者や利用者以外の方々、地域全てで考えております。公共交通は、地域住民の足というだけでなく、経済やまちづくりにも大きくかかわっていることから、公共交通事業者、市民及び利用者、商工会、行政等で組織される地域公共交通会議でしっかりと論議、検討し、目的の共有、方針の合意を図った上で、それぞれのできることをそれぞれが果たすことが必要だと考えております。

4番目でございます。現在、本市の乗り合いタクシーは、伊集院、日吉、吹上地域で運行しており、平成27年度の利用実績は、全体で1万396人となっております。伊集院と吹上地域では前年より増加していますが、日吉地域では27年度が2年目ということもあり、利用が伸び悩んでいる状況でございます。

平成27年度に利用者アンケートを実施しておりますが、利用になれると便利で満足との回答も得ており、継続を希望する声もいただいております。

日吉地域については、利用促進に向けた説明会も実施しているところでございますが、今後、地域公共交通網形成計画を策定する中で、乗り合いタクシーの再編についても検討していきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時15分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問をしていきます。

合併した旧4町について、1番目、日置市内各地域の持つ潜在的な恵まれた可能性、資源、資産、魅力。具体的に言いますと、1番目、県都鹿児島市に隣接した地理的特性、2番目、日本三大砂丘の一つ、吹上浜に面し、森林、山、田園に囲まれた自然の豊かさ、天然温泉施設等があること、3番目に、本市とゆかりの深い戦国島津を中心とした豊かな歴史と薩摩焼等の伝統技術、伝統技能、せつぺとべや流鏑馬等の各種伝統芸能、伝統行事などの資源、資産、魅力を市民全員でさらに全体的にパッケージして顕在化させ、挑戦的、創造的で効率的な地域振興を図っていくべきだと私は思っております。

市長は、このような考え方をどう思い、合併効果をさらに高めていくために今後の市政をどう運営されていくつもりでしょうか、さらに詳しく述べてください。

○市長（宮路高光君）

特に日置市につきまして、今ご指摘ございましたように、大変すばらしい自然、また文化、歴史、そういうものがございますので、こういうものにまた磨きをかけながら、まちづくりしていきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

1番目で申し上げましたとおり、我が日置市は、これから本当に、市民の全ての皆様方をなお一層幸せにする、安心安全、快適、利便で、温もりがあり、さらに旧4町の個性も生かした均衡ある発展と一体感があり、市民全員が夢と希望を持って、誇り豊かに安心して暮らせるようにしていかなければいけないと思っています。

しかしながら、我が日置市でも、合併によって周辺に位置することになった旧3町が廃れたとの評価があるのは否定することのできない現実であり、東市来町、日吉町、吹上町の市民の一部からは、いまだにそういう声が聞こえてくるのも事実であります。

私は、以前から指摘してきましたように、日置市旧4町の南北格差、すなわち旧4町のうち伊集院町のみが人口がふえており、東市来町は微減、南の吹上町と日吉町は人口減が大きい、現実から目を背けることはできず、この傾向はますます強まるのではないかと懸念するものであります。

市長もこのことは十分認識され、日常の市政運営でこの是正に尽力されているのはよくわかってるつもりであります。このままではこの傾向がますます強くなっていくことを本当に懸念しておりますので、この場でまたあえて問題提起するものであります。

市長は、第2次日置市総合計画や日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略ほか、いろんな各種の政策の中で、これをどうなさっていくつもりでしょうか、市長の具体的な方針と意気込み等を、ここでいま一度、明確にわかりやすくお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

基本的に、ご指摘ございましたとおり、人口、特に3町におきまして、特に平成17年度からこの間、それぞれ減になっている事実でございます。

その前も、そのような中で、どこも人口は

減になってまいりました。

これは、自然的に、基本的に出生と死亡、この二つをしたときに、特にこの3町においてその減少は大きかったということで、今にも歯どめがきかないというのが事実でございます。

今後、やはりそれぞれの地域におきまして、特色あるまちづくりというのをやらなきゃならない。特に東市来につきましても、温泉を核としたものをするし、日吉については、特に人情的な部分の、あるいは私は教育であるというふうに思っております。また吹上については、今後交流人口を生かした施設整備、そういうものを、やはり違う視点の中で、その地域に合ったものを政策していかなければ、やはりみんな一緒という部分じゃいけないというふうに思っておりますので、またみんなと論議をしながら、特色ある地域づくりをやりたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

貴重なそういう答弁ですんで、そういうことを期待しております。

それから、人口問題の影に隠れがちなんですけど、旧町地域の活躍と誇り、このことが地方創生には不可欠で、今こそ合併旧町の自治力、充実策の方向性と、いかに誇りを持たせるか、考えるべきだと思います。

合併後にも住民自治の単位としての地区コミュニティの推進、維持及び発展が可能となるような配慮は必要であります。

しかし、失われた自治体の自治を地区コミュニティで代替できるわけではありません。

自治体とは、その議事機関である議会の議員と執行機関である首長と住民が直接選挙することができ、課税権を持ち、一定の行政水準を維持するために地方交付税の配分を受ける法人であります。

また、我が日置市でも、地域性を改めて見直し、生かしていこうということで努力すべ

きであります。

市長は、自治体をどのような法人と考え、合併した旧4町の自治力、職員力をどう捉え、評価し、今後日置市政にどう生かしていくか、先ほど答弁あったんですけど、もう一度、さらに深く突っ込んでお答えいただきたい。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域の特性といいますか、職員力にいたしましても、旧町それぞれの力っていいですか、持っている人が多いようでございます。そういう人の能力を生かして、今後、それぞれの適正配置もやっていかなきゃならない。

日置市としても、基本的に、やはりこの経済がどう活発に動くのか、やはりこれを基本に物事をしながら、行政を運営していくべきであるというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

都市内分権を備えることで、旧町をベースとした小さな自治と誇りを容認し、一定の復権を促すとしても、合併自治体が分解する、一体性が欠如してしまっただけでは元も子もありません。

都市内分権の単位となる地域と地域が新たな関係を築き、合併都市全体としての魅力をいかに高められるかが新たな課題であります。

地域の多様性をプラスアルファにつなげる戦略創発、つくって発することが求められております。

市長は、市の地域の分権化と多様性の重要性、地域と地域の新たな関係をどう考え、評価し、今後の日置市政の発展と進化にどうつなげていくつもりか、市長の見解と具体的方針を、もう一回、わかりやすくお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

特に地域内分権、地域内分権というのは、自分たちのできることは自分たちでやっていくという、そういう発想であるというふうにく

思っております。

今は地区館を中心として、それぞれの地域のアイデアを出しながら、地域づくりをしておりますので、これに十分力を注いでいきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

人口減少時代にあっては、自治体単位の地域づくりとともに、小さな自治の環境整備に力を注ぎ、地域内創発を促すとともに、地域間交流を通じた地域間創発を支援に入れてこそ、旧合併町の地域の復興にとどまらない、実を伴う都市内分権が新たに展開していくと思われま。

少し難しい表現ではありますけども、この地域内創発、つくって発するということと、地域間創発、つくって発する、このことをどう考え、評価し、今後の日置市の発展、進化にどう結びつけていくか、明確に教えてください。

○市長（宮路高光君）

創発という言葉も大変難しゅう思っております。

基本的に、やはり地域の特性を生かしていく、これがそういう創発というふうにつながっていくというふうに思っておりますので、今ございます地区公民館でも、いろんな地域づくりをしておりますので、そこからすばらしい創発が生まれてくれば良いというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

日本全国で平成の大合併を契機として、広い周辺部を抱えるようになった市町村は、現在の全市町村の少なくとも3分の1、587市町はある計算となっております。

我が日置市もこの中に含まれると思いますが、地域の自主性を保障するためには、住民による地域組織が不可欠であります。住民組織のおかげでどうにか維持している地域は多く、新市はその支援を積極的にやるべきであ

ります。

新市が旧市町村を支援し続けるためには、根拠となる条例が必要であると考えられます。例えば新潟県上越市や山口県岩国市などが制定している中山間地域支援条例のように、周辺部となった旧市町村が抱える課題を全住民で注視し、支える条例が考えられます。

この場合、単なる理念条例にならないよう、具体的に市が行うべき仕事を書き込むことが重要になっています。

本市でも、このような条例の制定を検討し、実施すべきだと私は思いますが、この条例に対する市長の見解、方針と、今後の取り組み方を率直に教えてください。

○市長（宮路高光君）

その今ご指摘ございました中山間地域支援条例、これが、私のほうもどういう意味をしているのか、ちょっと意味がわからない部分もございますけど、基本的に中心部があって、周辺部の地域をみんなで支える、そういう条例をつくりたいというのが今の趣旨であろうかというふうに思っております。

ですけども、基本的に、私ども、地区公民館条例を含めまして、そういうもので地域で頑張っていくという部分もございますので、今のところ、こういう条例をつくってそれぞれやっていくということは、市長として、今のところは考えておりません。

○17番（田畑純二君）

そして、行政として、今のところは考えてないちゅうことですが、いずれまたそういう段階が来たら、そういうことも検討してほしいちゅう意味でも今申し上げてるんです。頭の中に入れてってください。

それと、行政として旧市町村に支援を講じるためには、元手、資金が必要となります。予算措置で、中山間地域支援の事業を行う自治体はふえているようですが、合併市に配分される地方交付税の増額分はこのように使う

べきであると思います。

しかし、単年ごとの予算措置は、新年度には打ち切れ、長続きしないので、旧市町村を支えるための基金条例をつくり、運営を地元の住民参加で行うために運営委員会の設定なども条例に書き込んでいただければと思いますが、我が日置市でも、このような基金条例を制定し、その中に運営委員会を設置、書き込んだりして検討を始めたかどうか、市長にこれに対する考え方、見解と、今後の方針、方策、対処等をお聞かせ願いたい。

○市長（宮路高光君）

本市におきましては、先ほど、地区館を中心として、地域づくり推進基金条例を制定しております。これでそれぞれの地域に配分しております。

今議員がおっしゃいますとおり、旧町ごとという部分がありますけど、私ども、まだそれよりきめ細かい形の中で、地域づくり推進基金はなっておりますので、今のところはこれを活用しながら、それぞれの地域づくりをしていきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、合併した旧市町村は、かつて地域住民が協議して決定することを保障する地域政府でありました。そのような仕組みが地域にいま一度必要とされております。

旧市町村の維持と活性化は、その地域住民がみずから発起し、企画し、実行してこそ実現可能、持続可能なものとなります。

先ほどから市長も答弁されておられますように、我が日置市では、共生・協働の地域づくりの拠点として地区公民館制度があり、このような維持と活性化は一部図られておりますが、その上に、旧4町ごとの組織をつくることも検討して、旧4町が我が日置市内の中で、政治的、行政的に住民意見を発出できる仕組みをつくったらどうでしょうか。

このようなやり方は、新市の均衡発展と一体感の醸成にも微妙に絡んではきますけども、大所高所から鳥の目で考えて、旧4町間の競争心をあおるのも合併効果を上げるのに役立つと私は思います。

市長はどうお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（成田 浩君）

市長、ちょっと待ってください。

ここでしばらく休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時45分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（田畑純二君）

今ちょっとご指摘がありまして、対策をしばらく考えて質問させてもらってるんですけど、参考文献も、いろんな角度から見て、全部が全部引用してるわけではありませぬので、そこら辺は了解していただきたいと思っております。

きょうは、あともう4分しかありませんので、参考文献とは関係なく、残り4分の質問をさせていただきます。

それで、先ほど質問もあったんですけど、6月9日の南日本新聞に、先ほど市長も答弁があったんですけども、子どもの未来を応援する首長連合の設立総会が6月8日に開かれて、今後は現場レベルでの情報共有や政府への政策提言をしていくということで、市長もここに出席をされたはずなんですけども、この首長連合設立に至った経緯、理由と、今後、日置市としてこれに具体的にどう取り組んでいくのか、また、このほかにも首長連合設立の動きや予定があるのかなど、市長の具体的なわかりやすい答弁をお願いしたい。（発言する者あり）

○市長（宮路高光君）

このことについては、先ほど3番議員のほ

うにもお話申し上げましたとおり、今設立ただけでございますので、それぞれ160ぐらいの自治体がございますので、そういう情報を共有しながら、また、私ども日置市におきます子どもたちの未来、貧困等者よりも、未来へどういうふうにしてやっていくのか、こういう前向きな考え方の中で会に入っておりますので、いろいろとまた、今後いろんなものに役立てをしていきたいと思っております。

○17番（田畑純二君）

ちょっと関連して、災害対策について。

○議長（成田 浩君）

通告外はだめですよ。

○17番（田畑純二君）

地域間連合のことについてあれしますんで。

○議長（成田 浩君）

それは通告外になるんですが。

○17番（田畑純二君）

大規模災害の地域広域連合に関連してですから。

4月16日に熊本県で発生したマグニチュード7.3の地震を本震とする熊本震災では、熊本県を中心に甚大な被害が生じており、現在でも多くの方が避難生活を送っております。

鹿児島県内でも最大で震度5弱の揺れを観測しました。余震も多く発生しました。

それで、地震、津波、集中豪雨に災害発生、浸水被害、火山噴火などの災害から自分自身や家族など、身近な人を見守るためには一人一人の日ごろからの備えが大切であります。

それで、特に梅雨期や台風シーズンの時期には、過去の災害の教訓を生かし、日ごろからできる防災対策に日々、我々日置市民全員が取り組む必要があると、それで、もちろん我々日置市民全員の一人一人が常日ごろからこのことを十分認識して、できるところから取り組みができたらいと思いますけども、市長

はこのことをどう思われ、今後、日置市民の全員をどういう方向にどのようにして導いていけるか、ちょっとそこら辺をお聞かせ願いたい。

○市長（宮路高光君）

基本的には、災害に対応するには、自主防災組織の充実というのは大事でございますので、本市におきましては、それぞれ自主防災組織、自治会ごとにきちっと上げていただく、そういうことをやっていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

あと1分です。

○17番（田畑純二君）

あと1分ですね。

今答弁ではありませんでしたけど、自主防災組織の現状、どういうふうになつてゐるのか、そこら辺の現状と対策、問題点をお知らせいただきたい。それで終わります。

○市長（宮路高光君）

今現在、4月1日現在で83.3%、前回は78%程度でしたので、上がりました。

これを、基本的には少なくとも90%以上に持っていきたい、そうすれば、みんなが日置市におきます、そういう災害におきます意識が高揚してくると思っておりますので、そういうことに努めていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。

あす22日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時50分散会

第 4 号 (6 月 22 日)

本会議（6月22日）（水曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

○12番（花木千鶴さん）

おはようございます。それでは、私は、さきの通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、消防行政についてということで、2点伺います。

近年、日本各地で毎年のように大規模な災害が発生していて、多くの人命や財産などが失われています。主なものは、関西阪神淡路大震災、福岡県西方沖地震、能登半島地震、東北地方大震災、新潟中越地方の地震は平成16年、19年と2度もありました。さらにゲリラ豪雨などと呼ばれる局地的な豪雨や台風上陸による被害も多く発生しております。特に昨年9月の関東東北地方の豪雨による鬼怒川洪水被害は記憶に新しいところであります。昨年5月に発生しました口永良部の火砕流噴火や、ことし4月の隣県熊本の震災では、本市でもかつて経験したことのない揺れに市民の多くが不安な日々を過ごしました。それもまだ収束していない中、一昨日来の集中豪雨の報道には本当に人事とは思えない不安を覚えます。かつて、天災は忘れたころにやってくると言われた言葉も、今や、いつでも、どこでも起こるといのが現実です。このようなことから、ますます地方公共団体の防災・減災対策や避難訓練等は重要なものとなっております。私もこれまで自治体の防災のあ

り方を学ぶため、多くの被災地を視察させていただきました。その中で、今回の質問の1点目は、消防団のOB会について伺います。

近年の大災害時に消防団員の活躍が多く報道されます。それは一定の訓練を受けていて、身近な存在である消防団員は、どこにどのような人が住んでいるとか、災害の状況に応じて危険箇所を知っているため、避難誘導等がやりやすいなど、住民と身近な関係にあるからと言えます。したがって、災害対策が重要視されればされるほど、消防団員への期待が高まってきます。しかし、本市でも団員数が足りないとか、団員になることのメリットがないとか、若い人が魅力を感じないとか、高齢化している、消防団の充実に向けての予算がないなど、団員確保の課題もたくさんあります。そこで、本市でも、災害時等に訓練経験のある方々が活躍できるように消防団OB会をつくるべきと考えますがいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

2点目は、消防署についてです。本市には、日本三大砂丘の吹上浜が存在し、サーファーにも人気のスポットがあります。また、観光の目玉として、内外にアピールしているところでもありますが、毎年海難事故も多く発生しております。近隣の市では、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、枕崎市と、この海域の町は、本市以外ほとんど潜水隊を置いています。本市消防署にも潜水隊を置き、日ごろの訓練を図るべきと考えますが、見解を伺います。

次に、ひとり親世帯と通告させていただいておりますが、条例では、ひとり親家庭となっておりますので、訂正をさせていただきます。ひとり親家庭や重度心身障害者医療費助成について伺います。

ひとり親家庭や重度心身障がい者の医療費助成を受ける方は、支払った領収書を全て張りつけて、保険医療機関等に、つまり、かかっ

た、それぞれのところで、それぞれ分けて、申請書類を提出しなければなりません。また、1枚でも領収書をなくしていれば、その分は支払われないこととなります。これは、もともと、ひとり親家庭や重度心身障がいの方への県と市からの医療費助成を受けるための手続です。しかし、本市では、現在、小学校卒業まで、この10月からは中学校卒業までの子どもの医療費無料化に取り組んでいますが、この子ども医療費無料化の手続は、役所からの受領者証を保険医療機関等に提示し、支払いをすれば、後から自動的に全額口座に振り込まれます。このように、一般家庭は本市の税金で全額無料になり、手続も非常に簡単です。一方、ひとり親家庭と重心の方々は、先ほどのような面倒な手続をいまだにしなければなりません。私は、このことを昨年10月の決算委員会でも指摘し、改善を求めてきましたが、ことしの3月議会に当局が出してきたのは、マイナンバーを使って、受給資格者証の手続を簡素化するだけのものでした。それでさえも、簡素化の一つとして、私も賛成したのですが、当事者にとっての一番の領収書を1枚残らず保管して、何枚もの申請書を毎月役所に出さなければならない課題は残ったままです。これまで、弱い立場の方への医療費助成だったものが、医療費無料化に伴い、当事者にとっては差別感さえ抱く状況になっているのです。本市の子育て支援策とするのなら、県の助成を受けるための手続でもありますが、薩摩川内市では、平成24年度から簡素化に取り組み、当事者の方々の負担軽減も図っています。重度障がいの方々はもちろんですが、ひとり親で、働きながらの子育ての上に、子どもの人数分、このような煩雑な申請をし続けなければならない方々に対して、本市でも簡素化に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

以上、1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の消防行政について、その1でございます。

若い消防団員の確保や勤務時間帯によっては、人員が集まりにくい課題は認識してるところでございます。災害時等に経験のある消防団でOB会をつくって対応すべきとのでございますが、退団される理由もさまざまであり、できることであれば、地域の中で消防団員の経験を生かし、活動をしていただきたいと考えております。

2番目でございます。

現在、海について水難事故が発生した場合は、海上保安庁、県警機動隊、県防災ヘリ及び漁協への船舶による救助を依頼し活動しております。過去6年で10件の海についての水難事故が発生していますが、サーファーによる海難事故は発生しておりません。潜水隊の設置については、人員・資格取得・潜水器材、訓練施設等の課題もあり、困難な状況でもあります。今後についても、潜水作業を必要とする事案の場合については、従来のとおり海上保安庁及び県警機動隊の潜水隊に対応していただきたいと考えております。

2番目のひとり親世帯、重度心身障害者子ども医療助成制度について。

薩摩川内市の取り組みについては、対象者が市内で受診した場合、受診した医療機関ごとに毎月申請書を記入し、その医療機関へ提出するようになっております。申請の集約方法は、ひとり親家庭医療費助成につきましては、国保連合会と契約して医療機関との受診記録をデータとして提出していただく方法と、重度心身障害者医療費助成につきましては、薩摩川内市の離島を除くエリア内の医療機関を市から委託され、障害福祉サービス事業所が巡回し、申請書を回収する方法となっております。ほとんどの受給者が薩摩川内市内の

医療機関を利用していることから取り組まれていると思われま

す。本市におきましても、重度心身障害者医療費助成では、市外の医療機関の受診が多い状況であることと、ひとり親家庭医療費助成では、自動償還払いにすることで申請から支払いまでの期間が二、三カ月程度かかることによる不便もあることから、障害福祉サービス事業所への委託による申請を回収する仕組みについて調査をすることとし、医師会の協力も必要不可欠となりますので、今後、検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ伺いたいと思います。

OB会については、ただいまの答弁は前向きな答弁ではなかったと思いますが、何年か前に本所の幹部の方と、それから消防団幹部の方々と、大牟田市の消防本部が新しいのができたということで、研修に行かれたということをお伺いしております。そのときに、消防OB会のごことも大変印象に残るようなお話があったということで消防の方から伺っているんですが、そのときの報告書はどのようになっているのか、ちょっと、ここでご紹介いただけますか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

平成26年度10月に、日置市消防団幹部研修で大牟田の消防団を研修をしております。大牟田市は人口12万の市で、団員定数は700人に対し630人ということで、定数よりも70人少ない組織ということになります。

内部規定の中で、団長と副団長の退団年齢を65歳というふうに定めております。団長、副団長以外については60歳で退団というふうに定めているということでございます。そういった関係上、60歳を超える団員に対して、希望調査をとって、引き続き団員をする

かという調査を行って、されるという意味のある方については、また再度入団していただくという制度を設けると。ただし、階級的には、消防団の階級の中で一番下の団員ということで、条例定数に加えた形での再入団ということになっているようでもあります。ただし、再入団されても65歳までという内部規定があるということでございます。現在、希望された30名の方が各地域の分団で活動をされてると。ただ、活動内容については、これまでの経験と知識を生かして、訓練には参加しないで、主体的に災害のみの対応というような状況であるというふうに聞いております。

それと、報酬関係につきましては、出動手当、費用弁償については、本来の団員の方と同じ金額ということでもありますけれども、1年間の年の報酬につきましては、大牟田市の団員が3万6,500円に対して、2万円の報酬ということで、若干低い金額の年報酬を支払っているというようなことでございます。災害以外のいろんな訓練とか、そういったものについては、分団長の判断ということで、強制はしていないというような状況であります。

以上が大牟田市消防団OBに関する研修の内容ということになります。

○12番（花木千鶴さん）

ただいまのそのときの大牟田市の状況ですか、それがよくわかる報告をしていただきましたが、私も、そこに参加された消防の方から、やはり、若い方が階級が上がることも含めて、いろんな形で今ある課題を幾らか解決できる方法だとか、いろんなことがあるのではないかとということで、お話をさせていただいたところです。

今から10何年前になると思うんですけれども、旧伊集院町議会時代に議会の行政視察ということで淡路島に行かせていただいたこ

とがございました。震災の規模に比べて犠牲者が少なかったのは、消防OB会の活動が大きかったというお話がございまして、そのとき、初めて、私は消防団OB会という言葉を知りました。そして、そのことの重要性が大変あそこで、ご説明ありましたので、印象に残っております。

議会の行政視察報告書をお読みになったと市長も思うんですけれども、旧町時代から議会の視察報告書は首長に届けるという手続でしたので、ごらんになってるかと思いますが、そのときの感想をお聞かせいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの研修の中で、この特に災害におきましては、消防団員の活躍というのは十分わかっております。ご指摘ございましたとおり、OB会という部分がありますけど、特に今大牟田の例も挙げますと、定年制といいますが、年齢を切っておると。そこで、まだ、活躍できるという分がありますけど、本市におきましては、入る年齢は若干規制しておりますけど、団員する年齢は区切っておりません。まだ、70でも現役の方もいらっしゃいます。そういうことも含めて、基本的に私ども610幾つ、550ぐらい、この10年間、全然、定員数に至っておりません。ですけど、私はやはりこの消防団という確保する中において、自治組織におきますいろんな活動も消防団がしていただいておりますし、それぞれ分団におきましては後援会というの、持っております。それぞれOBになった方々は卒業したら後援会に、自治会長もですけど、入っていただき、いろんなまたサポートもしていただいておりますので、今の時点でOB会をつくるということは大変ちょっと難しい状況であるのかなというふうには思っております。いろいろとまた、このことについては、そういう団員の方々、OBの方々にもお聞きしながら、幹部会等でもそういう話があった

ということで、今後、議題には上げていきたいとは思っております。

○12番（花木千鶴さん）

大牟田の定年制のお話もございましたけれども、本市は、また、そこに違いがありますが、あるからこそ、これができているのか。OB会をつくることができにくいっていうの、定年制がないからやりにくいっていうのがあるかもしれないし、それをどのようにしたらいいかって、今後検討はしていくっていうお話でした。

東北の震災でも消防団の方々の活動がさまざまに報道されました。特に本市で講義をしてくださった相馬の市長さんのお話でも、団員の方々の身を挺しての活動ですとか、犠牲になった方々の遺族に対するお話も大変胸を打つものがございました。この5月に議会運営委員会でも相馬市に研修にいかさせていただきました。その方々の慰霊碑にも手を合わせてまいりました。本当に若い方が多く亡くなられておりました。災害のときなどには特に消防団の方々に頼りにしなければならないという現実がございます。が、本市の消防団の現状は一体どうなっているのかというあたりもちょっと伺ってみたいと思うわけです。

今日の団員数を見たときに、このような災害時に本当に求められている消防団の数というのと比較しますときに、市長はどのように、それをご認識でいらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも若干触れましたけど、定数が600ちょっと超えておりますけど、実質は550ぐらいで、この10年間推移しております。いろんな中で定数削減という問題もあるわけですが、私としては、この定数をいかにして確保して、それぞれの地域の団員確保していかなきゃならない。また、それと今、私ども日置市消防団、再編の時期でございまして、今まではそれぞれ、部とか、

分団とか、いろいろとそれぞれの旧町の引き継ぎを持っておりました。今、これを分団制度という形の中で整えながら、車庫の整備、器材の整備、これを今図りつつございます。まだまだ、これがあと五、六年以上全部済み終わるまでは変わる。それぞれ団員というのは、器材といいますか、器材に応じた中におきます人員というのが、必要な最低の人員というのがありますので、まだまだ、今途中でございますので、最後までそれぞれの分団が車庫と器材等が一式全部そろっていく。そういう中において、また幹部会等でも、この団員の人数の問題とか、いろんなものはまた論議をしていく必要があるというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

足りないというのは、いつも言われることでして、さまざまな課題があるんでしょう。今、明確になることは、できれば、団員の数が確保できればいいなという、ここはもうはっきりしていますね。そこで、いろんな問題があるということでしたけれども、その確保できない理由は、資機材を整えなければならぬのも今あったようにそうでしょうが、そういうことも含めていきますときに、財政的なことなのか、それ以外にもいろいろどのようなことがあるのか。少し、その辺の、今おっしゃったことの課題を具体的にどのようなことがあるのか。それからまた団員の皆さんからはどのような声が聞こえているのか。その辺のところ、ちょっとお聞かせいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

消防団というのは基本的に組織といいますか、集団的ないろんなことをやらなきゃならない。いろいろと団員を勧誘して入るわけです。1年でやめる団員もいらっしゃいますし、合わなかったとか、理由もございますし。

また、一つ、消防団には救助大会というの

がございまして、この練習等も大変きつい部分もいっぱいございます。そういうところに耐えられないとか、理由はさまざまありますけど、この消防団というのは、私は、組織の団結というのがなければ、いろんな人が入ってきてもらっても、その輪を壊してしまう。そういう方々が入ってきて、それよりも少人数の中で、少しずつ自分たちの気持ちをわかる人をそれぞれ入れていく。こういうことをずっと続けていかなきゃならないというふうに考えておりました、一挙にすぐ団員が定数になるというのは大変難しい状況でございますし、今回、3年前から女性団員という形の中も、定数の中に入れてさせていただきながら、今、十四、五名いらっしゃいますけど、女性団員は女性団員との仕事の役割の中で、いろいろと活動していただいております、大変ありがたいと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

今、いろんなお話がございましたとおり、大変なこともあるでしょう。そして、一番は、団員の皆さんが団結の問題もおっしゃいます。言葉は適切ではないかもしれないですけども、新旧交代をする。新陳代謝もよくするという考え方もございます中に、一方では、誰でもいいってわけではないんだということもある。そういうことも含めたときに、先ほど市長は今の団員の皆さんともいろいろ検討してみたいとおっしゃったので、それをぜひ、今後前向きな方向で考えていただきたいと。OB会の皆さんは、年齢も高い方は特に、団の新しい人と中堅の人とのまとめ役というのも上手にできる皆さんですので、ご活躍いただくという意味でも前向きに検討されたいと思うんです。

消防団は消防組織法に基づいて設置されている。法的根拠がございまして。OB会はその法律の中の位置づけにはなっていないわけです。私は、ここに、総務省の消防庁が行いました

消防団員の活動環境整備に係る環境調査というものをを見せていただきました。そこにOBの活用というのは出てまいるんですけども、組織というのは出てこないんです。それで、法的根拠のある組織としてはありませんが、各地、全国のいろんな状況でOB会というのを見せていただきますと、そのOB会というのは、先ほど大分の例がございましたが、必ずしもほかの町がそのようにしてるわけではありません。それぞれの自治体がその自治体の状況に応じて、消防団の手が足りない部分ですとか、課題になってるところを補うような形で、それぞれの町がそれぞれの町の状況に応じて組織しているということがわかりました。所属のあり方ですとか、出勤謝金のお話もございましたが、同額ということでありましたけれども、それも、半額のところもあれば、3分の1のところもあるということで、ほとんど内容によっては自治体によって違うわけです。ですから、消防団の皆さんと今後OB会をうちで組織するとすれば、どのようなことだったら、できそうかということの前向きに検討されたいと思っております。そこで、再編中のこともあるので、その方向を見ながらということではありますが、このOB会の件については最後にしたいと思っておりますけれども、市長としては、そういう状況を整えていく中で、OB会の必要性、存在という部分については、今はつくる、つukらないは言えないでしょうけれども、お考えをお聞かせいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ考え方の中で、OB会といいますか、そういう経験者の方でございまして、災害のときには本当にいろんな中で助かるというのは十分認識はしております。これを組織化して、それであるのかどうか。また、それぞれの地域でもやはり差異があるようでございます。地方の団とまた中心部の団、さま

ざままでございまして、そこあたりもいろんなご意見があらうかと思っておりますし、そこあたりの現団員とOBとの、こういう、先輩方ですので、どういう扱いをすればいいのか。ここあたりがしにくい部分も若干出てくる部分はあるんじゃないかなと思っておりますし、これはどうしても、今活動してる消防団員の幹部の皆様方を含め、こういうことで、こういう話があってというか、こういう意見を聞く場はつくっていききたいというふうに思っています。

○12番（花木千鶴さん）

今後ということですので、あれですけれども、はっきりさせておきたいことは、先ほども申し上げましたように、消防団というのは法の位置づけによって組織されているということが明確なんです。そして、それを消防団は、地域で何かあったといっても、そうそう勝手に動けないというのもございまして。それは上部機関である消防署ですとか、指揮命令系統の市長の命があるかどうかというものに一定縛られている組織であります。OB会も、先ほど答弁の中で、市長は地域の中で経験を生かしてとおっしゃった。一、一人の人として、それを駆使してということ、あるかもしれないですけども、消防団の団員が足りないですとか、が、何とか、応急的にしたいといっても、そのOBの方々が組織的なところに協力するということでは、個人的にはできないことになっております。ですから、OB会というものをつくって、位置づけを一定の形にしておかなければならないと思うわけです。それですので、個人的に経験を生かしてやってくればいけないかという個人の問題とOB会を一定の組織化しておくということに大きな違いがあるわけです。その辺のところを十分に踏まえた上で、私も質問させていただいておりますので、前向きに検討されたいと申し上げたいと思っております。

次に、潜水隊のことについて伺います。

吹上浜沿線上の潜水隊がないのは本市だけということについては、市長どうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

本部ができて、本市だけという部分がございますので、ほかのところはどういう活動してるのか、ちょっと私どものほう調査もしておりませんので、ほかの市町村におきます、この潜水隊におきます活動といいますか、これも若干調査する必要あるというふうには思っています。

○12番（花木千鶴さん）

ぜひ、せつかく、このような質問をさせていただいているわけですので、ぜひ、ほかの設置してあるところ、活動見ていただきたい。そして、規定もございますので、そういうものも見ていただきたいと思うわけですが、先ほど海難事故のことがございましたけれども、水難事故等については、どのような状況なのか、ちょっと数字がわかっていたらお示ください。

○消防本部消防長（川畑優次君）

海岸以外の事故については、平成23年から本日現在7件発生しております。伊集院町で5件、東市来町と吹上町で各1件発生しております。発生場所の内訳につきましては、伊集院では平成24年と26年に神之川で2件、残りの3件は、平成23年、24年、25年、各1件になりますけれども、下谷口川で発生をしております。東市来では平成23年に江口川で1件、吹上では平成23年にさつま湖で1件発生しております。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

海難事故の件についても、海のことについても、先ほどありましたし、水難事故についても、ただいま報告いただいたとおり、さまざまな形で、これを数が多いというのか、少

ないというのかは別といたしましても、事故によって命が失われるという方もあろうかと思いますが、そのような状況です。私も今回、このことをいろいろ調査させていただく中で、水難救助訓練というのは、消防署もされていることはもちろん承知しております。数日前になるのか、少し前と言えいいのか、訓練も、水難救助の訓練もされたと聞いておりますし、私も議会におりますので、本市がゴムボートですとか、去年でしたか、その前の年度でしたか、救命索発射銃という、これ何ですかって聞いたら、遠くまで、銃で遠くまでロープを投げることができる物なんだというようなことで、他市の備えているものと比較しても、本市はそれなりに十分の資機材そろえているということも認識しているところではございます。

そこで、実際、水難救助についてということですが、消防は、先ほど海保が潜水士とともに捜索に当たるということもございます。しかしながら、現時点で、銃を持ったり、ゴムボートを持ったりしているということですので、本市の消防署としては、どのように動くことができるのかできないのか。その潜水隊を置いているところは、規定がございまして、そこに明確に、どの範囲まで活動してという、誰が指揮をしてというのが明確に出てまいります。本市の救助の場合、どういふふうになっているのか、ちょっとご紹介いただけませんか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

本市におきましては、通信指令室のほうで水難事故を覚知した場合の対応ということで、まず最初に串木野海上保安庁への通報ということになります。こちらのほうが船、巡視船を2隻持っております。それと海に流されたという場合については、空港からヘリ1機、それ航空機1機が願いますという形になります。それと警察のほうには、県警機動隊に

対して、沈んでいるという場合については、潜水隊。それと県警のヘリからの流された場合の救助要請。それと県防災ヘリというところにヘリの要請ということになります。それと漁協への船舶の要請ということでもありますけれども、水難事故が起きた場合については日本水難救済会というのがあります。都道府県において、鹿児島県水難救済会というのがございます。船を持った漁協が中心になるわけですが、日置市内では115の会員の方がいらっしゃいますので、船を出してくださいということを通じて通信指令室のほうから漁協をお願いして、船を出してもらうという体制をとっております。それと消防本部の体制ということになりますけれども、東市来、日吉、吹上、各該当する分遣所から、消防隊二、三名、それと救急隊3名、それと本所のほうから救助隊が3名前後、それと指揮隊が3名前後ということで出動して活動を行う。すみ分けの活動、現在行っておりますので、上空からについては航空隊をお願いして、船からの救助については巡視船並びに漁船をお願いすること。それと消防隊につきましては、先ほどありましたとおり、陸から100mぐらい届く救命索発射銃を両分遣所に備えておきますので、水難救助の場合については職員に一斉メールが行くようになっております。その職員と集まった職員で救命胴衣を着用し、フロートロープというロープがあります。水に浮くロープ。これを職員がつないで、縦一列になって、大体、気象条件にもよりますが、ロープの長さが100mほどありますので、そういった範囲内を縦一列に捜索活動を行うというような体制で行っております。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

さまざまな支援も要請しながら、本所の消防署のほうも、ただいまありましたような形

で、初期のところで動くということでした。

私は、実は身内が海難事故に遭いました。初期の状況もよくわかっております。そして、そのうち海上保安庁が参りまして、潜水隊が参りまして、いろんな捜索をお願いをしましてということがありました。消防隊を持っておりましても、消防の潜水隊が行えるのは、あくまでも初期の救助であるというのは私も認識しております。そこで、初期の対応をどれくらいできるかというところが、それから後の事故の結果を変えていくわけですが、その初期対応、消防ができる範囲の初期対応をどうするかというあたりですので、そのところに専門的に、これほど、先ほども紹介させていただきましたように、この海域においても、ほかのところも、それなりの準備は備えている、対応備えているというところでもありますし、海難事故だけではない状況もあるということも考えてみますときに、本県では8・6水害もありました。それから昨年、鬼怒川の氾濫も記憶に新しいところですが、本市には、さつま湖や周辺の池、吹上ダム、ため池、もちろん河川もございしますが、どんなことが起きるかわかりません。そして、きのう、ため池事故の例を挙げて管理保全の質問もございましたが、私も心配なため池を幾つも知っているところでございます。このような状況で、もしものときに備えてということですが、市長自身は、今後、ほかのところはどんな活動してるかわからないということでありましたけれども、やはり、前向きにこのことは、全体の大きな災害も想定する中で必要があるかないかということは、前向きに考えていきたいとお考えなのですか。

○市長（宮路高光君）

今、さっきもお話しましたとおり、私どものところには潜水隊という一つのそういう隊

は持っておりませんので、消防隊の中で、これは、ある程度、さっき消防長が説明しましたとおり、初期的なものについてはそれぞれ活動はやっております。その中で、そういう分けた隊という部分でいいのかどうか。これは恐らく人数とか、定数とか、いろんなものに関与してまいりますので、そういう内輪の中でそういう隊をつくっているのか、わかりませんので、ここあたりも十分、今後、調査研究をやっていきたいというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

前向きに検討されていかれることが望むわけですけども、また、そのようなお気持ちでおられると認識を私もしておりますが、答弁伺ってですね。

ただ、初期の活動は同じじゃないかということになるかもしれませんが、やはり、潜水隊を置くということは、やはり、救急隊の皆さん、今、救急隊だからといって、いろんな資格をとって、毎年研修もなさいます。潜水隊を置くということになると、潜水隊なりの資格取得というのもございます。ですので、そこら辺のところ、初期活動するときにも、こんだけ大きな災害がなると、それなりの資格を有する者を消防署にも備えておく必要があるのではないかとということで、質問させていただいたところです。それなりの備品を備えて、本所の消防も頑張っているということはあるかもしれませんが、その中にそれなりの資格を有する者を置いて、備えるってことは重要なことかと思っておりますので、前向きに検討されたいと申し上げておきたいと思っております。

私は、先日、岩手県のカサイさんという方にお会いする機会がございました。この方は、東北震災のときに民間企業だからできるいろんなボランティアを活動されてきた方で、その内容はもう、ここで申し上げる時間もござ

いませんが、大変有名な方です。その後、その方は公的な防災関連の計画作成ですとか、全国の講演活動して回っておられますが、先日熊本に来られるというのでお会いする機会がございました。災害に関するお話の中で、消防団の存在がとても重要だということおっしゃってました。けれども、人員不足で、負担も一人一人が重くなって、犠牲がやっぱり多過ぎると、大き過ぎるなということも言っておられました。そして、もう一つの話として、食料や水、支援物資、備蓄などに、どうしても物に関心が寄せられるんだけど、だから、備蓄の話もずっとございますが、それはそれとして必要だが、何より重要なのは人的な備蓄という考え方を持つ必要があると、もう大変このことをお話をされました。臨機応変に対応できる知識を持った人がいるのかいないのか。幾ら物があっても、それを間違っていて、一般的な考え方と集団で避難しているときには取り扱い方も違えば、その食材もそのように扱ってはならないという規定があると。簡単に言えば、炊き出しでおにぎりを提供するなどということは絶対にあってはならない。ていうようなことも含めて、そして消毒液の扱い方というのも違ってくると。そういうものをどれほど知っていて、それをどれほど、その環境の中でさばけるのかというあたりも重要なんだという話の中で、やっぱり、人の備蓄だという話が私は大変印象的だったんです。消防OB会についても、潜水隊についても人材の問題なんです。前向きに、こういった思いもあることから質問させていただいたところですが、今後、前向きに対処されたいと申し上げて、次の質問に移りたいと思っております。

先ほどの答弁では、薩摩川内市の重度心身障がい児の方のお話、答弁を伺ったところで、そのやり方をとるとということかなという印象を受けました。そこで少し細かく伺うんです

が、回収をする話でしたが、本市も回収方法をとるということでやられるんでしょうけれども、つまりは、今やっている当事者の皆さんが領収書を1枚1枚集めて、そして、それを機関ごとに張りつけて、そして申請書を出すというような面倒なことをしなくても、一月分の、薩摩川内市はですね、その医療機関等が一月分のものを一つのデータにして、用紙に書き込んで、証明書を書いてくれる。それを持っていけば、領収書を張りつけたのと同じ取り扱いになるという方法ですが、本市もそれをするという意味ですか。

○福祉課長（東 幸一君）

お尋ねの件です。薩摩川内市の方法というようにございしますが、今、私どもが考えておりますのは、今、議員がおっしゃった部分とその証明を申請書の中の添付する領収書、それとそれにかわる医療機関の点数の証明、それはいずれをとってもいいというふうになってますので、病院のほうで支払いが済んだ段階で病院に領収書をお預けになるなり、あるいは病院のほうは一月の受診をまとめて点数を証明してくれるなり、いずれの方法でも可能かと思えます。その申請書につきまして、一月分をまとめて、翌月に回収をしていこうというような考え方を今持っておるところでございします。それについて研究していきたいというふうに申し上げております。

○12番（花木千鶴さん）

領収書を私は添付する方法のことを再三、そのほうが面倒くさいから紹介してるんですが、今ありましたように、いずれでもいいんですね。一月分を医療機関に書いてもらうということも可能です。今でもですね。しかしながら、かかって、最後に申請をするときに、もう1回病院に行って、うちの一月分を書いてくださいとお願いしなければならないので、それに協力してくれるかどうかというのは個人的な問題なので、なかなか、そこまではやら

ないというのが現実です。しかしながら、今後やられる方法としては、今あったように、もう一方のほうの医療機関に一月分を書いてもらうという手続にしたいということです。それで、大変当事者は窓口、病院にかかったら、すればいいわけですので、軽減されるようになるわけですが、それは本市としては、本市の医療機関のみをお考えですか。

○福祉課長（東 幸一君）

現在のところ、市内の医療機関、それから薬局、こちらのほうにお願いをしたいというふうには考えておりますが、まだ、これから、当然、薬剤師会、医師会等のほうに協議をさせていただくことにもなりますし、また、先ほど言いました申請書に点数の証明をしていた部分につきましても、医療機関によっては証明手数料が必要になったりもいたします。そこら辺の部分もどう対処するか、これからというふうに考えております。

○12番（花木千鶴さん）

それらについては、今後、医師会との協議も必要になってくることですので、あれですが、まずは当事者が本当に困っていた部分が解消されていく方向性としては朗報だろうと思います。そして、役所のほうが医療機関等へ川内のように委託になるかどうか、もうここで、今の段階では別問題といたしまして、役所が精算報告書を回収して回るというようなところで、大変朗報だろうと思います。今後、医師会と保険医療機関等への説明会ですとか、いろんなことがございしますが、スケジュールとして、どのあたりからやっていけるか、条件整わないといけないですね。だけれども、それをどれぐらいの、いつごろまでにと想定しておられますか。

○福祉課長（東 幸一君）

それぞれの説明や協議をさせていただくことになりますので、年度内の集約ができればというふうにも考えております。

○12番（花木千鶴さん）

ぜひ、待ち遠しいと思っておられる方、当事者はほとんどだろうと思いますが、それでも方向性として希望が出てきたというところではありますので対処されたいと申し上げておきますが、薩摩川内市では国保連合との連携で、もう少しスムーズに動く方法も、これは役所としてですよ、役所間で面倒をする手続はあると思いますが、本来、川内がやっているように、国保連合との連携がもっと整えば、もっとスムーズに行くんだらうと思うんですけれども、その辺のところ、システム構築等なんかが必要だと聞いているんですけれども、どれぐらい、それというのを委託業者に頼まないで、ずっと流利的に行くっていうんだったら、システムどれぐらいお金がかかるものなんですか。そこを積算されているんですか。少しわかる範囲で結構ですので、ご紹介ください。

○福祉課長（東 幸一君）

医療機関の証明をそのまま国保連合会のほうがデータを集約するというようなことで、そのまたデータを市のほうに返していただくというシステムでございますが、まず医療機関からのデータを上げていただいた、そのデータを連合会のほうで集約をしていただかないといけない。その回収部分があるかと思いますが、それに薩摩川内市のほうがやっぺいらっしゃいますので、そのデータシステムを使わせていただけるものかどうかの一つ。それと返ってきて、うちのほうで受けるシステム。こちらのほうがまた回修が必要になるということになります。ちなみに、受けるほうの自前のシステムのほうは、200万円は超える回修費が必要になるというふうに伺っております。

○12番（花木千鶴さん）

回収費用、回修が両方並ぶからあれですけど、システム構築するのに200万円を超え

るということですが、それはそれとしても、今後、薩摩川内市との協力の中で、もっと安くなるのかどうか。それも、また今後の話の中では違ってくるんでしょうが、財政面のことですので、これ以上は申しませんけれども、ただ、その連携が国保連とのうまくいかなかったとしても、行政のほうが少し煩雑さを引き受けてでもやろうという姿勢は高く評価したいと思います。今後に向けて、保険医療機関などのご協力をいただかなければなりません。住民へのサービス向上ですから、ご協力いただけるのではないかと私は思っています。また、現在、重心の方は特に50%ぐらいが市外利用だということもありますけれども、面倒な申請をしなくて済むのであれば、もっと市内の保険医療機関を利用されてくれるかもしれないと期待もいたします。ですから、ぜひとも全ての関係機関が協力してくれることを切に切に願っているところであります。

最後に、市長に、この件について、大変な前進だと思います。それを今後、大変なこともございましょうが、その熱意を伺って質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

福祉課長もご説明申し上げましたとおり、薩摩川内と若干違うのは、さっきも申し上げましたとおり、薩摩川内の場合は利用するのが8割、9割は薩摩川内利用。日置市の場合は半分しかない。そしたら、市は鹿児島市です。それは鹿児島市の医師会とそこまで話はちょっと難しいと思います。日置市内におります医療機関と最初そこをしまして、すれば、鹿児島市のほうについては、やはり、本人が申請をしなきゃならない。そういうことになりますので、少しでも日置市内におきます医療関係のほうからお願いをしていく。そういう方向で今後進めていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、6番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔6番下御領昭博君登壇〕

○6番（下御領昭博君）

私は、さきに通告しました3問について質問します。

1問目に農地と農業委員会について3点伺います。

1点目は、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されたことを踏まえ、本市では任期満了となる時点で改正されますが、農業委員会法は具体的にどのように改正されるのか。また、今後のスケジュールについて伺います。

2点目は、農地は限られた貴重な資源であるとともに、食料の安定的供給の確保にあるのですが、高齢化が進み、後継者不足で農業をやめる人が多いようですが、農地の利用状況はどうか、伺います。

3点目は、農地の3条許可申請は、ここ数年どのような推移か、伺います。

2問目に、地区振興計画について3点伺います。

26地区公民館に1億5,000万円の予算が均等割55%、人口割20%、面積割20%、統合割5%によって配分され、交付されています。1期目、ハード事業90%、ソフト事業10%、2期目、ハード事業80%、ソフト事業20%、3期目、ハード事業50%、ソフト事業50%で、3期1年目が終了しましたが、これまでの結果を踏まえて、今後の対応について伺います。

1点目は、ハード事業は、都市部と地方部では格差があると思うがどうでしょうか。

2点目は、ソフト事業は、市民にとって、どのような効果があったと考えていらっしゃるのか、伺います。

3点目は、ハード事業、ソフト事業の予算

の割合を見直す考えはないか、伺います。

3問目に河川と橋梁について、4点伺います。

平成5年に自動車荷重が20トン荷重から25トン荷重に改正され、平成7年には、兵庫県南部地震で耐震強度が見直されたことに踏まえ、以下について伺います。

1点目は、市で管理している橋梁は各課で何橋か。また、平成8年から現在まで、昭和51年から平成7年まで、昭和50年以前の架設した橋梁の数について伺います。

2点目は、本市も長寿命化に取り組んでいて、総合計画では、平成28年度から平成30年度の事業計画も示されましたが、長寿命化に対する意識をどのように捉えているのか、伺います。

3点目は、点検結果から橋梁の劣化状況等を評価できる職員について、土木技術職員の不足から、独自では長寿命化修繕計画の算定が難しい市町村が多いと聞くが本市ではどうか、伺います。

4点目は、橋梁のほとんどが2級河川に架設しているのが大部分であります。そこで、降雨強度の確率年は何年を採用して計画されているのか、伺います。

以上で、1回目の質問とし、市長、農業委員会会長の誠意ある答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

農地と農業委員会については、農業委員会事務局長のほうに答弁させます。

2番目の地区振興計画についてでございます。

その1でございます。

公共事業にかかわる財源の有無や民間資本との連携、受益者など、ハードに対する格差の基準は変わり得るものと認識しており、一概に都市部と地方で格差が生じているとは考えておりません。地区振興計画に基づく地域

づくり推進事業では、地域の安心安全や産業基盤など、地区住民の手に届くハード整備が中心であり、格差については当たらないと認識しております。

2番目でございます。

地区振興計画では、身近な公共的課題の解決をテーマに、地区公民館ごとの地域課題について、選定や解決方法、優先順位まで話し合っていただくことが基本でございます。ソフト事業では、地区住民の多様な意見を反映するための未来会議等も導入されています。住みやすい地区をつくりたいという声を生かした仕組みや各種事業により、市民参加と地域内分権が進んでいると考えています。

3番目でございます。

ソフト事業では、合併特例債による基金を財源に、地域特性と住民ニーズに応じた仕組みづくりによって、コミュニティ組織としての自立や維持・存続・発展を図ろうと、地区ごとに事業枠の範囲内で事業化がされており、その取り組みは緒についたところでありますので、当面支援を続けてまいります。しかしながら、まだ地域基盤の整備も依然として大きな課題である地区もあると認識しておりますので、地域ごとの意見交換や館長などを通じて、弾力のある仕組みもつくってまいります。

3番目の河川と橋梁について。その1でございます。

1番目で、市で管理する橋梁は347橋あり、各課では、建設課が250橋、農地整備課が96橋、農林水産課が1橋でございます。また、架設年次は、平成8年以降が76橋、昭和51年から平成7年が113橋、50年以前が158橋となっております。

2番目でございます。

市で管理する347橋のうち、建設後50年を経過する橋梁の割合は、平成28年3月時点で108橋の約3割、10年後には

159橋の約5割になる見込みであり、老朽化による計画的な長寿命化対策が重要であると考えております。

今後とも、橋梁の点検・診断・修繕・更新等についても引き続き計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に取り組んでまいります。

3番目でございます。

橋梁長寿命化修繕計画は、平成24年度に市道246橋の長寿命化を目的に策定し、この計画に基づきまして、これまで8橋の修繕を完了し、今回の補正予算で4橋の対策を予定しております。また、平成26年7月より市道全ての橋梁が5年に一度、近接目視による点検が義務づけられ、統一的な尺度による健全度の診断や職員の負担を軽減するため、平成27年2月に県の建設技術センターと点検業務の支援に関する協定を締結し、地域一括発注による効率的な点検・診断に取り組んでいるところでございます。

4番目でございます。

2級河川橋梁を架設する場合は、河川管理者である県と協議を行いまして、降雨強度の確率年は決定してるところでもございます。

なお、平成17年以降、市が2級河川に架設した橋梁の数は6橋あり、全て30年確率で計画をしております。

以上で終わります。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

農地と農業委員会についてお答えいたします。

1番目です。

農業委員会法につきましては、大きく3点ほど改正されました。まず、農業委員会業務の重点化で、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消等を図ることです。

2点目は、農業委員の選出方法の変更で、市町村議会の同意を必要とする市町村長の任命制となりました。

3点目は、農地利用最適化推進委員の新設です。今後のスケジュールは、ことしの9月市議会に定数条例等の案を上程する予定で、定数条例が制定されましたら、来年の2月に農業委員の推薦・公募・選考を行い、農業委員案を6月市議会へ上程し、市議会の同意をいただくこととなります。推進委員につきましては、来年の4月に推薦・公募を行い、6月に推進委員を決定する予定でございます。

2番目です。

農家世帯の高齢化や後継者不足などにより、年々、全国的に農地の遊休化が進んでいます。本市におきましても、平成20年の耕作放棄地全体調査で、耕作可能な遊休農地が489haあり、平成24年には505ha、平成27年の農地利用状況調査では541haと年々農地の遊休化が進んでおり、特に、日照・水利条件の悪い山間部、田畑の荒廃化が顕著となっております。

3番目です。

平成25年度の農地法3条許可申請の件数は129件で、面積が1,897a、平成26年度の件数は115件で面積が1,588a、平成27年度の件数が113件で面積が1,555aであります。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

下御領昭博君の質問を続けます。

○6番（下御領昭博君）

ただいま市長と農業委員会会長から答弁をいただいたんですが、最初、農業委員会のことについて質問いたします。

答弁の中で、ことし6月に市議会に条例を上程し、来年の2月に農業委員の推薦・公募を行い、農業委員を6月の市議会に上程するということですが、今現在、農業委員は土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、市議会を合わせ、28名いますが、農政改革で何名になるのか。また、委員の過半数を原則として、地域の農業の担い手である認定農業者と中立的な立場から農業されていない農家から1名以上入れて、女性や若者も積極的に登用されることになっているようですが、認定農業者については、種別ごとの作業をされている方を選出されるのか、その辺について伺います。

○議長（成田 浩君）

手を挙げて、はっきり言ってください。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えいたします。

まず、農業委員の定数のことだったかと思えますけども、よろしいでしょうか。

本市は、ことしの4月1日現在、農地面積が4,232ha、農業者が2,323戸で、遊休農地率が1%を超えていることから農業委員の定数の上限が19人となります。現在、農業委員定数が28人であることから、上限の19人を予定しているところです。選出につきまして、4地域の農地面積等を考慮しながら選出したいと考えております。

今おっしゃるとおり、農業に全く関係のないと言い方おかしいですけども、そういった方を1名以上ということになっておりますので、そこも公募したいということに考えているところでございます。

認定農業者の種別というところでの制限はないというふうに考えております。ただ、認定農業者は、日置市の場合は今147名です。定数は、今の段階でいけば、認定農業者が過半数を超さなければならないという要件には満たしてない状況でございます。ただ、認定

農業者OBとか、そういった関係の方々は当然入っている形になるかと思います。

以上です。

○6番（下御領昭博君）

今の答弁で、19名ということで、そのうちの過半数は認定農業者を推薦しなければならないということですが、私が思うには、その認定農業者であっても、例えば、農業の種別がいろいろございますよね。そういった方は、別に関係なく認定農業者を過半数選ぶということですか。どうなんでしょう。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

済みません。先ほど認定農業者を過半数と申し上げたのかもとお聞きされたかもしれませんが、実は認定農業者の数が大分減ってきておりまして、過半数を超さなければならないという要件から外れております。ですから、ちょっと言い方悪かったかもしれませんが、19名のうち、過半数、今の認定農業者の数でいくと、過半数の要件は、縛りはありません。

○6番（下御領昭博君）

改正の本を見ますと過半数を入れなさいという規定があったんですが、それは、そして、もうなくなったということですね。

それでは、次の質問に入ります。

選出を公選法から、今度、市町村長に任命制に変更になるわけですが、市町村議会の同意を得て任命する制度になるわけですが、農地の面積の割合でされるのか、地域別に任命されるのか、どのようなお考えで任命されるのですか。例えば、4町ございますから、その4町の中から農地の面積に応じた、バランスに応じて、その農業委員を選出されるのか、その辺について伺います。

○議長（成田 浩君）

はいと言ってください。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

済みません。先ほどちょっと申し上げたか

と思いますが、4地域の面積等考慮しまして、選出したいというふうに考えております。

○6番（下御領昭博君）

面積で応じて、割合を見るということで、ちょっと何回も聞いたようで申しわけございません。

農業委員の定数が減る一方で、現場で活動する農地利用最適化推進委員を新設されますが、今回何名程度を予定されているのか。また選出方法としては、推薦か、公募を行い、6月に委員を決定するということですが、何名程度を予定されてるんですか、伺います。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えいたします。

農地利用最適化推進委員は、農地面積100ha当たり1名となっております。本市の場合、先ほど申し上げましたとおり、4月1日現在、農地面積が4,232haであることから、上限が40人となります。しかし、財政的な面や農業委員の定数を考慮しまして、19名を予定してるところでございます。選出につきましては、4地域の農地面積に応じて、地域ごとに定数を定めて選出したいと考えております。

○6番（下御領昭博君）

2番目の質問に移りたいと思います。

先ほどの答弁の中で、農地は毎年のようにふえていっている方向ですが、農地は荒廃地が進んで、農地面積が減少しているようです。先ほども申し上げましたが、農地は限られた貴重な資源であるとともに、食料の安定的な供給の確保でもあります。そのようなことを考えますと、これ以上減らすわけにはいきません。高齢者や農業をやめる方も多く、ますます厳しい状況であります。最近明るい話では、農業委員会だよりで紹介されましたことを申し上げますと、吹上の三窪建設が耕作放棄地の再生に取り組んでいます。このような企業が農業に取り組んでいくことで、荒

廃地も減り、農地を守っていけないのではないかと思います。今後は企業が農業に取り組んでいかなければ維持できない状況ではないかと思います。そこでお尋ねしますが、ほかに農業に取り組む企業はないのか。そういった話とか、相談はないのか、伺います。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

ただいまのご質問がありました遊休農地対策としまして、企業等、三窪さんですね、耕作放棄地の再生利用交付金事業を活用しまして、遊休農地の解消を図ってきていただいております。市内にもそういった、いわゆる農業生産法人的な部分での形で、この事業を活用して遊休農地の解消を図っているところがございます。

○6番（下御領昭博君）

ほかには、そのような取り組みをされる所はないんですね。今の現在では。

○農林水産課長（久保啓昭君）

先ほどありました三窪建設等のほかに、アグリサポート吹上とか、そういう企業のほうで耕作放棄地のほうに取り組んでいらっしゃる方がいらっしゃいます。

以上です。

○6番（下御領昭博君）

はい、わかりました。現在、政府も14年度のカロリーベースで、39%ある食料自給率を25年度には45%へ引き上げる目標を掲げて、耕作放棄地の再生が不可欠で、大規模農家に農地を集約する農地中間管理機構、農地バンクが設けられまして、都道府県でも設定してありますが、日置市については、そのような取り組みは、現在行っているのでしょうか。

○農林水産課長（久保啓昭君）

農林水産課のほうで、農業委員会等と一緒に、農地中間管理機構を通じて、農地の貸し借り、そういうものに取り組んで、27年度に吹上の田尻のそば部会とか、あと、

日吉のほうの地域で面積を拡大しまして、農地の貸し借りのほうに約40haほど取り組んでいる状況でございます。

○6番（下御領昭博君）

今の答弁で、27年度に取り組んでいるということで、農地の荒廃地が少なくなってくるかと思います。

次に、3問目について質問いたします。

先ほど、農地法の3条の許可申請が大体毎年129件ですか、129件とか、115件、月に換算しますと10件程度の農地の3条の申請が出ているようです。そこで、農地法の3条許可申請の下限面積について質問します。

農地法では下限面積を都府県では50a、北海道では2haとしています。していますが、平成21年度の農地法改正で、農業委員会が農林水産省で定めた基準に従い、地域の平均的な経営規模などから見て、その他の実情に合わない場合には農業委員会で面積を定めることができるようになっていきます。ちなみに、我が日置市では、下限面積は30aとなっているようですが、下限面積について、私もいろいろ調べたところ、鹿児島県では鹿児島市、霧島市では溝辺、横川、牧園、霧島、垂水市では新城、牛根地区、南さつま市では笠沙、坊津地区が下限面積が20aになっているようです。

県外では、長野県大町市の八坂、美麻、宮崎県えびの市では、農業振興地域内の農業地以外は10aとなっているようです。

以上のようなことから、我が日置市でも耕作放棄地の解消にも寄与し、市外からの新規就農を目的とする定住促進にもつながることが考えられることから、時代の流れや地域の実情に沿って、農地法の下限面積を見直すお考えはないか、伺います。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えします。

農地法施行規則別段面積の基準第17条第

1項に基づきまして、日置市では、ことしの4月の農業委員会総会で、2015年農林業センサスの結果に基づき、別段面積を再計算しまして、30aと定めているところでございます。

今、ご指摘がございましたので、今後、県内の状況等を調査・検討しまして、農業委員会総会等で協議してまいりたいと考えます。

○6番（下御領昭博君）

今、ご説明がありましたように、多分、下限面積は農地の荒廃地なんかを防ぐためであるとか、定住促進にもつながりますので、前向きに検討していただきたいと思います。

もう1点、農地法3条について質問いたします。

空き家に附随した農地に限定した下限面積について質問します。

現在、本市でも空き家が多く、また人口減少に伴い、定住促進にも取り組んでいるところでもあります。私も市外の方から、定年後は田舎で週一、二回程度は野菜をつくりながら、のんびり生活したいと相談を受けたことがあります。しかし、農地については取得できないので、どうしたものかというところ、いろいろ調べたところ、県外では、佐賀市空き家バンク制度に登録された農地では下限面積が1m²以上となっています。また、宮崎県えびの市では下限面積が1a以上、岡山県久米郡美咲町では下限面積が1a以上となっている自治体もあります。我が市におきましても、空き家対策や人口増加を目指し、定住促進にもつながるためにも、そうしたことに前向きに取り組むことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えいたします。

別段面積の設定につきましては、原則、毎年3月の農業委員会総会で決定しております。議員がご指摘されました農地つき住宅のいわ

ゆる売買等につきましては、県外の自治体において既に導入されております。空き家対策、定住促進を進める関係課と今後検討いたしまして、要綱等が整備されてましたら、農業委員会総会に提案いたしまして、協議したいと考えております。

○6番（下御領昭博君）

今、答弁をいただいたんですが、空き家対策とか、定住促進は企画課が担当しております。企画課と十分に農業委員会と協議していただいて、日置市がより一層活性化することが望むわけですので、前向きに取り組んでほしいと思います。そして、また、日置市は鹿児島市にも隣接していることから、鹿児島県では、この1aとか、1m²以上といった例がございませんので、ぜひ、日置市が鹿児島県のトップになって、そういったことに取り組むよう申し上げまして、次の質問に移ります。

2点目の質問に移ります。

先ほど市長の答弁をいただいたんですが、確かに都市部においては、民間資本も入り整備されているようです。しかし、インフラ整備におきましては、地方と都市部では、整備の進捗状況には依然として差があると私は感じております。ハード事業は格差に当たらないとの答弁でありましたが、それは各地区公民館に交付される予算を指しているのではないのでしょうか。そこで質問ですが、地区公民館に交付される予算の見直しをするお考えはないのか。今現在、先ほども申しましたが、均等割55%、人口割20%、面積割20%、統合割5%で予算割合を決定されていますが、民間資本も入りインフラ整備の済んだところは都市部には多いようです。そこで予算を決定する項目に整備率を加えて評価し、予算を決定する必要があるのではないかと私は思うのでありますが、そのことについて、市長はどのような見解をお持ちですか。お尋ねしま

す。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今、3期が途中でございまして、27年、28年、29年度までは今の要領でさせていただきます。基本的、4期目に入るときにおきまして、今、この割合の中でですけど、今1億5,000万円という分の中で、この財源の内訳が、約7,500万円が合併債の基金の中から来ております。これはもう特例債の中でソフト事業だけしか使えません。あと、7,500万円が一般財源でございまして、今回の3期目にはそういう財源の縛りがあります。その中で、今後4期に入るときに、この1億5,000万円がいいのか、これを削減するのか、上限するのか、ここあたりも今までの整備率を含めた中で検討しなきゃならん。さっき言いましたように、今それぞれ面積とか、人口とか、いろんな中でやっておりますので、ここあたりについても、地区館長と、また、今、今月それぞれの地区へ行って話し合いをしておりますので、そういうご意見を賜りながら、とりあえず28年度にはそういう基準をきちっとし、29年度から早い形のスタートができるよう、29年度にその内容を決めていきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、市長の答弁の中で、29年度に今後のことについて決めていくという答弁でしたので、次の質問に移ります。

2問目ですが、先ほど市長が市民参加と地域分権が進んでいるとの答弁でありましたが、私は、市民の中には、ソフト事業とは何なのと全く理解していない市民の方も多いように思います。なぜかといいますと、その仕事に携わっている人は確かにソフト事業は何なのと言われた場合に答えることができますが、普通の市民の方はソフト事業が何なのかわからない。地区公民館単位で温度差があると私は

感じておりますが、市民の理解を深めるためにも、事業毎とか、工事毎にソフト事業の必要性などを説明していくことも、また大事ではないかと思えます。その件について行政側はどのように感じているのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、ソフト、ハードとこういう言葉を言えば、何なのかわからないのが一般の市民の方と思っております。特に、自治会長も約3分の1、1年で交代するところもございまして、そういう方々にも説明しますが、自治会長も理解しにくい部分もいっぱいあるかと思っております。そういう中におきまして、特に、今、地区館のほうでは地区館だよりというのを全地域に出していただきますので、なるべく、そういう、私ども市としての広報誌とか、お知らせ版等でもしますが、地区館だよりを発行しながらでも、市民の方々に、校区の皆様方にそれがわかるような説明をするよう、また地区館のほうにも、出してる地区館があったり、出してなかった地区館があったり、やってる、これも26地区館で違っておりますので、ここあたりが今後充実できるような形の中で、特に支援員の皆様にご指導していかなきゃならないというふうに思っております。

○6番（下御領昭博君）

今後、しっかりとした指導をしていくことが、また、私は大事だろうと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

地区公民館で3期の計画のソフト事業は、花火、健康づくり、高齢者見守り計画、きれいな地域づくりの4項目事業が必須項目となっているようですが、その他にどのような事業がなされているのか。また、交付された予算は全て消化されているのか、伺います。

○地域づくり課長（平田敏文君）

それでは、お答えいたします。

地区公民館では、未来会議などで集約され

ました地域課題を解決するために、市の必須事業以外にも多くのアイデアが出されまして、事業化をされているところがございます。

具体的には、買い物弱者対策や特産品開発のほか、文化祭、産業祭などの拡充も上げられております。また、空き家特措法に鑑み、空き家等の調査もお願いしているところでございます。

なお、事業費枠を全額執行した地区は15地区となっている状況でございます。

以上でございます。

○6番（下御領昭博君）

地域振興計画について、最後の質問をいたします。

先ほど弾力性のある仕組みをつくってまいると市長の答弁でございましたが、ぜひ、そのようにしていただきたいと思えます。なぜなら、地方部では、救急車なども通れない道路も依然として多く、インフラ整備がおくれているのが実情でございます。確かにソフト事業の効果として、地域の活性化が図られ、地域民の融和や調和を高めるためにも必要と考えます。地区公民館毎におきまして、現状と実情に沿った予算の使い方ができるように割合に柔軟性を持たせたほうがよいと思えますが、市としてはどのようなお考えをお持ちか、再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

3期の中におきましては、5割、5割しておりますけど、地区によっては、まだハード整備をしたいという地区もございまして、今回4期目については、ある程度幅を持たせた中で、それぞれの地域でハードを優先するところ、ソフトを優先するところ、これはちょっと若干の幅を持たさなければ、決まりどおりにはいかないということで、特に地区館長さんのほうからも強いご要望もございました。そういうことを踏まえて、4期目には若干幅を持たせて、それぞれ地域に合った形、使い

勝手のいい形の中で、この地域づくり事業を進めていただきたいというふうに思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、市長の答弁の中で、幅を持たせて、今後は進めていくということですので、ぜひ、そのようにしていただきたいと思えます。

続きまして、河川と橋梁について再度質問いたします。

市長の答弁で、76橋が平成8年以降の施工で、自動車荷重耐震強度においても見直された規格で計画されていることで問題はないと思えます。しかし、平成7年以前の橋梁については、前の規格で施工されているため、沿わないようです。ちなみに、新しい規格で見直しをし、施行されているのは、高速道路と自治体では薩摩川内市が避難道路として耐震設計に取り組んで施行されているようです。本市においても、特に大型車の交通量の多い箇所では平成7年以前にかけられた橋梁はないのか。あるとしたら、今後どのようにするお考えなのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、この平成7年以前のものについて、1級市道について平成7年以前にかけられた橋は伊集院地域で4橋、東市来で6橋、日吉で3橋、吹上6橋の約19の橋があります。現在、橋梁の長寿命化修繕計画におきまして、予防保全的な取り組みであり、特に交通量の多い橋梁等につきまして、耐震強度の計画は今後の課題であると考えておりますので、きちっと整備をしながらやっていきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

今の答弁の中で、今後、そういった耐震にも取り組んでいくということですので、ぜひ、そのようにしていただきたいと思えます。

2番目の長寿命化に対する意識について、再度質問いたします。

市長の答弁で、ことしの3月時点で85橋、10年後では127橋が50年を経過すること、老朽化する橋梁が多いようです。

話は少し変わりますが、2012年12月2日に、中央自動車道笹子トンネルにおいて、天井板の落下事故が発生し、道路構造物の通常の供用状態で落下し、死亡者、負傷者が生じました。我が国においては例を見ない重大事故であったと思います。そのようなことから、老朽化に対する国民の不安が高まって、長寿命化に対する意識が生じたものと私は思っております。

ちなみに、コンクリートの寿命は、比較的好条件のもとで100年程度、海岸等の悪条件で50年程度と言われていています。そうした中、気象条件とか、使用条件等により、若干のばらつきがあると考えます。そこで質問ですが、古い橋梁や橋長の短い橋などは、踏掛版を施工していないのが多いと思います。道路部と橋梁部との継ぎ手部分に段差が生じている箇所が見受けられますが、車の衝撃で上部工にかかる加重が大きく、またハンドルをとられ交通事故になるおそれも生じます。そうした箇所の維持補修をすることで、橋梁の老朽化も改善でき、安全性も確保できると考えますが、このことについて、市としてはどのような対応をなされているのか、伺います。

○建設課長（桃北清次君）

道路部と橋梁部との継ぎ手の補修についてでございます。継ぎ手部分の補修につきましても、日常のパトロールや点検結果を踏まえまして、伸縮継ぎ手の補修や舗装、補修等を行っておりますけれども、さらに調査を深めて、そういう箇所の修繕を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（下御領昭博君）

今、課長のほうから、補修をして行っていると聞かれましたが、確かに段差がついて、

その部分を舗装でただ表層工で施工してあるみたいですが、また何年かすると、また沈下してしまいます。やはり、下のほうにちょっとコンクリートなり、何なりして、余りジョイント部が段差が生じないような施工法を考えて、今後はしていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

点検結果について質問いたします。8橋の修繕が完了されたと答弁されましたが、架設されてから何年経過した橋梁なのか。また、修繕は下部工なのか、上部工なのか。上部工については、RC橋か、鋼橋か、こういった修繕が多かったのかを伺います。

○建設課長（桃北清次君）

修繕の状況でございます。これまでに修繕の完了いたしました橋梁の架設年次は、昭和30年代が2橋、昭和40年代が4橋、50年代が1橋となっているところでございます。

修繕内容につきましては、表面の被覆、断面修復、床版防水工、ひび割れ注入、伸縮装置の改善、鋼欄及び舗装修繕というような項目になっております。

また、上部工につきましては、鋼橋が5橋、PC橋が2橋、石橋橋が1橋となっている状況でございます。

以上でございます。

○6番（下御領昭博君）

今、課長のほうから答弁いただきまして、わかりました。

それでは、平成28年度から平成30年度事業計画案で、毎年50橋ずつ目視点検を計画されてますが、これまで何橋目視点検が終わったのか。点検が終わった橋梁で修繕しなければならないのは、今後、何橋あるのか。あるとしたら、架設後何年経過し、何橋なのかを、どんな修繕が多いのかを伺います。

○建設課長（桃北清次君）

平成26年7月より、市道全橋に対しまし

て、5年に一度の国の定める統一的な基準による点検・診断が義務づけをされ、平成27年度までに56橋の点検診断を実施しております。

診断につきましては、診断内容が4つに区分されまして、1つが健全、2つ目に予防保全段階、3番目に早期措置の段階、それから4番目に緊急措置段階というような区分になるようでございます。56橋のうち、予防保全段階が13橋、早期措置段階が5橋となっている状況でございます。

平成26年度に6橋、27年度に50橋の調査をしておりますけれども、その中で、先ほどの早期措置段階の5橋は、架設後31年から80年を経過してるようでございます。平成29年度から修繕に向けた事業化を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今回の補正でも、68橋の点検・診断をする予定としているところでございます。

以上でございます。

○6番（下御領昭博君）

今、課長の答弁の中で、56橋終わったということですが、28年度から30年度まで、毎年50橋ずつ目視点検をしますと150橋ですよ。それに56橋を足しますと206橋ですか。建設課では250橋あるわけですが、あとの44橋については5年以下の、5年、新しい橋梁になるんですか。それとも、あとの分については、30年以降に目視点検をされるんですか。その件について伺います。

○建設課長（桃北清次君）

そこについても、今後、これも国の予算の範囲内で行う事業でございます。舗装修繕の工事だけじゃなくて、診断等についても国の予算を利用しておりますので、そこに見合う形で目視点検、そういったもので順位を決めて調査していきたいというふうに考えており

ます。

○6番（下御領昭博君）

3点目について質問いたします。

点検結果から、さっきの市長の答弁の中では、県建設技術センターと点検業務の協定を提携し、取り組んでいるとのことですが、確かに、この業務は最近になって出てきた業務で、何から手をつけていいのかわからない自治体が多いと私も聞いております。

そこで、一例を紹介します。奈良県では、市町村が管理する橋梁の点検業務と長寿命化修繕計画算定を県が受託し実施しています。これは土木技術職員の不足等から、独自では長寿命化修繕計画の算定が難しい市町村を支援するための取り組みであるようです。

また、補修工事におきましても、市町村職員を県に派遣してもらい、積算や現場管理と工事の実践を通して、人材育成も同時に進めているようです。そのようなことを考えますときに、今後、橋梁の長寿命化修繕計画は長く続くことが予想されます。県に委託するのも一つの方法かもしれませんが、そういった技術職員を育てることも私は必要と思いますが、市長はこの件について、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、多くの橋梁があって、それぞれ私ども今の技術職員の体制じゃ、これできない。このような状況でございますので、技術センターのほうにお願いしております。特に、この二、三年含めまして、特に技術職員の若返りというのが一つございまして、ここあたりも一つ大きな私どもの頭の痛いところでございます。その中において、やはり、私も技術職員もある程度訓練、技術力を上げていかなきゃならない。そういう研修等もあらゆるところにやりながら、今後、市におきます自前の技術職員の技術力の向上を図っていくよう努めていきたいと思ってお

ります。

○6番（下御領昭博君）

今、市長の答弁の中で取り組んでいくということですので、ぜひ、そのようにしてもらいたいと思います。

最後の質問になります。最後の4番目の質問に入ります。

先ほど答弁の中で、6橋が30年確率で計算されているようです。平成7年以前に架設された橋梁については、河川改修の計画がある河川についてはそれらに基づいて計画されていると思いますが、そうでない地域についてはばらつきがあるのではないのでしょうか。そうした箇所を30年計画で計画しますと、蛇がカエルを飲み込んだみたいに、一部が膨張したようになります。そこで、一例を挙げて質問いたします。

市長がお住まいの近くの長松川にかかる橋梁で申し上げます。長松川の上流には、平成20年5月に清藤橋、幅員7mの橋梁が架設してあり、下流側には平成20年9月に文化橋、幅員16.2mの橋梁が架設してあります。その中間には、朝日ヶ丘団地より猪鹿倉へ通る橋梁猪鹿倉橋が昭和41年3月に架設してあり、幅員も3m60と狭く、また架設してから50年が経過しており、構造は鋼橋で施工されています。この区間は交通量も多く、将来的にはかけかえなければならないところではないかと私は思います。河川幅も狭く、最近ではいつ大雨が降るかわからない状況であり、危険な箇所ではないかと予想されます。橋梁の前後に土砂が堆積して、寄州ができると流下断面が小さくなり、危険度を増し、災害になるおそれもあります。そうした箇所には、県の地域振興課に要望し、土砂の撤去をしてもらえるよう対応するべきと考えます。

また、車両の制限などは問題ないのか。あるとしたら、車両制限の標識などを設置する

お考えはないのか。

以上2点について伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました猪鹿倉橋、特にあの地域が近ごろ宅地開発がありまして、両面の道路よりも大変幅の狭い橋梁になってるの事実として、地域からも橋のかけかえというのも上がってきております。そういう中におきまして、これは県の河川でございますので、県とも十分今後協議をしていかなければならない。おっしゃいますとおり、この重量といますか、重量制限というのも必要でありますし、今できるものについては、そういう重量制限というものが大事でございますし、今の道路状況を見ますと、橋の入り口が大変狭くなって、交通帯が悪いと。本当に地域がこの近年、大変多くの住宅ができたという一つの要因もございまして、また県とも十分協議をさせていただきたいと思っております。

○6番（下御領昭博君）

今、市長の答弁の中で、確かに狭くて、こういった箇所はこの長松川だけじゃなくて、ほかにも日置市にもいっぱいあるわけですが、ぜひ、そのように取り組んでほしいと思います。

最後になりますが、河川と橋梁について再度質問いたします。

本市が取り組んでいる長寿命化修繕計画を算定する247橋において、今後50年間で従来の事前保全型では68億円かかり、予防保全型では27億円の試算が出ており、コスト縮減の効果が41億円と見込まれています。あくまでも試算であり、予防内容の程度によっても、かなりの差は出てくると考えられます。今後、急激な人口減少が予想される中で、厳しい財政状況を克服しつつ、安定した整備を進めなければなりません。コンクリートにも寿命があるように整備されたインフラにも寿命があり、その効果が永続的に発揮される

わけではありません。これまで整備してきた社会インフラを維持管理することで、その機能を適切に発揮させることが必要と思います。河川にかかる橋梁については、降雨強度の確率年が何年確率で施工されているか、未定の橋梁が多いようです。労力と費用がかかるため、やはり、そうした箇所は小まめに点検をする必要があると思います。橋梁工は長寿命化修繕で安全だと思いますが、河川にかかる橋梁については、大雨が降った場合などは大変危険であると思います。市民や車両が安全安心して通行できるよう、今後の対策に力を入れて取り組んでもらいたいと要望し、最後に市長の見解を伺って、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘されたとおりでございます。大変多くの、この長寿命化含めて、多くの橋、また道路、今それぞれの道路にいたしましても、橋にしても、長寿命化と新しいインフラというのは大変難しゅうございますので、これをどういうふうにして維持管理していくのか、私ども仕事でございますので、これは基本的には優先順位というのを決めてやらなきゃならないというふうに思っておりますので、そういうご理解をしながら、また、私どもも一所懸命、そういう長寿命化点検等やっていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長から、先ほどの下御領議員に対する答弁の修正の申し出がありましたので、これを許可します。

○農林水産課長（久保啓昭君）

先ほど、午前中、下御領議員の質問の中で、農地中間管理事業の実績につきまして、約40haと申しましたけれども、70haの、約70haの間違いでございましたので、訂正させていただきますと思います。

○議長（成田 浩君）

次に、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。今回、最後の質問となりました。

4月に発災しました熊本・大分地震でお亡くなりになられた方々へ心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従って、公明党所属議員といたしまして、一般質問させていただきます。

初めに、今後の市の廃棄物処理の方向性についてお尋ねします。

1点目、昨年より本市は自治会からの申請による生ごみ回収を始めました。4年後には全市的に完全移行される計画のようですが、各年度における目標値をお示しください。

2点目、将来的に可燃ごみから生ごみが抜き出された場合、残ったそのほかのごみについての削減と活用を考えられないか、お尋ねします。

3点目、現在、全国的に使用済み紙おむつのリサイクルに取り組もうとする動きがありますが、本市も取り組むお考えはないか、お尋ねします。

2番目として、ひとり親及び重度心身障害者医療費助成の申請の簡素化についてお尋ねをいたします。今回12番議員と重なる質問ですが、通告しておりますので、質問いたします。

1点目、申請の現状、苦情、課題についてお尋ねします。

2点目、薩摩川内市では、市・国保連合会、市・医師会の連携で、病院や薬局が申請の書類提出に協力され、本人の申請は簡素化されていますが、仕事をされているひとり親と重い障がいのある方々の困難な現状にご理解いただき、同様の簡素化に本市も取り組まれないか、お尋ねします。

3番目、高齢化の進む本市の河川愛護作業のあり方についてお尋ねします。

この件は、私のもとに市民からの痛切な声が届いており、河川の下流域の住民は3本もの河川清掃に取り組んでおられます。90歳を目前にした河川清掃に取り組む真面目な市民のお声であり、今後も共生共働で取り組む中で絶対無事故の作業に徹していくべきとの点からもお尋ねします。

1点目、河川愛護作業における市民からの苦情は市へ届いていませんか。また、課題があれば、お示してください。

2点目、本市における高齢化の現状を鑑み、現状の自治会頼みの愛護作業だけでなく、霧島市が成功している5人以上のグループで申請し、市民やボランティア団体、企業等も参加され、一つの河川の清掃を少しずつ区切って受け持つ形の河川アダプト制度を本市でも取り組めないか、お尋ねします。

最後に、危険な位置に設置された伊集院中学校のプールは、校舎敷地内に移転、新設すべきと考えますが、教育長のお考えをお尋ねします。

1点目、伊集院中学校は、飯牟礼からの下り坂の途中にあり、プールは市道を挟んだ、その反対側に設置されています。市道を渡って、学校敷地外に設置されているプールの現状を教育長はどうお考えですか。

2点目、プールは山に隣接し、落ち葉はもちろん、アブやそのほか虫が発生し、衛生面

でも心配される状況です。この場所が授業でも使用されるプールとして適切とお考えか、お尋ねします。

3点目、プールの改修は計画的に行うとの答弁が同僚議員の質問に対してございましたが、伊集院中学校の場合は安全な学校敷地内に早急に移転設置すべきと考えますが、そのような計画はございますか。また、今後、最優先されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上を1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の今後の市の廃棄物処理の方向性を問う。

その1でございます。現在の取り組み状況は、約5,200世帯に参加していただき、これは市全体世帯数の23%になります。今後の計画といたしまして、3年目の29年度が40%、4年目が60%、モニター期間最終年度の31年度まで80%を目標に、市民の皆様方に周知してまいります。そして、最終的には、この生ごみ回収と生ごみ堆肥化容器を活用して、可燃ごみから生ごみを排除し、CO₂の削減を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございます。

平成36年度稼働予定の新広域ごみ処理施設を見据えて、焼却に係るごみの搬入量を減らし、市の負担を最小限にしなければならないと思っております。生ごみ回収事業により、生ごみが混入していない可燃ごみ袋はほとんど水分を含まない可燃ごみであると想定されますことから、資源として取り扱える可能性があると考えております。将来的には、可燃ごみを単に焼却するのではなく、固形燃料化して、有効活用し、ごみから収入を見込める事業に展開にしていくことも必要になってくるのではないかと考えていますので、南薩地

区衛生管理組合の構成市で検討をしてみたいと考えております。

3番目でございます。

使用済み紙おむつの処理については、全国的に中間処理の面で焼却炉に負担がかかり、経費の増大につながっている傾向にあります。そのような中、本市としても、使用済み紙おむつのリサイクルを視野に入れ動いていく必要を感じております。

本市の高齢化率は6月1日現在で31.77となり、近い将来、子ども用紙おむつの使用量を大人用の紙おむつの使用量が上回ることが想定されます。

現在、ある紙おむつメーカーから、使用済み紙おむつリサイクルに向けたシンポジウムを本市で開催したいという旨の打診も受けております。まずは本年度、このシンポジウムを本市で開催して、情報発信に努めてみたいと考えております。

2番目のひとり親及び重度心身障害者医療助成の申請の簡素化に取り組まないかという、このことについては、先ほど12番議員のほうにも詳しく説明をさせていただきました。今後、私ども日置市内におきますその病院、医師、薬局、そういう方と十分今後打ち合わせをして、努めていきたいということを考えておきまして、申請におきまして、今、苦情がそんなにあるわけでもございません。なるべく、そういう方々の負担は少なくしていきたいというふうに考えておりますので、この分については、割愛させていただきたいというふうに思っております。

3番目の高齢化の進む本市の河川愛護作業のあり方を問うということでございますけど、河川愛護作業における市民からの苦情については、自治会の中で作業を行う方の高齢化が進んでおり、担い手が少なくなっていることが現状としてあります。また、作業後の河川において、草・木の処分が課題ともなってお

ります。

その2でございます。

自治会による愛護作業の実施に当たっては、自主的な参加を基本として、無理のない範囲で作業をしていただくように、自治会のご負担にならない形をお願いをしているところでございます。霧島市の制度は、企業や5人以上で構成されている自治会やPTA等が登録して、市民活動として、年2回以上草払いを行い、最高額年5万円が支給される制度のようであります。本市の場合、県が行うみんなの水辺サポート推進事業に57の自治会を含めた団体が登録しており、本年度から補助金も2万円から3万円へ増額されたことから、市の報償金とあわせて活用をお願いしているところでございます。

以上で、4番目については教育長のほうが答弁します。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

伊集院中学校のプールの件についてお答えをいたします。

1番目ですが、伊集院中学校のプールは昭和45年に建設され、46年が経過するところでありますが、建設当時からしますと、道路事情や周辺環境も変わってきている状況にあると考えます。プール利用の際には、道路の横断について担当教諭が安全確認し、生徒が横断している状況にあります。また、中学校へも確認をいたしましたところ、このことについて、プール建設当時から現在まで交通事故は発生していないようであります。利用者は中学生でもありますので、水泳授業等においては、学校でも交通安全指導を十分に行い、事故が起きないように指導の徹底に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

2番目です。

環境衛生面におきましては、今年度は妙円寺小学校、伊集院中学校において、高木や急

斜面ののり面などの樹木や竹の伐採を計画いたしております。ご指摘のプール周辺の高木については、枝の伐採をいたしますので、落ち葉の量は少なくなると思われます。また、プール周りの雑草については、これまでもプールの使用期間中、2週間に1回程度の草刈りを行っており、衛生面において、問題はないと考えております。

3番目です。

総合計画の実施計画では、プールの改修計画について、塗装改修、ろ過器の改修・設置についてのみ計画がなされております。伊集院中学校のプールにつきましては、平成26年度末にろ過器の改修を行ったところでありまして、改築の計画は今のところございません。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

ただいま市長と教育長に答弁いただきましたので、引き続き質問させていただきたいと思ひます。

まずは、廃棄物処理の方向性についてでございます。現在、5,200世帯が生ごみ回収に参加していらっしゃるということで、この目標値も最終年度で、80%の方を目標にされているということでもあります。生ごみ回収の状況は、今2年目に入りましたが、24時間いつでも持って行けるという体制が市民にとっても取り組みやすいと受け入れられていると感じます。5年後に順調に完全移行された場合に可燃ごみの重量はどれくらい減量されると仮定されるのか。また、それによって削減された可燃ごみの焼却にかかるはずであった経費の削減は幾らぐらいになるのか、市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

27年の7月から3月まで9カ月間の実績でございますけど、生ごみの回収が約3,300世帯で184トン。可燃ごみの収

集量が前年度といたしますと、495トンの減になっております。このことから、5年後に可燃ごみの減量は、約5,300トンと見込んでおります。経費の削減については、現在可燃ごみの焼却経費が1トン当たり2万6,330円と計算いたしまして、1億4,000万円程度の削減を見込んでおります。

○5番（黒田澄子さん）

今、1億4,000万円との答弁がございました。今、先ほどありました地区振興計画の基金が1億5,000万円ですので、この生ごみを回収して可燃ごみから外すことで、大変大きな効果があるんだということがわかります。大変にいい取り組みだと思ひています。

私も実は生ごみ回収に取り組む市民の一人でございます。可燃ごみから生ごみが外されると、これまで可燃ごみの日が週に月曜日と木曜日2回ございましたので、2回出しておりました。特に夏は、スイカを食べるのはあしたが生ごみを出す日とか、お魚を処理するのはあしたが生ごみを出す日というふうに決めなければ、やはり、臭くなりますので、本当に週2回以上出したいなというくらいの思ひでございましたけども、現在我が家は、週1回出すように変わりました。生ごみがないと、ごみ箱の中が臭くないということ。それと1週間ごみ箱にそのまま置いていて、何ら変わらないということ、それと、分量がその分すごく減ってしまいましたので、1週間に1回で済むようになりました。そうなるって、ごみが減ってくると、人間の感覚として、この可燃ごみの中には何が入っているんだろう、我が家では何を出しているんだろうと、さらに分別はできないのかと、そういうふうな意識が変わってきまして、これまで大きな物とか、例えば、牛乳パックとかはちゃんと分別をしているわけですけども、小さなお菓子の

箱だったり、カレー類の箱やコンソメの箱、そういった物から、今度は洋服を買ったときのタグについてる結構厚紙のそういった紙類も、これまで小さいからといって、可燃ごみの袋にどんどん入れておりましたけれども、それも紙をちゃんと分別をして、リサイクルのほうに紙を回すようになった結果、さらに可燃ごみの袋の中は減ってきています。だから、1週間に1回もちょっと多いかなというぐらいの感じでございます。それは、取り組んでおられる市民の方、皆様感じておられると思います。とてもいい政策だなと考えます。こうした市民の協力をもっと評価をさせていただいて、今は生ごみ回収で、地方創生、また生ごみ回収で自治会の活性化というような視点で、現状、自治会では、こつこつ、マイレージの上限が5万円とされていますが、1億4,000万円も5年後には削減されることを考えますと、もう少し、共生共働で頑張ってください市民に市も貢献していただけないものか、もっと、この金額を上げていく考えはないか、市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今の試算で1億4,000万円程度しておりますけど、逆にまた、これには経費が入ります。運搬とか、そういうものの計算をまだしておりませんので、今後、そういうものがどれだけの増大してくるのか。また、基本的には、恐らく委託料という分で払わなきゃならない。そういう分でございますので、今、共生共働という中におきまして、5万円という中でやっておりますけど、基本的には市民の皆様方がこのことについては、みんなよかったと言っておりますので、お金の問題じゃない。とりあえず、今後の推移を見た中において、やはり経費というものは考えなきゃならないということで、当分の間、ちょっと5万円の中でしながら、目標を31年としておりますので、そこあたりの状況もきちっと

判断しなければ、今、軽々に5万円から10万円に上げるとか、1万円上げるとか、そういうことは、ちょっと、今のところ考えておりません。

○5番（黒田澄子さん）

よくわかります。ただ、こんなに真面目に市民が取り組んでおられる日置市はすばらしいと思っています。ちょっと聞いてみましたけど、余りビニール袋だとか、ほかの物が搬入をしていないと。以前、私は大木町に行きましたけども、爪ようじとか、いろんな物が生ごみの中に入っているの、それが入っていないグループは評価をされて、市の広報誌に、何とかさんA班グループは今回入っていませんみたいな、そういう表彰までしないと、なかなか、きちんとした分別ができないのかなと少し心配しておりましたけど、本市はとっても、その辺はパーフェクトに生ごみだけが出されている状況なので、市民も熱心にこの事業に取り組んでくださっているの、少しその辺も評価していただきたいということのご提案でございました。今後、また、その辺の委託料など全部わかってきた段階で、若干でも、小さな自治会もございしますが、大きな自治会はたくさん分量出していかれますので、その辺ご検討をいただきたいと思います。

さて、私は、今回5月に始良の鹿児島中央資源化センター、それと鳥取県の伯耆町が取り組んでいます使用済み紙おむつのRPF化を勉強してきたところでございます。RPF化というのは、家庭から出てきます家庭のごみを資源に変えていく。固形燃料化にしていく。捨てられる紙とか、木片、プラスチック、廃プラ以外のプラスチックですね、そういった物とか、衣類などをぎゅっと固めて資源化をしている、そういった取り組みでござい

少し、議長の許可をいただいて、パネルを

準備させていただきました。

これは、中央資源化センターにおけるRPF化です。これは色が茶色くございますけども、そのときはいっぱい家庭からの要らなくなった家具が持ち込まれておまして、ガラスなどを外したものは破砕をされまして、あと、衣類なんかも夏物以外は余り取引がないということで、冬物などがまざって、その他廃プラ以外のプラスチックですので、子どもたちのおもちゃだったり、バケツだったり、そういったものが200度に温められて、燃料化されて、これが今度は資源として売られていくそうでございます。すばらしいなと思って見たところです。私たちの町では、これは全部焼かれているんだなと思ったときに、焼いた場合の焼却灰も出ませんし、とてもすばらしいと思いました。

これは伯耆町でございます。米子市の隣の小さな町でございます。町長がとっても一所懸命1時間くらい話をしてくださって、それから工場に参りました。これが一つで、大体600kgの紙おむつ。この外に紙おむつの使用済みの紙おむつでございまして、ビニール袋に入ってるんですけども、そのほうがすごく臭くて、もちろん臭いんですけども、ここに入っても、ほとんど、そういうアンモニア臭みたいなものはほとんどなかったです。ただ、ここから上がって、中に入れるだけ。それが仕事でございます。あとは、16時間かかって、50度で、どんどんどん回しながら、破砕をしながら、あの中に入ってる高分子吸収体というちっちゃなビーズのそういった物まで、ビーズ状の物まで破砕をされていきます。そして、私たちが行ったのが10時半ぐらいだったでしょうか。8時半ぐらいにこの中に入れましたということで、これちょっとぼけてるのではなくて、ぐるぐる回っていますので、ちょっとおむつの色がピンクだったり、ブルーだったり、グリーンだ

ったりしますが、あけたんですけど、全くにおいしなかったです。脱臭機があって、外のほうの空気が出るところにもおきましたけれども、色も何もなく、煙もなく、においもしませんでした。これも本当ににおいがしないということで、使用済みの紙おむつをこういうふうにできるということがイメージじゃなくて、体験できて、すごいなというふうに感じました。

そして、これが最終的にふわふわとしたものになった物を固形化したペレットでございます。先ほどのRPF化と同じで、家庭から出るごみが固形燃料になっていく。そして、議長に許可をいただきました。機械の中から出た物はこんな感じになるわけです。それを形をつくるもので、こういった物になります。これは、固形燃料の使い方によって、長さも調整ができて、小さい物がいっぱい欲しい。そういったボイラーには小さい物で、大きい物がいいのは大きい物でできるということで、大変に目からうろこといった感じです。私は、以前、大木町の生ごみと、それからし尿の回収を議会で視察させていただいたときに、すごいなと思ったんですけども、やはり、今回はさらにすごいなと思いました。

北九州の若松にエコタウンってございまして、5年ほど前に勉強に行きましたけれども、既に紙おむつが洗い流されて、新しい紙おむつになるところまでできているんです。だけれども、じゃあ、それを使う人がいるか。要するに需要がなければ進んでいかない。だから、水で流すということは、今度は汚れた水の汚水をどうするのか。そして、今、埋め立てられたり、また焼却されているのが紙おむつでございます。紙おむつは、今、右肩上がりに売られているんです。海外でもそうですけど、日本でもですね。それは高齢化もだし、もう便利になってきて、今、布のおむつを使う人がほとんどいませんで、ということは、

これ掛ける3倍ぐらいの重さが、おしっことか、そういったものが入ったものが結局は焼かれていくというですね。それか、中には埋め立てをするところがあるということで、結局、焼かれても焼却灰が残ってしまう。水で洗い流すと汚水が残ってしまう。また、そこをさらにきれいにしなくてはならないというやり方よりかは、50度の温度で破碎をしながら、くるくる回しながら、あんなに、こういうふうになっていくということは、ああ、もう今は時代本当に変わったなということで、現場に行って、それを非常に感じました。市長も今後こういったことにも研究をしていきたいというふうなご答弁でありました。以前、市長は、本市の老朽化してきている焼却の施設もどうしようかなという感じでございましたけれども、最終的には、近々の答弁では、もうそちらは閉じて、南薩のほうと一緒にやっていきたいというふうにご答弁だったんですけれども、こういった取り組みを聞いて、市長はどのようなご感想をお持ちか、お尋ねをします。

○市長（宮路高光君）

このことについては、もう先般、私どもの職員と日置市にあります丸山喜之助さん、この方ももう研修に行かせております。そのような中におきまして、今後、紙おむつの回収につきまして、事業化、地方創生で今回事業化しようということで国に申請しましたが、これがちょっと認めてもらえなかった。というのは、北九州市でもうやっているからと、そういう部分がございます、ちょっと申請が没になりましたけど、特に今回、さっき申し上げました、ある製紙会社がこういう紙おむつのサミットをことしは北海道でしたけど、去年でしたけど、ことしはこの日置市でやろうと。我々市民の皆様方、特に施設の方、大変施設、ところとか、そういう施設、大変紙おむつ、病院とか、困っていらっしゃるの、

事実でございますので、ここあたりは、どうか事業化して、中において、日置市におきましても、やはり、直営とする部分もありますけど、せっかくすばらしい日置市にそういう資源サイクル業者もおりますので、こういう方々に委託しながら、今後、前向きに、この紙おむつについては取り組んでいきたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

この質問は最後になりますけど、私は、資源化センター、中央資源化センターと今回の紙おむつの使用済みのリサイクルというか、見てきたときに、あと残った、結局、我が市において、ペットのおしっこ用のパットとか、それから女性の生理用品も全部同じ仕組みなので、全部それは紙おむつのそれと一緒にできるというふうに伺って、であるならば、本当に可燃ごみの中に入ってるものは、そのままぐちゃっとして、RPF化できると、まず、ごみがもう、ごみでなくなるということと、それから、それが資源になって、もし買っていただけたところがあれば、ちゃんと市民からいただいたごみがお金に変わっていく。先ほど1億4,000万円と言われたんですけども、それを削減して委託料を払ったとしても、残ったものにプラスアルファで燃料が買っていただける。ていうことは、市民は本当にごみを出すことで、市のために財源を供給してるような、そういうイメージを持ちました。今はそういう時代になったということをしごく大きく私は、市にとっても、すごく大事なことであり、環境自治体の一つになっています日置市が取り組まれる意味は大きいと思います。ぜひ、これを研究されて、全てのごみが今後資源化になる。そういったまちづくりをぜひお示しいただきたいと思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、ごみという部

分ではなく、資源、リサイクルどうしていくのか。ここあたりを1つずつ、一挙にはいきませんが、さっき生ごみのほうもさせていただき、今度は紙おむつのほうも、そういう状況で一つずつさせていただき、これは分別という分もごさいますので、とりあえず市民の皆様方に啓発をしながら、市民の皆様方が理解していただける。そういうことも一つの、私どもが啓発するのも仕事であろうかと思っておりますので、このことについては前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

ひとり親、また重心の話は、先ほど12番議員でご答弁になったということで、私のところではご答弁をいただかなかったんですけども、ご答弁いただいたということでやっていきたいと思えます。

今回、大きく一歩前に進んだ前向きな答弁が12番議員の質問にございました。私は、今回、この質問させていただいたのは、私たち伊集院小学校区、伊集院地区管内の5人の議員で女性と語る会をさせていただきました。その中に、ひとり親のお母さんがおられて、本当に大変です、病院に具合が悪いとき連れて行くだけで大変なのに、それを1人ずつ全部張って持っていく。本当に大変ですって。ほかの行政ではそんなことなかったんですけど、何とかならないでしょうかと、そういうお話がありました。実際、私も親が最後重心でしたので、その張る大変さとか、持っていく大変さ、わかっておりましたけれども、要するに、この人たちはひとり親なので働かないといけない人たちです。それと重心の人は、もう重度の、心身障がい者の中でも重度の方ですので、今回重度の身障者に対しては前向きに取り組むということでございましたが、どちらも本当に役所に夕方5時までに来れるのか。また郵送するために封筒を買ってきて、

切手を張って、こうしてすることが安易にできるのかと申し上げると、非常に困難な2つのグループの方々だと思ひまして、何とか、ここを解決してほしいというふうに思ひました。

今回、ひとり親のほうは鹿児島市のほうに半分行っているということでありましたが、じゃあ、それが割合的にどれくらい日置市で受診率があれば、ひとり親のほうも取り組んでいただける可能性があるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○市長（宮路高光君）

基本的、さっきも答弁いたしましたとおり、日置市の医師会、薬局、ここあたりと今後十分話をしていきます。鹿児島市のほうとは、とりあえず、また、これはまた別の問題として、日置市のほうがそのような手続が簡素化なる方法の中で、ひとり親も重度心身も2つとも一緒に研究をさせていただきたいというふうに答弁させていただきました。

○5番（黒田澄子さん）

ひとり親もという言葉がつかまりましたので安心をいたしました。やはり、大変、先ほど12番議員もおっしゃってましたけれども、自分たちの市町の病院を利用すれば、これが簡素化できるんだしたら、そういうひとり親の方たちもふえる可能性は非常にあるんじゃないかなと私も思ひましたので、ぜひ、そこは重度心身障がい者の皆様、ひとり親家庭の皆様あわせて同じように進めていっていただきたいと思ひます。

では、次の質問に移りたいと思ひます。

河川愛護作業の件でございます。この件は3月議会のときに、実はある高齢の方が悲痛な思いで議会のほうまで上がってお見えでした。では、178自治会の中で、河川のある自治会は何自治会ぐらいあるのか、市長にお尋ねします。

○建設課長（桃北清次君）

市内に178自治会ありますけれども、その中に河川のある自治会は146自治会ございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

146自治会に河川がある。たくさんの自治会がこれまで河川愛護に取り組んでおられると想像します。では、自治会における愛護作業の申請が出ている数はどれくらいになるのか、お尋ねをいたします。

また、済みません、また、この10年間ぐらいの間で、どれくらい申請の数に変化があるのか、市長にお尋ねします。

○建設課長（桃北清次君）

自治会の愛護作業の申請の出てる数でございます。27年度におきましては112の自治会が申請されております。平成17年、10年前、10年間の推移で見ますと、10年間では15の自治会が減少していただいております。

以上でございます。

○5番（黒田澄子さん）

先ほど、水辺のサポート事業、県の事業。これは河川もですが、海も多分入っていると思います。建設業界とか、事業者が取り組むということ、57とおっしゃいましたですかね、ぐらいのところをやっているということでございますが、自治会以外で、その水辺のサポートのほうに取り組んでいる数はどれくらいになるのでしょうか。そのうち、海ではなくて、河川にかかわる数はどのようになっているか、市長にお伺いします。

○建設課長（桃北清次君）

みんなの水辺サポートのその他の件数ですが、建設業が3業者あります。それから、その他として、これは水利環境保全会というのがその他で1出ております。合わせて4地域が、4カ所が自治会以外ということでございます。

以上です。全て河川の作業でございます。

○5番（黒田澄子さん）

おおよそ自治会がこれに取り組んでおられるという現状なんですね。

それでは、河川愛護作業をやめてしまった自治会がこれまで行っていた河川の清掃は、現在どうなっていますか。そのまま放置されている状況があるのでしょうか。市長にお尋ねします。

○建設課長（桃北清次君）

自治会で作業をやめられたその場所ですけれども、そのままのところは大半でございますけれども、中には、近隣の自治会といたしますか、個人でされてるようなところもあるようでございます。

以上でございます。

○5番（黒田澄子さん）

地区振興計画でも河川の保全における予算化がされている地区があったように思いますけれども、どうだったでしょうか。内容はどのようなものだったか、市長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

地区振興計画で東市来の皆田地区のほうで事業を地域づくりでやっておりまして、ほかのところはないというふうに認識しております。特に、この河川のことにつきましては、特に土の除去を含めて、いろいろ自治会からも大変言われているのも事実でございます。今、県のほうも若干前からしますと、ある程度、寄州といいますか、寄州を含めた清掃のほうも部分的にこの区間をとという分、ある程度、この二、三年の間、ある程度、県の予算をつけていただきました。今後におきましても、さっき言ってきましたように、自治会で参加してないところを含めて、そういう箇所等については、また、いろいろと県のほうにもご要望しながら、寄州とまた河川の伐採も含めた中で、特に危険なところが多いようございますので、そういうところに

は県のほうにも要望していきたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

県のほうにも要望していただくということでございます。地区振興計画は、その地域がお困りのことであれば、市のものでなくても、県のものであっても、予算化されてきた現実がございます。それによって、東市来地域では活用されました。じゃあ、直接担当課のほうに河川の保全のことで要望された場合、それが実施されたという事例がございますでしょうか。あれば、どのような内容なのか。今のような多分県のお話なのだと思いますが、もう一度、お尋ねをいたします。

○建設課長（桃北清次君）

申請の度合いですけれども、場所によって相当差異があると思います。いろんな形で、流木が倒れて、河川の断面を阻害してるとか、そういったのは県にお願いして、県もすぐ措置をしていただきますけれども、一般的に伐採については、なかなか予算的に厳しい状況があるようでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

私は産業建設常任委員会で多くの河川も見えてまいりました。個人的にも見てまいりました。今、危険なことが多いので、自治会長さんたちにも、できる範囲でお願いしますという啓発がございまして、どんどん無理かなと思うところがやめていかれてるところもございますが、今回あったところは、やはり、真面目な市民、そして、90近くになっても河川清掃に行くという、3本も川があって大変だという、そういった方の思いは、確かに自治会が申請をしてくるので、自治会がやらなければいいんだというのが行政のお立場だというのはわかるんですけれども、市民の側からいくと、やはり、同じ地域に住んでいて川は大事だと思っていて、農作業もあるし、そ

れは大事だと思っておられるので、一所懸命取り組まなければならないという思いがあった上で、それでも限界ですということでございましたので、今回、霧島市の河川アダプト、これを提案をしたところでございます。これ、アダプト制度というのは、川を一つずつ里親に、私がここの里親になるよという、そういう意味だそうでございます。高齢化の波がとまらない。霧島市も同様の現状の中で、霧島は今度は道路アダプトもされてますが、河川アダプトはしっかりコーディネートされています。先ほど聞いた、みんなの水辺サポート推進事業も、やはり自治会がされてるということは、愛護作業をされている自治会の中で水辺のサポートもされてるところがあるようだなというのが、ちょっと先ほどの話で推測できましたが、それはそれでいいんですけれども、じゃあ、やめていかれたところとか、本当に限界ですといったところをどなたかがコーディネートをしながらかやっていく。霧島市はそれが非常に成功しているようでございます。このアダプト制度についての市長のお考えを再度お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

安易に、今のこの制度を使って解決するというのも、やはり、今までしておる方もいらっしゃると思います。さきもあったとおり、県の水辺サポート事業、こういうものをして、少しお金をいただきながら、地域のボランティアという部分の中で、今それぞれ建設業者の方々にそういうことにも取り組んでいただいて作業しておりますので、私どものほうは、今、そういうところで、してないところについては、そういう水辺サポートを利用させていただくような方向の中で進んでいきたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

その思いはわかるんですけれども、じゃあ、やらなかったところは、そのまま、もう本当

に大変な状況になった。じゃあ、これは今度は担当課に要望していく。一所懸命できなくても頑張っているところと、もう、うちはできませんと言って、それがいけないとかではなくて、やっていないところは、今度は県に要望して、要望が通っていく。とって不合理的な感じを市民は受けるんじゃないか。であるならば、市が何かの形で、そういった制度化を今後の高齢化の中で町をきれいにしていくという、そういった意味合いの観点、環境の観点から、市長、ぜひ、今後、そういったこともお考えになっていただきたいと申し上げ、次の質問に移ります。

伊集院中学校の現状でございますが、きれいに清掃もしてるし、問題ないということでしたが、実は、校長先生、今の校長先生じゃございませんけれども、アブが飛んできて危ないよねって、怖いよねっていうお言葉を聞いたんですけれども、虫についてはどのような対策というか、裸ですよ。ほぼ。水着を着ておりますので。そこら辺、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

お答えします前に、一つ訂正をさせていただきます。

先ほど答弁の2番目のところで、高木等の伐採計画をと言いましたけれども、伊集院北中学校と申し上げましたが、伊集院中学校でございます。今、話題になってる学校でございますので、訂正をさせていただきます。

アブの問題ですが、アブの話になりますと、これは、プールというのは、どこの学校も屋外に設置をされておりますので、そのものについては同じような状況じゃないのかなと思います。ただ、このアブについて、非常に危険だとか、危ないとか、どうのこうのということについては、今のところは聞いておりません。

○5番（黒田澄子さん）

それでは、教育長、学校の敷地内に設置をされていないプールですね。この伊集院中学校の場合は。そういったプールを、いろいろ教育長ご経験豊富だと思いますが、ご存じであれば、お示してください。

○教育長（田代宗夫君）

日置市内では、伊作田小学校が道路を挟んで、プールと校庭がございます。

なお、また、全部調べたわけではございませんけれども、本名小学校、それから大口小学校等もあるようでございますので、それぞれ学校を設置する場合に、敷地の問題とか、あるいはプールの水の水源の問題とか、いろんな問題で、そういう形になったんじゃないかなと思われま。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

伊作田とか、本名、大口小という名前が今出ました。ここはこういう伊集院町のような急傾斜地にあるんでしょうか。今回、伊集院中学校のもうちょっと先のひまわり台の下のところは、地域の要望、PTAの要望もございまして、非常に危ないということで、市長も頑張っていたきまして、信号機が設置をされたところなんです。それくらい危ないと言われている道路を渡ってこなければならぬ。中学生だから大丈夫だ、これまで事故がないから大丈夫だ。じゃあ、今後は絶対事故が起きないということでしょうか。まずは、伊作田、本名、大口小学校は、どのような場所に設置されておられますか。その辺をお示してください。

○教育長（田代宗夫君）

伊作田小学校は平面でございます。それから大口小学校の場合は、階段をおりていって、道路に向かうところであるようでございます。もちろん、ご指摘のように、道路を渡るには安全でなければなりませんので、それぞれ伊作田小学校についても低学年については一緒

に道路を横断するとか、あるいは大口の場合も小学校ですので、そういう形を共通理解して、実践をしているようであります。

なお、伊作田小は高学年については、渡る時は担任がそこで見て、渡しているようであります。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

私は、今回、伊集院中学校の場所の問題も、学校の設置場所がどうということではないですが、やはり、本当に急な下り坂で、中学生はあそこをおりるときには、以前は乗って行ってたんですけども、私たちの子どものときから、ちゃんと歩くように、絶対に坂道をびゅーっと行ってはいけないというふうに変ったぐらい、やはり、危険な急傾斜地のところにございまして、そこを渡って行くプールがまだ今後ずっとここに設置されるのかなというふうなことを考えまして、また、以前の校長先生からも、アブが飛んできて怖いよねというお話もあったり、とにかくプールのことだけが心配でしたと言っておられました。市長、教育長には、それ届いてないかもしれないんですけど、本音でそういったお話をされておりましたので、その辺は今後協議をしていかれるべきだと思います。

それと、囲いの学校の敷地内のところにあるべきではないかなと思うんですけど、プールの設置はそういうふうにあるべきだというふうにお考えはないでしょうか。お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

当然、そうあることが望ましいとは思いますが。しかし、先ほど申し上げましたとおり、設置の段階で、そういう場所がなかったり、いろんな諸事情によって、こうならざるを得ない状況があったと思いますので、あとは安全に横断ができるような指導の手だてをきちっとやるのが大事だろうと私は思っています。

す。

○5番（黒田澄子さん）

安全な手だてといえ、どのような手だてなのか、ちょっと不思議に思うところです。あそこに陸橋でも建てて、歩道橋でもつくるのか、もうそんなことしか考えられないのかなと思います。

それでは、もう余り聞きたくないですけど、そういった状況で、これまでは事故がありませんが、事故があった場合はどういった状況になるのか、お尋ねをします。

○教育長（田代宗夫君）

事故があってはならないと私も思っております。あったらどうなるかということですが、当然事故があれば、そこには指導責任というのが問われると、安全管理の責任は問われると思います。ただですね、中学生ということを考えましたときに、国のほうが交通安全指導の中で、中学生に求められている交通ルールを守ると、安全に通行するというんでしょ、横断するというんで、どういうことを求めているか。中学生にといいまして、実は国のほうの指導の中では、道路横断については、道路の状態や車の流れなどから判断して、安全に横断できるようになるとともに、他の人々を安全に横断させるようになる。これが中学生に求められている横断の交通に対する内容項目であります。これを考えましたときに、この項目から行きますと、当然そういうことは中学生ですので、判断をして渡れるようになる。それともう一つは、他の子どもやいろんな方に対して、リーダー的な立場で導いていくようなリーダー性も発揮することが求められております。このような力を求めておるわけですから、学校の指導をもとに事故がないように、これからも十分学校と連携をとりながら、安全対策に努めていきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

それでは若干角度を変えて伺いますが、これが小学校だったら、少しは何とかなければというふうに動くものなんでしょうか。中学校だから、中学生はできるだろうという感覚なのでしょうか。小学校だったら、また違うのかな。その辺をちょっと教育長の思いをお尋ねしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

中学校だからできるではなくて、いかに安全に渡すことができるかということだと私は思います。例えば、小学校の場合であっても、低学年については、担任がきちっとついて並ばせて横断を確実にさせると。こういうのが手立てをとっていけば小学校でも大丈夫だろうと私は思います。中学校に至ったらどうかということですが、そこは中学校のまた先生方と、一応、今、歩道を渡るときには体育の先生が指導をして渡しているとのことであり

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

伊集院中学校は上に大きな運動場もございまして、決して敷地が全然ないという場所でもございませぬ。安全に渡すことが大事なのではなくて、安全な環境の中で、子どもたちが義務教育を受けることのほうが私は大事じゃないかなというふうに思っております。その辺は、なるべく安全な環境に進めていくのがやはり大人の仕事ではなからうかというふうに思います。今、けさも発達障がいの子どものたちの放送があっておりました。どんどん発達障害の子どもたちもふえる中で、やはり、多動の子どもたちもおります。先生が指導をされて、今までおってくださって、確かに安全は保たれているとは思いますが、万が一あったときに、本当に担当の先生は非常に責任を感じられるし、そういった環境の中で、先生たちが授業をしなければならないという環境は、やはり、改善を今後検討される

余地が非常にあると考えて、今回は質問させていただいております。

最後に、教育長に、子どもたちが学ぶ環境が学校敷地内にあることが妥当ではないかという点でお考えをお伺いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

大人の仕事だとおっしゃいましたけれども、例えば、1億円を超えるプールをですね、1億円かかるようなプールを簡単に、こうだから、こうだ、これで作って変えていくことが大人の仕事なのか。私は大人の判断として、今できることは安全指導を徹底することであり、ある時期が来たり、あるいは条件が整うことであれば、その時期には当然そういう形が整うことになるとは思います。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

済みません。最後と言いましたが、もう1回。

○議長（成田 浩君）

あと1分です。

○5番（黒田澄子さん）

済みません。今、お金のこと、金額のことを言われたんですけど、金額が問題だったのでしょうか。その点もう一度お聞かせください。1億円かかるから、だめなんでしょうか。私はそういう視点では物を申ししていなかったので、まさか、そういう答弁が来ると聞いていませんでした。その点をもう一度お伺いします。これで本当に最後にします。

○教育長（田代宗夫君）

お金の問題ということじゃなくて、現在は今あそこいろんな諸事情で設置をされたわけですので、あるものを安全に使うことも大事なことじゃないかなと私は思ってます。しかも中学生であり、きちんと渡れる指導は今のところはしていくことであり、必要なときには、もちろん学校内にあることがベストだ

と思います。そのことは一緒だと思います。
ただ、今の時期にいろんな状況を判断した中で、今どうするか、大人の、私は大人の判断だとこれは思います。今、いかに安全に渡して、これを使っていくかというほうを私は今とっております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。

30日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時53分散会

第 5 号 (6 月 3 0 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 5 3 号 日置市営駐車場条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第 5 4 号 平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号）（各常任委員長報告）
日程第 3	議案第 5 5 号 平成 2 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 5 7 号 平成 2 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 5 6 号 平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 6	議案第 5 8 号 平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）（総務企画各常任委員長報告）
日程第 7	陳情第 3 号 日置市議会議員の定数を 2 2 人から 2 0 人に関する陳情
日程第 8	陳情第 4 号 教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について
日程第 9	意見書案第 2 号 教育予算拡充に係わる意見書（案）について
日程第 1 0	議案第 5 9 号 平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 1	閉会中の継続審査申し出について
日程第 1 2	閉会中の継続調査申し出について
日程第 1 3	議員派遣の件について
日程第 1 4	所管事務調査結果報告について
日程第 1 5	行政視察結果報告について

本会議（6月30日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君
上下水道課長 丸 山 太美雄 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 満 留 雅 彦 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 平 地 純 弘 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第53号日置市営駐車場
場条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正については、去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託され、6月13日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、総務企画部長、財政管財課長及び駐車場整備工事等を所管する建設課の出席を求め、現場の確認及び説明を受け、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第53号は、伊集院駅北口のロータリーにロック式駐車場を設置するため、所要の改正あわせて、条文の整理を図るものであります。

主な改正内容であります。第2条の表中、日置市営湯之元駅前第二駐車場とありますが、区画整理の関係で使用できなくなったことでこれを削除し、日置市営湯之元駅前第一駐車場を日置市営湯之元駅前駐車場に改め、また、新たに、名称、日置市営伊集院駅北口駐車場、位置、伊集院町徳重3丁目16番地11を加えております。

また、第3条の見出しを駐車することができる車両に改め、長さ5m以下、幅が2m以

下及び高さが2.3m以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、被牽引自動車及び二輪自動車を除くと規定し、この条を第4条とし、第3条に使用時間として、日置市営駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。第2項では、市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。また、新たに、第8条では使用料で、伊集院駅北口駐車場は時間駐車とし、1台当たり、30分以内は無料、30分を超え1時間以内100円、1時間を超える場合は、1時間につき100円、24時間まで500円を上限、24時間を超えるときは、24時間ごとに、24時間を超え1時間につき100円とし、それぞれ500円を上限と規定してあります。

また、附則で、この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとありますが、これは、駐車場の整備に約2カ月間を要するため、このようにしてあります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

これまでの市営駐車場の利用状況等はの質疑に、東市来駅前駐車場の駐車可能台数36台、利用台数36台、予約持ち4台、湯之元駅前駐車場の駐車可能台数18台、利用台数16台、2台の空き、伊集院駅西側駐車場は、現在整備中で、4台の駐車スペースを無料のお買い物臨時駐車場として運用しており、現在の駐車可能台数180台、利用台数180台、予約待ち13台という状況であると答弁。

日置市営駐車場の管理状況はの質疑に、東市来駅前駐車場及び湯之元駅前駐車場は、砂利敷きのため整地や雑草の除去をシルバー人材センターに委託。伊集院駅西側駐車場は、無断駐車が多いため、シルバー人材センターに見回りを委託している。また、これからの伊集院駅北口駐車場は、フラット式の機械等

を設置するが、機械の故障も考えられるので、設置業者に保守点検等を委託する考えであると答弁。

伊集院駅北口駐車場の集金業務はどうするかとの質疑に、建設課の職員で、週1回集金する考えであると答弁。

伊集院駅北口駐車場の使用料はどのようなことから設定したかの質疑に、周辺の駐車場で、広木駅、市来駅、串木野駅、川内駅、国分駅を調べているが、時間当たりの単価は100円であった。また、川内駅は、西口と東口の料金体系が違い、西口は30分以降の1時間当たり100円、東口は1時間100円で、30分でも1時間に換算されている。

周辺の駐車場の時間単位はほとんど100円であるが、それぞれ超過料金の設定が違って、24時間当たりは、広木駅400円、市来駅、串木野駅500円、川内駅西口900円、東口600円、国分駅600円であり、平均的なところを設定したと答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決するものと決定しました。

これで報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号日置市営駐車場条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第2、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る6月10日の本会議におきまして、総務企画常任委員会にかかわる部分を分割付託され、6月13日に、委員全員出席のもと、委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入で、地域公共交通調査事業費補助金470万円、消防防災施設整備費補助金538万6,000円、緊急消防援助隊設備整備補助金920万8,000円、

県地域振興推進事業134万円、指定寄附金647万9,000円、一般コミュニティ助成事業250万円などの交付決定、事業採択に伴う補正。

歳出では、人事異動に伴う人件費の補正及び事業の交付決定、事業採択に伴う補正で、議会費で28万1,000円を増額し2億124万7,000円、総務費で1億7,918万7,000円を増額し30億2,706万4,000円、商工費で124万9,000円を増額し1億9,538万9,000円、消防費で5,326万円を増額し12億5,572万8,000円とするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、職員代替臨時職員4人分の筆耕賃金537万6,000円について職員不足によるものかとの質疑に、採用予定していた2名が上級の試験に合格し、本市への採用希望を辞退した。また、新規採用試験後、2名の職員が退職したため、今回、4名分を計上していると答弁。

財政管財課所管では、ふるさと納税PRに伴う旅費24万円及びカタログ印刷5万円を計上しているが、ふるさと納税は本市の財政に寄与することを目的としているもので、このように支出すると正味幾ら残るという考えでいるのかとの質疑に、ふるさと納税は、4月と5月に135件の申し込みがあり、金額も500万円近くになっている。また、中には大口の寄附100万円以上が3件含まれているが、本年度は1,000万円を超えるのではないかと考えている。ふるさと納税の多くは、1万円から3万円であり、10万円までは、その額の半分に当たる額を返礼品としているので、半分は残るという考えであると答弁。

また、関東日吉会から寄附の申し出があり、備品購入費123万7,000円を計上した

経緯についての質疑に対し、日吉支所庁舎建設に伴い、関東日吉会から「会員に寄附の呼びかけをしている」と連絡があり、3月末に「120万円くらい寄附したい」という連絡があった。4月に入金があったため、備品購入費に充当するもので、購入する備品についても関東日吉会の了承をいただいていると答弁。

企画課所管では、地域公共交通調査事業費国庫補助金は1,000万円の申請に対し、470万円の交付決定となり、一般財源の持ち出しがふえているが当初の計画に影響はないかとの質疑に、計画策定費として、1,000万円の事業費を計画していたが、交付決定額が少なくなったことで、事業を再検討している。計画策定には、路線バス等の利用実態調査、市民アンケート調査等の調査項目事業が多く、これらを縮小することができないため、印刷、製本等の縮小やコンサルタントにかかわる人件費等の縮小を図り、899万1,000円の事業費としたと答弁。

企業誘致を図るセイカ食品の工事計画と市内雇用についての質疑に、7月から造成工事に入り、8月下旬から建物工事に着手する計画で、来年10月から操業となるようである。立地協定を結んだ段階では、市内の雇用を10人から20人くらいと説明があったが、30人くらいになるようであると答弁。

地域づくり課所管では、コミュニティ助成事業で、東市来古市自治会が採択されたが、現在の状況はどうかとの質疑に、コミュニティ助成事業の採択が厳しくなって、昨年2件申請して、東市来古市自治会が採択された。現在、6自治会が持っている状況であるため、募集を行っていないと答弁。

このほか質疑がありましたが、部長・課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）

の総務企画常任委員会に分割付託されたものについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月10日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を分割付託され、6月13日に、委員全員出席のもと、委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、翌日6月14日に現地調査を行った後、その後、討論・採決を行いました。

これから本案について、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の補正がほとんどを占めておりますが、ここでは、当委員会所管にかかわる主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費の戸籍住民基本台帳費で3,731万7,000円増額し2億28万5,000円に、民生費で2億5,209万円を増額し74億3,610万5,000円とし、衛生費で2,508万8,000円を減額し34億9,054万円としました。また、教育費では6,599万6,000円を増額し31億4,782万7,000円とするものであります。

次に、歳入の主なものは、市民福祉部の所管で、民生費国庫補助金、母子家庭自立支援

給付金事業費国庫補助金155万6,000円であります。これは、ひとり親世帯の看護師・保育士等の資格を取得するための給付金制度であります。

また、民生費県補助金で、保育所等整備交付金1億3,803万5,000円は、伊集院幼稚園の改築に伴う補正額で、幼稚園分が1億887万5,500円、保育園分が2,916万円であります。

次に、教育委員会所管分においては、教育費県補助金で地域振興推進事業費県補助金550万円で、その内訳は、薩長同盟150周年・小松帯刀PR事業に伴う補助金60万円、「ひよし歴史探訪」拠点施設整備事業に伴う補助金490万円であります。また、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金20万円は、放課後子ども教室事業実施に伴う補助金であります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

市民福祉部所管市民生活課においては、今回は、主に人件費にかかわる予算が計上されています。戸籍住民基本台帳費では、戸籍基本台帳費個人カード事業費にかかわる予算計上として、臨時職員雇用にかかわる賃金222万円の増額補正であります。当初、3カ月予算計上しておりましたが、今後も業務が見込まれるので、7月から3月までの9カ月分の予算が計上され、本庁・各支所に引き続き4人の臨時職員が配置される予定であります。

次に、福祉課におきましては、児童福祉総務費で、伊集院幼稚園の改築に伴う保育所等整備事業費として2億705万4,000円であります。幼稚園分が1億6,331万4,000円、保育園分が4,374万円あります。生活保護総務費では、生活保護担当ケースワーカー全国研修会参加のための旅費6万8,000円であります。

次に、健康保険課・介護保険課におきまし

ては、人件費のみの計上でございます。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課の所管におきましては、幼稚園費の委託料で、幼稚園就園奨励費補助金の制度改修に伴うシステム改修費151万2,000円であります。この制度は、国の幼稚園教育の無償化に向けた取り組みの段階的な推進として、多子世帯の保護者負担軽減、ひとり親世帯等の保護者負担軽減に向けてのシステム改修であります。

次に、社会教育課所管では、社会教育総務費で、報償費謝金6万円は、放課後子ども教室事業実施のための運営委員会謝金発生に伴う増額補正であります。また、図書館費では、備品購入費49万8,000円は、ふきあげ図書館視聴覚用テレビ、DVDプレーヤー購入に伴う増額補正であります。文化財費の報償費での謝金75万円は、薩長同盟150周年シンポジウム講師・謝金等に伴う増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員から、今回の渚クリーンアップ事業費の減額は、水産多面的機能発揮対策事業が採択されたことに伴う減額補正である。採択されたことによる予算は同額かとの問いに、原則同額であるが、事業内容によっては多少の増額は認められるとの答弁。

また、委員から、マイナンバー制度の状況はどうかとの問いに、現在の市の状況は、5月末まで申請者数が4,431人、交付済み者数が2,996人、率にして申請率が8.86%、交付率は5.99%である。国レベルの情報連携の開始が半年先送りになった状況でもあるが、今後とも個人番号カード制度については啓発を行っていききたいとの答弁。

次に、福祉課関係では、委員から、今回、改築される伊集院幼稚園の財源の内訳と事業内容はどうかとの問いに、国が半分、市

が4分の1、事業者が4分の1の負担であり、県を通しての補助となる。事業開始が来年4月を予定している。定員については、幼稚園が120名、保育園が20名の定員を予定しているとの答弁。

また、委員から、全体の建築面積と今の建物はどの程度経過したのかとの問いに、現在の建物が1,012m²、新しく建てられる鉄筋コンクリートで、幼稚園が681m²、保育園192m²である。現在の園舎は、昭和59年2月に建てられた園舎であるとの答弁。

次に、委員から、母子家庭自立支援事業は、どういう業種で、免許を取得した場合の定着率の状況はどうかとの問いに、2名の方が看護師取得に向けて学んでいる。神村学園看護専門学校と鹿児島中央看護専門学校の2年間の通信教育で学んでいる。この事業で資格を習得した方は、全て就職をしているとの答弁。

次に、健康保険課では、委員から、担当職員は各支所に合わせて5名の配置をしてあるが、休暇等の場合の対応については、本庁から応援に行くのかとの問いに、5名には課長、課長補佐は含んでいないが、市民課全体で対応している。また、保健師が本庁集約ということで、窓口業務に支障があると思われるので、在宅の看護師等を配置して対応している。健診等事業については、これまでどおり本庁から出向いて行うとの答弁。

また、インフルエンザ等で休んだ場合、支障はないのかとの問いに、本庁一括により、逆に病気・インフルエンザ等で休んだ場合、周りがカバーできる体制ができているとの答弁。

次に、教育総務課・学校教育課におきましては、委員から、委託料の幼稚園就園奨励費補助金について、多子世帯・非課税世帯・ひとり親世帯の減額措置であるが、これより無償化になるのか。第3段階の対象者の状況は

どうかとの問いに、多子世帯の方であるが、これは27年度の申請者に対して調査をした結果では、2階層が7人で16万2,000円の減額、3階層が12人で125万8,600円の減額。合計で、多子世帯の方が19世帯で142万6000円の軽減、ひとり親世帯が2階層で3名10万8,000円、3階層が3人で30万5,400円、合計で、6世帯で41万3,400円が軽減されるとの答弁。

次に、社会教育課におきましては、委員から、薩長同盟のシンポジウムの講師はどのような方を想定しているのか。県を挙げてすることだが、観光協会との連携はどうかとの問いに、講師については、まだ今からである。連携については、まだ部内で調整をしている。今後、バスツアーも予定しており、またお願いすることがあれば、協力をお願いするところであるとの答弁。

また、委員から、ふきあげ図書館のDVD視聴覚利用者数の状況はどうか、ふきあげ図書館の視聴覚システムの更新見直しに伴う経費の削減状況はどうかとの問いに、ふきあげ図書館のDVD視聴システムを継続した場合、保守点検業務委託3件、合計111万1,000円が必要になる。現在、システムのみにより、保守点検業務委託のほか、に46万8,000円の修理費が必要であり、従来のシステムを継続した場合、修理費と保守点検業務委託費の合計で157万9,000円となる。今回、システムの修繕を行ったとしても、毎年3件の業務委託が発生することになり、経費削減を行いシステムに依存しない方法での視聴を行うために、新たにディスプレイとDVDレコーダーの購入費と機器を撤去する費用として、6月補正で64万8,000円を計上。平成28年度予算で93万1,000円の費用削減。平成29年度以降も111万1,000円の経費削減となるとの答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）の文教厚生常任委員会にかかわる部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月10日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を分割付託されました。6月13日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、市道8路線、農業用排水路7カ所など合計20カ所の現地調査を行い、翌6月14日に質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の補正がほとんどを占めておりますが、ここでは当委員会の所管にかかわる主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、6款農林水産業費は、当初予算より3億4,974万1,000円増額の総額12億8,139万8,000円となっております。

歳出の主なものは、農業振興費で、農業後継者の就農祝い金と就農支援金として、東市来地域の畜産農家1名に170万円を支給するための増額補正。活動火山周辺地域防災営農対策事業、いわゆる降灰対策事業で、東市

来地域のぶどう部会並びにさつま日置ソリダゴ生産組合に対し、県の50%補助でビニールハウスの被覆資材の更新に719万2,000円の増額となっております。

農地費では、皆田地区の水田に埋設された排水路対策に伴う用地測量委託料で95万円の増額。坊野地区の用排水施設の測量設計と調査業務委託料に580万1,000円の増額。土地改良施設維持管理適正化事業費で、伊集院地域中川地区のかんがい施設と日吉地域かんがい施設揚水機場5カ所の施設更新事業費の5年割の負担金66万円の増額。基幹水利施設ストックマネジメント事業費で、吹上地域の県営事業の負担金として、永吉ダムの調整池や管路などの長寿命化対策に500万円の増額補正となっております。

林業振興費では、森林環境づくり促進事業費で、矢筈岳、諸正岳ロマンふれあいロード整備看板設置工事に800万円の増額補正。漁港建設費では、江口漁港内の浚渫工事1,300万円の工事費のうち、市負担分218万4,000円の増額補正となっております。

次に、8款土木費は、当初予算より15億9,101万6,000円増額の総額30億6,395万2,000円となっております。

歳出の主なものは、道路新設改良費で工事費や委託料などが計上されており、道整備交付金事業費が市道48路線分で6億7,447万2,000円、活力創出基盤整備事業が市道12路線分で1億6,882万2,000円、通学路交通安全事業費が市道2路線分で1,000万4,000円、橋梁修繕事業費が4橋の修繕費と市内一円68橋の点検で6,351万円、防災・安全交付金事業費が市道12路線とのり面1カ所、市道の路面性状調査と計画策定140km分で1億1,956万2,000円の増額計上となっております。

また、河川総務費では、急傾斜地崩壊対策事業費で、下神殿地区の測量設計業務委託料に300万円を増額計上。土地区画整理費では、湯之元第一地区土地区画整理事業で、湯田小学校前の平田橋橋梁下部工と兩岸の護岸工の工事に1億500万2,000円を増額。公園費では、湯之元球場の擁壁工事などに9,800万3,000円。住宅管理費では、公営住宅の家賃を過誤納していたことによる返戻金188万3,000円が増額補正となっております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金や県補助金、受益者の分担金などが主なものとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

農林水産課の関係では、林業振興費の森林づくり推進員活動事業費67万2,000円について、森林づくり推進員の日数や人数が地域によって異なる理由は何かとの質疑があり、森林づくり推進員は森林組合のOBや自治会長などになってもらっており、間伐の推進や不在地主の把握などがその仕事となっている。活動地域によって面積や活動日数が決まっており、吹上地域は活動範囲が広いので、100日で7名の体制となっていると答弁。

また、江口蓬萊館の駐車場予定地の分筆測量業務委託料が計上されている件で、駐車場の整備計画と今後の展開を示せとの質疑があり、江口蓬萊館の駐車場は現在、普通車120台、大型車8台の駐車ができるが、慢性的な駐車場不足の状態が続いており、今回、普通車70台、大型車4台分の拡張を計画していると答弁。

さらに、里山林総合対策事業費で、吹上地域中原地区の亀丸城跡につながる里道整備に200万円が計上されているが、整備した後の管理はどうなるのかとの質疑があり、現在、地元自治会が年一、二回清掃作業を行っており、整備工事後も地元自治会によって管理す

ることになっていると答弁がありました。

次に、農地整備課関係では、農地費の住環境整備事業費で、飯牟礼上と皆田東の狭あい道路測量設計委託料が計上されているが、この事業の採択要件と要望の状況、また予算の枠などはどうなっているのかとの質疑があり、現在、5地区から要望があり、平成28年度は2地区の測量設計を予算計上した。採択要件は幅員を4m以上に改修することだけで、その他細かい規定はない。しかしながら、国の社会資本整備事業の中で公営住宅など、さまざまな事業に活用される事業のため、予算獲得がなかなか難しい状況であると答弁。

次に、建設課関係では、公園費で、多目的トイレの工事費が減額されているが、その理由は何かとの質疑があり、国の内示では、国体の関係で東市来運動公園だけが採択され、ほかの5カ所については全て事業採択とはならなかったと答弁。

これに関連して、国庫補助事業の予算配分について、伊集院駅の国庫補助の内示率が59.8%となっているが、平成28年度内での事業完了は可能なのかとの質疑があり、南口整備の一部が平成29年度の繰り越しになるかもしれないが、全体事業費の枠内で、そのほとんどが平成28年度中に工事完了をする予定であると答弁。

次に、松山住宅の工事の進捗状況はどうかとの質疑があり、現在、土地評価の鑑定中であり、今後地主と土地購入の交渉に入る予定である。土地が購入できれば、設計委託後、平成28年度中に着工し、平成29年度中に完成予定であると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。自由討議を行いましたところ、現地視察を行った日吉地域吉利地区の市道本掘下波線の水路ぶた設置工事について、委員より、住宅の入り口の取りつけ部分の道路占用について、水路を塞

いで、住宅に入れるように工事をしたので、取りつけ部分の構造物の撤去を行うべきであるとの意見が出されました。

この後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）の産業建設常任委員会にかかわる部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号平成28年度日置市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第55号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第55号平成28年度日置

市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長成田浩君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております、議案第55号及び議案第57号の2件について、ご報告申し上げます。

まず、初めに、議案第55号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算を72億3,079万2,000円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金162万円。歳出におきましては、一般管理費の委託料で、国民健康保険制度改正準備に向けた国保事業費納付金等に関連するシステム改修に必要な経費162万円であります。

次に、質疑に入り、委員から、国保の運営主体が30年度から新制度に変わるが、運営主体の一元化について見通しは立っているのかとの問いに、一元化というよりも、国保運営主体の責任を県が担うというような考えで、広域連合といったような考えとは全く違う。大きくして急激に医療費の負担がふえたときに、基金を使ったりとかして、なるべく一般会計からの繰り入れを抑えたりとか、財政安定の部分を広域という県が運営の責任を担うような考えであり、市町村においては、これまでどおりの賦課徴収といったところでは変わりはないとの答弁。

また、以前、社保・共済保険あわせて一元化の構想があったが、そのような話はないのかとの問いに、現段階は、情報は入っ

ていないとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,531万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、無償で配湯すべきお湯に関し、配湯されなかった分を補償金として支払うものであります。

続いて、質疑に入り、委員から、25年7月から権利は発生していたにもかかわらず、ここまで延びたのはどういうことかとの問いに、25年7月には、市の方も確認はしていたが、28年3月まではお湯が不足していたので、配湯する分はなかったとの答弁。

また、委員から、大正湯が休んで10年以上になる。今回売り渡したわけだが、大正湯が今まで配湯していなかった分をさかのぼって補償してくれと言われた場合はどうなのかとの問いに、休業中については考えなくてよいと思う。当時、もし請求があれば、砂丘荘のお湯を減じて対応していたと思うとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第5、議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております、議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月10日の本会議において当委員会に付託され、6月13、14日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億6,829万3,000円とするものであります。

4月の人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の補正で、歳入歳出予算額の調整のために、下水道使用料と一般会計繰入金を減額するものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第58号平成28年度
日置市一般会計補正予算
（第4号）

○議長（成田 浩君）

日程第6、議案第58号平成28年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております、議案第58号平成28年度日置市一般会計補正予算（第4号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る6月20日の本会議におきまして、総務企画常任委員会にかかわる部分を付託され、同日、本会議終了後、委員全員出席のもと、委員会を開催し、総務企画部長、東市来支所長、総務課長、商工観光課長等の

説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、4月14日に発生した熊本地震に伴う被災者支援を5月30日から10月6日まで延長するもので、それに伴う職員の時間外、旅費として、779万1,000円の補正、また、一般社団法人地域総合整備財団が運営する、平成28年度ふるさとものづくり支援事業補助金を活用し、地元中小企業が地域資源を活用した新商品開発等に対して事業の3分の2が助成される事業に、竹チップを使ったりサイクル堆肥の開発が交付決定となり、その補助金1,000万円の補正が計上され、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,779万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265億5,767万9,000円とするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、土木技師及び保健師の派遣先が未定となっているが、どのような計画かとの質疑に、現在、鹿児島県が県内の市町村に対して、技術職員の人的支援について取りまとめを行っており、県の要請で派遣していく計画であると答弁。

これまでの派遣状況と派遣者からの報告はどのようなものかとの質疑に、派遣人数は、宇城市に12人、延べ68日、宇土市に65人、延べ216日、熊本市6人、延べ6日、甲佐町に2人、延べ14日、益城町に3人、延べ3日、西原村に2人、延べ33日で、合計90人、延べ340日となっている。

また、報告としては、市民の多くが被災者であり、受け入れ体制ができていなくて苦勞した。支援物資が必要なところに配達されないで、物資の仕分けにも苦勞したが、徐々に改善されていった。宇城市の罹災証明発行に1世帯20分を要して大変であった。西原

村では断層が直下にあり怖かったと報告がありました。

商工観光課所管では、美山地区の竹林整備とあわせて資源活用を図る計画であるが、どれだけの量を見ているのかとの質疑に、事業計画では、地域と協定を結び、1kg当たり5円で、月に50トンの5カ月間で、合計250トンを購入する計画であると答弁。

公共工事で造林された竹は有価で焼却処分されているが、その処分費用も工事費に含まれる。これを資源化すれば工事費も削減されることになるがとの質疑に、今回、初めて事業を導入するが、経過を見て十分検討したいと答弁。

このほか質疑がありましたが、部長・課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第58号平成28年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

58号平成28年度日置市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情

○議長（成田 浩君）

日程第7、陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人にする陳情を議題とします。20人に関する陳情を議題とします。

総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております、陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成28年6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託され、6月13日に委員会を開催し、全員出席のもと、審査・討論・採決を行いました。

この陳情書の提出者は、日置市東市来町在住の西田征博氏であります。

陳情の趣旨につきましては、市民から意見がある議員定数削減について本気で考えているか。私が無作為に電話アンケートを100人行った結果、現状維持10人、削減すべき90人であった。東京国立市3,409人に1人、埼玉県さいたま市2万1,166人に1人、日置市は2,272人に対して1人という議員数である。このようなことから定

数20人を強く求めるというものです。

委員会としましては、自由討議、賛成意見、反対意見、また、日置市議会基本条例第16条第2項に規定してあるように、特別委員会を設置し、市民の意見の聴取及び反映に努めていくべきであるなどの意見を挟みながら、慎重に審議し、討論に付しました。

討論では、議員定数に関しては、特別委員会で慎重に審議し、昨年3月に現状維持という結論を出したところであるが、定数削減に関する陳情は、昨年8月に定数15人にする陳情、また本年3月に定数18人にする陳情があり、その都度、この委員会で審議したが、いずれも特別委員会の調査内容を重視する意見で不採択とした経緯がある。また、3月には定数20人とする議員発議がありましたが、現状維持という結果が出されている。このように、議員定数に関しては審議を重ねてきており、現在において、日置市議会の定数は現状維持が必要である。

この陳情と同じように定数削減が3月定例会に議員発議した。議員定数条例の改正には、議員選挙の改選が1年後に控えたこの時期に提案するしかないということで発議したが、議会として現状維持という方向性で採決されるので、今は、議会の議決結果を重視し、現状維持という考えであるという反対討論。

やはり、市民から陳情があるように、定数削減には賛成するという賛成討論もありました。

その後、採決を行いましたところ、陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情は、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について討論を行います。

発言通告がありますので、漆島政人君の原案に賛成の討論の発言を許可します。

○15番（漆島政人君）

ただいま議題となっております陳情第3号について、採択することに賛成の立場で討論いたします。

陳情の趣旨は、議員定数の22を20に削減を求めるものであります。議員定数については、ご承知のとおり、さきの3月議会で、22を20に削減するための改正案が議員発議で提出されました。しかし、結果につきましては、10対11で否決されました。議会の中には、委員長報告の中でもありましたとおり、特別委員会の結果を重視すべき、また、さきの3月議会での結果を尊重すべきと、そういった意見もあるようです。しかし、今回の陳情書は、3月議会の結果を受けて、住民から提出された陳情書だと理解しています。陳情者が議員定数の削減を求める理由の一つとして、住民に対する電話アンケートの結果が述べられています。また、そのほかに、参考事例として、東京都国立市や、あと、埼玉県さいたま市、ここの自治体の議員1人に対する人口数、このことが日置市の議員1人に対する人口数と比較した形で記載されてますけど、このことについては、私自身、理解しがたい部分があります。本来、適正な議員定数を定める上で、やはり、重要なことは、その町の面積、また人口密度、産業形態、あと、過疎化の状況、あと高齢化の問題、財政的な問題、本当に検討すべき課題がいっぱいあるわけです。国立市の場合は、面積は日吉地域の約4分の1にも満たない8.15キロkm²しかないわけです。また、さいたま市の場合は、首都圏に隣接する政令指定都市

であり、人口も127万ともすごい人口数です。こういったものが、こういったものだけで判断できるものではない。したがって、単に、議員1人に対して、人口数がどれだけだからという、そういった考え方で判断できるものではないというふうには思いますけど、そもそも陳情の趣旨そのものは、今の22を20に削減すべきとの内容ですので、このことについては、私の真意と同じであり、したがって、陳情3号については、賛成すべきものであると考えます。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、上園哲生君の原案に反対の討論の発言を許可します。

○9番（上園哲生君）

ただいま議題となっております陳情第3号について、委員長報告のとおり採択に反対の立場で討論いたします。

本議会の議員定数につきましては、これまで多くの市民の方々から陳情やご意見が寄せられ、議会としましても、議会改革調査特別委員会及び議会改革特別委員会を設け、さまざまな観点から、その中には、他の市の状況等とも比較参考にしながら検討をしてまいりました。そして、次の選挙まで1年前という3月議会に最新の国勢調査の速報値、また、周知期間等も勘案しながら、今回の陳情と同様の内容で議員発議として提案をいたしました。そして、議員各位におきまして、真摯にそれぞれの見識を持って採決した結果、僅差で現状維持という議会の意思が決定されました。その結果については、議会の広報誌において、議員各位の賛否も明確に広報したところであります。

さて、3月議会から3カ月が経過し、この間に政治的、社会的環境に変化が生じたという事業変更の判断すべき状況も認識するには大変難しく考えます。次の選挙までに1年を

切ったこの中で、いたずらに混乱を来すことのないように配慮しなければなりません。

3月議会の発議者としましては、大変不本意な思いもありますが、3月議会で導き出した議会の意思というものを尊重すべく、このたびの陳情の採択に反対をいたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第3号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立少数です。したがって、陳情第3号日置市議会議員の定数を22人から20人に関する陳情は不採択とすることに決定しました。

△日程第8 陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について

○議長（成田 浩君）

日程第8、陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情についてを議題とします。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております、陳情第4号教育予算拡充に係わる陳情について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本陳情は、日置市日吉町日置1146の3、山下博司氏より提出され、6月10日の本会議において本委員会に付託されました。6月13日、14日に委員全員出席のもと委員会を開催し、教育委員会事務局の出席を求め、

質疑・討論・採決を行いました。

陳情の内容は、平成29年度政府予算編成において、以下の5点の項目が実現されるよう、国の関係機関へ意見書提出を求めるものであります。

1つ目は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。

2つ目、学校施設、教材、図書、安全対策など教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育国庫負担制度を堅持し、国の教育予算を拡充すること。

3つ目、世帯収入の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないように、国において給付型奨学金制度の整備を図ること。

4つ目、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保証するために、複式学級への予算拡充を図ること。

5つ目、財務省が求める教職員削減（案）に反対し、少人数指導を充実させること。

次に、所管課である担当課長に、今回の教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情についての、学校総務課、学校教育課に本市の現状について説明を求め、今回の陳情の内容について、提出することは問題ないとのことでありました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、奨学金の給付型と給付型でないものの違いは何かとの問いに、貸し付ける奨学金については、高校・大学進学者について毎月額を貸し付け、卒業後に返済する形である。給付型は、返済は必要ない。現在、県は特定の企業に就職した場合に、返還を免除する給付型の計画があるとの答弁。

次に、委員から、他県には、スーパーティーチャーという制度があるが、鹿児島県の状況はどうかとの問いに、鹿児島県においても、県の優秀教職員の表彰制度がある。教職員の資質向上に努めているところがあるとの

答弁。

次に、委員から、日本はOECDの1学級当たりの人数が多いようであるが、この1学級当たりはどれくらいの学級数なのかとの問いに、平成20年度におけるOECD諸国の1学級当たりでの児童数である。日本は小学校が28人、中学校33人。OECD諸国の平均が小学校21.6人、中学校23.7人である。日置市で、小学校18.5人、中学校26.2人である。多い学校が、小学校38人、中学校で35人であるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

次に、自由討論に入り、委員から、昨年と同様趣旨であり、今回は、給付型奨学金の拡充という内容であり、内容趣旨について問題ないとの意見がありました。

次に、討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情については、全会一致で原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

ただいま委員長の陳情第4号の審議に対するその内容の報告等がありました。当初、通告をしておりましたけれども、委員長の報告で理解をした内容もございますので、幾らか省きながら何点かについて、委員長報告に質疑をしたいと思っております。

まず、審議された中で、本市、日置市ですね、それから鹿児島県における義務教育に携わる教職員給与費の実態、ここら辺について

は、どのような議論があったのでしょうか。

それから、義務教育費国庫負担金が2分の1から3分の1に減額されて、およそ10年ぐらいたつわけではありますが、そのことによって、本市の教職員の基礎定数と加配定数の数がどのような変化をして、そして、そのことで、義務教育費国庫負担金が減額されたことによって、いわゆる基礎定数と加配定数の教職員に変化があって、そのことで本市の義務教育、小中学校の現場で、学校やあるいは学級の経営に何か影響が出ているのかどうか、そこら辺のご審議はいかがだったのでしょうか。

もう1つ、教材、図書、学校の安全施策など、これはそれぞれの市町村が担っておりますが、鹿児島県において、いわゆる自治体間の格差というようなことをこの陳情書の中にありますが、鹿児島県の自治体の中で自治体間の格差が具体的にどのような内容で教育に出ているのかのご議論はなかったのでしょうか。

そして、このこととあわせて、義務教育費、国庫負担制度を堅持するということが自治体間の格差とどのような関係があるのかのご審議はいかがだったのでしょうか。

もう1つ、本市も複式学級がございます。複式学級による学力低下などの弊害について、本市ではどのような影響があるか、そのことのご議論はいかがだったのでしょうか。

次に、教育基本法第13条では、親、学校、地域が協力して子育てをします。特に親の責任や、あるいは地域住民が果たす役割については、本市はどのようなかかわりを持っているのかというご議論がなされたのかどうかということをお伺いをいたします。

次に、国と地方公共団体が義務教育に関して、力を合わせてやっていくわけではありますが、国だけでなく、鹿児島県あるいは日置市それぞれの教育予算の内容、あるいは、そして、それぞれの自治体がかかわる義務教育についての議論はいかがだったのでしょうか。

最後に、少子化が進行をしておりますが、少人数指導を充実をして、教職員の削減に反対するというこのことについて、国及び地方それぞれの財政状況あるいは社会情勢などといった、あらゆる角度からのこの陳情に対するご議論はいかがだったのでしょうか。

少し数が多いかもしれませんが、もし、この中でご審議をされた内容があれば、その内容についてお答えをいただきたいと思っております。

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

18番議員の質疑についてご答弁させていただきます。

1つ目の義務教育に携わる教職員給与費の実態についての議論と検証の質疑については、当委員会審議におきましては、質疑等はございませんでした。

次に、義務教育費国庫負担金が2分の1から3分の1に減額されたことにより、教職員の基礎定数と加配定数について、本市の小中学校で不足を生じているケースやそのことにより、学級や学校経営に苦慮しているなど、その影響についてのどのような議論がなされたのか。また、指導力不足教職員の対策についての議論はいかがでしたかの質疑につきましては、今回の審議においては、委員からの質疑等はございませんでした。

次に、教材、図書、安全対策など、鹿児島県において、自治体間の格差がどれくらいあるのか、具体的に事例について、また、このことと、義務教育費国庫負担制度を堅持することは、どのように関連があるのか、あわせて、本市にも複式学級があります。複式学級により学力低下などの弊害について議論はいかがだったのでしょうかとの質疑につきましては、当委員会においては、質疑はございませんでした。

次に、教育基本法第13条では、親・学校・地域が協力してとあるが、子育てに対する親の責任や地域住民が果たす役割について、

どのような議論がなされたのかの質疑につきましては、本委員会では質疑等はございませんでした。

次に、少子化が進行する中で、少人数指導を充実し、教職員削減に反対することについて、国・地方の財源状況とあらゆる角度からの議論はいかがでしたかの質疑につきましては、当委員会の審議においては、質疑等はございませんでした。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

これから陳情第4号について討論を行います。

発言通告がありますので、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

委員長の報告は採択ということでございましたが、私はそのことに対する、陳情第4号の採択に対して、反対をする討論をいたします。

教育基本法の第5条義務教育。その第3項で、国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力のもと、その実施に責任を負うと明記されております。つまり、公立小中学校の設置者は、市町村であり、教職員は市町村の地方教育公務員であります。ただし、教職員の任命権は、市町村でなく、都道府県が有しております。市町村立学校教職員給与負担法というのによって、市町村、本来市町村が負担すべき給与費を優秀な教職員の確保と広域人事による適正な配置のため、都道府県が全額を負担をしております。義務教育費国庫負担制度は、この都道府県が負担する教職員給与費の3分の1を国が負担する

制度のことです。いわゆる、職員給与費を国が国庫として負担をする制度がこの制度なのであります。

義務教育費国庫負担制度は、この国の役割、地方自治体の役割を力を合わせて一緒にやるということをおっしゃっています。そして、高校教育は、都道府県の地方交付税交付金で整備をされて、義務教育ではないからといって、教育の質が低下するということもありません。どこの都道府県でも、小中高と一連の教育体制で児童生徒の教育に尽力をしているところであります。

さて、陳情項目の1つ、少人数学級の推進に対する現状と取り組みについてであります。少子化の中で、都市部を除き全国ほとんどの学校が国の40人定数を下回っております。本市においても、特別支援学級を含み、小学校で144、中学校で52のクラスを編成し、全てに適正規模の学級編成を実現をしております。学校を設置して、必要な教材、図書の購入、安全対策など、それらの分野に関しては、交付税措置される予算で市町村が責任をもって、その運営に当たっているところであります。鹿児島県は、小学校1年生、2年生については30人の学級の実現をしております。本市教育委員会も全ての学校図書館に司書をくまなく配置をしておりますし、複式学級の欠点をカバーする学習支援アシスタント事業も導入して、可能な努力を続けていると私は認識をしております。

平成16年度から義務教育費国庫負担制度は、国の一定額を負担、確保し、その総額の使い方については、教育現場に最も近い地方自治体の裁量に委ねるとする総額裁量制が導入をされ、より一層、実情に合わせた学級編成がなされております。離島や山間部の多い本県においても、地域の実情に応じた取り組みがなされて、小さな学校で学ぶ子どもたちが大規模校と交流して、団体生活を体験する。

このような取り組みは、少人数と適正規模、理想と現実を乗り越えた現場の一例でもあります。

国は、適宜、教育情報を提供して、教科書が無償配布し、都道府県は教職員の給与を保障、市町村は学校を設置し、必要な教材をそろえて、義務教育に関し、相互が協力して実施をしております。このことを土台として、教育基本法の第6条では、教育を受ける者、つまり、児童生徒がみずから進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して学校教育を行わなければならないとあります。同じく、第9条の教員の節では、学校の教員は崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。その重要性に鑑み、その身分は尊重され、待遇の適正が期されるともあります。先般の南日本新聞の広場欄に学ぶことは平等だとの投稿がありました。家庭環境の違い、身分の違い、親の収入の違いも関係なく、どの子どもにも等しく学ぶ機会が与えられた環境が義務教育であります。ところが、学校の成績を上げるために、また希望する高校に合格するために塾に通う。あるいは親の貧困のせいで塾に行けないのは格差だと。このことが格差だと本末転倒の声も耳にいたします。このような環境の中で、学校の、現場の学校において、子どもたちの学ぶ意欲をどのようにして高めるのか。そのことが教職員の仕事であります。その努力、取り組み結果が塾に通うということではないはずです。国庫負担金をふやし、教職員の定数がふえたら、子どもたちの学ぶ意欲が上がり、教育の質がどれだけ向上するかは未知数であり、そのことについては、我々地方議会こそが議論・検証すべき喫緊の課題でもあります。教育の機会均等は全国の自治体の要請どおりの教職員の基礎定数の配置で、まずは保障をされております。ただ、加配定数については、国の予算の範囲以

内で配置をするということで、十分ではないかもしれません。それでも、国の厳しい財政状態を見れば、よしと判断せざるを得ません。

陳情者のさらなる少人数学級の推進とそれによる教職員の定数改善の訴えは、私は全国の方の実態とのギャップも感じます。過疎、高齢化が進む本市でも、学校の統廃合は地域の疲弊を象徴する現実の問題として、行政の最重要課題であります。私は、その願意に、木を見て森を見ない趣旨を感じるのであります。自治体間の格差はそれぞれの市町村の教育に向き合う姿勢の違いであり、むしろ、それぞれの自治体に向けて、その取り組みを問うべきであり、国の補助金の増減だけで図れるものでもありません。

また、教育基本法第10条にあるこの教育について、父母その他保護者は第一義的な責任を有するというような理念からすれば、教育や進路への影響を世帯収入の違いに求めることは余りにも無責任な気もいたします。それでも幸いに本県では、全国に先駆けて、給付型の奨学金制度が始まったところであり、今後の広がり期待をしております。

さて、最後に、陳情趣旨にある義務教育費国庫負担制度を堅持したいとの訴えからは、その財源が地方交付税として、一般財源化されると教職員の給与費が削減される可能性があり、確実性と予見可能性が高い、いわゆる担保の高い国庫負担金としての確保が主眼であるというふうにも読み取れます。2分の1から3分の1になった国庫負担金も地方自治体の教育原資となる地方交付税も、もとは国民の税金であります。文科省を通じた負担金としての支出なのか、総務省を通じた交付税としての支出なのかの違いだけであり、いずれにしても、国・地方とも財政が逼迫している現状は議員各位ご承知のとおりであります。国・地方の責務、親、教職員の責務、財

政面、社会構造など、あらゆる面からの議論が必要で、私は陳情の意図するところをいま一度、吟味、検証する余地を感じております。

以上、申し上げたような理由から陳情第4号の採択には反対をいたします。

討論、終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま議題となっております、陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情について、委員長報告のとおり採択に賛成の立場で討論いたします。

現在、日本の教育は、いじめや不登校等さまざまな深刻な問題を抱えております。そのような中、社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備にかかわる経費や教職員定数の確保も喫緊の課題であります。

厳しい財政状況の中、地方自治体がより充実した教育施策を推進するには、国からの財政的支援が不可欠であります。

この陳情の願意は、先ほど委員長の報告にもありましたとおり、2017年度政府予算編成において、5項目のことが実現されるよう要請するという内容であります。

また、国においては、先ほどの施策を講じるとともに、その施策の推進にかかわる予算の充実を図る必要があります。

日置市においても、子どもたち一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。それには教育予算の充実が必要不可欠であります。よって、陳情の5項目の願意は妥当と判断し、採択に賛成の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情については、採択とすることに決定しました。

△日程第9 意見書案第2号教育予算拡充に係わる意見書（案）について

○議長（成田 浩君）

日程第9、意見書案第2号教育予算拡充に係わる意見書（案）について議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております、意見書案第2号教育予算拡充に係わる意見書（案）について、提案理由を申し上げます。

先ほど採択されました、陳情第4号教育予算拡充に係わる意見書採択の陳情についての願意が国の関係機関への意見書提出となっておりますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案する次第であります。

意見書の内容につきましては、お手元に配布しましたとおりですので、朗読は省略いたしますが、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠との観点から、平成29年度予算編成において教育予算の拡充を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係省庁に意見書を提出するも

のであります。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから意見書案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第2号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

18番。私は、さきの陳情の採択にも反対をいたしましたので、意見書も同じく反対でございます。

意見書案の中に、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要だと書いてございます。そのために、そのための条件整備が不可欠だと。国の予算をふやしたり、あるいは教育環境をもっと充実しろということと、子どもたちが主体的に学ぶ意欲を出してくる、そのことを引き出すという努力は、こういったこととは、また違ったような気もいたします。るる申し上げますが、陳情に反対でございますので、意見書の案についても反対をいたします。

以上で終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま議題となっております、意見書案第2号教育予算拡充に係わる意見書（案）について、意見書の提出に賛成の立場で討論いたします。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。充実した教育を実現させるためには、やはり、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であり、先ほどの討論の中で申し上げたのと同様の理由で、意見書提出に関しても賛成です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、意見書案第2号教育予算拡充に係わる意見書（案）については原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第59号平成28年度日置市一般会計補正予算（第5号）

○議長（成田 浩君）

日程第10、議案第59号平成28年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第59号は、平成28年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266億1,067万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、平成28年6月19日の豪雨により災害が発生し、災害復旧に要する経費についての予算措置と健康づくり複合施設ゆすいんのボイラーが故障したことに伴うボイラー借り上げに要する経費についての予算措置、並びにこれに伴う債務負担行為の追加の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、繰入金で、歳入歳出予算の調整のための財政調整基金繰入金を5,300万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費の社会福祉費で、健康づくり複合施設ゆすいんのボイラーの借り上げに係る経費を101万7,000円増額計上いたしました。

衛生費の保健衛生費で、弓場共同墓地ののり面が崩壊したことに伴う補助金の増額により、21万6,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農道、水路等の施設維持修繕料や委託料の増額、公共土木施設災害復旧費で市道等の施設維持修繕料や委託料などの増額、文教施設災害復旧費で小学校や東市来修練館の施設維持修繕料の増額、そのほか公共施設・公用施設災害復旧費で、庁舎、地区公民館の施設維持修繕料の増額などにより、5,176万7,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号平成28年度日置市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

△日程第11 閉会中の継続審査申し出
について

○議長（成田 浩君）

日程第11、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第12 閉会中の継続調査申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第12、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第13 議員派遣の件について

○議長（成田 浩君）

日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第14 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第14、所管事務調査結果報告につい

てを議題とします。

各常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果報告については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

△日程第15 行政視察結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第15、行政視察結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。行政視察結果報告については議員に送付します。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、6月10日の招集から本日の最終本会議までの21日間にわたりまして、平成28年度の一般会計補正予算を初め、教育委員の任命及び公正委員の選任、税条例等の一部改正、診療所条例の廃止、市営駐車場条例の一部改正など、各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

ます。

また、審議につきまして、議員各位からのご指摘のありました点についても真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいりたいと思っております。

また、今後、豪雨等、また台風等におきますことにつきまして、特に災害が予想されます。そのときにおきましては、私ども専決処分をさせていただき、速やかに議会のほうにも報告いたしますので、ご了承していただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分に健康に留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（成田 浩君）

これで、平成28年第2回日置市議会定例会を閉会します。

午後0時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 花木千鶴

日置市議会議員 並松安文

